

令和 7 年 度

地方公営企業決算状況調査表作成要領

総務省自治財政局

公 営 企 業 課

公営企業経営室

準公営企業室

目 次

第1章 調査要領

第1 調査内容	1
1. 調査対象事業	1
(1) 法適用企業	1
(2) 法非適用企業	1
(3) 想定企業会計	1
(4) 黒・赤字別区分の取扱い	2
(5) 年度中途に異動があった企業の取扱い	3
(6) 資本費繰入収益の元となった繰入金の取扱い	3
第2 報告期日等	4
1. 報告期日	4
2. 決算内容、調査表の検収	4
3. 調査結果の公表（予定）	4
第3 調査表の種類	4
1. 調査表の種類	4
2. 調査表の作成（提出）枚数	5

第2章 調査表作成要領

第1 調査表作成上の一般的留意事項	6
1. 数値記入上の留意事項	6
2. 電子調査表システムにおける作成上の留意事項	6
3. 調査表記入後のチェック	6
第2 各事業共通調査表の作成	7
1. 法適用企業	7
20表 損益計算書	7
21表 費用構成表	19
22表 貸借対照表	24
23表 資本的収支に関する調	31
24表 企業債に関する調	39
40表 繰入金に関する調	41
45表 企業債年度別償還状況調	44
2. 法非適用企業	47
26表 歳入歳出決算に関する調	47
24表 地方債に関する調	53
40表 繰入金に関する調	54
45表 地方債年度別償還状況調	55

第3 事業別調査表の作成	56
1. 法適用企業	56
水道事業（簡易水道事業を含む）	56
工業用水道事業	66
交通事業（都市高速鉄道）	74
交通事業（路面電車・懸垂電車等）	77
交通事業（自動車運送）	78
交通事業（船舶運航）	81
電気事業	83
ガス事業	89
病院事業	93
下水道事業（公共下水道，特定公共下水道，流域下水道，特定環境保全公共下水道，農業集落排水施設， 漁業集落排水施設，林業集落排水施設，簡易排水施設，小規模集合排水処理施設）	113
下水道事業（特定地域生活排水処理施設，個別排水処理施設）	144
港湾整備事業	147
市場事業	151
と畜場事業	155
観光施設事業（休養宿泊施設）	157
観光施設事業（索道）	160
観光施設事業（その他観光施設）	162
宅地造成事業（臨海土地造成）	164
宅地造成事業（その他造成）	169
有料道路事業	176
駐車場整備事業	179
介護サービス事業	183
その他事業	197
2. 法非適用企業	199
簡易水道事業	199
下水道事業（公共下水道，特定公共下水道，流域下水道，特定環境保全公共下水道，農業集落排水施設， 漁業集落排水施設，林業集落排水施設，簡易排水施設，小規模集合排水処理施設）	204
下水道事業（特定地域生活排水処理施設，個別排水処理施設）	215
介護サービス事業	218
簡易水道事業，下水道事業及び介護サービス事業以外の事業	224
3. 地方独立行政法人（病院事業）	225
（参考資料）「令和7年度の地方公営企業繰出金について」	230

第1章 調査要領

第1 調査内容

- (1) 令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。以下同じ。）の決算の状況
- (2) 令和7年度の施設及び業務の状況

1. 調査対象事業

(1) 法適用企業

- ① 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の全部又は財務規定等を適用している事業であること。ただし、競馬、競輪、競艇等の収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業は除くものであること。
- ② 全表とも決算日（3月31日）現在の数値を記入すること。

(2) 法非適用企業

- ① 地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に基づきその経理を特別会計を設けて行っている同法施行令（昭和23年政令第267号）第46条に掲げる事業（流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設を含む。）、並びに有料道路事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業で、上記(1)の法適用企業を除いた事業であること。
- ② 「施設及び業務概況に関する調」については各年度の末日（3月31日）現在の数値を、第21表、第32表、第33表（下水道事業のみ）、第26表、第24表、第40表及び第45表については各年度の出納閉鎖日（5月31日）現在の数値を記入すること。

(注) 1 地方自治法第244条の2第8項に基づき「利用料金制」をとるものについても、本調査の対象とするものである。

2 法非適用企業の電気事業（ごみ発電事業等）について、その経理を特別会計を設けて行っている事業を本調査の対象とするものである。

3 下水道事業について、都道府県等が実施している流域下水道に建設費負担金を支払っているが、下水道の建設にはいまだに着手していないものも、本調査の対象となるものである。

4 観光施設事業（その他観光施設）について、平成12年度決算調査時に調査対象の適正化を図り、観光施設として社会通念上認識されないもの（具体的には、墓地・霊園、産業廃棄物処理場等）については、法適用企業にあってはその他事業として本調査の対象とするものであり、法非適用企業にあっては本調査の対象とせず、普通会計決算の調査対象とするものである。

(3) 想定企業会計

従前は公営企業会計として特別会計を設置していたが、公営企業会計を廃止し、一般会計等において清算及び地方債の償還を行っている場合等においては、これに係る一切の収支は一般会計等から分別し、当該事業に係る公営企業会計が設けられているものと想定し、本調査の対象とするものである。

ただし、駐車場整備事業等で、特別会計設置義務がないため一般会計で経理を行っているが、その経営方式

が独立採算制をとっている等の実態を勘案して公営企業決算統計で報告を行う場合については、想定企業会計とはならないので留意すること。

(参考) 調査対象事業名一覧

法 適 用 企 業		法 非 適 用 企 業
事 業 名	摘 要	事 業 名
水 道 事 業	法第2条第1項 (当然全部)	交通(船舶運航)事業
工 業 用 水 道 事 業	〃 (〃)	電 気 事 業
交 通 事 業		簡 易 水 道 事 業
うち 軌 道 事 業 自動車運送事業 鉄 道 事 業 船 舶 運 航 事 業	〃 (〃)	港 湾 整 備 事 業
	〃 (〃)	市 場 事 業
	〃 (〃)	と 畜 場 事 業
	法第2条第3項 (条例全部) 令第1条第2項 (条例財務)	観 光 施 設 事 業
電 気 事 業	法第2条第1項 (当然全部) 法第2条第3項 (条例全部) 令第1条第2項 (条例財務)	宅 地 造 成 事 業
ガ ス 事 業	法第2条第1項 (当然全部)	下 水 道 事 業
病 院 事 業	法第2条第2項 (当然財務) 令第1条第1項 (条例全部)	有 料 道 路 事 業
簡 易 水 道 事 業	法第2条第3項 (条例全部) 令第1条第2項 (条例財務)	駐 車 場 整 備 事 業
港 湾 整 備 事 業	〃 (〃)	介 護 サービス事業
市 場 事 業	〃 (〃)	
と 畜 場 事 業	〃 (〃)	
観 光 施 設 事 業	〃 (〃)	
宅 地 造 成 事 業	〃 (〃)	
下 水 道 事 業	〃 (〃)	
有 料 道 路 事 業	〃 (〃)	
駐 車 場 整 備 事 業	〃 (〃)	
介 護 サービス事業	〃 (〃)	
そ の 他 事 業	〃 (〃)	

(4) 黒・赤字別区分の取扱い

- ① 法適用企業の場合、(20表)「損益計算書」の列46「経常利益」、列47「経常損失」により記入すること。
なお、収支が「0」の場合は黒字「1」とすること。
- ② 法非適用企業の場合、(26表)「歳入歳出決算に関する調」の収益的収支の列22「収支差引」により記入すること。なお、収支が「0」の場合は黒字「1」とすること。
- ③ 施設が建設中で、いまだ一部についても稼働していない事業(料金収入なし)は、建設中の事業として取扱うものであること(黒・赤字コードは3)。したがって、仮に受託工事収支等により損益収支が出た場合

であっても、全表「3」を記入すること。

- ④ 全施設が完成していない事業であっても、その一部が稼働し料金収入があるものについては、すべて営業中の事業として取り扱うものであること。(黒・赤字コードは1又は2)

(注) ・流域下水道において、市町村からの管理運営費負担金の収入があるものは、営業中の事業として取り扱うこと。

・宅地造成事業については、当該土地が全部売却されるまでの間は、営業中の事業として取り扱うこと。

- ⑤ 休止中の事業であっても営業中の事業として取り扱うので、建設中のコード(黒・赤コード「3」)を記入しないこと。

(5) 年度中途に異動があった企業の取扱い

- ① 年度の中途において、法の全部又は法の一部を適用した事業にあっては、法適用後の決算を作成し提出すること。また、年度の中途において、法の全部又は法の一部を適用しないこととした事業にあっては法非適用後の決算を作成し提出すること。したがって、法適用前あるいは法非適用前の打ち切り決算については提出しないものであること。
- ② 年度の中途において事業を廃止した場合は、打ち切り決算により作成し提出すること。
- ③ 市町村の廃置分合等により年度の中途において合併等が行われた事業にあっては、合併等の後の団体が決算を作成し、提出すること。したがって、合併等の前の打ち切り決算については、合併等の後の決算に合算して提出すること。ただし、貸借対照表(22表)等については、合併後の団体の決算数値等、年度末の数値を記入すること。

〔質 疑〕

問 年度途中の令和7年10月1日に市町村合併を行った場合、決算状況調査はどのように作成すべきか。

また、合併等に伴い法非適用企業から法適用企業となる場合はどうか。

答 基準日が令和8年3月31日時点であるため、合併後の団体により決算状況調査を作成し、提出するものである。

この際、損益計算書(20表)、費用構成表(21表)等においては、合併後の団体のみの決算(対象期間：令和7年10月1日以降)では、令和7年9月末日以前の決算状況(いわゆる「打ち切り決算」)が決算状況調査に反映されないこととなってしまうため、これを合併後の団体の決算数値に合算して作成すること。なお、貸借対照表(22表)、企業債に関する調(24表)等については、合併後の団体の決算数値等、年度末の数値を記入すること。

また、合併等に伴い法非適用企業から法適用企業となる場合については、合併後の法適用企業として決算数値を作成すること。なお、前述のとおり、合併前の団体の法非適用企業に係る決算数値も合算して作成すること。

(6) 資本費繰入収益の元となった繰入金の取扱い

資本費繰入収益の元となった繰入金については、団体における予算経理如何に関わらず、地方公営企業決算状況調査上は、すべて資本金収入の繰入金として取り扱うこととする。

なお、当該繰入金を収益的収入の現金収益として処理している団体にあっては、上記取扱いによって当年度損益勘定留保資金に変動が生じることとなるため、留意すること。

第2 報告期日等

1. 報告期日

法適用企業、法非適用企業別に別途通知する。

2. 決算内容、調査表の検収

別途通知する。

3. 調査結果の公表（予定）

- (1) 令和7年度地方公営企業等決算の概要（公表） 令和8年9月
- (2) 「地方公営企業年鑑」第73集 令和9年3月

第3 調査表の種類

1. 調査表の種類

(1) 法適用企業

- | | | |
|----------|-------------------|-------------------|
| 各事業共通調査表 | ○損益計算書（20表） | ○資本的収支に関する調（23表） |
| | ○費用構成表（21表） | ○企業債に関する調（24表） |
| | ○貸借対照表（22表） | ○繰入金に関する調（40表） |
| | ○企業債年度別償還状況調（45表） | |
| | 事業別調査表 | ○施設及び業務概況に関する調，付表 |
| | ○経営分析に関する調 | |
| | ○職種別給与に関する調（25表） | |

(2) 法非適用企業

- | | |
|----------|-------------------|
| 各事業共通調査表 | ○歳入歳出決算に関する調（26表） |
| | ○地方債に関する調（24表） |
| | ○繰入金に関する調（40表） |
| | ○地方債年度別償還状況調（45表） |
| 事業別調査表 | ○施設及び業務概況に関する調，付表 |
| | ○経営分析に関する調 |
| | ○費用構成表（21表） |
| | ○職種別給与に関する調（25表） |

2. 調査表の作成（提出）枚数

○印は、1 団体につき 1 枚作成する表である。なお、上水道事業において、事業区分コード（P.56参照）が「2」である場合は、事業区分コード「4」についても作成する必要がある。したがって、この場合は 1 団体につき 2 枚作成することとなる。

●印は、1 団体につき施設ごと（宅地造成事業においては造成地区ごと）に作成する表である。

△印は、1 団体につき 1 枚（数施設の合計）作成する表（施設ごとは不要）で、施設コード「001」の綴りに折り込む表である。

□印は、1 団体につき事業ごと（会計ごと）に作成する表である。

▲印は、介護サービス事業において、1 事業につき介護サービス施設種別コード（P.183, 218参照）ごとに作成する表である。

(1)法適用企業

事業名 事業コード 業種コード	調査表の種類 表番号	団体情報 (施設情報) 番号	業務の概要 01～19,50,51	損益計算書 20	費用構成表 21	貸借対照表 22	資本的収支 23	企業債調 24	職別給与調 25	繰入金調 40	償還状況年調 45	経営分析 (一) (二) (三)	付表 その他
上水道	01	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
簡易水道	01	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
工業用水道	02	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
路面電車	03	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
自動車運送	03	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
都市高速鉄道	03	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
懸垂電車等	03	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
船舶運航	03	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
電気	04	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	27表 28表 31表	
ガス	05	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
病院	06	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
公共下水道	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ 52
特定公共下水道	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ 表
流域下水道	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特定環境保全公共下水道	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
農業集落排水施設	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
漁業集落排水施設	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
林業集落排水施設	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
簡易排水施設	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小規模排水処理施設	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特定地域排水処理施設	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
個別排水処理施設	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
港湾	08	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
市場	09	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
と畜場	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
休業宿泊	11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
索道	11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
その他観光	11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
臨海土地造成	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
その他造成	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
有料道路	13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
駐車場	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
その他	15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
介護サービス	16	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

※事業コード0・・・22表, 24表, 45表 事業コード1～6・・・51表, 20表, 21表, 23表, 25表

(2)法非適用企業

事業名 事業コード 業種コード	調査表の種類 表番号	団体情報 (施設情報) 番号	業務の概要 05～07,10 ～19,29,51	歳入歳出決算 26	費用構成表 21	地方債調 24	職別給与調 25	繰入金調 40	償還状況年調 45	経営分析 (一) (二) (三)	付表
簡易水道	01	○	○	○	○	○	○	○	○		
交通(船舶運航)	03	○	○	○	○	○	○	○	○		
電気	04	○	○	○	○	○	○	○	○		
公共下水道	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ 52
特定公共下水道	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ 表
流域下水道	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特定環境保全公共下水道	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
農業集落排水施設	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
漁業集落排水施設	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
林業集落排水施設	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
簡易排水施設	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小規模排水処理施設	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特定地域排水処理施設	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
個別排水処理施設	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
港湾	08	○	○	○	○	○	○	○	○		
市場	09	○	○	○	○	○	○	○	○		
と畜場	10	○	○	○	○	○	○	○	○		
休業宿泊	11	○	○	○	○	○	○	○	○		
索道	11	○	○	○	○	○	○	○	○		
その他観光	11	○	○	○	○	○	○	○	○		
臨海土地造成	12	○	○	○	○	○	○	○	○		○
その他造成	12	○	○	○	○	○	○	○	○		○
有料道路	13	○	○	○	○	○	○	○	○		
駐車場	14	○	○	○	○	○	○	○	○		
その他	15	○	○	○	○	○	○	○	○		
介護サービス	16	※	○	○	○	○	○	○	○		

※事業コード0・・・24表, 45表 事業コード1～6・・・51表, 26表, 21表, 25表

第2章 調査表作成要領

第1 調査表作成上の一般的留意事項

この調査は、各事業の施設業務の概況及びその経営状況を把握し経営分析等により、企業の健全経営に資することを目的とするものであるので、作成に当たって各条件コード及び数値の記入には正確を期すること。また、表間表内における突合等、関連数値について特に留意すること。

1. 数値記入上の留意事項

- (1) 各数値は、表示単位に注意し 確実に記入すること。

特に各事業の「施設及び業務の概況に関する調」の表示単位に注意すること。

- (2) 端数処理は、四捨五入の後、合計数値又は関連数値と突合するよう適宜調整すること（別冊の突合表を参照のこと）。
- (3) 百分比の数値は、各表に表示されている単位より1位多く算出し、その数値を四捨五入すること。
- (4) 前年度調査においても、数値の記入もれ、桁ミス、欄ミス等（特に、選択列の選択もれ、条件コードのもれや、異常値記入）が多数見られたので、数値記入の際には特に注意すること。

2. 電子調査表システムにおける作成上の留意事項

- (1) 作成に当たっては、総務省の「電子調査表システム操作手順書」を参照すること。
- (2) 条件コードは、各事業において各々示している「コードの記入方法」により、全表に、空欄のないように記入すること。条件コードと数値の内容が合っていないまま提出されることが多いので、必ず突合を行ってから提出すること。

「地方公共団体コード」は、総務省作成の「都道府県・市区町村コード」及び「一部事務組合等コード」により調査日現在の番号を使用すること。

- (3) 各コードは、数値の記入を一切要しない調査表であっても必ず記入すること。したがって、調査表は所要の提出部数は必ず全て提出すること。
- (4) 「チェック欄」は、何ら意味のない数値であるが、記入・チェックミスを防ぐためのものであるから、正確に単純加算をして記入すること。なお、選択項目の数値も加算すること。
- (5) 記入した各コードと、それに関する調査表記入数値とは必ず突合させること。
- (6) 施設名コード番号は、基本的には、すべての施設についてコード番号を001番から（ただし、法適用簡易水道事業は005番から）順次固定すること。また、合併等により事業を廃止した場合には、その番号は欠番とすること。

3. 調査表記入後のチェック

提出に当たっては、次の点について必ず再度確認をすること。

- (1) 各表にコードの記入もれ（空欄）、記入誤りがないか。入力した数値との突合は取れているか。
- (2) 「施設及び業務概況に関する調」の各項目の数値に単位ミス、桁ミス等がないか。
- (3) 「損益計算書」、「貸借対照表」等の調査表に記入した数値と、手元の決算財務諸表等との内容が一致しているか。

- (4) 各表内又は他表間の関連数値が突合しているか（別冊の「突合表」により必ずチェックすること。）。
- (5) 事業単位、施設単位等で作成する調査表がすべてそろっているか。（P. 5 参照）
- (6) 数値の記入のない調査表でも必ず 1 枚は添付（コードのみ記入のうえ）されているか。

第2 各事業共通調査表の作成

（※共通調査表の作成の説明では、法適用企業は水道事業、法非適用企業は簡易水道事業で例示している。）

1. 法適用企業

20表 損益計算書

(1) 調査目的

この調査表は、企業の経営成績を明らかにするため、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用について調査するものである。

(2) 全般的留意事項

ア 留意事項

(ア) この調査表は基本的には免税事業者を除き、税抜き処理後の金額にて記入すること。

(イ) この調査表には、当年度の経常的な経営活動に伴う損益のほか、特別損益も含めて記入するものであること。なお、建設中の事業（料金収入なし、黒・赤字コードは「3」）についても、損益取引として処理せざるを得ないもの（例えば受託工事収益、費用）がある場合は本表に記入すること（建設中の事業における支払利息は、23表列19「建設利息」及び22表列8「エ建設仮勘定」に記入すること。）。

(ウ) 附帯事業費、材料及び不用品売却原価も本表に含めること。

(エ) 交通事業における他会計からの運賃補填額は、運輸（送、航）収益に含めること。

イ 関連数値等

(ア) 「総収益」は、列2「(1)営（医）業収益」、列15「(2)営（医）業外収益」及び列48「5. 特別利益」の合算額、また、「総費用」は、列26「(1)営（医）業費用」、列40「(2)営（医）業外費用」及び列52「6. 特別損失」の合算額であるので注意すること。

(イ) 「経常利益」及び「経常損失」は次の算式により算出した額を記入するものであるので注意すること。「経常利益（又は経常損失）」

$$= (\text{列2「営（医）業収益」} + \text{列15「営（医）業外収益」}) - (\text{列26「営（医）業費用」} + \text{列40「営（医）業外費用」})$$

なお、「経常損失」は、正数で記載し、「△」、「－」の符号はつけないこと。

(ウ) 「特別利益」は、固定資産売却益、過年度損益修正益、臨時巨額の収益及び過年度の欠損金を補うための他会計繰入金等を計上すること。

(エ) 「特別損失」は、固定資産売却損、減損損失、過年度損益修正損及び臨時巨額の損失等を計上すること。

(オ) 「純損失」は、正数で記載し、「△」、「－」の符号はつけないこと。

(カ) 「前年度繰越欠損金」及び「当年度未処理欠損金」を有する場合は、「－」の符号をつけること。

[AGNHY502]

令和7年度決算

010 水道事業

団体コード 019999

法 定 代 表 者 法人 法適用企業

施 設 名 001 ④上水施設名称001

事業区分 1 上水道事業のみ

経営主体 1 都道府県営

黒・赤字別 1 経常利益を生じた事業（黒字）

都道府県名称

④都道府県名称

団 体 名

④市町村名称

税 務 別 01 都及び指定都市

用 途 区 分 1 80%以上

水 源 区 分 2 ダムを主とするもの

原 価 区 分 2 給水原価181円以上282円未満（未満）

20 損 益 計 算 書

項 目	行 金 額 等	列 番 号
	(千円)	
1. 総収益(B)+(C)+(G) (A)	01	(1)
(1) 営 業 収 益 (B)		(2)
ア 給 水 収 益		(3)
うち簡易水道事業分		(4)
		(5)
		(6)
		(7)
		(8)
イ 受 託 工 事 収 益		(9)
エ 繰延運営権対価収益		(10)
ウ 運営権者更新投資収益		(11)
オその他営業収益		(12)
(ア) 他会計負担金		(13)
(イ) そ の 他		(14)
(2) 営 業 外 収 益 (C)		(15)
ア 受 取 利 息 及 び 配 当 金		(16)
イ 受 託 工 事 収 益		(17)
ウ 国 庫 補 助 金		(18)
エ 都 道 府 県 補 助 金		(19)
オ 他 会 計 補 助 金		(20)
		(21)
カ 長 期 前 受 金 戻 入		(22)
キ 資 本 費 繰 入 収 益		(23)
ク 雑 収 益		(24)
2. 総費用(E)+(F)+(H) (D)		(25)
(1) 営 業 費 用 (E)		(26)
ア 原 水 及 び 浄 水 費 (受水費を含む)		(27)
イ 配 水 及 び 給 水 費		(28)
ウ 受 託 工 事 費		(29)
		(30)
		(31)
		(32)
エ 業 務 費		(33)
オ 総 係 費		(34)
カ 減 価 償 却 費		(35)
キ 資 産 減 耗 費		(36)
ク その他営業費用		(37)
		(38)
		(39)
(2) 営 業 外 費 用 (F)		(40)
ア 支 払 利 息		(41)
イ 企 業 債 取 扱 諸 費		(42)
ウ 受 託 工 事 費		(43)
エ 繰 延 勘 定 償 却		(44)
オ その他営業外費用		(45)
3. 経 常 利 益 ((B+C)-(E+F))		(46)
4. 経 常 損 失 (△)		(47)

項 目	行 金 額 等	列 番 号
	(千円)	
5. 特 別 利 益 (G)	01	(48)
(1) 他 会 計 繰 入 金		(49)
(2) 固 定 資 産 売 却 益		(50)
(3) そ の 他		(51)
6. 特 別 損 失 (H)		(52)
(1) 職 員 給 与 費		(53)
(2) そ の 他		(54)
7. 純 利 益 (A)-(D)		(55)
8. 純 損 失 (△)		(56)
9. 前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金 (又は前年度繰越欠損金)		(57)
10. そ の 他 未 処 分 利 益 剰 余 金 (又は前年度繰越欠損金)		(58)
11. 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金 (又は前年度繰越欠損金)		(59)

収益的支出に充てた企業債		(60)
収益的支出に充てた他会計借入金		(61)
「01行26列」のうち、退職給付費 (会計基準の見直し等に伴う経過措置分)		(62)
「01行23列」のうち、退職給付費 (会計基準の見直し等に伴う経過措置分)		(63)
「01行26列」のうち、 各種引当金繰入額の合計		(64)
退職給付引当金繰入額		(65)
賞与引当金繰入額		(66)
01行64列 の内訳 修繕引当金繰入額		(67)
特別修繕引当金繰入額		(68)
貸倒引当金繰入額		(69)
その他引当金繰入額		(70)
「01行26列」のうち、たな卸資産評価損		(71)
「01行54列」のうち、減損損失額		(72)
「01行54列」のうち、繰延資産償却		(73)
「01行51列」のうち、長期前受金戻入		(74)
「01行22列」のうち、上水道事業分		(75)
うち 減価償却に伴い収益化したもの		(76)
「01行22列」のうち、簡易水道事業分		(77)
うち 減価償却に伴い収益化したもの		(78)

		02	(1)
「02行05列」のうち、国の補正予算等 に基づく事業に係る繰入			(2)
他会計繰入金合計			(3)
(1) 繰出基準に基づく繰入金			(4)
(2) 繰出基準以外の繰入金			(5)
ア 繰出基準に基づく事由に 係る上乗せ繰入			(6)
イ 繰出基準の事由以外の繰入			(7)
			(8)

・消費税及び地方消費税に関する調

収益的	税 抜 き		(9)
収 入	税 込 み		(10)
収益的	税 抜 き		(11)
支 出	税 込 み		(12)
消費税及び地方消費税額	還 付 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 額		(13)
消費税及び地方消費税額	確 定 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 額		(14)

・キャッシュ・フロー計算書に関する調

(1) 業 務 活 動 に よ る キャッシュ・フロー		(15)
(2) 投 資 活 動 に よ る キャッシュ・フロー		(16)
(3) 財 務 活 動 に よ る キャッシュ・フロー		(17)
(4) 資 金 に 係 る 換 算 差 額		(18)
(5) 資 金 の 増 加 額 (又は減少額)		(19)
(6) 資 金 期 首 残 高		(20)
(7) 資 金 期 末 残 高		(21)

01行22列 の内訳	国 庫 補 助 金		(22)
	都 道 府 県 補 助 金		(23)
	工 事 負 担 金		(24)
	他 会 計 繰 入 金		(25)
	寄 付		(26)
	受 贈		(27)
	そ の 他		(28)
			(29)

019999201010

(3) 個別的留意事項

列13 他会計負担金 法17条の2, 令8条の5に基づく他会計負担金のうち収益的支出に充てるため受け入れたものを記入すること。

列16 受取利息及び配当金 預金, 基金, 一般会計又は他の特別会計等への貸付金及び公社債, 株式等の有価証券から生ずる受取利息及び配当金を記入すること。

(参考)「令和7年度の地方公営企業繰出金について」(令和7年4月1日付総財令第28号総務副大臣通知。以下「令和7年度繰出基準」という。)の基準により示されている項目については, 次の区分により記入すること。

項 目	記 入 欄	科 目	(注) 繰出金額については一般会計との整合性を確認すること。
全 事 業 【法適用】 ○児童手当に要する経費 損益勘定として経理したもの 資本勘定として経理したもの ○基礎年金拠出金公的負担経費, 特別減収対策企業債利子負担 ○脱炭素化に取組むための建設改良 支払利息分 元金償還分	20表列20 23表列 7 20表列20 20表列20 23表列4 (又は列7)	他会計補助金 他会計補助金 他会計補助金 他会計補助金 他会計出資金 (他会計補助金)	
【法非適用】 ○児童手当に要する経費 損益勘定として経理したもの 資本勘定として経理したもの ○特別減収対策企業債利子負担 ○脱炭素化に取組むための建設改良 支払利息分 元金償還分	26表列10 26表列26 26表列10 26表列10 26表列26	他会計繰入金 他会計補助金 他会計繰入金 他会計繰入金 他会計補助金	
事 業 別 【法適用】 水 道 事 業 ○消火栓等に要する経費 消火栓維持管理費 消火栓設置費 ○公共施設における無償給水 公共水道施設維持管理費 公共水道施設設置費 ○上水道の出資に要する経費 当年度建設改良費 元金償還分 支払利息分 (建設利息) 支払利息分 (建設利息以外) ○上水道の水源開発 支払利息分 元金償還分 ○上水道の広域化対策 支払利息分 元金償還分 ○上水道の高料金対策 ○統合水道に係る事業統合前の簡易水道の建設改良 支払利息分 元金償還分 ○統合水道に係る事業統合後に実施する建設改良 支払利息分 元金償還分 ○上水道の防災対策に要する経費 支払利息 元金償還分	20表列13 23表列 5 20表列13 23表列 5 23表列 4 23表列 4 23表列 4 20表列20 20表列20 23表列 4 (又は列7) 20表列20 23表列 4 (又は列7) 20表列20 20表列20 23表列 4 (又は列7) 20表列20 23表列 4 (又は列7) 20表列20 23表列 4 (又は列7)	他会計負担金 他会計負担金 他会計負担金 他会計負担金 他会計出資金 他会計出資金 他会計出資金 他会計補助金 他会計補助金 他会計出資金 (他会計補助金) 他会計補助金 他会計出資金 (他会計補助金) 他会計補助金 他会計出資金 (他会計補助金) 他会計補助金 他会計出資金 (他会計補助金)	

項 目	記 入 欄	科 目
簡易水道事業		
○簡易水道の建設改良		
臨時措置に係る支払利息分	20表列20	他会計補助金
臨時措置に係る元金償還分	23表列4（又は列7）	他会計出資金（他会計補助金）
支払利息分	20表列20	他会計補助金
元金償還分	23表列4（又は列7）	他会計出資金（他会計補助金）
○簡易水道の高料金対策	20表列20	他会計補助金
○簡易水道未普及解消緊急対策事業		
支払利息分	20表列20	他会計補助金
元金償還分	23表列4（又は列7）	他会計出資金（他会計補助金）
○簡易水道の事業統合推進		
損益勘定として経理したもの	20表列20	他会計補助金
資本勘定として経理したもの	23表列7	他会計補助金
○地方公営企業法の適用に要する経費		
損益勘定として経理したもの	20表列20	他会計補助金
資本勘定として経理したもの	23表列7	他会計補助金
○簡易水道の防災対策に要する経費		
支払利息	20表列20	他会計補助金
元金償還分	23表列4（又は列7）	他会計出資金（他会計補助金）
工業用水道事業		
○消火栓等に要する経費		
消火栓維持管理費	20表列13	他会計負担金
消火栓設置費	23表列5	他会計負担金
交 通 事 業		
○軌道撤去及び路面復旧費等経費		
損益勘定として経理したもの	20表列21	他会計負担金
資本勘定として経理したもの	23表列5	他会計負担金
○LRTシステム整備	23表列7	他会計補助金
○地下高速鉄道等事業出資 （含む地下鉄経営健全化対策出資）	23表列4	他会計出資金
○地下高速鉄道建設費	23表列7	他会計補助金
○地下鉄緊急整備事業元金償還	23表列7	他会計補助金
○ニュータウン鉄道建設費	23表列7	他会計補助金
○地方空港アクセス鉄道整備費	23表列7	他会計補助金
○地下高速鉄道事業利子負担 （含む地下鉄緊急整備事業利子支払）	20表列20	他会計補助金
○バス・路面電車事業バリアフリー化 促進経費	23表列7	他会計補助金
○バス事業共済追加費用負担経費	20表列20	他会計補助金
病 院 事 業		
○建設改良費	23表列5（又は列4）	他会計負担金（他会計出資金）
支払利息分	20表列21	他会計負担金
元金償還分	23表列5（又は列4）	他会計負担金（他会計出資金）
○へき地医療確保	20表列21	他会計負担金
○救急医療確保	20表列13	他会計負担金
○附属診療所	20表列21	他会計負担金
○不採算地区病院	20表列21	他会計負担金
○不採算地区中核病院	20表列21	他会計負担金
○結核医療	20表列21	他会計負担金
○精神医療	20表列21	他会計負担金
○感染症医療	20表列21	他会計負担金
○リハビリテーション医療	20表列21	他会計負担金
○研究研修費	20表列20	他会計補助金
○保健医療福祉共同研修経費	20表列20	他会計補助金
○高度医療	20表列21	他会計負担金
○周産期医療	20表列21	他会計負担金

項 目	記 入 欄	科 目
○看護師養成所	20表列21	他会計負担金
○小児医療	20表列21	他会計負担金
○院内保育	20表列20	他会計補助金
○保健衛生行政	20表列13	他会計負担金
○共済追加費用負担経費	20表列20	他会計補助金
○医師等確保対策経費	20表列20	他会計補助金
○公立病院経営強化の推進経費（損益勘定として経理したもののうち、特別利益以外に係るもの）	20表列20	他会計補助金
○公立病院経営強化の推進経費（損益勘定として経理したもののうち、特別利益に係るもの）	20表列49	他会計繰入金
○公立病院経営強化の推進経費（割高経費等）	23表列 4	他会計出資金
下 水 道 事 業		
○雨水処理費 （うち用地に係る元金償還金等以外） のもの	20表列 8	雨水処理負担金
（用地に係る元金償還金等）	23表列 7	他会計補助金
○分流式下水道等に要する経費 （うち用地に係る元金償還金以外） のもの	20表列20	他会計補助金
（用地に係る元金償還金）	23表列 7	他会計補助金
○流域下水道建設費（臨時措置分） 支払利息分・資本費分 元金償還分	20表列20 23表列 7	他会計補助金 他会計補助金
○水質規制費	20表列20	他会計補助金
○水洗便所等普及費	20表列20	他会計補助金
○不明水処理費	20表列20	他会計補助金
○高度処理費 （うち用地に係る元金償還以外の） もの	20表列20	他会計補助金
（用地に係る元金償還金）	23表列 7	他会計補助金
○高資本費対策	20表列20	他会計補助金
○広域化・共同化に要する経費 支払利息分・資本費分 元金償還分	20表列20 23表列 7	他会計補助金 他会計補助金
○地方公営企業法の適用に要する経費 損益勘定として経理したもの 資本勘定として経理したもの	20表列20 23表列 7	他会計補助金 他会計補助金
○普及特別対策 （雨水処理負担分を除く） 支払利息分 元金償還分	20表列20 23表列 7	他会計補助金 他会計補助金
○緊急下水道整備特定事業 （臨時措置分） 支払利息分 元金償還分	20表列20 23表列 7	他会計補助金 他会計補助金
○農業集落排水緊急整備事業 （臨時措置分） 支払利息分 元金償還分	20表列20 23表列 7	他会計補助金 他会計補助金
○小規模集合排水処理施設整備事業 （臨時措置分） 支払利息分 元金償還分	20表列20 23表列 7	他会計補助金 他会計補助金
○個別排水処理施設整備事業 （臨時措置分）		

項 目	記 入 欄	科 目
支払利息分 元金償還分	20表列20 23表列 7	他会計補助金 他会計補助金
○下水道事業債（特例措置分）の償還に要する経費 （含む臨時財政特例債等の償還等に要する経費） 支払利息分 元金償還分	20表列20 23表列 7	他会計補助金 他会計補助金
○下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費 支払利息分 元金償還分	20表列20 23表列 7	他会計補助金 他会計補助金
港湾整備事業		
○離島における旅客上屋の整備に要する経費 支払利息分 元金償還分	20表列20 23表列 4（又は列 7）	他会計補助金 他会計出資金（他会計補助金）
市場事業		
○業者の指導監督等に要する経費	20表列20	他会計補助金
○建設改良に要する経費 支払利息分 元金償還分	20表列20 23表列 4（又は列 7）	他会計補助金 他会計出資金（他会計補助金）
【法非適用】		
下水道事業		
○雨水処理費 （うち用地に係る元金償還金等以外）のもの （用地に係る元金償還金等）	26表列 4 26表列26	雨水処理負担金 他会計補助金
○分流式下水道等に要する経費 （うち用地に係る元金償還金以外）のもの （用地に係る元金償還金）	26表列10 26表列26	他会計繰入金 他会計補助金
○流域下水道建設費（臨時措置分） 支払利息分 元金償還分	26表列10 26表列26	他会計繰入金 他会計補助金
○水質規制費	26表列10	他会計繰入金
○水洗便所等普及費	26表列10	他会計繰入金
○不明水処理費	26表列10	他会計繰入金
○高度処理費 （うち用地に係る元金償還金等以外）のもの （用地に係る元金償還金等）	26表列10 26表列26	他会計繰入金 他会計補助金
○高資本費対策	26表列10	他会計繰入金
○広域化・共同化に要する経費 支払利息分 元金償還分	26表列10 26表列26	他会計繰入金 他会計補助金
○地方公営企業法の適用に要する経費 損益勘定として経理したもの 資本勘定として経理したもの	26表列10 26表列26	他会計繰入金 他会計補助金
○普及特別対策 （雨水処理負担分を除く） 支払利息分 元金償還分	26表列10 26表列26	他会計繰入金 他会計補助金
○緊急下水道整備特定事業 （臨時措置分） 支払利息分	26表列10	他会計繰入金

項 目	記 入 欄	科 目
元金償還分	26表列26	他会計補助金
○農業集落排水緊急整備事業 (臨時措置分)		
支払利息分	26表列10	他会計繰入金
元金償還分	26表列26	他会計補助金
○小規模集合排水処理施設整備事業 (臨時措置分)		
支払利息分	26表列10	他会計繰入金
元金償還分	26表列26	他会計補助金
○個別排水処理施設整備事業 (臨時措置分)		
支払利息分	26表列10	他会計繰入金
元金償還分	26表列26	他会計補助金
○下水道事業債(特例措置分)の償還 に要する経費 (含む臨時財政特例債等の償還等に 要する経費)		
支払利息分	26表列10	他会計繰入金
元金償還分	26表列26	他会計補助金
○下水道事業債(特別措置分)の償還 に要する経費		
支払利息分	26表列10	他会計繰入金
元金償還分	26表列26	他会計補助金
港湾整備事業		
○離島における旅客上屋の整備に要す る経費		
支払利息分	26表列10	他会計繰入金
元金償還分	26表列26	他会計補助金
市場事業		
○業者の指導監督等に要する経費	26表列10	他会計繰入金
○建設改良に要する経費		
支払利息分	26表列10	他会計繰入金
元金償還分	26表列26	他会計補助金
簡易水道事業		
○建設改良に要する経費		
臨時措置分に係る支払利息分	26表列10	他会計繰入金
臨時措置分に係る元金償還分	26表列26	他会計補助金
支払利息分	26表列10	他会計繰入金
元金償還分	26表列26	他会計補助金
○高料金対策	26表列10	他会計繰入金
○簡易水道未普及解消緊急対策事業		
支払利息分	26表列10	他会計繰入金
元金償還分	26表列26	他会計補助金
○簡易水道の事業統合推進に要する経費		
損益勘定として経理したもの	26表列10	他会計繰入金
資本勘定として経理したもの	26表列26	他会計補助金
○地方公営企業法の適用に要する経費		
損益勘定として経理したもの	26表列10	他会計繰入金
資本勘定として経理したもの	26表列26	他会計補助金
駐車場整備事業		
○支払利息分	26表列10	他会計繰入金

(注) 資本費繰入収益として繰り入れた繰入金については、上記によらず20表列23に記入すること。

(参考)「令和7年度における東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金について」(令和7年4月1日付総財公第29号総務副大臣通知。以下「令和7年度東日本大震災繰出基準」という。)

及び「令和6年能登半島地震に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金について」(令和6年3月21日付総財公第21号総務副大臣通知。以下「令和6年能登地震繰出基準」という。)により示されている項目については、次の区分により記入すること。

項 目	記 入 欄	科 目	(注) 繰出金額については一般会計との整合性を確認すること。
【法適用】 ○収益勘定に充てられたもの ○資本勘定に充てられたもの	20表列20 23表列 7	他会計補助金 他会計補助金	
【法非適用】 ○収益勘定に充てられたもの ○資本勘定に充てられたもの	26表列10 26表列26	他会計繰入金 他会計補助金	

- 列18 国庫補助金 } 収益的支出に充てるための国庫補助金及び都道府県補助金，例えば再建債利子補給金
- 列19 都道府県補助金 } 等を記入すること。各年度の末日（3月31日）現在，補助指令書を受けているが未収となっているものを含む。
- なお，国庫補助金又は都道府県補助金を財源として行う他会計から公営企業会計への補助金については，他会計補助金とはせず，補助金要綱や負担割合に応じて，国庫補助金と都道府県補助金へ適切に記入すること。
- 列20 他会計補助金 法17条の3に基づく他会計からの補助金のうち収益的支出に充てるためのものを記入すること。
- 列23 資本費繰入収益 建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対し，一般会計から繰入を行う場合で，当該繰入金を長期前受金に計上することなく当該年度に収益計上した額を記入すること。
- 列35 減価償却費 資産計上したリース資産に係る減価償却費も含めること。
- 列36 資産減耗費 低価法によるたな卸資産の評価損も含めること。
- 列41 支払利息 企業債，一時借入金，リース債務等の支払利息について記入すること。また，償却原価法により計上される利息相当額についても含めること。
- (建設中の支払利息は23表列19へ)
- 列42 企業債取扱諸費 市場公募債等を発行した場合，受託銀行又は各応募者に支払う受託手数料，引受手数料，当初登録手数料等を記入すること。

列44	繰延勘定償却	新会計基準最初適用事業年度（地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令（平成24年政令第20号）による改正後の令及び地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第6号）による改正後の則の規定が最初に適用される事業年度（法非適用企業が公営企業会計を適用することとなった事業年度を含む。）をいう。）より前に繰延勘定に整理されており，経過措置として，引き続き繰延勘定として償却されるものの当年度の償却額を記入すること。ただし，このうち，災害損失で繰延勘定に整理されたものにかかる償却額は特別損失の列54「その他」に記入すること。 なお，鉄道事業法で国土交通大臣の許可を受けた場合に繰延資産として計上が認められている鉄道事業に係る災害損失で繰延資産として整理されたものにかかる当年度の償却額は，特別損失の列54「その他」に記入すること。 また，長期前払消費税の償却額は，列37「その他営（医）業費用」に記入すること。
列46	経常利益	「△」又は「－」の符号をつけず正数で記入すること。また，収支「0」の場合を除き，どちらか一方に「0」より大きい値を記入すること。
列47	経常損失	
列49	他会計繰入金	過年度の欠損金等を補うための繰入金を記入すること。
列51	その他	過年度損益修正益，臨時巨額収益等を記入すること。
列53	職員給与費	給与改定の遅延等により前年度以前に支払われるべき額が当該年度において確定したもの及び新会計基準最初適用事業年度における賞与引当金，退職給付引当金計上不足額で当年度に繰入れたもののうち，特別損失に計上したものを記入すること。
列54	その他	固定資産売却損，減損損失，過年度損益修正損，臨時巨額の損失等を記入すること。
列55	純利益	「△」又は「－」の符号をつけず正数で記入すること。また，収支「0」の場合を除き，どちらか一方に「0」より大きい値を記入すること。
列56	純損失	
列57	前年度繰越利益剰余金 （又は前年度繰越欠損金）	「欠損金」を有する場合は，「－」符号をつけること。
列58	その他未処分利益剰余金変動額	当該事業年度の損益計算以外に発生する利益剰余金変動額（組入資本金制度の廃止に伴い発生する未処分利益剰余金の額）を記入すること。
列59	当年度未処分利益剰余金 （又は当年度未処理欠損金）	「欠損金」を有する場合は，「－」符号をつけること。なお，積立金や資本剰余金の取崩し等により欠損金をうめた場合を除き，必ず「列59」＝「列55」－「列56」＋「列57」＋「列58」となること。
列60	収益的支出に充てた企業債	損益計算書に表示されない「3条予算なお書き」の企業債及び他会計借入金の額を記入すること。 なお，「令和7年度地方債同意等基準」（令和7年総務省告示第135号）第二の二の1の(二)の(3)及び第二の二の2の(二)の(4)より同意等を受けて発行した，資金手当てのための企業債（令和6年能登地震減収対策企業債及び震災減収対策企業債）については，列60に記入すること。
列61	収益的支出に充てた他会計借入金	
列62	「01行26列」のうち，退職給付費（会計基準の見直し等に伴う経過措置分）	「01行26列」営（医）業費用に計上した，新会計基準最初適用事業年度前に発生した事象に起因する退職給付引当金の計上不足額を記入すること。

列63	「01行53列」のうち、退職給付費（会計基準の見直し等に伴う経過措置分）	「01行53列」職員給与費に計上した、新会計基準最初適用事業年度前に発生した事象に起因する退職給付引当金の計上不足額を記入すること。
列64	「01行26列」のうち、各種引当金繰入額の合計	「01行26列」営（医）業費用のうち、退職給付引当金、賞与引当金、修繕引当金、貸倒引当金等の各種引当金に繰り入れた額を記入すること。
列65	退職給付引当金繰入額	「01行64列」の内訳を記入すること。 列65～列69に該当しない引当金繰入額は、すべて列70その他引当金繰入額に含めること。 なお、法定福利費引当金繰入額は列66賞与引当金繰入額に含めること。
列66	賞与引当金繰入額	
列67	修繕引当金繰入額	
列68	特別修繕引当金繰入額	
列69	貸倒引当金繰入額	
列70	その他引当金繰入額	
列71	「01行26列」のうち、たな卸資産評価損	「01行26列」営（医）業費用のうち、たな卸資産の時価が帳簿価額を下回った場合の評価損額を記入すること。
列72	「01行54列」のうち、減損損失額	「01行54列」その他のうち、減損処理により固定資産の帳簿価額を減額した額を記入すること。
列73	「01行54列」のうち、繰延資産償却	「01行54列」その他のうち、災害損失で繰延勘定に整理されたものに係る償却額及び鉄道事業法で国土交通大臣の許可を受けた場合に繰延資産として認められている鉄道事業に係る災害損失で繰延資産として整理されたものにかかる当年度の償却額を記入すること。
列74	「01行51列」のうち、長期前受金戻入	「01行51列」その他のうち、長期前受金戻入額（長期前受金を計上した固定資産の減損損失に対応する償却額など）を記入すること。
02行列2	「02行05列」のうち、国の補正予算等に基づく事業に係る繰入	基準外繰入のうち、国の補正予算等に基づく臨時交付金を財源とした繰入を記入すること。（前年度から繰り越した交付金を当年度に繰入れた場合を含む。）
02行列3	他会計繰入金合計	営業収益中の「他会計負担金」（下水道事業（特定地域排水処理施設、個別排水処理施設は除く。）においては、雨水処理負担金。）、営業外収益中の「他会計補助金」、営業外収益中の「他会計負担金」及び特別利益中の「他会計繰入金」の合計額を記入すること。
02行列4 ～ 列5	繰出基準に基づく繰入金、繰出基準以外の繰入金	02行列3 他会計繰入金合計を繰出基準に基づく繰入金と繰出基準以外の繰入金に分けて記入すること。なお、繰出基準に基づく繰入金については、「令和7年度繰出基準」に基づき実際に繰入れた繰入額を記入すること。（後掲「（参考資料）令和7年度の地方公営企業繰出金について」）
02行列6 ～ 列7	繰出基準に基づく事由に係る上乗せ繰入、繰出基準の事由以外の繰入	02行列5 繰出基準以外の繰入金について、繰出基準に基づく事由において繰出基準を超えて行った繰入れ（列6）と繰出基準の事由以外の繰入れ（列7）に分けて記入すること。

「消費税及び地方消費税に関する調」

02行 列9 列10	収益的収入（税抜き） 収益的収入（税込み）	課税売上，非課税売上，不課税収入において収益的収入としたものについて税抜き，税込みの数値をそれぞれ記入すること。
02行 列11 列12	収益的支出（税抜き） 収益的支出（税込み）	課税仕入，非課税仕入，不課税支出において収益的支出としたものについて税抜き，税込みの数値をそれぞれ記入すること。
02行 列13 列14	還付消費税及び地方消費税額 確定消費税及び地方消費税額	消費税計算の結果としての確定消費税等又は還付消費税等を計上するものであり，通常は確定か還付のいずれかしか計上されないものであること。 なお，中間申告に伴う前払い消費税等と確定消費税等の差による還付金は，ここでいう還付消費税等には該当しないため留意すること。

なお，「消費税及び地方消費税に関する調」は会計ごとにまとめて記入するものであるから，複数の施設を有するために20表「損益計算書」を複数枚作成する場合であっても，同一会計であれば施設コード番号「001」（法適用簡易水道は「005」，その他にも「001」が存在しない場合は最も若い施設コード番号）の調査表にまとめて記入し，その他の調査表に按分して記入しないこと。また，複数事業を同一会計で経理している場合は，主たる事業にのみ記入し，それ以外の従たる事業については記入しないこと。

「キャッシュ・フロー計算書に関する調」

複数の施設を有するために20表「損益計算書」を複数枚作成する場合は，施設ごとに「キャッシュ・フロー計算書に関する調」を作成すること。

02行 15列	業務活動によるキャッシュ・フロー	キャッシュ・フロー計算書のうち業務活動によるキャッシュ・フローの金額を記入すること。負数となる場合は，「－」の符号を付けること。
02行 16列	投資活動によるキャッシュ・フロー	キャッシュ・フロー計算書のうち投資活動によるキャッシュ・フローの金額を記入すること。負数となる場合は，「－」の符号を付けること。
02行 17列	財務活動によるキャッシュ・フロー	キャッシュ・フロー計算書のうち財務活動によるキャッシュ・フローの金額を記入すること。負数となる場合は，「－」の符号を付けること。
02行 18列	資金に係る換算差額	資金に係る換算差額を記入すること。負数となる場合は，「－」を記載すること。
02行 19列	資金の増加額(又は減少額)	02行15列～18列の合計と一致すること。負数となる場合は，「－」を付けること。
02行 21列	資金期末残高	02行19列と02行20列の合計と一致すること。20表と22表の作成単位が同一の事業は，22表「貸借対照表」の「現金及び預金」（01行15列）と一致すること。20表を施設別に作成している事業は，その合計が22表「貸借対照表」の「現金及び預金」（01行15列）と一致すること。

02行 列22	国庫補助金	}	「01行22列」の財源内訳を記入すること。
02行 列23	都道府県補助金		
02行 列24	工事負担金		
02行 列25	他会計繰入金		
02行 列26	寄付		
02行 列27	受贈		
02行 列28	その他		

〔質 疑〕

問1. 損益計算書の各項目の関係はどうなっているか。

答 営業収益＋営業外収益－（営業費用＋営業外費用）＝経常利益（損失）

経常利益（損失）＋特別利益－特別損失＝純利益（純損失）

なお、この等式はいかなる場合にも成り立つので、必ず確認しながら作業を行うこと。

問2. 受託工事費用には、受託工事に係る人件費を含むのか。

答 受託工事に伴う原材料費はもちろんのこと受託工事に係る人件費等の諸経費を含むものであること。

問3. 損益計算書には附帯事業に係る収入及び費用も含まれるか。

答 お見込みのとおり。

問4. 2以上の事業を通じて1人の管理者をおいている場合の人件費はどうするか。

答 一定の配賦基準（例、水道事業と工業用水道事業とを併せて経営している場合において有収水量により按分する等）によって按分すること。

問5. 災害復旧債についてはどこに記入するのか。

答 災害復旧債が単に機能回復等のための修繕費に充てられたものについては「3条予算なお書」に計上した上、貸借対照表上の固定負債に整理するものであり、（20表）「損益計算書」においては列60（又は列61）に記入されるものである。また、建設改良費として資本的支出の財源に充てられたものについては（23表）「資本的収支に関する調」列2「建設改良のための企業債」に記入すること。

問6. 法18条2項に基づく納付金はどこに記入するか。

答 この納付金は利益剰余金の処分として行われるので損益計算書には表示されない。

問7. 支払利息には独立行政法人水資源機構に対する割賦負担金利息も含めるのか。

答 お見込みのとおり。

問8. ごみ発電事業に係る費用の考え方如何。

答 次の項目の経費に、年間総発電電力量に占める売電電力量の割合を乗じる。

1 専ら発電のために必要な設備として下記に掲げる設備の維持管理に要する経費とする。

ア 蒸気タービン

イ 蒸気タービンに係る発電機

ウ 蒸気復水器（低圧コンデンサ）

エ 蒸気配管のうち以下の(ア)から(エ)を連結するもの

(ア) 高圧蒸気だめ

(イ) 蒸気タービン

(ウ) 蒸気復水器（低圧コンデンサ）

(エ) 復水タンク

オ その他専ら発電のために設置された設備のうち以下に示すもの

(ア) 蒸気タービン、蒸気タービンに係る発電機、蒸気復水器（低圧コンデンサ）を制御する装置（起動盤等）

(イ) 蒸気タービン、蒸気タービンに係る発電機専用メンテナンス用設備
（メンテナンス用クレーン等）

2 発電に係る建物維持管理費については、ごみ処理設備の設置に必要な工場棟に係る維持管理費に、当該工場棟の延床面積に占める上記1に掲げる設備の設置に必要な床面積の割合に乗じて得た額とする。

3 スーパーヒーターについては、総過熱蒸気量に占める発電使用蒸気量の割合により経費を算出する。

4 専ら発電事業に従事する職員に係る職員給与費。

問9. いわゆる「決算規模」の算出方法如何。

答 いわゆる「決算規模」は当該年度の現金ベースでの収入支出額を表し、その算出は次の方法による。

収入決算規模＝総収益－長期前受金戻入＋資本的収入＋収益的収入（税込み）－収益的収入（税抜き）＋還付消費税及び地方消費税額

支出決算規模＝総費用－減価償却費＋資本的支出＋収益的支出（税込み）－収益的支出（税抜き）＋確定消費税額及び地方消費税額

21表 費用構成表

(1) 調査目的

この調査表は、当年度に要した費用を性質別に分析することにより経費の効率化に資するため作成するものである。

(2) 全般的留意事項

本表は基本的には免税事業者を除き、税抜き処理後の金額にて記入すること。したがって職員給与費のうち「手当」については「通勤手当」を税抜きで計上した場合の額を記入すること。ただし、「給与に関する調」（30列～44列）、「退職に関する調」（45列～51列）については税込みの数値を記入すること。また、「給与に関する調」については3条及び4条の職員給与費、受託工事費、附帯事業費に含まれる職員給与費について合算し、退職給付費及び法定福利費を控除したものを記入すること。

また、「1 職員給与費」、「16 給与に関する調」、「17 退職に関する調」については、常勤職員、任期付職員（任期付短時間勤務職員）、再任用職員（再任用短時間勤務職員）、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）及び同項第2号に規定する会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）における数値の合計額を記入すること。

なお、管理者をおいている場合は、「1 職員給与費」には含めることとし、「16 給与に関する調」、「17 退職に関する調」には含めないこと。

[AGNHY503]

令和7年度決算

21 費用構成表

都道府県名 @都道府県名称

団 体 名 @市町村名称

010 水道事業

団体コード 019999

事業区分 1 上水道事業のみ

規模別 01 都及び指定都市

法通・非通 1 法適用企業

経営主体 1 都道府県等

用途区分 1 80%以上

施設名 001 @上水施設名称001

黒・赤字別 1 経常利益を生じた事業（黒字）

水源区分 2 ダムを主とするもの

原価区分 2 給水原価181円以上282円未満（未満）

項 目	行	金額(千円)等	列番号
1. (1) 基 本 給	011		(1)
職 員			(2)
(2) 手 当			(3)
(3) 報 酬			(4)
給 (4) 退職給付費			(5)
与 (5) 法定福利費			(6)
費 (6) 計			(7)
2. 支 払 利 息			(8)
(1) 企 業 債 利 息			(9)
(2) 一 時 借 入 金 利 息			(10)
取 (3) 他会計借入金等利息			(11)
3. 減 価 償 却 費			(12)
4. 動 力 費			(13)
5. 光 熱 水 費			(14)
6. 通 信 運 搬 費			(15)
7. 修 繕 費			(16)
8. 材 料 費			(17)
9. 薬 品 費			(18)
10. 路 面 復 旧 費			(19)
11. 委 託 料			(20)
(1) 原水及び浄水費			(21)
内 (2) 配水及び給水費			(22)
(3) 業 務 費			(23)
取 (4) 総 係 費			(24)
(5) そ の 他			(25)
12. 負 担 金			(26)
13. 受 水 費			(27)
うち資本費相当額			(28)
14. そ の 他			(29)
15. 費 用 合 計			(30)
年間延職員数(人)			(31)
年度末職員数(人)			(32)
16. 基 本 給			(33)
給 内 給 料			(34)
与 扶 養 手 当			(35)
に 取 地 域 手 当			(36)
関 手 間 延 勤 務 手 当			(37)
す 内 特 殊 勤 務 手 当			(38)
の 調 期 末 勤 勉 手 当			(39)
課 そ の 他			(40)
報 酬			(41)
計			(42)
延 年 齢 (歳)			(43)
延 経 験 年 数 (年)			(44)
退職手当支出額			(45)
内 収益的支出分			(46)
取 資 本 的 支 出 分			(47)
取 退職給付引当金			(48)
取 取りくずし額			(49)
支給対象人員数(人)			(50)
延支給月数(月)			(51)
延勤続年数(年)			(52)
18. 広 報 活 動 費			(53)
で 職 員 一 人 当 たり 平 均 給 与			(54)
に 関 連 退職手当平均支給月数			(55)
19. 受 託 工 事 費			(56)
20. 附 帯 事 業 費			(57)
21. 材 料 及 び 不 用 品 売 却 原 価			(58)
22. 経 常 費 用			(59)
			(60)
			(61)
			(62)
			(63)
			(64)
企業債利息に対して 繰入れたもの	基準額 実輸入額		
01行08列 のうちの 利息のうち 償還原価法による利息 相当分を除いた企業債利息			

項 目		行	金額(千円)等	
2. (1)企業 債 利 息		011		(65)
3. 減 価 償 却 費				(66)
13. 受 水 費 の うち 水道事業分				(67)
15. 費 用 合 計				(68)
01行65列 のうち				(69)
辺 地 債 分				(70)
過 疎 債 分				(71)
資本費平準化債分				(72)
公 営 企 業 施 設 の 経 営 運 営 費 分				(73)
うち 災害復旧事業債分				(74)
未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 分				(75)
01行08列のうち、償還原価法による 利息のうち、相当分を除いた企業債利息				(76)
上 水 道 事 業 分				(77)
01行68列 のうち				(78)
辺 地 債 分				(79)
過 疎 債 分				(80)
資本費平準化債分				(81)
公 営 企 業 施 設 の 経 営 運 営 費 分				(82)
うち 災害復旧事業債分				(83)
未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 分				(84)
01行08列のうち、償還原価法による 利息のうち、相当分を除いた企業債利息				(85)
上 水 道 事 業 分				(86)
01行68列 のうち				(87)
辺 地 債 分				(88)
過 疎 債 分				(89)
資本費平準化債分				(90)
公 営 企 業 施 設 の 経 営 運 営 費 分				(91)
うち 災害復旧事業債分				(92)
未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 分				(93)
01行08列のうち、償還原価法による 利息のうち、相当分を除いた企業債利息				(94)
上 水 道 事 業 分				(95)
01行68列 のうち				(96)
辺 地 債 分				(97)
過 疎 債 分				(98)
資本費平準化債分				(99)
公 営 企 業 施 設 の 経 営 運 営 費 分				(100)
うち 災害復旧事業債分				(101)
未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 分				(102)
01行08列のうち、償還原価法による 利息のうち、相当分を除いた企業債利息				(103)
上 水 道 事 業 分				(104)
01行68列 のうち				(105)
辺 地 債 分				(106)
過 疎 債 分				(107)
資本費平準化債分				(108)
公 営 企 業 施 設 の 経 営 運 営 費 分				(109)
うち 災害復旧事業債分				(110)
未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 分				(111)
01行08列のうち、償還原価法による 利息のうち、相当分を除いた企業債利息				(112)
上 水 道 事 業 分				(113)
01行68列 のうち				(114)
辺 地 債 分				(115)
過 疎 債 分				(116)
資本費平準化債分				(117)
公 営 企 業 施 設 の 経 営 運 営 費 分				(118)
うち 災害復旧事業債分				(119)
未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 分				(120)
01行08列のうち、償還原価法による 利息のうち、相当分を除いた企業債利息				(121)
上 水 道 事 業 分				(122)
01行68列 のうち				(123)
辺 地 債 分				(124)
過 疎 債 分				(125)
資本費平準化債分				(126)
公 営 企 業 施 設 の 経 営 運 営 費 分				(127)
うち 災害復旧事業債分				(128)
未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 分				(129)
01行08列のうち、償還原価法による 利息のうち、相当分を除いた企業債利息				(130)
上 水 道 事 業 分				(131)
01行68列 のうち				(132)
辺 地 債 分				(133)
過 疎 債 分				(134)
資本費平準化債分				(135)
公 営 企 業 施 設 の 経 営 運 営 費 分				(136)
うち 災害復旧事業債分				(137)
未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 分				(138)
01行08列のうち、償還原価法による 利息のうち、相当分を除いた企業債利息				(139)
上 水 道 事 業 分				(140)
01行68列 のうち				(141)
辺 地 債 分				(142)
過 疎 債 分				(143)
資本費平準化債分				(144)
公 営 企 業 施 設 の 経 営 運 営 費 分				(145)
うち 災害復旧事業債分				(146)
未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 分				(147)
01行08列のうち、償還原価法による 利息のうち、相当分を除いた企業債利息				(148)
上 水 道 事 業 分				(149)
01行68列 のうち				(150)
辺 地 債 分				(151)
過 疎 債 分				(152)
資本費平準化債分				(153)
公 営 企 業 施 設 の 経 営 運 営 費 分				(154)
うち 災害復旧事業債分				(155)
未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 分				(156)
01行08列のうち、償還原価法による 利息のうち、相当分を除いた企業債利息				(157)
上 水 道 事 業 分				(158)
01行68列 のうち				(159)
辺 地 債 分				(160)
過 疎 債 分				(161)
資本費平準化債分				(162)
公 営 企 業 施 設 の 経 営 運 営 費 分				(163)
うち 災害復旧事業債分				(164)
未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 分				(165)
01行08列のうち、償還原価法による 利息のうち、相当分を除いた企業債利息				(166)
上 水 道 事 業 分				(167)
01行68列 のうち				(168)
辺 地 債 分				(169)
過 疎 債 分				(170)
資本費平準化債分				(171)
公 営 企 業 施 設 の 経 営 運 営 費 分				(172)
うち 災害復旧事業債分				(173)
未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 分				(174)
01行08列のうち、償還原価法による 利息のうち、相当分を除いた企業債利息				(175)
上 水 道 事 業 分				(176)
01行68列 のうち				(177)
辺 地 債 分				(178)
過 疎 債 分				(179)
資本費平準化債分				(180)
公 営 企 業 施 設 の 経 営 運 営 費 分				(181)
うち 災害復旧事業債分				(182)
未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 分				(183)
01行08列のうち、償還原価法による 利息のうち、相当分を除いた企業債利息				(184)
上 水 道 事 業 分				(185)
01行68列 のうち				(186)
辺 地 債 分				(187)
過 疎 債 分				(188)
資本費平準化債分				(189)
公 営 企 業 施 設 の 経 営 運 営 費 分				(190)
うち 災害復旧事業債分				(191)
未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 分				(192)
01行08列のうち、償還原価法による 利息のうち、相当分を除いた企業債利息				(193)
上 水 道 事 業 分				(194)
01行68列 のうち				(195)
辺 地 債 分				(196)
過 疎 債 分				(197)
資本費平準化債分				(198)
公 営 企 業 施 設 の 経 営 運 営 費 分				(199)
うち 災害復旧事業債分				(200)
未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 分				(201)
01行08列のうち、償還原価法による 利息のうち、相当分を除いた企業債利息				(202)
上 水 道 事 業 分				(203)
01行68列 のうち				(204)
辺 地 債 分				(205)
過 疎 債 分				(206)
資本費平準化債分				(207)
公 営 企 業 施 設 の 経 営 運 営 費 分				(208)
うち 災害復旧事業債分				(209)
未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 分				(210)
01行08列のうち、償還原価法による 利息のうち、相当分を除いた企業債利息				(211)
上 水 道 事 業 分				(212)
01行68列 のうち				(213)
辺 地 債 分				(214)
過 疎 債 分				(215)
資本費平準化債分				(216)
公 営 企 業 施 設 の 経 営 運 営 費 分				(217)
うち 災害復旧事業債分				(218)
未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 分				(219)
01行08列のうち、償還原価法による 利息のうち、相当分を除いた企業債利息				(220)
上 水 道 事 業 分				(221)
01行68列 のうち				(222)
辺 地 債 分				(223)
過 疎 債 分				(224)
資本費平準化債分				(225)
公 営 企 業 施 設 の 経 営 運 営 費 分				(226)
うち 災害復旧事業債分				(227)
未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 分				(228)
01行08列のうち、償還原価法による 利息のうち、相当分を除いた企業債利息				(229)
上 水 道 事 業 分				(230)
01行68列 のうち				(231)
辺 地 債 分				(232)
過 疎 債 分				(233)
資本費平準化債分				(234)
公 営 企 業 施 設 の 経 営 運 営 費 分				(235)
うち 災害復旧事業債分				(236)
未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 分				(237)
01行08列のうち、償還原価法による 利息のうち、相当分を除いた企業債利息				(238)
上 水 道 事 業 分				(239)
01行68列 のうち				(240)
辺 地 債 分				(241)
過 疎 債 分				(242)
資本費平準化債分				(243)
公 営 企 業 施 設 の 経 営 運 営 費 分				(244)
うち 災害復旧事業債分				(245)
未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 分				(246)
01行08列のうち、償還原価法による 利息のうち、相当分を除いた企業債利息				(247)
上 水 道 事 業 分				(248)
01行68列 のうち				(249)
辺 地 債 分				(250)
過 疎 債 分				(251)
資本費平準化債分				(252)
公 営 企 業 施 設 の 経 営 運 営 費 分				(253)
うち 災害復旧事業債分				(254)
未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 分				(255)
01行08列のうち、償還原価法による 利息のうち、相当分を除いた企業債利息				(256)
上 水 道 事 業 分				(257)
01行68列 のうち				(258)
辺 地 債 分				(259)
過 疎 債 分				(260)
資本費平準化債分				(261)
公 営 企 業 施 設 の 経 営 運 営 費 分				(262)
うち 災害復旧事業債分				(263)
未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 分				(264)
01行08列のうち、償還原価法による 利息のうち、相当分を除いた企業債利息				(265)
上 水 道 事 業 分				(266)
01行68列 のうち				(267)
辺 地 債 分				(268)
過 疎 債 分				(269)
資本費平準化債分				(270)
公 営 企 業 施 設 の 経 営 運 営 費 分				(271)
うち 災害復旧事業債分				(272)
未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 分				(273)
01行08列のうち、償還原価法による 利息のうち、相当分を除いた企業債利息				(274)
上 水 道 事 業 分				(275)
01行68列 のうち				(276)
辺 地 債 分				(277)
過 疎 債 分				(278)
資本費平準化債分				(279)
公 営 企 業 施 設 の 経 営 運 営 費 分				(280)
うち 災害復旧事業債分				(281)
未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 分				(282)
01行08列のうち、償還原価法による 利息のうち、相当分を除いた企業債利息				(283)
上 水 道 事 業 分				(284)
01行68列 のうち				(285)
辺 地 債 分				(286)
過 疎 債 分				(287)
資本費平準化債分				(288)
公 営 企 業 施 設 の 経 営 運 営 費 分				(289)
うち 災害復旧事業債分				(290)
未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 分				(291)
01行08列のうち、償還原価法による 利息のうち、相当分を除いた企業債利息				(292)
上 水 道 事 業 分				(293)
01行68列 のうち				(294)
辺 地 債 分				(295)
過 疎 債 分				(296)
資本費平準化債分				(297)
公 営 企 業 施 設 の 経 営 運 営 費 分				(298)
うち 災害復旧事業債分				(299)
未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 分				(300)
01行08列のうち、償還原価法による 利息のうち、相当分を除いた企業債利息				(301)
上 水 道 事 業 分				(302)
01行68列 のうち				(303)
辺 地 債 分				(304)
過 疎 債 分				(305)
資本費平準化債分				(306)
公 営 企 業 施 設 の 経 営 運 営 費 分				(307)
うち 災害復旧事業債分				(308)
未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 分				(309)
01行08列のうち、償還原価法による 利息のうち、相当分を除いた企業債利息				(310)
上 水 道 事 業 分				(311)
01行68列 のうち				(312)
辺 地 債 分				(313)
過 疎 債 分				(314)
資本費平準化債分				(315)
公 営 企 業 施 設 の 経 営 運 営 費 分				(316)
うち 災害復旧事業債分				(317)
未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 分				(318)
01行08列のうち、償還原価法による 利息のうち、相当分を除いた企業債利息				(319)
上 水 道 事 業 分				(320)
01行68列 のうち				(321)
辺 地 債 分				(322)
過 疎 債 分				(323)
資本費平準化債分				(324)
公 営 企 業 施 設 の 経 営 運 営 費 分				(325)
うち 災害復旧事業債分				(326)
未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 分				(327)
01行08列のうち、償還原価法による 利息のうち、相当分を除いた企業債利息				(328)
上 水 道 事 業 分				(329)
01行68列 のうち				(330)
辺 地 債 分				(331)
過 疎 債 分				(332)
資本費平準化債分				(333)
公 営 企 業 施 設 の 経 営 運 営 費 分				(334)
うち 災害復旧事業債分				(335)
未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 分				(336)
01行08列のうち、償還原価法による 利息のうち、相当分を除いた企業債利息				(337)
上 水 道 事 業 分				(338)
01行68列 のうち				(339)
辺 地 債 分				(340)
過 疎 債 分				(341)
資本費平準化債分				(342)
公 営 企 業 施 設 の 経 営 運 営 費 分				(343)
うち 災害復旧事業債分				(344)
未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 分				(345)
01行08列のうち、償還原価法による 利息のうち、相当分を除いた企業債利息				(346)
上 水 道 事 業 分				(347)
01行68列 のうち				(348)
辺 地 債 分				(349)
過 疎 債 分				(350)
資本費平準化債分				(351)
公 営 企 業 施 設 の 経 営 運 営 費 分				(352)
うち 災害復旧事業債分				(353)
未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 分				(354)
01行08列のうち、償還原価法による 利息のうち、相当分を除いた企業債利息				(355)
上 水 道 事 業 分				

本表（「給与に関する調」「退職に関する調」を除く。）は「経常費用」（20表「損益計算書」の列25「総費用」から同表列52「特別損失」を控除した額、すなわち同表列26「営業費用」と同表列40「営業外費用」との合算額）から、本表列55「受託工事費」列56「附帯事業費」列57「材料及び不用品売却原価」を除いたものを性質別に区分したものである。

(3) 個別的留意事項

- | | |
|---------------|--|
| 1 「職員給与費」 | 管理者をおいている場合は、管理者の給与を含めること。 |
| 列1 基本給 | 給料（職員の本俸。給料の調整額を含む。）、扶養手当及び地域手当の合計額を記入すること。 |
| 列2 手当 | 期末・勤勉手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、住居手当、通勤手当（税抜き）、管理職手当、宿日直手当、夜勤手当、寒冷地手当等の諸手当及び賞与引当金繰入額のうち期末・勤勉手当相当分を記入すること。なお、児童手当は職員給与費には含めず列28「その他」に記入すること。 |
| 列3 報酬 | 法の一部を適用している事業において、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員に対する、地方自治法第203条の2第1項に規定する報酬を記入すること。なお、同条第3項に規定する「職務を行うために要する費用の弁償」（費用弁償）は列28「その他」に記入すること。 |
| 列4 退職給付費 | 当該年度において退職給付引当金に繰入れた額を記入すること。
(退職金組合への負担金は、列28「その他」へ) |
| 列5 法定福利費 | 事業主負担の共済組合負担金、健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料、公務災害補償費及び賞与引当金繰入額のうち法定福利費相当分等を記入すること。 |
| 列7 支払利息 | 取扱手数料等は含めないこと。 |
| 列8 企業債利息 | 償却原価法により計上される利息相当額を含めること。起債前借に係る支払利息、再建債利息を含むものであること。なお、附帯事業に係る支払利息を記入しないこと。また、水道事業（簡易水道事業を含む。）及び工業用水道事業については、独立行政法人水資源機構に対する割賦負担金利息（30表01行47列）を含めて記入すること。 |
| 列10 他会計借入金等利息 | 他会計からの長期借入金、リース債務の支払等に係る利息を記入すること。 |
| 列11 減価償却費 | 施行規則13条、15条、16条、17条及び18条により償却した額を記入すること。 |
| 列13 光熱水費 | 電気、水道及びガスの使用料で計器使用料等も含むこと。 |
| 列14 通信運搬費 | 郵便料、電信電話料、運搬料を記入すること。 |
| 列19 委託料 | 施設の管理委託料等当該企業の事務・事業等の委託に要する経費で3条予算に計上されたものを記入すること。ただし、附帯事業に係る委託料は列56の附帯事業費に含めて記入し、列19には含めないこと。 |
| 列25 負担金 | ダムなど共用利水施設等の維持管理費に対する負担金及び法令その他による負担金を記入すること。 |
| 列26 受水費 | 他の水道事業者から供給を受ける原水及び浄水の受水に要する費用を記入する。また、受水費のある事業にあっては、「うち資本費相当額」（27列）についても記入する。なお、資本費相当額は原水又は浄水を供給している用水供給事業等の給水原価に占める資本費の割合を当該受水費に乗じて算出すること。 |

列28	そ の 他	児童手当，企業団等の組合議員の議員報酬，講師謝礼，貸倒引当金繰入額も含めること。
列29	費 用 合 計	受託工事費，附帯事業費，材料及び不用品売却原価を含めないこと。したがって，「経常費用」は費用合計に前記受託工事費等を加えたものとなること。
列60	企業債利息に対して繰入れたものの基準額	「令和7年度繰出金基準」に基づき算定された企業債利息に対する繰入額を記入すること。また，水道事業については，独立行政法人水資源機構に対する割賦負担金利息を含めて記入すること。
列61	企業債利息に対して繰入れたものの実繰入額	20表「損益計算書」の「他会計繰入金合計」（02行3列）のうち，企業債利息に対する実繰入額を記入すること。
列64	償却原価法による利息相当分を除いた企業債利息	「2支払利息 内訳（1）企業債利息」（01行08列）のうち，償却原価法による利息相当分を除いた企業債利息を記入すること。

以下は「給与に関する調」及び「退職に関する調」についての注意事項である。

列30	年間延職員数	各月末の在籍職員数（管理者を除く。）の積上げを記入すること。したがって，「年度末職員数」×12ヶ月÷「年間延職員数」となるので留意すること。
列31	年度末職員数	「施設及び業務概況に関する調」の職員数から管理者を除いたものを記入すること。
列32	基 本 給	給料（職員の本俸。給料の調整額を含む。），扶養手当及び地域手当の合計額を記入すること。
列33	「32列」の基本給の内訳	それぞれ給料，扶養手当及び地域手当の額を記入すること。
列34		
列35		
列36	手 当	退職手当，児童手当を含めないこと。 なお，通勤手当については税込みで計上した場合の額を記入すること。
列37	時間外勤務手当	時間外勤務手当及び休日勤務手当を計上すること。
列38	特殊勤務手当	管理職手当，初任給調整手当，扶養手当，地域手当，住居手当，通勤手当（税込み） 特勤勤務手当，寒冷地手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当，期末手当，勤勉手当，退職手当及び児童手当以外の手当を計上すること。
列39	期末勤勉手当	期末勤勉手当として支給した額を記入する。
列40	手当「その他」	時間外勤務手当，休日勤務手当，特殊勤務手当，期末勤勉手当，退職手当及び児童手当以外の手当を計上すること。
列41	報 酬	法の一部を適用している事業において，パートタイム会計年度任用職員に対する，地方自治法第203条の2第1項に規定する報酬を記入すること。
列43	延 年 齢	年度末職員の延年齢を記入すること。
列44	延 経 験 年 数	年度末職員の初任給の決定の基礎となった学歴取得後の延経験年数を記入すること。 したがって，当該地方公共団体の職員として在職した年数に換算された前歴の年数を加えたものであること。
列45	退職手当支出額	退職手当として支給した額を記入すること。

列46		(46) 3 条予算執行額を記入すること。
列47	「45列」の内訳	(47) 4 条予算執行額を記入すること。
列48		(48) 退職給付引当金を取りくずして支出にあてた分を記入すること。
列49	支給対象人員	当該年度において退職手当の支給を受けた職員数を記入すること。
列50	延支給月数	当該年度において支給された退職手当の支給月数の積上げを記入する。端数は四捨五入により小数点以下第3位まで求めること。
列51	延勤続年数	当該年度の支給対象者の勤続年数の積上げを記入すること。
02行 01列 16列	1 職員給与のうち	「1 職員給与費」のうち、「常勤職員」、「パートタイム会計年度任用職員」及び「フルタイム会計年度任用職員」の内数を記入すること。なお、「任期付職員（任期付短時間勤務職員）」、「再任用職員（再任用短時間勤務職員）」については、「常勤職員」に含めること。
02行 17列 53列		それぞれの項目における、「常勤職員」、「パートタイム会計年度任用職員」及び「フルタイム会計年度任用職員」の内訳を記入すること。なお、「任期付職員（任期付短時間勤務職員）」、「再任用職員（再任用短時間勤務職員）」については、「常勤職員」に含めること。

〔質 疑〕

問 1. 企業団、一部事務組合の議員報酬及び監査委員の報酬はどこに記入するのか。

答 列28「その他」に記入すること。

問 2. 新会計基準最初適用事業年度より以前に繰延勘定として整理した退職給与金の償却額は列 4 「退職給付費」に記入するのか。

答 新会計基準最初適用事業年度より以前に繰延勘定償却として整理した退職給与金等（災害損失を除く。）償却額は営業外費用として処理されるものであり、これらの費用は列28「その他」に記入すること。

22表 貸借対照表

(1) 調査目的

この調査表は、企業の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び資本の状況について調査するものである。

(2) 全般的留意事項

ア. 貸借対照表は、単に当該年度の精算表からの転記を誤りなく行うだけに止まらず、前年度末貸借対照表（期首貸借対照表）との増減、損益計算書及び決算報告書等と十分に突合しておくこと。

イ. 列 6 「減価償却累計額（△）」、列 7 「うちリース資産減価償却累計額（△）」、列17「貸倒引当金（△）」、列44「長期前受金収益化累計額（△）」、列46「繰延運営権対価収益化累計額（△）」、列48「運営権者更新投資収益化累計額（△）」、列68「当年度未処理欠損金（△）」、列70「当年度純損失（△）」、列76「資本不足額（△）」、列77「資本不足額（繰延収益控除後）（△）」、列79「経常損失（△）」の欄は正数で記載し、「△」、「－」の符号はつけないこと。

[AGNHY504]
令和7年度決算

010 水道事業

団体コード 019999
法適・非適 1 法適用企業
施設名 001 @上水施設名称001

事業区分 1 上水道事業のみ
経営主体 1 都道府県営
黒・赤字別 1 経常利益を生じた事業（黒字）

都道府県名 @都道府県名称
団体名 @市町村名称
規模別 01 都及び指定都市
用途区分 1 80%以上
水源区分 2 ダムを主とするもの
原価区分 2 給水原価181円以上282円未満（末端）

22 貸借対照表

項目	行	金額 (千円)	列 番 号	項目	行	金額 (千円)	
1. 固定資産	01		(1)	9. 資本	01		(50)
(1) 有形固定資産			(2)	ア 固有資本			(51)
ア 土地			(3)	イ 再評価組入資本			(52)
イ 償却資産			(4)	ウ 繰入資本			(53)
うちリース資産			(5)	エ 組入資本			(54)
ウ 減価償却累計額(△)			(6)	10. 剰余			(55)
うちリース資産減価償却累計額(△)			(7)	(1) 資本剰余金			(56)
エ 建設仮勘定			(8)	ア 国庫補助金			(57)
オ その他の他				イ 都道府県補助金			(58)
(2) 無形固定資産			(9)	ウ 工事負担金			(59)
(3) 投資その他の資産			(10)	エ 再評価積立金			(60)
			(11)	オ その他の他			(61)
			(12)	(2) 利益剰余金			(62)
			(13)	ア 減債積立金			(63)
			(14)	イ 利益積立金			(64)
2. 流動資産			(15)	ウ 建設改良積立金			(65)
うち			(16)	エ その他積立金			(66)
(1) 現金及び預金			(17)	オ { 当利年益度剰未処分金			(67)
(2) 未収金及び未収収益			(18)	うち { 当年度未処理欠損金(△)			(68)
(3) 貸倒引当金(△)			(19)	うち { 当年度純利益			(69)
(4) 貯蔵品			(20)	うち { 当年度純損失(△)			(70)
3. 繰延資産			(21)	11. その他有価証券評価差額			(71)
4. 資産合計			(22)	12. 資本合計			(72)
5. 固定負債			(23)	13. 負債・資本合計			(73)
(1) 建設改良費等の財源に充てるための企業債			(24)	14. 不良債務			(74)
(2) その他の企業債			(25)	15. 実質資金不足額			(75)
(3) 再建債			(26)	16. 資本不足額(△)			(76)
(4) 建設改良費等の財源に充てるための長期借入金			(27)	17. 資本不足額(繰延収益控除後)(△)			(77)
(5) その他の長期借入金			(28)	再掲			(78)
(6) 引当金			(29)	経常利益			(79)
(7) リース債務			(30)	経常損失(△)			
(8) その他の他			(31)	退職給付引当金	02		(1)
6. 流動負債			(32)	01行28列の内訳			(2)
(1) 建設改良費等の財源に充てるための企業債			(33)	退職給付引当金			(3)
(2) その他の企業債			(34)	賞与引当金			(4)
(3) 建設改良費等の財源に充てるための長期借入金			(35)	01行36列の内訳			(5)
(4) その他の長期借入金			(36)	修繕引当金			(6)
(5) 引当金			(37)	特別修繕引当金			(7)
(6) リース債務			(38)	その他の引当金			(8)
(7) 一時借入金			(39)	ア 出資金			(9)
(8) 未払金及び未払費用			(40)	内訳			(10)
(9) 前受金及び前受収益			(41)	他公営企業出資金			(11)
(10) その他の他			(42)	内訳			(12)
7. 繰延収益			(43)	イ 長期貸付金			(13)
(1) 長期前受金			(44)	内訳			(14)
(2) 長期前受金収益化累計額(△)			(45)	他会計貸付金			(15)
(3) 繰延運営権対価収益化累計額(△)			(46)	ウ 基金			(16)
(4) 繰延運営権対価収益化累計額(△)			(47)	エ 投資有価証券			(17)
(5) 運営権者更新投資			(48)	オ 前払退職手当組合負担金			(18)
(6) 運営権者更新投資収益化累計額(△)			(49)	01行14列のうち			(19)
8. 負債合計				うち			(20)
				一般短期貸付金			(21)
				他会計貸付金			(22)
				再建債			(23)
				01行32列及び33列のうち			(24)
				国庫補助金			(25)
				都道府県補助金			(26)
				工事負担金			(27)
				他会計繰入金			(28)
				寄附			(29)
				受贈			
				その他の他			
				019999221010			

(3) 個別的事項

- 列2 有形固定資産 減価償却累計額（列6）及び減損損失累計額を控除した額を記入すること。以下、課税対象となるものにあつては税抜き処理後の額を記入すること。
- 列4 償却資産 償却資産の帳簿原価（取得価額）の合計額を記入すること。
- 「その他」 有形固定資産のうち土地及び建設仮勘定以外の非償却資産（土地と区分して整理している立木等）は、ア～エに含めないこと。（ただし、列2の「(1)有形固定資産」には含める。）
- 列5 うちリース資産 「償却資産」（列4）のうち、リース資産の帳簿原価（取得価額）を記入すること。
- 列7 うちリース資産減価償却累計額（△） 「減価償却累計額」（列6）のうち、リース資産に係る減価償却累計額を正数で記入し、「△」、「－」の符号を付けないこと。
- 列9 無形固定資産 ダム使用权、水利権、特許権、営業権、借地権、地上権、施設利用権の帳簿原価（取得価額）から当該年度までの減価償却額を直接控除した額を記入すること。
- ダム等の施設利用権で無形固定資産に整理されるものは、特定多目的ダム法の規定に基づく直轄ダム及び独立行政法人水資源機構法の規定に基づく独立行政法人水資源機構の施設を利用するために、それぞれの法律に基づいて支払ったものがある場合であり、その他の河川法に基づく補助ダム等にあつては持分権が設定されるので、有形固定資産として扱われるものであること。
- 列10 投資その他の資産 投資有価証券、出資金、長期貸付金、固定資産年賦未収金、基金及び長期前払消費税等の合計額を記入するものであること。ただし、貸倒引当金を控除した金額を記入すること。
- 列17 貸倒引当金（△） 正数で記入し、「△」、「－」の符号を付けないこと。
- 列20 繰延資産 繰延資産として、計上が認められている鉄道事業に係る災害損失で繰延資産として整理した額から当年度までに償却された額を控除して記入すること。また、新会計基準最初適用事業年度より前に繰延勘定に整理されており、経過措置として引き続き繰延勘定として整理した額から当年度までに償却された額を控除して記入すること。課税対象となる場合は、税抜き処理後の額を記入すること。
- 列23 建設改良費等の財源に充てるための企業債 建設改良費及び投資の目的のために発行した企業債及び都道府県からの振興資金等長期借入金で償還期限が当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以降に到来する額を記入すること。なお、企業債前借は年度途中においては、一時借入金として経理される（ただし、一時借入金限度額の規制対象外）が、決算日において企業債に振り替えられなかった場合でも企業債として取り扱うものである。
- 列24 その他の企業債 災害復旧（機能回復のためのものに限る。）に充てた企業債や退職手当債等収益的支出に充てた企業債で償還期限が当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以降に到来する額を記入すること。

列25	再 建 債 (含む特例債)	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」附則第9条の規定による改正前の法第45条の規定に基づく「財政再建債」、「地下鉄事業特例債」及び「公立病院特例債」で償還期限が当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以降に到来する額を記入すること。
列26	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	建設改良費及び投資の目的のために借り入れた一般会計等他会計からの長期借入金で償還期限が当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以降に到来する額を記入する。
列27	その他の長期借入金	営業運転資金として借り入れたもの（収益的収支予算のうち「なお書」した他会計長期借入金）で返済期限が当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以降に到来する額を記入すること。
列28	引 当 金	退職給付引当金、特別修繕引当金等で1年を超えて使用される見込みのものを記入すること。
列29	リ ー ス 債 務	地方公営企業法施行規則第1条第14号のファイナンス・リース取引（同第55条第1号、2号、3号によるものを除く。）におけるリース債務のうち、当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以降に期限が到来する額を記入すること。
列30	そ の 他	固定資産の年賦未払金等を記入すること。
列32	建設改良費等の財源に充てるための企業債	建設改良費及び投資の目的のために発行した企業債及び都道府県からの振興資金等長期借入金で当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還しなければならない額を記入する。なお、企業債前借は年度途中においては、一時借入金として経理される（ただし、一時借入金限度額の規制対象外）が、決算日において企業債に振り替えられなかった場合でも企業債として取り扱うものである。
列33	その他の企業債	災害復旧事業に充てた企業債（災害により損壊はしなかったが、その機能に影響を受けた施設について、これを従前のとおり効用を発揮するまでに回復するための資金に充てた企業債に限る。）、退職手当債等で当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還しなければならない額を記入すること。
列34	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	建設改良費及び投資の目的のために借り入れた一般会計等他会計からの長期借入金で当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還しなければならない額を記入すること。
列36	引 当 金	修繕引当金、賞与引当金等で1年以内に使用される見込みのものを記入する。
列37	リ ー ス 債 務	地方公営企業法施行規則第1条第14号のファイナンス・リース取引（同第55条第1号、2号、3号によるものを除く。）におけるリース債務のうち、当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に期限が到来する額を記入すること。
列38	一 時 借 入 金	予算に定める一時借入金の限度額の対象となる借入金を記入すること。なお、起債前借については期中にあっては一時借入金として経理されるものであるが、本表においては、「企業債」として処理するものとし、一時借入金には含めないこと。

列44	長期前受金収益化累計額(△)	正数で記入し、「△」、「－」の符号を付けないこと。
列46	繰延運営権対価収益化累計額(△)	
列48	運営権者更新投資収益化累計額(△)	
列50	資本金	資本金は(23表)「期首資産等状況調」列58「資本金」との関連(積立金、利益剰余金の処分と組入(造成)資本金の関係等)について充分留意すること。
列55	剰余金	負数となる場合は、「－」の符号をつけること。
列56	資本剰余金	特定収入仮払消費税及び地方消費税額(4条資本的収入である特定収入を財源として賄われた課税仕入中の消費税及び地方消費税相当額で納税計算に当たって控除できなかった額)と相殺した場合は相殺後の額を記入すること。
列57	国庫補助金	営業補助の目的で交付された国庫補助金及び都道府県補助金は資本剰余金に含まれず(20表)「損益計算書」列18「国庫補助金」及び列19「都道府県補助金」に記入すること。
列58	都道府県補助金	
列61	その他	資本取引によって生じた剰余金(建設改良のための他会計補助金、受贈財産評価額、寄附金等)の合算額を記入すること。
列62	利益剰余金	負数となる場合は、「－」の符号をつけること。
列63	減債積立金	剰余金計算書の当年度末残高と一致するものであること。
列64	利益積立金	
列65	建設改良積立金	
列66	その他積立金	
列67	当年度末処分利益剰余金	20表「損益計算書」の列59(当年度末処分利益剰余金又は当年度末処理欠損金)と一致するものであること。したがって、双方の値が「0」の場合を除き、どちらか一方に「0」より大きい値を記入すること。
列68	当年度末処理欠損金(△)	
列69	当年度純利益	20表「損益計算書」の金額を記入すること。ただし、工水、病院、介護サービス事業で2以上の施設(病院)を経営している場合は、〔20表列1「総収益」の合計額〕－〔20表列25「総費用」の合計額〕を記入すること。(差額が負数→純損失欄へ)したがって、収支「0」の場合を除き、どちらか一方に「0」より大きい値を記入すること。
列70	当年度純損失(△)	
列74	不良債務	{(列31「流動負債」－列32「建設改良費等の財源に充てるための企業債」－列34「建設改良費等の財源に充てるための長期借入金」－02行22列「地方債に関する省令附則第8条の3に係るリース債務(PFI法に基づく事業に係る建設事業費等))}－(列14「流動資産」－23表列14「うち翌年度へ繰越される支出の財源充当額」)}の算式により計算すること。(不良債務が生じない場合は記入しないこと。) ただし、宅地造成事業における不良債務の算出は、次によること。 不良債務＝列31－列32－列34－02行22列－(列14＋列11－23表列14)

列75	実質資金不足額	〔列74「不良債務」－23表列54「当年度同意等債で未借入又は未発行の額」〕の算式により記入すること（実質資金不足が生じない場合は記入しないこと。）。
列76	資本不足額（△）	列21「資産合計」－列49「負債合計」の算式により計算すること。（資本不足額が生じない場合は記入しないこと。）なお、 <u>「△」又は「－」の符号をつけず正数で記入すること。</u>
列77	資本不足額（繰延収益控除後）（△）	列21－（列49－列42「繰延収益」）の算式により計算すること。（資本不足額（繰延収益控除後）が生じない場合は記入しないこと。）なお、 <u>「△」又は「－」の符号をつけず正数で記入すること。</u>
列78	経常利益	20表の金額を再掲すること。 ただし、工水、病院、介護サービス事業で2以上の施設（病院）を経営している場合は、〔20表列46「経常利益」の合計額〕－〔20表列47「経常損失」の合計額〕を記入すること（差額が負数→経常損失欄へ）。したがって、収支「0」の場合を除き、どちらか一方に「0」より大きい値を記入すること。
列79	経常損失（△）	
02行列1	退職給付引当金	「01行28列」の内訳を記入すること。 02行列1及び02行列2に該当しない引当金は、すべて02行列3その他引当金に含めること。
02行列2	特別修繕引当金	
02行列3	その他引当金	
02行列4	退職給付引当金	「01行36列」の内訳を記入すること。 02行列4～02行列7に該当しない引当金は、すべて02行列8その他引当金に含めること。 なお、法定福利費引当金は02行列5賞与引当金に含めること。
02行列5	賞与引当金	
02行列6	修繕引当金	
02行列7	特別修繕引当金	
02行列8	その他引当金	
02行列10	他公営企業出資金	02行列9「出資金」のうち他公営企業に対し出資した額を記入すること。
02行列11	その他出資金	02行列9「出資金」のうち公営企業以外（第三セクターなど）へ出資した額を記入すること。
02行列12	長期貸付金	01行10列「投資その他の資産」のうち貸付期間が貸借対照表日の翌日から起算して1年を超える貸付金を記入すること。
02行列13	他会計貸付金	02行列12「長期貸付金」のうち他会計への貸付金を記入すること。
02行列14	その他貸付金	02行列12「長期貸付金」のうち一般貸付及び職員貸付にかかるものを記入すること。
02行列15	基金	01行10列「投資その他の資産」のうち、地方自治法第241条の規定に基づく基金設置条例により、積立金等に対応して特定預金等資金の状態において保有するものを記入すること。

02行 列18	短期貸付金	01行14列「流動資産」のうち貸付期間が貸借対照表日の翌日から起算して1年以内である貸付金を記入すること。
02行 列19	一般短期貸付金	02行18列「短期貸付金」のうち他会計貸付及び職員貸付以外のものを記入すること。
02行 列20	他会計貸付金	02行18列「短期貸付金」のうち他会計への貸付金を記入すること。
02行 列22	地方債に関する省令附則第8条の3に係るリース債務(PFI法に基づく事業に係る建設事業費等)	列37「リース債務」のうち、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第4項に規定する選定事業に係る経費の支出予定額のうち、公共施設又は公用施設の建設事業費及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）に係るものの額を記入すること。
02行 列23	国庫補助金	「01行43列」の財源内訳を記入すること。
02行 列24	都道府県補助金	
02行 列25	工事負担金	
02行 列26	他会計繰入金	
02行 列27	寄付	
02行 列28	受贈	
02行 列29	その他	

〔質 疑〕

問1. 貸借対照表の構成はどうなっているか。

答 資産＝負債＋資本である。なお、この等式はいかなる場合にも成り立つので必ず確認しながら作業を行うこと。

問2. 電話の架設に要した費用は、どこに記入するのか。

答 施設負担金、加入料、装置料等電話の架設に要した費用は、電話加入権として整理し、列9「無形固定資産」に記入すること。なお、電話加入権は非償却資産である。また、電話架設の際、引き受けた電信電話債券は投資として整理し列10「投資その他の資産」に記入すること。

問3. 市町村が都道府県から借り受ける振興資金は企業債として整理するのか。

答 建設改良又は投資に充てられるものは固定負債列23又は流動負債列32「建設改良費等の財源に充てるための企業債」に、その他のものは固定負債列24又は流動負債列33「その他の企業債」に記入すること。

問4. 一般会計からの借入金はどこに記入するのか。

答(1) 短期借入金 流動負債列38「一時借入金」に記入すること。

(2) 長期借入金 建設改良又は投資に充てるため借り入れたものは固定負債列26及び流動負債列34「建設改良費等の財源に充てるための長期借入金」に、その他のものは固定負債列27及び流動負債列35「その他の長期借入金」にそれぞれ記入すること。

23表 資本的収支に関する調

(1) 調査目的

この調査表は、建設改良、企業債償還金及びこれに対応する財源状況等について調査するものである。

(2) 全般的留意事項

この調査表は税込み金額にて記入すること。

なお、この調査表の作成に当たっては、繰越計算書、損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書等との関連に充分留意すること。

(3) 個別的留意事項

- | | |
|-------------------------|---|
| 列2 建設改良のための企業債 | 建設改良及び投資に充てるため当該年度内に収入した企業債を記入すること。(起債前借及び前年度同意等債で当年度に収入したものを含み、未収入の企業債は含まないものであること。) |
| 列3 その他 | 企業債のうち建設改良及び投資以外に充てた企業債(収益的収支予算なお書にした災害復旧債及び退職手当債等は除く。)及び借換債(借換にかかる企業債収入をいう。)を記入すること。 |
| 列4 他会計出資金 | 法17条の2及び18条の規定に基づく他会計からの出資金を記入すること。 |
| 列5 他会計負担金 | 法17条の2の規定に基づく他会計負担金のうち資本的支出(建設改良、企業債元金償還等)の財源に充てるためのものを記入すること(参照(20表)「損益計算書」列13「他会計負担金」)。 |
| 列6 他会計借入金 | 他会計借入金のうち資本的支出の財源に充てるために借り入れたものを記入すること。 |
| 列7 他会計補助金 | 法17条の3の規定に基づく他会計補助金のうち資本的支出の財源に充てられるためのものを記入すること。 |
| 列9 国庫補助金 | 建設改良の補助を目的としたものを計上すること。 |
| 列10 都道府県補助金 | なお、国庫補助金又は都道府県補助金を財源として行う他会計から公営企業会計への補助金については、他会計補助金とはせずに、補助金要綱や負担割合に応じて国庫補助金と都道府県補助金へ適切に記入すること。 |
| 列14 うち翌年度へ繰越される支出の財源充当額 | 列13「資本的収入額計」のうち、建設改良事業が翌年度へ繰り越された場合における当該事業の財源に充てられる額を記入すること。 |
| 列15 前年度同意等債で今年度収入分 | 前年度同意等債で今年度収入したもの(列2「建設改良のための企業債」に記入されているもの)のうち前年度において支出予算執行済とした建設改良費で未払いとしたものの財源に充てられた企業債を記入すること。したがって、前年度同意等債で当年度に収入されたものであっても前年度から繰越事業の財源となるものについてはこの欄には含まれないものであることに留意すること。 |
| 列18 職員給与費 | 列17「建設改良費」のうち、「施設及び業務概況に関する調」の職員数の欄(資本勘定所属職員)に記入した職員に支払われた額を記入すること。 |

23 資本的収支に関する調

都道府県名	@都道府県名称
団体名	@市町村名称

010 水道事業

団体コード 019999
法適・非適 1 法適用企業
施設名 001 @上水施設名称001

事業区分 1 上水道事業のみ
経営主体 1 都道府県営
黒・赤字別 1 経常利益を生じた事業（黒字）

規模別 01 都及び指定都市
用途区分 1 80%以上
水源区分 2 ダムを主とするもの
原価区分 2 給水原価181円以上282円未満（未端）

項目	行	金額(千円)
1. 資本的収入	01	
(1) 企業債		
ア 建設改良のための企業債		
イ その他		
(2) 他会計出資金		
(3) 他会計負担金		
(4) 他会計借入金		
(5) 他会計補助金		
(6) 固定資産売却代金		
(7) 国庫補助金		
(8) 都道府県補助金		
(9) 工事負担金		
(10) その他		
(11) 計 (1)～(10) (a)		
(12) うち翌年度へ繰越される支出の財産差当額 (b)		
(13) 前年度繰越金等 (c)		
(14) 純計 (a)-(b)+(c) (d)		
2. 資本的支出		
(1) 建設改良費		
うち職員給与費		
建設利息		
補助対象事業費		
記に対する財産増上としての企業債		
単独事業費		
上記に対する財産増上としての企業債		
企業内財政融資資金		
企業債		
債記その他		
国庫補助金		
都道府県補助金		
工事負担金		
他会計繰入金		
その他		
(2) 企業債償還金		
政府資金に依る繰上償還金		
地方公共団体金融機構資金に依る繰上償還金		
その他資金に依る繰上償還金		
ア 建設改良のための企業債		
イ その他		
(3) 他会計からの長期借入金返還額		
(4) 他会計への支出金		
(5) その他		
(6) 計 (1)～(5) (e)		
3. 差引 (d)-(e)	(1) 差額	
(d)-(e)	(2) 不足額 (△) (f)	
4. 補填財源		
(1) 過年度分損益勘定留保資金		
(2) 当年度分損益勘定留保資金		
(3) 繰越利益剰余金処分額		
(4) 当年度利益剰余金処分額		
(5) 積立金取りくずし額		
(6) 繰越工事資金		
(7) その他		
うち補償費及び地方消費性資本的収支調整額		
(8) 計 (1)～(7) (g)		
5. 補填財源不足額 (△) (f) - (g)		
6. 当年度同意等債で未借入又は未発行の額		
期首資産等状況調		
1. 固定資産		
2. 流動資産		
3. うち未収金		
4. 資本金		
5. 剰余金		
6. 負債・資本合計		
7. 繰延収益		
8. その他有価証券評価差額		

項目	行	金額(千円)等
チエック(1～8)	02	
投資額(税込み)		
国費		
都道府県費		
市町村費		
「01行17列」のうち用地取得費		
上記補助対象事業分		
の内訳 単独事業分		
「02行12列」のうち先行取得用地分		
取得用地面積 (㎡)		
上記補助対象事業分 (㎡)		
の内訳 単独事業分 (㎡)		
「02行16列」のうち先行取得用地面積 (㎡)		
建設改良費の翌年度への繰越額		
上記補助対象事業分		
の内訳 単独事業分		
02行20列の内訳		
継続費 通次繰越額		
建設改良繰越額		
事故繰越繰越額		
事業繰越額		
01行17列 新增設に関するもの		
の内訳 改良に関するもの		
他会計繰入金合計		
(1) 繰出基準に基づく繰入金		
(2) 繰出基準以外の繰入金		
ア 繰出基準に基づく事由に依る繰上繰入		
イ 繰出基準の事由以外の繰入		
「02行31列」のうち、国の補正予算等に基づく事業に依る繰入		
企業債償還に対して繰入れたものの基準額		
繰入れたものの実繰入額		
「21表60、61列」再掲 企業債利息に対して繰入れたものの基準額		
繰入れたものの実繰入額		
02行27列のうち、管路の新増設に関するもの		
02行28列のうち、管路の改良に関するもの		
繰入再掲 企業債元利償還金に対して繰入れたものの基準額		
繰入れたものの実繰入額		
01行03列 民間資金による借換にかかるもの		
うち市中銀行		
市中銀行以外の金融機関		
市場公募債		
その他の		
事業区分 借換に依るもの		
資本費平準化債に依るもの		
01行32列 上水道事業分 (繰上償還分除く)		
うち辺地債分		
過疎債分		
資本費平準化債分		
公営企業施設等整理債分		
災害復旧事業債分		
借換債分		
うち繰上償還分除く		
01行18列 常勤職員		
のうち 会計年度任用職員 (フルタイム)		
会計年度任用職員 (パートタイム)		

コード 019999231010

列20 列22	「17列の内訳」	列17建設改良費を補助対象事業費と単独事業費に分けて記入すること。 補助要綱で定められた補助基本額部分を補助対象事業費とし、これを上回る部分は単独事業費として記入すること。 具体的には、補助対象事業費には、直接又は間接に国庫からの補助を受けて施行する事業費を記入し、都道府県の単独補助を受けて行う事業費は含めないこと。 なお、補助基準となった単価・面積等を上回る部分に係る事業費は、補助対象事業費に含めないで、単独事業費として取り扱うこと。 単独事業費には、前述の補助事業の単価差、数値差及び対象差に係る事業費のほか、市町村が単独で行うもの及び都道府県の補助を受けて行う事業費を記入すること。
列21 列23	「20列」「22列」に対する財源としての企業債	建設改良費の財源内訳中企業債（01行24列～26列の合計）を、補助対象事業費分、単独事業費分に分けて記入すること。
列24 列31	建設改良費の財源内訳	「企業債」は、当年度同意等債で未借入又は未発行の額を含めた額を記入すること。 「他会計繰入金」は、他会計出資金、他会計負担金、他会計借入金及び他会計補助金のうち建設改良費の財源に充てた分の合計額を記入すること。
列33 列35	「32列」の内書繰上償還金	企業債償還金のうち繰上償還分を資金別にそれぞれ記入すること。
列37	そ の 他	建設改良以外の目的に充てた企業債償還元金（例えば、交通事業再建債、退職手当債、収益的収支予算でなお書にした災害復旧債等）及び借換債償還元金（借換債収入をもって償還する借換時の一時償還金をいう。）を記入すること。
列40	そ の 他	水道事業（簡易水道事業を含む。）及び工業用水道事業については、独立行政法人水資源機構に対する割賦負担金元金（30表01行46列）を含めて記入すること。
列42 列43	差 額 不足額（△）	列16「資本的収入純計」－列41「資本的支出計」の差額を記入すること。負数（収入不足）となる場合は、「―」の符号はつけずに「列43」へ記入すること。 なお、正数（不足なし、列42へ記入）の場合は、補填財源欄（列44～列52）への記入は不要であること。
列44 列52	補 填 財 源	実際に使用可能な額を記入すること。なお、財源内訳については過年度及び当年度の損益勘定留保資金、剰余金処分額等を十分把握しておくこと。
列45	当年度分損益勘定留保資金	補填財源となり得る当年度分損益勘定留保資金は、（20表）「損益計算書」列35「減価償却費」、列44「繰延勘定償却」等収益的支出予算のうち現金の支出がなされず企業内部に留保されることとなる資金の額から前年度不良債務及び当年度純損失を控除した額で実際に使用可能な額を十分に精査し記入すること。
列46	繰越利益剰余金処分額	「繰越利益剰余金年度末残高」のうち当年度予定処分した額（当年度の剰余金処分計算書により処分されることとなる額。）を記入すること。なお、「繰越利益剰余金年度末残高」を上回らないものであること。

列47	当年度利益剰余金処分額	(22表) 列69「当年度純利益」のうち当年度予定処分した額(当該年度の剰余金処分計算書により処分されることとなる額。)を記入すること。
列48	積立金取りくずし額	減債積立金、建設改良積立金等の積立金を当年度に取りくずした額を記入すること。
列49	繰越工事資金	前年度以前において既に受け入れた寄附金、工事負担金等で、当年度の予算に計上した資本的支出の特定財源になっている資金を記入すること。
列51	「50列のうち消費税及び地方消費税資本的収支調整額」	補填財源として使用可能な消費税及び地方消費税の内部留保資金(税込み当期純利益—税抜き当期純利益—当該年度購入した貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税額)のうち実際に補填財源として使用した額を記入すること。 なお、建設中の事業で予算上未収消費税還付金について4条資本的収入として計上したものにあっては当該額については決算統計上「10その他」(12列)に記入することなく、「7その他」(50列)及び51列に記入し、補填財源として整理すること。
列54	当年度同意等債で未借入又は未発行の額	当年度において支出予算執行済とした建設改良費で、未払いとしたものの財源に充てられる企業債のうち、未借入のものを記入すること。 なお、この額は翌年度において本表列15に記入されるものであること。
列55 ↳ 62	期首資産等状況調	総資本利益率等の計算に必要があるので前年度決算(税抜き額)により記入すること。
02行 列2 ↳ 5	行政投資実績調	事業費及び施設の維持補修費を調査するものであり、「投資額」(02行2列)は21表「費用構成表」の「7 修繕費(15列)」に1.1を乗じた額及び23表「資本的収支に関する調」の「(1) 建設改良費(17列)」の合計額を記入すること。また、委託事業については、委託した団体で調査し記入すること。なお、国又は民間からの受託事業にかかる額は除くこと。記入漏れ、桁誤りには十分に注意し、前年度と比較して明らかに桁誤りではないか等を確認すること。
02行 列12	「01行17列」のうち用地取得費	建設改良費(01行17列)のうち用地取得に要した経費を記入する。用地取得に要した経費とは、土地の買入代価(石垣、暗渠等土地に附属するものを含む。)及び買入に附帯して生じた費用(事務費、仲立人手数料、地上物件移転等の補償、賠償費など)をいう。あくまでも「取得」に要した経費を計上するものであり、土地をその目的に利用するにいたるまでに要した費用(測量費、整地費(盛土、埋立、切土、地ならし、砂利敷等)、その他土木工事等)など、土地の加工に要した費用は含まない。
02行 列13 列14	「02行12列」の内訳	用地取得に要した経費を補助対象事業、単独事業に区分して記入する。なお、「補助対象事業」「単独事業」の区分の概念は、20列、22列の区分の概念(P.33)と同じである。
02行 列15	「02行12列」のうち先行取得用地分	用地取得に要した経費のうち、先行取得用地に係る経費をうち書きとして記入する。 事業を効率的に実施するために先行して取得した用地分を記入するが、行政目的以外の用地取得(職員住宅用地の取得等)に係るものは含まない。

02行 列16	取得用地面積	取得した土地の面積を記入する。 なお、面積の把握にあつては土地の所有権移転登記完了をもって、「取得」とみなす。したがって、決算額（＝用地取得費）に係るもののほか、債務負担行為、交付公債などにより「取得」することもありうる。
02行 列17 列18	「02行16列」 の内訳	取得した土地の面積を補助対象事業、単独事業に区分して記入する。なお、「補助対象事業」「単独事業」の区分の概念は、20列、22列の区分の概念（P.33）と同じである。 財源として企業債があてられた場合においては、借入先の如何にかかわらず、当該団体の費用として計上し、国費に計上しないこと。
02行 列19	「02行16列」 のうち先行取 得用地面積	取得した土地の面積のうち先行取得した土地の面積を記入すること。 なお、面積の把握にあつては土地の所有権移転登記完了をもって、「取得」とみなす。したがって、決算額（＝用地取得費）に係るもののほか、債務負担行為、交付公債などにより「取得」することもありうる。
02行 列20	建設改良費の 翌年度への繰 越額	建設改良費について、当年度内に支払義務が生じず、翌年度に繰越して使用するものがある場合（地方公営企業法に基づく繰越し）及び当年度に不用額として処理し、翌年度において新たに歳出予算に計上し執行するものがある場合（事業繰越）にそれらの合計額を記入すること。
02行 列21 列22	「02行20列」 の内訳 補助 対象事業分、 単独事業分	建設改良費の翌年度への繰越額（「02行20列」）を補助対象事業、単独事業に区分して記入する。なお、「補助対象事業」「単独事業」の区分の概念は、20列、22列の区分の概念（P.33）と同じである。
02行 列23	「02行20列」 の内訳 継続費 繰越額	建設改良費で、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、継続費について翌年度へ繰越しを行った繰越額を記入すること。
02行 列24	「02行20列」 の内訳 建設改良 繰越額	地方公営企業法第26条第1項の規定により、翌年度へ繰り越した額について記入すること。
02行 列25	「02行20列」 の内訳 事故繰越 繰越額	建設改良費で、地方公営企業法第26条第2項の規定により、当年度内に支出負担行為をし、避け難い事故のため、翌年度へ繰り越した額について記入すること。
02行 列26	「02行20列」 の内訳 事業繰越 額	建設改良費で、諸般の事情から、当年度において支出負担行為をすることができなかったため、当年度において不用額とし、翌年度において新たに予算に計上するものについて記入すること。
02行 列27 列28	「01行17列」 の内訳 新增 設に関するもの 改良に関するもの	建設改良費の内訳として、事業初期の建設投資に要した費用及び既存施設及び設備等増設に要した費用については、新增設に関するものへ、その他既存施設及び設備等の改良（更新を含む。）に充てた費用は、改良に関するものへ記入すること。なお、区別が難しい工事等については按分等により記入すること。

02行 列29	他会計繰入金 合計	資本的収入の「他会計出資金」,「他会計負担金」,「他会計借入金」及び「他会計補助金」の合計額を記入すること。
02行 列30 と 列31	繰出基準に基 づく繰入金, 繰出基準以外 の繰入金	02行29列他会計繰入金合計を繰出基準に基づく繰入金と繰出基準以外の繰入金に分けて記入すること。なお,繰出基準に基づく繰入金については,「令和7年度繰出基準」に基づき実際に繰入れた繰入額を記入すること。(後掲「(参考資料) 令和7年度の地方公営企業繰出金について」)
02行 列32 と 列33	繰出基準に基 づく事由に係 る上乗せ繰 入,繰出基準 の事由以外の 繰入	02行31列繰出基準以外の繰入金について,繰出基準に基づく事由において繰出基準を超えて行った繰入れ(32列)と繰出基準の事由以外の繰入れ(33列)に分けて記入すること。
02行 列34	「02行31列」 のうち,国の 補正予算等 に基づく事業 に係る繰入	基準外繰入のうち,国の補正予算等に基づく臨時交付金を財源とした繰入を記入すること。(前年度から繰り越した交付金を当年度に繰り入れた場合を含む。)
02行 列36	企業債償還に 対して繰入れ たもの基準額	「令和7年度繰出基準」に基づいて算定された企業債償還金に対する繰入額を記入すること。また,水道事業については,独立行政法人水資源機構に対する割賦負担金元金を含めて記入すること。
02行 列37	企業債償還に 対して繰入れ たもの実繰入 額	「他会計繰入金合計」(02行29列)のうち企業債償還金に対する実繰入額を記入すること。
02行 列38 と 列39	「21表60, 61 列」再掲	「21表60, 61列」再掲企業債利息に対して繰入れたもの(38列, 39列)は, 21表「費用構成表」の「企業債利息に対して繰入れたもの」(60列, 61列)にそれぞれ一致すること。
02行 列42 と 列43	繰入再掲 企 業債元利償還 金に対して繰 入れたもの	「繰入再掲 企業債元利償還金に対して繰入れたもの」(42列, 43列)は, 企業債元利償還金に対して繰り入れられたものを記入すること。したがって,「基準額」(42列)は36列と38列の合計額,「実繰入額」(43列)は37列と39列の合計額となること。 なお,記入に当たっては,普通会計決算統計の「公営企業(法適)等に対する繰出し等の状況(28表)」の「公債費財源繰出」と原則一致するものであること。
02行 列45	民間資金によ る借換にかか るもの	01行03列「その他」のうち,民間資金による借換債額を記入すること。
02行 列46	市中銀行	02行45列「民間資金による借換にかかるもの」のうち都市銀行,地方銀行からの借入額を記入すること。
02行 列47	市中銀行以外 の金融機関	02行45列「民間資金による借換にかかるもの」のうち信託銀行,信用金庫,各種共同組合,各種事業団,その他金銭の貸付けを業とする者で,「市中銀行」以外の金融機関等からの借入額を記入すること。
02行 列48	市場公募債	02行45列「民間資金による借換にかかるもの」のうち,起債市場において公募により資金調達をした企業債を記入すること。また,住民参加型ミニ市場公募債(いわゆるミニ公募債)により資金調達をした企業債についても記入すること。

02行 列49 その他 02行45列「民間資金による借換にかかるもの」のうち、02行46～48列に挙げた以外の手段（共済組合など上記に挙げた金融機関等以外からの借入）により資金調達した額を記入すること。

02行 列68 01行18列のうち 01行18列「職員給与費」のうち、「常勤職員」、「パートタイム会計年度任用職員」及び「フルタイム会計年度任用職員」の内数を記入すること。なお、「任期付職員（任期付短時間勤務職員）」、「再任用職員（再任用短時間勤務職員）」については、「常勤職員」に含めること。

〔質 疑〕

問1. 補填財源のその他にはどのようなものがあるか。

答 企業開始当初に企業に引き継がれた引継現金、引継貯蔵品及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額等がある。

問2. 列14「うち翌年度へ繰越される支出の財源充当額」と列15「前年度同意等債で今年度収入分」との区分について詳しく説明してください。

答 下記の〔事例1. 2〕及び〔図解〕参照

〔事例1〕 建設事業の繰越しに係る財源のうち補助金を年度内に収入した場合

(1年度)		(仕 訳)		(調査表記入欄)	
繰越額 10,000		現金預金	補助金		
繰越しに係る財源	起 債 7,000	1,000	1,000		
	補助金 1,000	(予算経理)			
	内部留保資金 2,000	資本的収入	補助金 1,000	(23表) →列9 列14	
(2年度)		(仕 訳)			
		固定資産	現金預金		
		10,000	10,000		
		(予算経理)			
		資本的収入	企業債 7,000	→列2	
		資本的支出	建設改良費 10,000	→列17	

〔事例2〕 建設事業の財源のうち補助金は年度内収入で、起債のみ年度内に収入できなかった場合

(1年度)		(仕 訳)			
建設改良費 10,000		現金預金	補助金		
		1,000	1,000		
財 源	起 債 7,000	固定資産	現金預金		
	補助金 1,000				
	内部留保資金 2,000				
		10,000	3,000		
			未払金 7,000		
		(予算経理)			
		資本的収入	補助金 1,000	→列9	
		資本的支出	建設改良費 10,000	→列17	
(2年度)		(仕 訳)			

現金預金 7,000
未払金 7,000
(予算経理)

企業債 7,000
現金預金 7,000

資本的収入 企業債 7,000

→列2
列15

問3. (23表)「資本的収支に関する調」において建設利息、建設元金はどこに整理することになるか。また、その財源として企業債（建設利息債、建設元金債）を起こした場合どこに整理することになるか。

答 建設利息について固定資産の取得価格を構成するものであるため建設改良費のうち書として19列に記入するも

〔図 解〕

1 年 度		2 年 度	
(収 入)		(収 入)	
補助金1,000→列9 →列14		内部資金2,000→列44 →列50	
(支 出)		(支 出)	
建設改良費 10,000 →2年度の 列17		企業債 7,000 →列2	
〔事例1〕		〔事例2〕	
補助金1,000→列9 内部資金2,000→列44 →列50		建設改良費 10,000 →列17	
企業債 (未収入) 7,000 →列54		企業債 7,000 →2年度の 列2 列15	
(うち7,000は) 未払決算)			

のとしており、その財源としての建設利息債は2列の「(1)企業債 ア建設改良のための企業債」として整理することになる。これに対して建設元金は、新たな固定資産の取得価格を構成するものではないため建設改良費には含まれず企業債償還金として整理されることになる。

この場合、建設元金を建設元金債で借り換える場合においては37列の「(2)企業債償還金 イその他」に整理し、その収入である建設元金債は3列の「イその他」に整理するものであり、建設元金を建設元金債で借り換えない場合には、36列の「(2)企業債償還金 ア建設改良のための企業債」に整理するものである。

24表 企業債に関する調

(1) 調査目的

この調査表は、当年度末における企業債の現在高について借入先別及び利率別に調査するものである。

(2) 全般的留意事項

この調査表には、(22表)「貸借対照表」の固定負債に整理されている列23「建設改良費等の財源に充てるための企業債」、列24「その他の企業債」、列25「再建債」、流動負債に整理されている列32「建設改良費等の財源に充てるための企業債」及び列33「その他の企業債」について記入すること。なお、これらに起債前借分が含まれている場合、当該起債前借額については、前借時・本借時の利率とは関係なく全額(45表23行各列に記入されている額と一致)をそれぞれの資金区分の01列「起債前借」に記入すること。

(3) 個別的留意事項

01行 合 計 (22表)「貸借対照表」の固定負債の列23「建設改良費等の財源に充てるための企業債」、列24「その他の企業債」及び列25「再建債」と流動負債の列32「建設改良費等の財源に充てるための企業債」及び列33「その他の企業債」合算額と一致すること。

なお、この「合計」数値は、次の算式により必ず検算すること。

$$\left(\begin{array}{c} \text{当年度末における企} \\ \text{業債現在高「合計」} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{前年度末における企} \\ \text{業債現在高「合計」} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{当年度における} \\ \text{借入済企業債} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{当年度における} \\ \text{企業債償還金} \end{array} \right)$$

02行 財 政 融 資 平成13年3月31日までの資金運用部資金を含む財政融資資金の現在高を記入すること。

03行 郵 便 貯 金 平成13年4月1日以降の郵便貯金資金の現在高を記入すること(平成13年3月31日以前の資金運用部資金における郵便貯金等資金の現在高は、02行「財政融資」に含めること)。

04行 簡易生命保険 簡易生命保険資金の現在高を記入すること。

05行 地方公共団体
金融機構 地方公共団体金融機構資金(旧公営企業金融公庫資金及び旧地方公営企業等金融機構資金を含む。)の現在高を記入すること。

06行 市 中 銀 行 都市銀行、地方銀行及び長期信用銀行から借り入れた資金の現在高を記入すること。

07行 市中銀行以外
の金融機関 信託銀行、相互銀行(借入れ時点において相互銀行だったもの)、信用金庫、各種協同組合、各種事業団その他金銭の貸付を業とする者で「市中銀行」以外のものから借り入れた資金の現在高を記入すること。

08行 市 場 公 募 債 起債市場で公募により調達した資金の現在高を記入すること。また、住民参加型ミニ市場公募債(いわゆるミニ公募債)により調達した資金の現在高についても記入すること。

09行 共 済 組 合 各種共済組合(旧町村職員恩給組合資産管理組合を含む。)から借り入れた資金の現在高を記入すること。

12行 そ の 他 特定の会社等から借り入れた資金の現在高及び県振興資金借入金の現在高を記入すること。

13列 「合計」のうち建設改良費等以外の経費に対する企業債現在高 「「合計」のうち建設改良費等以外の経費に対する企業債現在高」とは、建設改良費及び準建設改良費をいい、準建設改良費については地方債に関する省令第12条及び同省令附則第8条を参照すること。

14列 合計の内訳
証書借入分 合計のうち、証書借入分を記入すること。

15列 合計の内訳
証券発行分 合計のうち、証券発行分を記入すること。

- 16列 企業債の償還に要する資金の全部又は一部を一般会計等において負担することを定めている場合、その額 01行列12「合計」のうち、地方公営企業法施行規則第39条第2号に定める額を記入すること。ただし、下水道事業にあっては、同号に定める金額を計上していない事業の場合、「令和7年度繰出基準」に基づいて算定された一般会計等からの繰入れによる収入をもって償還すべき地方債の額を参考にして記入すること。

〔質 疑〕

問 相互銀行から普通銀行に移行したものからの借入額は(3)「市中銀行」に計上するのか、あるいは(4)「市中銀行以外の金融機関」に計上するのか。

答 借入時点の借入証書における借入先名が市中銀行であれば(3)「市中銀行」、相互銀行であれば(4)「市中銀行以外の金融機関」に記入すること。

40表 繰入金に関する調

1 各事業共通に関する事項

(1) 調査目的

この調査表は、その年度における一般会計又は他の特別会計からの繰入金の内容を明らかにするため、繰入項目ごとに基準額と実際の繰入額とを調査するものである。

(2) 全般的留意事項

ア この調査表には、収益勘定に属する繰入金及び資本勘定に属する繰入金に区分して記入するものであること。

イ 「基準額」には、「令和7年度繰出基準」、「令和7年度東日本大震災繰出基準」及び「令和6年能登地震繰出基準」（以下、繰出基準等という。）に基づいて算定された額を記入すること。

また、繰出基準等に基づく同じ繰入項目が「他会計補助金」と「他会計出資金」の両方にあるような場合、「基準額」は両方の合計が適正になるよう記入すること。

ウ 「実繰入額」には、繰入項目ごとに実際に繰り入れられた額を記入すること。なお、繰入項目に該当しない繰入金については、「その他」に一括して記入すること。

エ 繰出基準等に基づいて算定された額がある場合は、たとえ「実繰入額」が「0」であっても、「基準額」を記入すること。

オ 通常災害分の「災害復旧費」の「基準額」については、その「実繰入額」と同額を記入すること。

カ 「令和7年度東日本大震災繰出基準」及び「令和6年能登地震繰出基準」に基づく一般会計からの繰入金については、全て「災害復旧費」に記入すること。

なお、「令和6年度東日本大震災繰出基準」及び「令和6年能登地震繰出基準」に基づき算定された基準額を超える一般会計からの繰入金については、「基準額」には含めず、「実繰入額」にのみ記入すること。

キ 他の公営企業会計からの繰入金は繰出基準等に基づくものでないので、「その他」に一括して記入すること。

ク 記入に当たっては、国庫補助金又は都道府県補助金を財源として行う公営企業への繰出金が、国庫補助金又は都道府県補助金に記入されることを踏まえて、普通会計決算統計における一般会計の公営企業への繰出金額と整合性が取れているか確認すること。

(3) 個別的留意事項

列2	他会計負担金	第20表「損益計算書」の列13「他会計負担金」と一致するものであること。
列10	他会計補助金	第20表「損益計算書」の列20「他会計補助金」と一致するものであること。 なお、「児童手当に要する経費」、「基礎年金拠出金公的負担経費」については、「令和7年度繰出基準」を参照の上、記入すること。
列56	他会計繰入金	第20表「損益計算書」の列49「他会計繰入金」と一致するものであること。
列58	他会計出資金・補助金	第23表「資本的収支に関する調」の列4「他会計出資金」+列7「他会計補助金」と一致するものであること。
02行列42	他会計負担金	第23表「資本的収支に関する調」の列5「他会計負担金」と一致するものであること。
02行列49 02行列50	繰入金計	「基準額」及び「実繰入額」についてそれぞれの総計を記入すること。
02行列51 02行列59	実繰入額が基準額を超える部分及び繰出基準の事由以外の実繰入額	繰出基準等を超えて繰り入れがなされている場合、基準額を超える額を記入すること（例えば、繰出基準等において経費の1/2となっているところを経費の2/3繰り入れている場合、基準を超える1/6について記入する。）。また、借入金を除き実繰入額に記入した繰出基準の事由以外の実繰入金についても、記入すること。
02行列60 02行列61	収益勘定他会計借入金	3条予算なお書きに計上された他会計借入金について、繰出基準等に項目があるものは「繰出基準等に基づくもの」に、その他の長期借入金の額を「その他」にそれぞれ区分して記入すること。なお、利息を要する他会計借入金については繰出基準等に基づくものとしては取り扱われないので注意すること（資本勘定の他会計借入金についても同様とする。）。この場合において、列60及び列61の合計は、第20表「損益計算書」の列61「収益的支出に充てた他会計借入金」と一致するものであること。
02行列62 02行列63	資本勘定他会計借入金	資本勘定に係る他会計借入金について、繰出基準等に項目があるものは「繰出基準等に基づくもの」に、その他の長期借入金の額を「その他」にそれぞれ区分して記入すること。この場合において、列62及び列63の合計は、第23表「資本的収支に関する調」の列6「他会計借入金」と一致するものであること。
02行列64	基準外繰入金合計	02行列59、列61、列63の合計額を記入すること。
02行列65	補正予算債分	01行列27「簡易水道の建設改良に要する経費（通常分）」のうち、国の補正予算により追加されることとなった事業等に係る公営企業債で、一般会計の建設費補助相当分として起債したもの（その元利償還金の全額を一般会計が繰り出すこととされているもの）に係る利子償還額を記入すること。
02行列66	補正予算債分	01行列28「簡易水道の建設改良に要する経費（通常分）」のうち、国の補正予算により追加されることとなった事業等に係る公営企業債で、一般会計の建設費補助相当分として起債したもの（その元利償還金の全額を一般会計が繰り出すこととされているもの）に係る利子償還額に対する実繰入額を記入すること。

02行 補正予算債分 02行列23「簡易水道の建設改良に要する経費（通常分）」のうち、国の補正予算により追加されることとなった事業等に係る公営企業債で、一般会計の建設費補助相当分として起債したもの（その元利償還金の全額を一般会計が繰り出すこととされているもの）に係る元金償還額を記入すること。

02行 補正予算債分 02行列24「簡易水道の建設改良に要する経費（通常分）」のうち、国の補正予算により追加されることとなった事業等に係る公営企業債で、一般会計の建設費補助相当分として起債したもの（その元利償還金の全額を一般会計が繰り出すこととされているもの）に係る元金償還額に対する実繰入額を記入すること。

02行列69 } 耐震化事業費分 02行列11, 列12「災害対策（土砂・浸水災害対策含む）」のうち、耐震化事業費のうち通常の耐震化事業費に上積みして実施したものに対する基準額及び実繰入額を記入すること。

（注）(3)個別的留意事項については、水道事業を例に記載しているため、各事業においては、計上する項目の行列が異なる場合、計上する項目がない場合等があるので、各事業の調査表に沿って作成すること。

〔質 疑〕

問 繰出基準等に基づく繰入れを、長期借入れにより行っている場合、基準額及び実繰入額はどこに記入すればよいのか。

答 損益勘定に係る長期借入れの場合、「基準額」については、01行01列から56列「損益勘定繰入金」のうち、当該長期借入金該当する繰入項目の基準額欄に記入すること。また、「実繰入額」については、02行60列「収益勘定他会計借入金」の「繰出基準等に基づくもの」に記入すること。

資本勘定に係る長期借入れの場合、「基準額」については、01行57列から02行48列「資本勘定繰入金」のうち、当該長期借入金該当する繰入項目の基準額欄に記入すること。また、「実繰入額」については、02行62列「資本勘定他会計借入金」の「繰出基準等に基づくもの」に記入すること。

2. 各事業別に関する事項

(1) 工業用水道事業

繰出基準に係るものは、消火栓の設置及び管理に要する経費等に対するものであること。

(2) 電気事業

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度等の認定を受け売電を目的とする事業に要する経費は、繰出基準の対象となっていないため、全て基準外となるものであること。

(3) 病院事業

列9 他会計補助金 病院事業においては、P.42における列10「他会計補助金」を列9「他会計補助金」と読み替えるものとする。

列61 他会計繰入金 病院事業においては、P.42における列56「他会計繰入金」を列61「他会計繰入金」と読み替えるものとする。

列66 他会計出資金 第23表「資本的収支に関する調」の列4「他会計出資金」と一致するものであること。

02行 07列	他会計負担金	病院事業においては、P.42における02行列42「他会計負担金」を02行列7「他会計負担金」と読み替えるものとする。
02行 列14 02行 列24 ┌ 列32	他会計補助金 実繰入額が基準額を超える部分及び繰出基準の事由以外の実繰入額	第23表「資本的収支に関する調」の列7「他会計補助金」と一致するものであること。 記入に当たっては、小項目ごとに基準を超える部分を計算すること。算式の例は次のとおりとする。実繰入額が基準額を超えない部分は該当しないため、負数を記入することがないように留意すること。 (算式の例) 「医業収益－他会計負担金」(02行24列)の場合、01行列3～列7から、 「ア」救急病院」で実繰入額が基準額を超える額＋ 「イ」保健衛生行政」で実繰入額が基準額を超える額 を計算する。 実繰入額が基準額を超える部分のみが該当するため、計算の際、実繰入額が基準額を超えない場合は、超える額は「0」とすること。
02行 列22 02行 列23	繰入金計	「基準額」及び「実繰入額」それぞれの総計を記入すること。なお、「実繰入額」には、「資本勘定他会計借入金 繰出基準等に基づくもの」(02行列35)及び「資本勘定他会計借入金 その他」(02行列36)の額を加算すること。
02行 列44 ┌ 列55	資本勘定のうち高度医療分	「資本勘定繰入金のうち高度医療分」(02行44列～55列)は、「2 資本勘定繰入金」(01行65列～02行21列)のうち高度医療に係る分を記入すること。
02行 列56 ┌ 列59	その他内訳	「12 その他内訳」(02行56列～59列)は、「繰出基準等」に基づかない収益勘定繰入金及び資本勘定繰入金「その他」の実繰入額のうち、地方公共団体が独自に定める繰出基準に基づいて繰入れた基準内額とそうでない基準外額を、それぞれ「(1) 収益勘定繰入金」及び「(2) 資本勘定繰入金」に区分して記入すること。
(4) 下水道事業（公共下水道，特定公共下水道，流域下水道，特定環境保全公共下水道，農業集落排水施設，漁業集落排水施設，林業集落排水施設，簡易排水施設，小規模集合排水処理施設）		
列1 列2	雨水処理 負担金	繰出基準第8の1に定める経費（資本費を含み、雨水処理施設の用地に係る企業債元金償還金等を除く。）に係るものを記入すること。
02行 列13 列14	雨水処理費	繰出基準第8の1に定める経費（雨水処理施設の用地に係る企業債元金償還金等に係るものに限る。）に係るものを記入すること。
(5) 市場事業		
繰出基準に係るものは、市場における業者の指導監督等に要する経費及び市場の建設改良に係る企業債の元金償還金等に対するものであること。		

45表 企業債年度別償還状況調

(1) 調査目的

この調査表は、令和7年度末における企業債現在高について令和8年度以降の償還状況を資金別（政府資金、地方公共団体金融機構資金等）に調査するものである。

(2) 全般的留意事項

この調査表は、24表「企業債に関する調」の01行「企業債現在高」の列12「合計」に記入された年度末残高に基づいて記入すること。なお、年度末現在高に起債前借分が含まれている場合、当該起債前借額の全額を23行「起債前借額」に記入すること（したがって、各年度の元金償還予定額には含まれないものであり、当該起債前借に係る利子償還額は、各年度の利子（償還予定額）及び23行には含めないこと。）。また、単位は千円単位となっているので注意すること。

(3) 個別的留意事項

各列
01列 } 「借入先」については24表「企業債に関する調」の記入要領に従うこと。
11列 }

01行 }
03行 }
05行 }
07行 }
09行 } 当該年度の元金（償還予定額）を記入すること。
11行 }
13行 }
15行 }
17行 }
19行 }

02行 }
04行 }
06行 }
08行 }
10行 } 当該年度の利子（償還予定額）を記入すること。
12行 }
14行 }
16行 }
18行 }
20行 }

21行 令和18年度以降の元金の合計を記入すること。

22行 令和18年度以降の利子の合計を記入すること。

23行 22表列22の固定負債に整理されている「建設改良費等の財源に充てるための企業債」（23列）、「その他の企業債」（24列）及び「再建債」（25列）並びに22表31列の流動負債に整理されている「建設改良費等の財源に充てるための企業債」（32列）及び「その他の企業債」（33列）のうち起債前借分を一括して記入すること。

24行 23行「起債前借額」を含めた令和8年度以降の元金の合計を記入すること。なお、合計額は資金別にそれぞれ24表「企業債に関する調」の現在高合計と一致すること。

16列 水道事業においては、上水道事業と簡易水道事業を同一会計で行っている団体のうち、簡易水道事業分における年度別償還予定額を記入すること。（事業区分コード（P56参照）が「2」である場合のみ記入すること。）市場事業においては、建設改良に係る年度別償還予定額を記入すること。

令和7年度決算

法適・非適 1 法適用企業

法適・非適 1 法適用企業

都道府県名 @都道府県名称

[illegible]

事業区分 I 上水道事業のみ

經營主體 1 都道府県営

黒・赤字別 1 1 経常利益を生じた事業 (黒字)

規 模 別 01 都及び指定都市

用途区分	1	80%以上
住宅	100%	100%
商業	100%	100%
工業	100%	100%
公共施設	100%	100%
その他	100%	100%

水源区分 2 ダムを主とするもの

原 価 区 分 2 給水原価181円以上282円未満 (末端)

・起債前借額は決算日又は出納閉鎖日現在の額を一括して23行に記入し、各年度の元金償還予定額には含まないこと

24表「企業債に関する調」の現在高と一致すること

三	0	1	9	9	9	4	5	1	0	1	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

2. 法非適用企業

26表 歳入歳出決算に関する調

1 調査目的

この調査表は、歳入及び歳出の状況を法適用企業の記入方法に準じて調査するものである。

2 全般的留意事項

本表は税込み金額にて記入すること。

この調査表の作成に当たっては、歳入及び歳出について、経常的な経営収支を収益的収支欄へ、建設改良費、地方債償還金及びこれに対応する財源状況等を資本的収支欄へ計上するものとする。収益的支出に充てた地方債、収益的支出に充てた他会計借入金は、1. 収益的収入には含めず02行列21～22に「外書」として記入すること（形式収支の算出段階で加算するので注意する）。また、建設中であって、使用料（料金）を徴収していない会計においては、資本的収支欄のみ計上すること。

3 個別的留意事項

- | | |
|--------------|--|
| 列2 営業収益 | 主たる営業活動から生じた収益を計上すること。 |
| 列4 雨水処理負担金 | 下水道事業における一般会計からの雨水処理負担金を計上すること。 |
| 列7 営業外収益 | 主たる営業活動以外から生じた収益を計上すること。 |
| 列10 他会計繰入金 | 一般会計等他の会計から繰入れられた金額を計上すること。 |
| 列13 営業費用 | 列2「営業収益」、列7「営業外収益」と同様に費用の性質により計上すること。 |
| 列17 営業外費用 | |
| 列19 地方債利息 | 当該年度に支払われた地方債の利息(起債前借に係る分を含む。)を計上すること。(ただし、供用開始前における支払利息は列36「建設利息」へ)
また、簡易水道事業については、独立行政法人水資源機構に対する割賦負担金利息を含めて記入すること。 |
| 列20 その他借入金利息 | 一時借入金の利息、他会計借入金の利息及びその他借入金の利息を記入すること。 |
| 列24 地方債 | 当該年度内に収入した地方債（起債前借及び前年度同意等債で当年度に収入したものを含み、未収入の地方債は含まない。）を記入すること。 |
| 列26 他会計補助金 | 他会計から資本的支出の財源として繰入れられた額を計上すること。 |
| 列27 他会計借入金 | 他会計から資本的支出の財源にあてるために貸付けを受けた額を計上すること。 |
| 列32 その他 | 積立金取りくずし額等その他の資本的収入に該当する額を計上すること。 |
| 列37 } 34列の内訳 | 列34建設改良費を補助対象事業費と単独事業費に分けて記入すること。
補助要綱で定められた補助基本額部分を補助対象事業費とし、これを上回る部分は単独事業費として記入する。
具体的には、補助対象事業費には、直接又は間接に国庫からの補助を受けて施行する事業費を記入し、都道府県の単独の補助を受けて行う事業費は含めないこと。
なお、補助基準となった単価・面積等を上回る部分に係る事業費は、補助対象事業費に含めないで、単独事業費として取り扱うこと。 |
| 列39 } | |

26 歳入歳出決算に関する調

都道府県名 香都道府県名称

団 体 名 香市町村名称

010 簡易水道事業

団体コード 019999

規 模 別 6 1千人超~2千人以下

経 営 主 体 4 町村営

法 通 ・ 非 通 2 法非適用企業

各計と内訳の数値について確認すること。

収益的収支 1 黒字
黒・赤字別

項 目		行	金 額 (千円)	列 番 号	項 目		行	金 額 (千円) 等	
1. 収益的収支	(1) 総 収 益 (B) + (C) (A)	01		(1)	6. 前 年 度 繰 上 充 用 金 (O)	02		(1)	
	ア. 営 業 収 益 (B)			(2)	7. 形式収支 (L)-(M)+(N)-(O)+(X)+(Y) (P)			(2)	
	(ア) 料 金 収 入			(3)	8. 未 収 入 特 定 財 源			(3)	
				(4)	内 国 庫 (県) 支 出 金			(4)	
	(イ) 受 託 工 事 収 益			(5)	地 方 債			(5)	
	(ウ) そ の 他			(6)	訳 そ の 他			(6)	
	イ. 営 業 外 収 益 (C)			(7)	9. 翌 年 度 に 繰 越 す べ き 財 源 (Q)			(7)	
	(ア) 国 庫 補 助 金			(8)	10. 実 質 収 支	黒 字		(8)	
	(イ) 都 道 府 県 補 助 金			(9)	(P) - (Q) 赤 字 (Δ)			(9)	
	(ウ) 他 会 計 繰 入 金			(10)	投 資 額			(10)	
	(エ) そ の 他			(11)	財 源 内 訳	国 費		(11)	
	(2) 総 費 用 (E) + (F) (D)			(12)	都 道 府 県 費			(12)	
	ア. 営 業 費 用 (E)			(13)	市 町 村 費			(13)	
	(ア) 職 員 給 与 費			(14)	退 職 手 当 支 出 額			(14)	
	(イ) 受 託 工 事 費			(15)	内 収 益 的 支 出 分			(15)	
	(ウ) そ の 他			(16)	訳 資 本 的 支 出 分			(16)	
	イ. 営 業 外 費 用 (F)			(17)	支 給 対 象 人 員 数 (人)			(17)	
	(ア) 支 払 利 息			(18)	延 支 給 月 数 (月)	(注) 単位 年 001 年		(18)	
	i 地 方 債 利 息			(19)	延 勤 続 年 数 (年)			(19)	
	ii そ の 他 借 入 金 利 息			(20)	12. 給 料 総 額			(20)	
	(イ) そ の 他			(21)	収 益 的 支 出 に 充 て た 地 方 債 (X)			(21)	
	(3) 収 支 差 引 (A) - (D) (G)			(22)	収 益 的 支 出 に 充 て た 他 会 計 借 入 金 (Y)			(22)	
2. 資本的収支	(1) 資 本 的 収 入 (H)			(23)	「01行 16列」の うち 受 水 費			(23)	
	ア. 地 方 債			(24)	う ち 資 本 費 相 当 額			(24)	
	イ. 他 会 計 出 資 金			(25)				(25)	
	ウ. 他 会 計 補 助 金			(26)	「01行34列」の うち 用 地 取 得 費			(26)	
	エ. 他 会 計 借 入 金			(27)	上記の内訳 補 助 対 象 事 業 分			(27)	
	オ. 固 定 資 産 売 却 代 金			(28)	単 独 事 業 分			(28)	
	カ. 国 庫 補 助 金			(29)	「02行29列」の うち 先 行 取 得 用 地 分			(29)	
	キ. 都 道 府 県 補 助 金			(30)	取 得 用 地 面 積 (㎡)			(30)	
	ク. 工 事 負 担 金			(31)	上記の内訳 補 助 対 象 事 業 分 (㎡)			(31)	
	ケ. そ の 他			(32)	単 独 事 業 分 (㎡)			(32)	
	(2) 資 本 的 支 出 (I)			(33)	「 02行 33列 」の うち 先 行 取 得 用 地 面 積 (㎡)			(33)	
	ア. 建 設 改 良 費			(34)	建 設 改 良 費 の 翌 年 度 へ の 繰 越 額			(34)	
	う 職 員 給 与 費			(35)	上記の内訳 補 助 対 象 事 業 分			(35)	
	ち 建 設 利 息			(36)	単 独 事 業 分			(36)	
	01行 34列の内訳 補 助 対 象 事 業 費			(37)	継 続 費 連 次 繰 越 額			(37)	
	上 記 に 対 す る 財 源 別			(38)	繰 越 明 許 費 繰 越 額			(38)	
	単 独 事 業 費			(39)	事 故 繰 越 繰 越 額			(39)	
	上 記 に 対 す る 財 源 別			(40)	事 業 繰 越 額			(40)	
	内 財 政 融 資 資 金			(41)	支 払 繰 延 額			(41)	
	地方債 地方 公 共 団 体 金 融 機 構 借 入 金			(42)				(42)	
	訳 そ の 他			(43)	料 金 収 入 (打 切 決 算 未 収 分 を 含 む)			(43)	
	国 庫 補 助 金			(44)				(44)	
	都 道 府 県 補 助 金			(45)	「 0 2 行 5 2 列 」の うち 国 の 補 正 予 算 等 に 基 づ く 事 業 に 係 る 繰 入			(45)	
	工 事 負 担 金			(46)	「 0 2 行 5 4 列 」の うち 国 の 補 正 予 算 等 に 基 づ く 事 業 に 係 る 繰 入			(46)	
	他 会 計 繰 入 金			(47)	01行34列 新 増 設 に 関 す る も の			(47)	
	そ の 他			(48)	01行34列 改 良 に 関 す る も の			(48)	
	イ. 地 方 債 償 還 金 (J)			(49)	収 益 的 収 支 に 関 す る 繰 入 金 の うち	繰 出 基 準 に 基 づ く 繰 入 金		(49)	
	う 政 府 資 金 に 係 る 繰 上 償 還 金 分			(50)	繰 出 基 準 以 外 の 繰 入 金			(50)	
	地方 公 共 団 体 金 融 機 構 借 入 金 に 係 る 繰 上 償 還 金 分			(51)	資 本 的 収 支 に 関 す る 繰 入 金 の うち	繰 出 基 準 に 基 づ く 繰 入 金		(51)	
	そ の 他 資 金 に 係 る 繰 上 償 還 金 分			(52)	繰 出 基 準 以 外 の 繰 入 金			(52)	
	ウ. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金			(53)	元 金 償 還 金 分 に 対 し て	基 準 額		(53)	
	エ. 他 会 計 へ の 繰 出 金			(54)	繰 入 れ た も の	実 繰 入 額		(54)	
	オ. そ の 他			(55)	利 息 支 払 い 分 に 対 し て	基 準 額		(55)	
	(3) 収 支 差 引 (H) - (I) (K)			(56)	繰 入 れ た も の	実 繰 入 額		(56)	
3. 繰上償還金	3. 収 支 再 差 引 (G) + (K) (L)			(57)	繰 入 再 地	元 利 償 還 金 に 対 し て	基 準 額	(57)	
	4. 積 立 金 (M)			(58)	繰 入 れ た も の	実 繰 入 額		(58)	
	5. 前 年 度 か ら の 繰 越 金 (N)			(59)	13. 繰 上 充 用 金			(59)	
	う ち 地 方 債			(60)	14. 「02行43列・44列」に係る未収入特定財源			(60)	
	01行19列 辺 地 債 分			(61)	01行24列 借 換 に 係 る も の			(61)	
	過 疎 債 分			(62)	02行63列の うち 民 間 資 金 に よ る も の			(62)	
	資 本 費 平 準 化 債 分			(63)	市 中 銀 行			(63)	
	公 営 企 業 施 設 等 整 理 債 分			(64)	う 市 中 銀 行 以 外 の 金 融 機 関			(64)	
	災 害 復 旧 事 業 債 分			(65)	ち 市 場 公 募 債			(65)	
	未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 に 係 る 分			(66)	そ の 他			(66)	
	辺 地 債 分			(67)	資 本 費 平 準 化 債 に 係 る も の			(67)	
	過 疎 債 分			(68)				(68)	
	資 本 費 平 準 化 債 分			(69)	01行35列 常 勤 職 員			(69)	
	公 営 企 業 施 設 等 整 理 債 分			(70)	会 計 年 度 任 用 職 員 (フルタイム)			(70)	
	災 害 復 旧 事 業 債 分			(71)	会 計 年 度 任 用 職 員 (パートタイム)			(71)	
	借 換 債 分			(72)	02行14列 常 勤 職 員			(72)	
				(73)	会 計 年 度 任 用 職 員 (フルタイム)			(73)	
				(74)	02行17列 常 勤 職 員			(74)	
				(75)	会 計 年 度 任 用 職 員 (フルタイム)			(75)	
				(76)	02行17列 常 勤 職 員			(76)	
				(77)	会 計 年 度 任 用 職 員 (フルタイム)			(77)	
				(78)	会 計 年 度 任 用 職 員 (フルタイム)			(78)	

019999262010

		単独事業費には、前述の補助事業の単価差、数値差及び対象差に係る事業費のほか、市町村が単独で行うもの及び都道府県の補助を受けて行う事業費を記入すること。
列38 列40	「37列」,「39列」に対する 財源としての 地方債	建設改良費の財源内訳中地方債（41列～43列の合計）を、補助対象事業費分、単独事業費分に分けて記入する。）
列41 列48	建設改良費の 財源内訳	列34「建設改良費」について、その内訳を記入するものであること。 列34「建設改良費」＝財源内訳〔列41～48〕 「他会計繰入金」は、他会計借入金、他会計補助金のうち、建設改良費に充てたものの合計額を記入すること。
列50 列52	「49列の内書 繰上償還金」	列49「地方債償還金」のうち繰上償還分を資金別にそれぞれ記入すること。
列58	積立金	当該年度において、地方自治法第241条に規定する基金のうち、特定の目的のための資金の積立てを目的とする基金等に対する積立金の合計額を計上する。したがって、同法233条の2但書による歳計剰余金の処分によるものは含まないこと。 なお、この額は、<u>収益的支出又は資本的支出には計上されないものであること。</u>
列59	前年度からの 繰越金	前年度の決算において剰余金を生じた場合、その剰余金のうち、議会の議決を経て翌年度に繰越さないで基金に編入されたもの以外の当該年度に繰越された額（地方自治法第233条の2本文）を計上すること。 なお、この繰越金は、地方自治法施行令第145条第1項の継続費の通次繰越に係る繰越財源額、同令第146条の繰越明許費のための繰越財源、同令第150条第3項の事故繰越しに係る財源繰越額等を含むものであること。 また、この額は<u>収益的収入又は資本的収入には計上されないものであること。</u>
02行 列1	前年度繰上充 用金	地方自治法施行令第166条の2によって前年度歳入が歳出に不足し、当該年度の歳入を繰り上げて充てた額を計上すること。 なお、この額は、<u>収益的支出又は資本的支出には計上されないものであること。</u>
02行 列2	形式収支	収益的収支と資本的収支の差引に列59「前年度からの繰越金」を加え、列58「積立金」及び02行列1「前年度繰上充用金」を控除したものに更に02行列21「収益的支出に充てた地方債」02行列22「収益的支出に充てた他会計借入金」を加えたものを記入すること。
02行 列7	翌年度に繰越 すべき財源	継続費通次繰越額、繰越明許費繰越額、事故繰越額等から未収入特定財源を控除した額を記入すること。
02行 列8 9	実質収支	02行2列「形式収支」から02行7列「翌年度に繰越すべき財源」を控除したものを計上すること。なお、02行9列「赤字」には「－」の符号はつけないこと。

02行 行政投資実績 建設改良費及び施設の維持補修費を調査するものであるので、「資本的収支の建設改
列10 } 調
13 }

良費」及び「営業費用」のうち「修繕費」の合計を計上すること。また、委託事業につ

いては、委託した団体で調査記載するものであること。

なお、国又は民間からの受託事業に係る額は除かれるものであること。

財源として地方債が充てられた場合においては、借入先の如何にかかわらず、当該団
体の費用として計上し、国費に計上しないこと。

02行 退職に伴う支 記載要領はP.23によること。
列14 出
19

02行 給 料 総 額 当該年度に支払った職員の給料の総額を記入すること。
列20

歳出予算の区分は下記の区分に準じ計上すること。

給 料	}	
職 員 手 当		
共 済 費		
報酬(P.22, 列3に 準じるもの)		

列14 職員給与費 ただし、建設改良費支弁職員分は、列35「職員給与費」
に計上すること。

報酬(ただし、上記
職員給与費に含ま
れるものを除く。)

報 償 費
旅 費
交 際 費
需 用 費
役 務 費
委 託 費
使用料及び貸借料
負担金、補助及び
交付金
公 課 費
児 童 手 当

列16 その他

投資及び出資金 列55 その他

貸 付 金 列54 他会計への繰出金

償還金利子及び割引料	}	地方債の利息については、列19「地方債利息」(ただし、供用開始前における支 払利息は列36「建設利息」へ)
		地方債取扱諸費については、列21「営業外費用その他」
		地方債償還元金については、列49「地方債償還金」

積 立 金 列58 積立金

繰 出 金 列54 他会計への繰出金

02行 列21 と 列22	収益的支出に 充てた地方 債、収益的支 出に充てた他 会計借入金	収益的収入には含めず02行21～22列へ記入すること。 なお、形式収支の算出段階で加算されることに注意すること。 また、「令和6年度地方債同意等基準」（令和7年総務省告示第134号）第二の二の1の（二）の(13)及び第二の二の2の（二）の(4)より同意等を受けて発行した、資金手当てのため企業債（令和6年能登半島地震減収対策企業債及び震災減収対策企業債）については、列21に記入すること。
02行 列23	受 水 費	他の水道事業者から供給を受ける原水及び浄水の受水に要する費用を記入する。また、受水費のある事業にあっては、「うち資本費相当額」（02行24列）についても記入する。 なお、資本費相当額は原水又は浄水を供給している用水供給事業等の給水原価に占める資本費の割合を当該受水費に乗じて算出すること。この算出に用いる用水供給事業等の給水原価と資本費は税抜き処理後の金額にて計算した数値によること。
02行 列29	「01行34列」 のうち用地取 得費	建設改良費（01行34列）のうち用地取得に要した経費を記入する。用地取得に要した経費とは、土地の買入代価（石垣、暗渠等土地に附属するものを含む。）及び買入に附帯して生じた費用（事務費、仲立人手数料、地上物件移転等の補償、賠償費など）をいう。あくまでも「取得」に要した経費を計上するものであり、土地をその目的に利用するにいたるまでに要した費用（測量費、整地費（盛土、埋立、切土、地ならし、砂利敷等）、その他土木工事等）など、土地の加工に要した費用は含まない。
02行 列32	「02行29列」 のうち先行取 得用地分	用地取得に要した経費のうち、先行取得用地に係る経費をうち書きとして記入する。 事業を効率的に実施するために先行して取得した用地分を記入するが、行政目的以外の用地取得（職員住宅地用の取得等）に係るものは含まない。
02行 列30 と 列31	「02行29列」 の内訳	用地取得に要した経費を補助対象事業、単独事業に区分して記入する。なお、「補助対象事業」の区分の概念は、01行37列、39列の区分の概念（作成要領P.47）と同じである。
02行 列33	取得用地面積	取得した土地の面積を記入すること。 なお、面積の把握にあっては土地の所有権移転登記完了をもって、「取得」とみなす。したがって、決算額（＝用地取得費）に係るもののほか、債務負担行為、交付公債などにより「取得」することもありうる。
02行 列34 と 列35	「02行33列」 の内訳	取得した土地の面積を補助対象事業、単独事業に区分して記入する。なお、「補助対象事業」「単独事業」の区分の概念は、01行37列、39列の区分の概念（P.47）と同じである。
02行 列36	「02行33列」 のうち先行取 得用地面積	取得した土地の面積のうち先行取得した土地の面積を記入する。なお、面積の把握にあっては土地の所有権移転登記完了をもって、「取得」とみなす。したがって、決算額（＝用地取得費）に係るもののほか、債務負担行為、交付公債などにより「取得」することもありうる。
02行 列37	建設改良費の 翌年度への繰 越額	建設改良費について、当年度内に支払義務が生じず、翌年度に繰り越して使用するものがある場合（地方自治法に基づく繰越し）、当年度に不用額として処理し、翌年度において新たに歳出予算に計上し執行するものがある場合（事業繰越）及び当年度末までに債務が発生したが、その支払を翌年度に繰り延べたものがある場合（支払繰延）にそれらの合計額を記入すること。

02行 列38 列39	「02行37列」 の内訳 補助対象事業 分,単独事業分	建設改良費の翌年度への繰越額（「02行37列」）を補助対象事業、単独事業に区分して記入する。なお、「補助対象事業」「単独事業」の区分の概念は、01行37列、39列の区分の概念（P.47）と同じである。
02行 列40	「02行37列」 の内訳 継続費通次繰 越額	地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費について翌年度に通次繰越しを行った繰越額を記入すること。
02行 列41	「02行37列」 の内訳 繰越明許費繰 越額	地方自治法第213条第1項の規定により、当年度の歳出予算の経費のうち予算の定めるところにより翌年度に繰り越した額について記入すること。
02行 列42	「02行37列」 の内訳 事故繰越繰越 額	地方自治法第220条第3項の規定により、当年度の歳出予算の経費のうち、当年度内に支出負担行為をし、避け難い事故のため、翌年度に繰り越した額について記入すること。
02行 列43	「02行37列」 の内訳 事業繰越額	建設改良費で、諸般の事情から、当年度において支出負担行為をすることができなかったため、当年度においては不用額とし、翌年度において新たに予算に計上するものについて記入すること。
02行 列44	「02行37列」 の内訳 支払繰延額	当年度末までに債務が発生したが、その支払額が当年度においてできなかったため、翌年度にその支払を繰り延べたものについて計上すること。
02行 列45	料金収入（打 切決算未収分 を含む）	当該年度に法の全部又は法の一部を適用したことによる打切決算によって未収分となった料金収入を含めて記入すること。なお、当該年度に法の全部又は法の一部を適用したことによる打切決算によって未収分となった料金収入がない場合は、01行3列と同額を記入すること。
02行 列49 02行 列50	「01行34列」 の内訳 新增設に関す るもの 改良に関する もの	建設改良費の内訳として、事業初期の建設投資に要した費用及び既存施設及び設備等増設に要した費用については、新增設に関するものへ記入すること。なお、区分けが難しい工事等については按分等により記入すること。
02行 列51 列52	収益的収支に 関する繰入金 のうち、繰出 基準に基づく 繰入金、繰出 基準以外の繰 入金	営業外収益中の「他会計繰入金」を繰出基準に基づく繰入金と繰出基準以外の繰入金（繰出基準に基づく事由に係る上乗せ分を含む。）に分けて記入すること。なお、繰出基準に基づく繰入金については、「令和7年度繰出基準」に基づき実際に繰入れた繰入額を記入すること。（後掲「（参考資料）令和7年度の地方公営企業繰出金について」）下水道事業（特定地域生活排水処理施設、個別排水処理施設を除く。）においては営業収益中の「雨水処理負担金」も加えること。
02行 列53 列54	資本的収支に 関する繰入金 のうち、繰出 基準に基づく 繰入金、繰出 基準以外の繰 入金	資本的収入の「他会計補助金」、「他会計借入金」の合計額を繰出基準に基づく繰入金と繰出基準以外の繰入金（繰出基準に基づく事由に係る上乗せ分を含む。）に分けて記入すること。なお、繰出基準に基づく繰入金については、「令和7年度繰出基準」に基づき実際に繰入れた繰入額を記入すること。（後掲「（参考資料）令和7年度の地方公営企業繰出金について」）
02行 列47 列48	「02行52列」 のうち、「02行 54列」のうち 国の補正予算 等に基づく事 業に係る繰入	繰出基準以外の繰入金のうち、国の補正予算等に基づく臨時交付金を財源とした繰入を記入すること。（前年度から繰り越した交付金を当年度に繰入れた場合を含む。）
02行 列55 列58	元金償還金分 に対して繰入 れたもの(基準 額,実繰入額) 利息支払い分 に対して繰入 れたもの(基準 額,実繰入額)	「基準額」には「令和7年度繰出基準」に基づいて算定された額のうち、企業債利息に対するものを記入すること。「実繰入額」については、実際に繰り入れられた額を記入すること。

02行 列59 列60	繰入再掲元利 償還金に対し て繰入れたも の（基準額、 実繰入額）	繰入再掲の項目については、元金及び利息分に対して繰り入れられた合計額を記入する。したがって、02行59列は02行55列と02行57列の合計額、02行60列は02行56列と02行58列の合計額となること。 なお、記入に当たっては、普通会計決算統計の「公営企業（法非適）等に対する繰出し等の状況（27表）」の「公債費財源繰出」と原則一致するものであること。
02行 列61	繰上充用金	地方自治法施行令第166条の2によって当年度歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げて充てた額を記入すること。したがって、この額は翌年度において「前年度繰上充用金」（02行1列）に記入されるものである。
02行 列62	「02行43列・ 44列」に係る 未収入特定財 源	支払繰延額及び事業繰越額に充当することができる特定の歳入で当年度に収入されなかった額を記入すること。
02行 列63	借換に係るもの	地方債（01行24列）のうち、借換債額を記入すること。
02行 列64	02行63列のう ち民間資金に よるもの	02行63列「借換に係るもの」のうち、民間資金による借換債額を記入すること。
02行 列65	市中銀行	02行64列「02行63列のうち民間資金によるもの」のうち都市銀行、地方銀行からの借入額を記入すること。
02行 列66	市中銀行以外 の金融機関	02行64列「02行63列のうち民間資金によるもの」のうち信託銀行、信用金庫、各種共同組合、各種事業団、その他金銭の貸付けを業とする者で、「市中銀行」以外の金融機関等からの借入額を記入すること。
02行 列67	市場公募債	02行64列「02行63列のうち民間資金によるもの」のうち、起債市場において公募により資金調達をした地方債を記入すること。また、住民参加型ミニ市場公募債（いわゆるミニ公募債）により資金調達をした地方債についても記入すること。
02行 列68	その他	02行64列「02行63列のうち民間資金によるもの」のうち、65～67列に挙げた以外の手段（共済組合など上記に挙げた金融機関等以外からの借入）により資金調達した額を記入すること。
02行 72～ 74列	01行35列 の内訳	「01行35列 職員給与費」のうち、「常勤職員」、「パートタイム会計年度任用職員」及び「フルタイム会計年度任用職員」の内訳を記入すること。なお、「任期付職員（任期付短時間勤務職員）」、「再任用職員（再任用短時間勤務職員）」については、「常勤職員」に含めること。
02行 75～ 78列	02行14列 02行17列 の内訳	「02行14列」、「02行17列」のうち、「常勤職員」及び「フルタイム会計年度任用職員」の内訳を記入すること。なお、「任期付職員（任期付短時間勤務職員）」、「再任用職員（再任用短時間勤務職員）」については、「常勤職員」に含めること。

〔質 疑〕

問 ごみ発電事業に係る費用の考え方如何。

答 20表損益計算書問8.（P.18）の答を参照のこと。

24表 地方債に関する調

当年度末の地方債現在高について、法適用企業の24表「企業債に関する調」（P.39参照）に準じて作成すること。

当年度末における地方債の現在高に起債前借分が含まれている場合、当該起債前借額については、前借時・本借時

の利率とは関係なく全額（45表23行各列に記入されている額と一致）をそれぞれの資金区分の01列「起債前借」に記入すること。

- 16列 地方債の償還に要する資金の全部又は一部を一般会計等において負担することを定めている場合、その額
- 01行列12「合計」のうち、法適用企業と同様に一般会計等において負担する額（則第39条第1項第2号）を定めている場合にはその額、又は「令和7年度繰出基準」に基づいて算定された一般会計等からの繰入れによる収入をもって償還すべき地方債の額を参考にして記入すること。
- ただし、当該金額がない場合は、0を記入すること。

〔質 疑〕

問 16列における、法適用企業と同様に一般会計等において負担する額を定めている場合とはどのような場合か。

答 将来の見込みを示しているものであるため、行政内部での整理がなされていれば足り、形式は問わない。（地方公営企業会計基準見直しQ & A 番号1-1参照。）

40表 繰入金に関する調

1. 各事業共通に関する事項

- (1) 調査目的
- (2) 全般的留意事項
- (3) 個別的留意事項
- 法適用企業に準じること。

- 列4 他会計繰入金 第26表「歳入歳出決算に関する調」の列10「他会計繰入金」と一致すること。
- 列30 他会計補助金 第26表「歳入歳出決算に関する調」の列26「他会計補助金」と一致すること。
- 列57 収益勘定
- 列58 他会計借入金
- 列59 資本勘定
- 列60 他会計借入金
- 第40表「繰入金に関する調」（法適用企業）の02行列60及び列61収益勘定他会計借入金並びに02行列62及び列63資本勘定他会計借入金に準じること（P.42参照）。この場合において、列57及び列58の合計は、第26表「歳入歳出決算に関する調」の02行列22「収益的支出に充てた他会計借入金」と一致し、列59及び列60の合計は、第26表「歳入歳出決算に関する調」の列27「他会計借入金」と一致すること。

2. 各事業別に関する事項

(1) 簡易水道事業

- 列66 補正予算債分 01行列07「建設改良に要する経費（支払利息）」のうち、国の補正予算により追加されることとなった事業等に係る地方債で、一般会計の建設費補助相当分として起債したもの（その元利償還金の全額を一般会計が繰り出すこととされているもの）に係る利子償還額を記入すること。
- 列67 補正予算債分 01行列08「建設改良に要する経費（支払利息）」のうち、国の補正予算により追加されることとなった事業等に係る地方債で、一般会計の建設費補助相当分として起債したもの（その元利償還金の全額を一般会計が繰り出すこととされているもの）に係る利子償還額に対する実繰入額を記入すること。
- 列68 補正予算債分 01行列33「建設改良に要する経費（元金償還）」のうち、国の補正予算により追加されることとなった事業等に係る地方債で、一般会計の建設費補助相当分として起債したもの（その元利償還金の全額を一般会計が繰り出すこととされているもの）に係る元金償還額を記入すること。

列69 補正予算債分 01行列34「建設改良に要する経費（元金償還）」のうち、国の補正予算により追加されることとなった事業等に係る地方債で、一般会計の建設費補助相当分として起債したもの（その元利償還金の全額を一般会計が繰り出すこととされているもの）に係る元金償還額に対する実繰入額を記入すること。

45表 地方債年度別償還状況調

1. 各事業共通に関する事項

当年度末の地方債現在高についての翌年度以降の償還状況を法適用企業の45表「企業債年度別償還状況調」(P.44)に準じて作成すること（起債前借分については23行に記入し、各年度の償還予定額には含めないこと。）。

第3 事業別調査表の作成

1. 法適用企業

水道事業（簡易水道事業を含む）

(1) 調査対象

上水道事業及び簡易水道事業（地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業に限る。）を対象とする。

(2) コードの記入方法

施設名コード

コード	内容（施設名）
001	末端給水事業
002	用水供給事業
005	法適用簡易水道事業
006	末端給水事業「001」のうち、上水道事業と法適用簡易水道事業を同一会計で行っている場合の法適用簡易水道事業

事業区分（条件1）

コード	内容（事業区分）
1	上水道事業のみ
2	上水道事業と簡易水道事業
3	簡易水道事業のみ
4	上水道事業と簡易水道事業のうち簡易水道事業

水道事業会計内で行っている事業に対応するコード番号を記入する。

上水道事業のみを行っている場合は1を、上水道事業と簡易水道事業を行っている場合は2を、簡易水道事業のみ（施設名コード=005）を行っている場合は3を、上水道事業と簡易水道事業を行っている事業（事業区分コード=2）のうち、簡易水道事業分（施設名コード=006）は4を記入すること。

したがって、上水道事業と法適用簡易水道事業を同一会計で行っている場合は、「施設名コード=001、事業区分コード=2」と「施設名コード=006、事業区分コード=4」の2つの調査表を作成する必要があること。

なお、事業区分コード4を選択し回答する際、上水道事業と簡易水道事業で明確に区分できない項目がある場合は、合理的な方法で按分し記入すること。

経営主体（条件2）

コード	内 容
1	都 道 府 県 営
2	指 定 都 市 営
3	市 営
4	町 村 営
5	企 業 団 営

黒・赤字別（条件3）

コード番号	コ ー ド 名
1	経常利益を生じた事業(黒字)
2	経常損失を生じた事業(赤字)
3	建 設 中 の 事 業
4	想 定 企 業 会 計

20表「損益計算書」の46列「経常利益」、47列「経常損失」により記入すること。なお収支が「0」である場合は黒字「1」とすること。

（注）供用開始前（料金収入なし）のものは、仮に受託工事収支等により損益収支が出た場合であっても、全表「3」を記入すること。

なお、建設中でも一部供用を開始し、料金収入がある事業は、コード番号「1」または「2」を記入すること（以下全事業同じ）。

従前は、公営企業会計として特別会計を設置していたが、公営企業会計を廃止し、一般会計等において清算及び地方債の償還を行っている場合等においては、コード番号「4」を記入すること。

規模別（条件4, 5）

調査対象年度末日（3月31日）現在の給水人口により区分すること。

コード番号	現在給水人口段階区分
01	都及び指定都市
02	30万人以上
03	15万人以上30万人未満
04	10 〃 15 〃
05	5 〃 10 〃
06	3 〃 5 〃
07	1.5 〃 3 〃
08	1 〃 1.5 〃
09	0.5 〃 1 〃
10	0.5万人未満
11	簡易水道事業
12	用水供給事業
13	末端給水事業（上水）の建設中
14	用水供給事業 〃
15	簡易水道事業の建設中
16	末端給水事業（上水）の想定企業会計
17	用水供給事業 〃
18	簡易水道事業の想定企業会計

（注）黒・赤字別コードが建設中の事業「3」の場合、

このコード番号は必ず「13」「14」「15」のいずれかとなるものであること。

黒・赤字別コードが想定企業会計「4」の場合、このコード番号は必ず「16」「17」「18」のいずれかとなるものであること。

用途区分（条件6）

コード	内 容
1	80%以上
2	50%以上80%未満
3	0%超50%未満
4	0%, 建設中の事業、 用水供給事業

（注）区分は家庭用有収水量（口径別料金体系を採っている場合は25mm以下）の占める割合によること。

小数点以下第1位の数値（1%未満の数値）を四捨五入すること。

算出方法	30表 16列「家庭用」 30表 15列「有収水量」
------	-------------------------------

水源区分（条件7）

コード	内 容
1	ダム以外の表流水を主とするもの
2	ダム 〃
3	伏流水 〃
4	地下水 〃
5	受水 〃
6	その他の水源 〃

（注）30表「施設及び業務概況に関する調（付表）」の3列～8列のうち最も多い水量の水源により記入すること。

なお、建設中の事業については計画取水能力により記入すること。

原価区分（条件8）

	コード	内 容
末端給水	1	給水原価 282円以上
	2	〃 181円以上282円未満
	3	〃 0円超 181円未満
	4	〃 0円, 建設中の事業 ・ 想定企業会計
用水供給	5	〃 97円以上
	6	〃 77円以上97円未満
	7	〃 0円超 77円未満
	8	〃 0円, 建設中の事業 ・ 想定企業会計

算出 方法	21表29列「費用合計」-20表22列「長期前受金戻入」 01表24列「年間総有収水量」
----------	---

（注）小数点以下第1位の数値を四捨五入すること。

(3) 01表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

項 目		行	数 値	列 番 号
1. 事業開始年月日	事業創 (1) 設 認 可 年 月 日	1. 明 治	01	(1)
		2. 大 正		
		3. 昭 和		
		4. 平 成		
		5. 令 和		
	供 用 (2) 開 始 年 月 日	1. 明 治		(2)
		2. 大 正		
		3. 昭 和		
		4. 平 成		
		5. 令 和		
2. 法適用年月日		3. 昭 和		(3)
		4. 平 成		
		5. 令 和		
チ ェ ッ ク (1 + 2)				(4)
3. 管 理 者		設 置	○	(5)
		非 設 置	○	
4. 施設	(1) 行政区域内現在人口(人)			(6)
	(2) 計画給水人口(人)			(7)
	(3) 現在給水人口(人)			(8)
	チ ェ ッ ク ((1)+(2)+(3))			(9)
	(4) 種 類	01 表 流 水	☐	(10)
		02 ダ ム	☐	
		03 伏 流 水	☐	
		04 地 下 水	☐	
		05 受 水	☐	
		06 そ の 他	☐	
				(11)

記入例 昭和45年4月1日→3450401
平成31年1月1日～平成31年4月30日
→4310101～4310430 (5010101～5010430と記入しないこと。)

令和元年5月1日～令和元年12月31日
→5010501～5011231 (4310501～4311231と記入しないこと。)

(以下、年月日の記入に当たってはこの例によることとし、他表においても同様とすること。)
また、市町村合併又は簡易水道事業の統合があった場合は、合併や統合の形態に関わらず、最も古い団体の事業創設認可年月日を記入すること。なお、市町村の区域を越えた広域化によって新たに企業団等を設立した場合は、当該企業団等の事業創設年月日を記入すること。

給水（一部給水を含む。）を開始した年月日を記入すること。建設中の事業にあっては給水予定年月日を記入する。

また、市町村合併又は簡易水道事業の統合があった場合は、合併や統合の形態に関わらず、最も古い団体の供用開始年月日を記入すること。なお、市町村の区域を越えた広域化によって新たに企業団等を設立した場合は、当該企業団等の使用開始年月日を記入すること。

地方公営企業法が適用されることとなった（条例により法の全部または財務規定等の一部を適用した場合を含む。）年月日を記入すること。

また、市町村合併又は簡易水道事業の統合があった場合は、新設合併の際には合併年月日を、編入合併又は統合の際には主要な団体の法適用年月日を記入すること。なお、市町村の区域を越えた広域化によって新たに企業団等を設立した場合は、当該企業団等の法適用年月日を記入すること。

管理者設置の場合（2以上の事業で1の管理者を設置している場合を含む。）は「設置」を選択すること。

企業団にあっては、企業長がその職務を取扱うこととされているので「設置」を選択すること。

調査対象年度末日（3月31日）現在の住民基本台帳に記載されている人口を記入すること。

水道事業の認可に係る事業計画において定める計画給水人口を記入すること。ただし、変更の認可を受けたときは、当該変更の認可に係るものを記入すること。

調査対象年度末日（3月31日）現在、現に給水をしている人口を記入すること。

（注）用水供給事業の場合の6列～8列には、その供給を受けている団体の合計を記入すること。

（注）行政区域外末端給水について

(1) 行政区域外末端給水を行っている事業については、6列、7列及び8列に含めて記入すること。

(2) 行政区域外末端給水を受けている事業については、行政区域外給水相当分の給水人口を6列、7列及び8列に含めないこと。

水源については該当する項目を選択すること（複数選択可）。なお、他からの受水によっている場合には供給者側の水源の種類の如何にかかわらず「5」受水を選択し、「6」その他には、湖水、湧水等を含むものであること。

設	(5) 水利権 (m ³ /日) a		(12)
	(6) 導水管延長 (km) b		(13)
	(7) 送水管延長 (〃) c		(14)
	(8) 配水管延長 (〃) d		(15)
			(16)
	(9) 浄水場設置数 e		(17)
	(10) 配水池設置数 f		(18)
	チ (a~f)		(19)
			(20)
	業	(1) 配水能力 (m ³ /日)	
(2) 一日最大配水量 (〃)			(22)
(3) 年間総配水量 (千m ³)			(23)
(4) 年間総有収水量 (〃)			(24)
チ ((1)+(2)+(3)+(4))			(25)
料	(1) 料 金 体 系 水		(26)
	01 用途別	☐	
	02 口径別	☐	
	03 その他	☐	
	(2) 料 金		(27)
	(ア) 基本水量 (m ³)		(28)
	(イ) 基本料金 (円)		(29)
	(ウ) 超過料金 (円/m ³)		(30)
	1 か月 10m ³ 口径 13mm		(31)
	1 か月 20m ³ 口径 13mm		(32)
1 か月 20m ³ 口径 20mm		(33)	
		(34)	
(3) 料金改定年数	0 1	(35)	

流水の占用の許可（河川法23条）によって設定されたものについて、その取水量を記入すること。

千m単位であるが小数第2位（即ち10mの単位）まで記入すること。

現に稼動し及び稼動しうる状態にある配水施設の能力（公称能力）を記入すること。

23列及び24列は千m³単位とし、小数第2位（即ち10m³の単位）まで記入すること。

末端給水のうち用途別、口径別を併用している事業は「1」及び「2」を選択し、定額制等の用途別または口径別以外の料金体系をとっている事業は「3」を選択すること。

用水供給事業の料金体系については、「10. 料金体系（用水供給）」（01行58列）に記入すること。

用途別料金体系を取っていた団体と口径別料金体系を取っていた団体が合併し、料金が統一されていない場合にも「用途別」及び「口径別」の両方を記入すること。

以下「料金」は税込みの金額を記入すること。したがって、料金表で税抜きの料金単価設定をしている場合は1.1を乗じた額を記入すること。

なお、消費税及び地方消費税未転嫁の場合にあつては、料金表の単価をそのまま記入すること。

また、広域化等により、料金が統一されていない場合等は、代表的な団体（例えば給水人口が多い団体）の料金を記入する。

用途別料金体系の場合は「家庭用」の料金を、口径別料金体系の場合は「口径13mm」の料金を記入し、その他の料金体系の場合は基本水量を「10m³」（用水供給事業については、基本水量を「1m³」とし、基本料金は「1m³」当たりに換算した数値を記入すること。）として記入すること。また、「基本料金」にメータ使用料は含めないこと。

「超過料金」は基本水量の直近上位の1m³当たりの額を記入すること。また、料金が単一でない場合は最も低い料金を記入すること。ただし、従量制をとっていない場合は記入しないこと。

口径別料金体系の場合は、口径13mmの10m³当たりの料金を記入すること。基本水量が10m³未満の場合には、実際に10m³使用した場合の料金を記入し、基本水量が10m³を超える場合にあっては、10m³に換算した料金を記入すること。その他の料金体系の場合は、前述の記載要領に準じて記入すること。

ただし、メータ使用料等、家庭用（口径13mm）使用者が月10m³使用した場合、恒常的に徴収する料金も含めること。なお、用水供給事業については、記入しないこと。

家庭用口径20mmで月10m³使ったときの料金（メータ使用料等も含む。）を記入すること。

10m³当たり料金と同じ基準で記入すること。

また、いずれの口径でも同一料金となっている場合であってもそれぞれ記入すること。

前回料金実施年月日（料金改定を一度も行っていない場合は供用開始年月日）から現行料金実施年月日までの経過年数を右詰めで記入すること。

(例)
 現行料金実施年月日 令和元年10月1日
 ー 前回料金実施年月日 平成26年4月1日
 経過年数 5年6月0日
 →「0506」
 （日は切り捨てること。）

金				(36)	消費税及び地方消費税転嫁のみのための料金改定を行った場合についても対象となること。 調査対象年度内に改定があった場合に記入すること。 料金算定期間内における家庭用料金について実際に10m ³ 使用した場合の改定率を記入すること。 なお、口径別料金体系の場合は、口径13mmの料金について記入すること。 消費税及び地方消費税転嫁のみによる料金改定の場合は記入せず消費税及び地方消費税相当分を除いた部分の実質的な改定率(0.1%単位)を記入すること。なお、単なる対前年度比率ではなく、増減率を記入するものであること(例:1,000円→1,230円の場合は、23.0%と記入する。(123.0%ではない))。減の場合は前にマイナス(－)をつけること。39列も同様である。
				(37)	
	(4) 現行料金実施 年 月 日	3. 昭 和			
		4. 平 成			
		5. 令 和			
(5) 当年度 実質料金 改定率(%)	(ア) 家庭用 10m ³ /月	(イ) 全 体	(注) 単位 0.1%	(38)	
				(39)	
				(40)	
7. 職 員 数 (人)	(1) 損益勘定所属職員			(41)	「職員数」は、調査対象年度末の「常勤職員」、「任期付職員(任期付短時間勤務職員)」、「再任用職員(再任用短時間勤務職員)」、「パートタイム会計年度任用職員」及び「フルタイム会計年度任用職員」を記入すること。 なお、共通職員(例えば企業局総務課職員)及び兼務職員等における会計間の区分及び損益勘定、資本勘定の区分については、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分し記入すること。 また、2以上の事業で、1の管理者を設置している場合には、主たる事業に含めることとし、他の事業には含めないこと。
	う ち	原 水 関 係 職 員		(42)	
		浄 水 関 係 職 員		(43)	
		配 水 関 係 職 員		(44)	
		検 針 職 員		(45)	
		集 金 職 員		(46)	
	(2) 資本勘定所属職員			(47)	
計 ((1) + (2))			(48)		
				(49)	
				(50)	
				(51)	
				(52)	
5. (4) 年間総有収水量のうち、 (千m ³) 簡 易 水 道 事 業 分				(53)	

上水道事業と法適用簡易水道事業を同一の会計で行っている場合又は法適用簡易水道事業の場合に、「年間総有収水量(千m³)」(24列)のうち法適用簡易水道事業分を記入する(法適用簡易水道事業の場合は(53列)=(24列)となること)。
 また、53列は千m³単位とし、小数第2位(即ち10m³の単位)まで記入すること。
 なお、記入に当たっては、各種調査における簡易水道事業の資本費等算出に係る基礎数値との整合に留意すること。

8. 給水形態	(1) 上水道事業	ア 末端給水事業	a 稼働中	小数点第二位まで表示	☐	(54) —	「給水形態」は a～f のいずれか 1 つのみ選択すること。 従って、1 つの会計で複数の事業を行っていても、そのうち主要な事業 1 つのみを選択して記入すること。 なお、「稼働中」には、一部給水をしている事業も含むものであること。	
		イ 用水供給事業	c 稼働中		☐			
			d 建設中		☐			
					☐			
	(2) 簡易水道事業	e 稼働中	☐					
		f 建設中	☐					
						(55)	上水道事業の場合は「当然全部」、法適用簡易水道事業の場合は「条例全部」「条例財務」を選択すること。 なお、上水道事業と法適用簡易水道事業を同一の会計で行っている場合は、「当然全部」を選択すること。	
						(56)		
9. 法適用区分	(1) 上水道事業	当然全部				☐	(57) —	
	(2) 簡易水道事業	条例全部 条例財務				☐		
10. 料金体系（給水関係）	01 単一料金制					☐	(58) —	該当する項目を選択すること。用水供給事業のみ記入すること。 税込みの徴収金額の総額を記入すること。
	02 二部料金制					☐		
	03 責任水量制				☐			
	04 その他				☐			
11. 加 入 金(千円)						(59) —	導送配水管延長（13列～15列）のうち、法定耐用年数（40年）を超えた導送配水管延長を記入すること。なお、千 m 単位であるが小数第 2 位（即ち 10m の単位）まで記入すること。	
4. (6)～(8) 導送配水管延長のうち、法定耐用年数を経過した管路延長(千m)	導水管				(60) —			
	送水管				(61) —			
	配水管				(62) —			
4. (6)～(8) 導送配水管延長のうち、当該年度に更新した管路延長(千m)	導水管				(63) —	導送配水管延長（13列～15列）のうち、当該年度において新たに布設した導送配水管で布設に伴い布設した導送配水管延長を記入すること（撤去した延長を差し引くことなく、布設した延長を記入すること）。なお、千 m 単位であるが小数第 2 位（即ち 10m の単位）まで記入すること。		
	送水管				(64) —			
	配水管				(65) —			
12. 管理者の情報	01 自治体職員				☐		(66) —	「管理者」（01行 5 列）において「設置」を選択した場合に、当該管理者の職歴について、該当するものを選択すること（複数選択可）。 なお、「管理者」（01行 5 列）において、「非設置」を選択した場合、「管理者の情報」（01行 66 列）はいずれも選択しないこと。
	02 民間企業出身				☐			
	03 学術・研究機関出身				☐			
	04 その他				☐			
01行 41 列のうち	常勤職員					(67) —	「01行 41 列」、「01行 47 列」のうち、「常勤職員」、「パートタイム会計年度任用職員」及び「フルタイム会計年度任用職員」の内数を記入すること。なお、「任期付職員（任期付短時間勤務職員）」、「再任用職員（再任用短時間勤務職員）」については、「常勤職員」に含めること。	
	会計年度任用職員（フルタイム）					(68) —		
	会計年度任用職員（パートタイム）					(69) —		
01行 47 列のうち	常勤職員					(70) —		
	会計年度任用職員（フルタイム）					(71) —		
	会計年度任用職員（パートタイム）					(72) —		

（注）建設中（一部でも供用を開始しているものは除く。）の事業の場合は、次の項目のみを記入すること。

- | | |
|-------------------------|----------------------------------|
| 1 列 事業創設許可年月日 | 9 列 チェック ((1)+(2)+(3)) |
| 2 列 供用開始年月日（予定を記入すること。） | 10 列 種類 |
| 3 列 法適用年月日 | 47 列 資本勘定所属職員数 |
| 4 列 チェック（1+2） | 48 列 職員数計(1)+(2) |
| 5 列 管理者設置の有無 | 54 列 給水形態 |
| 6 列 行政区域内現在人口 | 57 列 法適用区分 |
| 7 列 計画給水人口 | 70 列 01行 47 列のうち常勤職員 |
| | 71 列 01行 47 列のうち会計年度任用職員（フルタイム） |
| | 72 列 01行 47 列のうち会計年度任用職員（パートタイム） |

(4) 20表「損益計算書」の記入方法

ア	給 水 収 益
	うち簡易水道事業分

(3)
(4)

「01行22列」のうち、上水道事業分	
うち	減価償却に伴い収益化したもの
「01行22列」のうち、簡易水道事業分	
うち	減価償却に伴い収益化したもの

(75)
(76)
(77)
(78)

上水道事業と法適用簡易水道事業を同一の会計で行っている場合又は法適用簡易水道事業の場合に、「給水収益」(3列)のうち法適用簡易水道事業分を記入する(法適用簡易水道事業のみの場合は(3列)=(4列)となること)。
 なお、記入に当たっては、各種調査における簡易水道事業の供給単価等算出に係る基礎数値との整合に留意すること。

上水道事業のみ又は上水道事業と法適用簡易水道事業を同一の会計で行っている場合に、「長期前受金戻入」(22列)のうち上水道事業分を記入する(上水道事業のみの場合は(22列)=(75列)≧(76列)となること)。

「01行22列」のうち、上水道事業分(75列)のうち、補助金等により取得又は改良した償却資産の減価償却に伴い収益化した額を記入すること。(75列)≧(76列)となること。

簡易水道事業のみ又は上水道事業と法適用簡易水道事業を同一会計で行っている場合に、「長期前受金戻入」(22列)のうち簡易水道事業分を記入すること。上水道事業と法適用簡易水道事業を同一会計で行っている場合は(22列)=(75列)+(77列)となること。

(5) 21表「費用構成表」の記入方法

2.	支 払 利 息
内	(1) 企 業 債 利 息
	(2) 一 時 借 入 金 利 息
訳	(3) 他会計借入金等利息

(7)
(8)
(9)
(10)

18.	広 報 活 動 費
す 給 る 与 調 に 関	職員一人当たり平均給与
	退職手当平均支給月数

(52)
(53)
(54)

独立行政法人水資源機構に対する割賦負担金利息も含めて記入すること。

住民に対する水道事業の広報活動に要した経費を記入すること。

当該年度における職員一人当たりの月額平均給与を記入すること。「16.給与に関する調」の「計」(42列)を「年間延職員数」(30列)で除した額(端数は四捨五入すること。)と一致するので留意すること。

「17.退職に関する調」の「延支給月数」(50列)を「支給対象人員数」(49列)で除した月数(端数は小数点以下第一位を四捨五入すること。)と一致するので留意すること。

うち簡易水道事業分	2. (1) 企 業 債 利 息	0	1	(65)
	3. 減 価 償 却 費			(66)
	13. 受 水 費 の う ち 資 本 費 相 当 額			(67)
	15. 費 用 合 計			(68)
	01 行 65 列 の う ち			(69)
	辺 地 債 分			(70)
	過 疎 債 分			(71)
	資 本 費 平 準 化 債 分			(72)
	公 営 企 業 施 設 等 整 理 債 分			(73)
	災 害 復 旧 事 業 債 分			(74)
01 行 08 列 の う ち	未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 分			(75)
	01 行 08 列 の うち、償却原価法による 利息相当分を除いた企業債利息			(76)
	上 水 道 事 業 分			(77)
	辺 地 債 分			(78)
	過 疎 債 分			(79)
	資 本 費 平 準 化 債 分			(80)
	公 営 企 業 施 設 等 整 理 債 分			(81)
	災 害 復 旧 事 業 債 分			(82)
	未 利 用 施 設 の 利 子 に 充 て る 企 業 債 分			

上水道事業と法適用簡易水道事業を同一会計で行っている場合又は法適用簡易水道事業の場合に、「企業債利息」(8列)、「減価償却費」(11列)、「受水費のうち資本費相当額」(27列)及び「費用合計」(29列)のうち、法適用簡易水道事業分をそれぞれ記入する(法適用簡易水道事業の場合は、「うち簡易水道事業分」と上記各列の数値がそれぞれ一致すること)。

なお、記入に当たっては、各種調査における簡易水道事業の資本費等算出に係る基礎数値との整合に留意すること。

01行65列の「企業債利息うち簡易水道事業分」のうち、辺地債(69列)、過疎債(70列)、資本費平準化債(71列)、公営企業施設等整理債(72列)、災害復旧事業債(73列)又は未利用施設の利子に充てる企業債に係る分(74列)に係る額を記入すること。

1行8列の企業債利息のうち、上水道事業(末端給水事業)に係る企業債利息を記入すること。なお、65列と76列の合計が1行8列と一致するものであること。

76列の「企業債利息うち上水道事業分」のうち、辺地債(77列)、過疎債(78列)、資本費平準化債(79列)、公営企業施設等整理債(80列)、災害復旧事業債(81列)又は未利用施設の利子に充てる企業債に係る分(82列)に係る額を記入すること。

(6) 23表「資本的収支に関する調」の記入方法

		借換に係るもの	
		簡易水道	資本費平準化債に係るもの
01 行 32 列 の うち	上水道事業分 (繰上償還分除く。)	事業分	
		辺地債分	
		過疎債分	
		資本費平準化債分	
		公営企業施設等整理債分	
		災害復旧事業債分	
	簡易水道事業分 (繰上償還分除く。)	借換債分	
		辺地債分	
		過疎債分	
		資本費平準化債分	
		公営企業施設等整理債分	
		災害復旧事業債分	

- (50) 1行3列の「その他」のうち、借換債（2行50列）、資本費平準化債（2行51列）に係る額を記入すること。
- (51)
- (52)
- (53) 1行32列の「企業債償還金」から繰上償還金分（1行33列～35列）を控除した額のうち、上水道事業（末端給水事業）に係る額を記入すること。
- (54)
- (55)
- (56)
- (57)
- (58)
- (59)
- (60) なお、1行33列～35列、2行53列及び2行60列の合計が1行32列と一致するものであること。
- (61)
- (62)
- (63)
- (64)
- (65)
- (66) 2行53列の「企業債償還金（繰上償還分除く。）うち上水道事業（末端給水事業）分」のうち、辺地債（2行54列）、過疎債（2行55列）、資本費平準化債（2行56列）、公営企業施設等整理債（2行57列）、災害復旧事業債（2行58列）又は借換債（2行59列）に係る額を記入すること。
- 上水道事業と法適用簡易水道事業を同一の会計で行っている場合又は法適用簡易水道事業の場合に、1行32列の「企業債償還金」から繰上償還金分（1行33列～35列）を控除した額のうち、法適用簡易水道事業分を記入すること（法適用簡易水道事業の場合は、「簡易水道事業分」（2行60列）と1行33列～35列の合計が1行32列と一致するものであること。）。
- 2行60列の「企業債償還金（繰上償還分除く。）うち簡易水道事業分」のうち、辺地債（2行61列）、過疎債（2行62列）、資本費平準化債（2行63列）、公営企業施設等整理債（2行64列）、災害復旧事業債（2行65列）又は借換債（2行66列）に係る額を記入すること。

(7) 30表「施設及び業務概況に関する調（付表）」の記入方法

項 目		行	数 値	列 番 号
1・	給 水 戸 数 (戸)	0	1	(1)
2.	(1) 取 水 能 力 (m ³ /日)			(2)
	内 訳	① ダム以外の表流水 (〃)		(3)
		② ダムによるもの (〃)		(4)
		③ 伏 流 水 (〃)		(5)
		④ 地 下 水 (〃)		(6)
		⑤ 受 水 (〃)		(7)
		⑥ その他 の水 源 (〃)		(8)
				(9)
				(10)
				(11)
				(12)
3.	(1) 取 水 量 (m ³ /日)			(13)
水	(2) 配 水 量 (〃)			(14)
	(3) 有 収 水 量 (〃)			(15)
	内 訳	ア 家 庭 用 (〃)		(16)
		イ 工 場 用 (〃)		(17)
		ウ そ の 他 (〃)		(18)

現に水が供給されている戸数を記入すること。
 なお、用水供給事業においては、用水供給を受けている団体の給水戸数の合計を記入すること。

「能力」欄には、現に稼働中の水道施設及び稼働しうる状態にある水道施設の能力（いわゆる公称能力）を記入すること。従って地下水や受水など浄水施設での処理を要しないものも含めること。
 なお、建設中の事業及び一部供用を開始している事業については計画能力を記入すること。

「水量」欄には水量の実績を記入すること。
 なお、受水団体にあっては、12列「取水量」欄に受水した水量を加算して記入すること。また16列「家庭用」において、口径別料金体系をとっている団体にあっては、口径25mm以下のメーター分を記入し、用水供給事業にあっては、全有収水量を18列「その他」に記入すること。
 また、15列「有収水量 (m³/日)」×365（うるう年を含む年度にあっては366。また、年度途中給水開始の場合はその給水後の日数）÷01表24列「年間総有収水量 (千m³)」×1,000となること。

4. 消火栓設置状況	(1)前年度末現在数(個)	税込み
	(2)当年度設置数(〃)	
	(3)当年度設置総額(千円)	
	(4)当年度維持管理費(〃)	
	(5)当年度末現在数(個)	
	01行29列のうち職員の人件費(千円)	

	(26)
	(27)
	(28)
	(29)
	(30)
	(31)

26列「(1)前年度末現在数」 前年度末における現在数を記入すること。
 なお、前年度末に簡易水道事業の統合を行った場合、統合後の前年度末現在数を記入すること。
 27列「(2)当年度設置数」 当年度に新たに設置した数を記入すること。
 ただし、年度途中に簡易水道事業の統合を行った場合、統合によって増加した個数は「(2)当年度設置数」に含めないこと。
 30列「(5)当年度末設置数」 調査対象年度末における現在数を記入すること。

年度途中に簡易水道事業の統合がなかった場合、

「(1)前年度末現在数」 + 「(2)当年度設置数」

$$\begin{matrix} 26列 & 27列 \\ \text{— 当年度撤去数} = & \text{「(5)当年度末現在数」} \\ & 30列 \end{matrix}$$
 となることに留意すること。

上記については、本調査表の対象とする水道事業（法適用簡易水道事業を含む。）に係るものについて記入すること（一般会計に資産計上しているものも含む。）。

28列「(3)当年度設置総額（千円）」消火栓の設置に直接要した経費だけでなく、消火栓の設置に伴い増加する配水管（増設・口径の増大）、配水池、加圧装置等の水道施設の設置に要した経費（いわゆる増強経費）を含むものとする（一般会計からの繰出しの有無に関わらず記入すること）。

31列「01行29列のうち職員の人件費(千円)」29列「(4)当年度維持管理費（千円）」のうち、職員の給与費に要した経費について記入すること。

項 目		行	数	値
5.	給水区域面積 (ha)	0	1	(35)
	現在			(36)
6.	計画年間給水量 (千m³)			(37)
7.	用水供給先団体数			(38)
	現在			(39)
	チェック (5. + 6. + 7.)			(40)
				(41)
				(42)
8.	上水道の数			(43)
	簡易水道の数			(44)
9.	独立行政法人水資源機構			(45)
	割賦負担償還額 (千円)			(46)
	元金			(47)
	利息			(48)
	有形固定資産総額のうち管路に係る資産総額			(49)
10.	(1) 取水部門			(50)
	(2) 導水部門			(51)
	(3) 浄水部門			(52)
	(4) 送水部門			(53)
	(5) 配水給水部門			(54)
	(6) その他部門			(55)
	計 (1) ~ (6)			(56)
11.	検針業務 (%)			(57)
	給水工事業務 (%)			(58)
	全部導入 1		☐	
	施設設備管理の遠隔制御		☐	(59)
	一部導入 2		☐	
	導入なし 3		☐	
	全部導入 1		☐	
	施設設備管理の		☐	(60)
	テレメータ		☐	
	の導入		☐	
	全部導入 1	0	2	
	水道料金徴収に		☐	(1)
	かかる電算化		☐	
	一部導入 2		☐	
	導入なし 3		☐	
	全部導入 1		☐	
	人事・給与システム		☐	(2)
	一部導入 2		☐	
	導入なし 3		☐	
	全部導入 1		☐	
	財務会計システム		☐	(3)
	一部導入 2		☐	
	導入なし 3		☐	
	全部導入 1		☐	
	設計積算システム		☐	(4)
	一部導入 2		☐	
	導入なし 3		☐	
	BT0 方式 1		☐	
	P F I 方式		☐	(5)
	BOT 方式 2		☐	
	其他方式 3		☐	
	導入なし 4		☐	
	第三者への業務委託		☐	(6)
	導入済 1		☐	
	導入なし 2		☐	

現に給水している給水区域の面積を記入すること。単位に注意すること。(1 km=100ha)
(注) 用水供給事業の場合は、その供給を受けている団体の合計を記入すること。

水道事業の認可に係る事業計画において定める給水量を記入すること。

当該市町村等の設置する上水道事業・簡易水道事業の箇所数(認可数)について、本調査表の調査対象となっている特別会計に含まれるものを記入すること。

独立行政法人水資源機構に対する割賦負担元金及び利息を記入すること。

各部門の有形固定資産額は、企業の実情に即して適当な基準により区分して記入すること。
建設中事業については、区分できれば区分し、区分しがたい時は(6)その他部門とする。

22表「貸借対照表」の2列「有形固定資産」の額と一致するものであること。

総件数のうち、委託で施行した件数の割合を記入すること。
給水工事は工事の設計積算施工及び給水装置の修繕改良工事のほか、配水管から給水装置を引き込む際の分岐工事などをいう。
なお、給水工事の一部を委託し、残りの部分を直管で施工している場合は、委託件数に算入すること。

全て導入済で、未導入部分が全くない場合は、「全部導入1」を、導入しているが未導入部分が多少でもある場合は「一部導入2」を、全く導入していないときは「導入なし3」を選択すること。
一般会計等のシステムを借りて処理をしたり、委託会社に処理を依頼している場合は、「導入なし3」とすること。

該当する項目を選択すること(複数の方式を採用している場合、複数回答可)。
BTO方式

PFI事業者が施設を建設(Build)した後、施設の所有権を行政に移管(Transfer)した上で、PFI事業者がその施設の運営(Operate)を行う方式。

BOT方式
PFI事業者が施設を建設(Build)し、契約期間にわたり管理運営(Operate)を行って、資金改修した後、行政にその施設の所有権を移管(Transfer)する方式。

水道法第24条の3第1項に基づく第三者委託の導入状況を選択すること。

工業用水道事業

(1) 調査対象

工業用水道事業（工業用水道事業法第3条に基づく届出を行っている工業用水道事業）及び将来工業用水道事業を行うための水利権、ダム使用権を取得する目的で負担金を支払っているもの（いわゆる水源開発事業）で地方公営企業法を適用している事業を対象とする。

(2) コードの記入方法

施設名コード

各施設のコード番号は、各団体において「001」から順に決定すること（施設に異動がない場合については原則として前年度と同じ番号とし、新規の施設がある場合は既存のコード番号の後に付け加え、廃止された施設がある場合はその施設名コード番号は欠番とし、施設が統合された場合には一方の施設名コード番号に合わせ、他方の施設名コード番号は欠番とする。）。この際の施設名とは、工業用水道事業法第3条第1項の規定に基づく届出をしているものは当該届出名称により、水源開発中のものについてはダム名称等によるものであること（国庫補助事業にあっては、事業費補助金交付申請書に記載した名称であること。）。

なお、同一水系同一料金ของものは工事期別に区分する必要はないが、同一水系であっても補助事業と単独事業、料金を異にするときは原則として区分する。

配水能力別区分（条件1）

現在配水能力（02表）「施設及び業務概況に関する調」列40を次の区分に従い分類し記入すること。

コード番号	コ ー ド 名
1	400,000m ³ /日以上
2	200,000m ³ /日以上 400,000m ³ /日未満
3	100,000m ³ /日以上 200,000m ³ /日未満
4	50,000m ³ /日以上 100,000m ³ /日未満
5	50,000m ³ /日未満
6	建設中
7	想定企業会計

経営主体別区分（条件2）

コード番号	コ ー ド 名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市 営
4	町 村 営
5	企業団 営

黒・赤字別区分（条件３）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計

地域別区分（条件４）

次の表の区分に従い分類し記入すること。

コード番号	コード名
1	新産工特地域基盤整備事業
2	〃 地盤沈下対策事業
3	四大工業地帯基盤整備事業
4	〃 地盤沈下対策事業
5	その他地域 基盤整備事業
6	〃 地盤沈下対策事業
7	〃 低開発地域開発事業
8	〃 産炭地域振興対策事業

(1) 施設ごとに作成する（02表）、（20表）、（21表）、（23表）及び（40表）については、（20表）「損益計算書」の列46「経常利益」列47「経常損失」のいずれかにより記入すること。

(2) 事業全体として作成する（22表）、（24表）及び（45表）については、（22表）「貸借対照表」の列78再掲「経常利益」列79再掲「経常損失」のいずれかにより記入すること。

なお、収支差引きが「0」である場合は黒字「1」とすること。

（注）給水開始前（料金収入なし）の施設は、仮に損益収支が出た場合であっても、（02表）、（20表）、（21表）、（23表）及び（40表）は建設中「3」を記入すること。なお、建設中の施設でも、一部供用を開始し、料金収入がある事業については、損益計算書の「経常利益」又は「経常損失」のいずれかにより該当するコード番号を記入すること。また、当該年度に給水を開始したが料金調定がなかったため、料金収入が計上されない場合にあっては、建設中としないこと。

従前は、公営企業会計として特別会計を設置していたが、公営企業会計を廃止し、一般会計等において清算及び地方債の償還を行っている場合等においては、コード番号「4」を記入すること。

地域別区分の説明

地 域 区 分		事 業 区 分		コード番号
新産工特地域	(旧) 新産業都市建設促進法第3条もしくは第4条または(旧) 工業整備特別地域整備促進法第2条の規定に基づいて指定されていた地域	基 盤 整 備 事 業	地盤沈下対策事業以外の事業	1
		地盤沈下対策事業	工業用水法施行令第1条の規定に基づいて指定された地域に給水する工業用水道事業	2
四大工業地帯	次に掲げる地域に給水する工業用水道事業の給水区域 京浜工業地帯 中京工業地帯 阪神工業地帯 北九州工業地帯	基 盤 整 備 事 業	地盤沈下対策事業以外の事業	3
		地盤沈下対策事業	工業用水法施行令第1条の規定に基づいて指定された地域に給水する工業用水道事業	4
その他の地域	新産工特地域に指定されていた地域および四大工業地帯以外の地帯	基 盤 整 備 事 業	地盤沈下対策事業、低開発地域開発事業および産炭地域振興対策事業以外の事業	5
		地盤沈下対策事業	工業用水法施行令第1条の規定に基づいて指定された地域に給水する工業用水道事業	6
		低 開 発 地 域 開 発 事 業	低開発地域工業開発促進法第2条の規定に基づいて指定された地域に給水する工業用水道事業	7
		産 炭 地 域 振 興 対 策 事 業	産炭地域振興臨時措置法施行令第1条の規定に基づいて指定されていた地域に給水する工業用水道事業	8

補助単独区分（条件5）

コード番号	コード名
1	補 助
2	単 独

「工業用水道事業費補助金交付要綱」第3条第1項、第2項及び第3項の規定に基づく補助金を受けて工業用水道を布設したもの（改築を含む）及び「水資源機構工業用水道事業費補助金交付要綱」に基づく補助金を受けて独立行政法人水資源機構が施工する事業に対する負担金を納付しているものを「補助」、それ以外のものを「単独」とし、左区分に従い記入するものであること（各表における補助単独の区分は上記のとおりとする。）。

水源区分（条件6）

コード番号	コード名	
1	ダム，せき，河口湖，湖沼水位調節施設その他の水資源の開発のための施設を有するもの	
2	地下水	「1」のダム等水源施設を有しないもの
3	表流水	
4	その他	

水源の種類（02表）「施設及び業務概況に関する調」列27において「4ダム等」に該当がある場合は、コード番号「1」を記入し、また、「4ダム等」に該当がなく、それ以外で複数の該当がある場合は、コード番号「2」「3」「4」のうち取水量が多い水源の番号を記入すること。

給水開始年度区分（条件7）

供給開始（予定）年月日（02表）「施設及び業務概況に関する調」列3，列4に基づき次の区分に従い分類し記入すること。

なお、「一部給水」（列3）と「全部給水」（列4）の両方に記入がある場合は「一部給水」（列3）により該当するコード番号に記入すること。

コード番号	コード名
1	令和8年度以降
2	令和3年度～7年度
3	平成28年度～令和2年度
4	平成23年度～27年度
5	平成18年度～22年度
6	平成8年度～17年度
7	平成7年度以前

(3) 02表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

項 目		行	数 値
1. 建設開始年月日	2. 大 正	01	
	3. 昭 和		
	4. 平 成		
	5. 令 和		
2. 供 給 開 始 (予定)年月日	一部 給水	2. 大 正	
		3. 昭 和	
		4. 平 成	
		5. 令 和	
	全部 給水	2. 大 正	
		3. 昭 和	
		4. 平 成	
		5. 令 和	
3. 法 適 用 年 月 日		3. 昭 和	
		4. 平 成	
		5. 令 和	
チェック(1+2+3)			
4. 管 理 者	該 当 な し	☒	
	設 置	☐	
	非 設 置	☐	
5. 給 水 先 事 業 所 数			
6. 1 ㎡当 たり 建 設 単 価 (円)			
チェック(5+6)			

列
番
号

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

(7)

(8)

(9)

(10)

(11)

工業用水道事業法第3条第1項の規定に基づく施設の設置の工事開始日を記入すること（記入例はP.58参照）。水源開発着手のみの場合は、ダム基本計画等における着手年度の年度初めの月日（4月1日）を記入すること。
平成31年1月1日～平成31年4月30日→4310101～4310430（5010101～5010430と記入しないこと。）
令和元年5月1日～令和元年12月31日→5010501～5011231（4310501～4311231と記入しないこと。）
（以下、年月日の記入に当たってはこの例によることとし、他表においても同様とすること。）

一部給水開始日（列3）については、工業用水道事業法第13条の規定に基づき一部給水開始の届出をしたときのみ（建設中のものにあつては給水開始の予定）届出書に記載した日を記入すること。

全部給水開始日（列4）については、工業用水道事業法第13条の規定に基づき給水能力全部の給水開始の届出をしたときは届出書に記載した日を記入する。それ以外のものは全部給水の開始予定の日を記入すること。

※廃止の届出をした場合であっても、調査対象かつ建設中でない場合は、廃止した施設の給水開始日を記入すること。

地方公営企業法が適用されることとなった日を記入すること。
記入要領はP.58を参照のこと。ただし、1事業で2施設以上を有する場合は最初の施設の調査表のみ記入し、他は該当なしとすること。

最初の施設が廃止された場合には、次に設置した施設の調査表に記入すること。

会社数ではなく実際に給水している事業所の数を記入すること。

「実績総事業費（13列の数値×1,000）」を「現在配水能力（40列）」で除した数値（円未満四捨五入）を記入する。なお、建設中（一部供用開始を含む。）の施設については、「計画総事業費（12列の数値×1,000）」を「計画配水能力（39列）」で除した数値（円未満四捨五入）を記入すること。

7.	建設事業費	(1) 総事業費 (税込み) (千円)	計	画	(12)
			実	績	(13)
		ア 国庫補助金 (含むNTT無利子貸付金) (千円)	計	画	(14)
			実	績	(15)
		イ 企業債 (千円)	計	画	(16)
			実	績	(17)
		ウ 他会計繰入金 (千円)	計	画	(18)
			実	績	(19)
		エ その他 (千円)	計	画	(20)
			実	績	(21)
8.	施設	(2) 補助対象事業費 (税込み) (千円)	計	画	(22)
			実	績	(23)
		(3) 料 金 (円・銭/㎡)			(24)
		(4) 妥 当 投 資 額 (千円)			(25)
		チェック ((2)+(3)+(4))			(26)
		(1) 水源の種類	01 表 流 水	☐	(27)
			02 伏 流 水	☐	
			03 地 下 水	☐	
			04 ダ ム 等	☐	
			05 湖 沼 水	☐	
06 そ の 他	☐				
(2) 取 水 能 力 (㎡ / 日)	ダ ム 等 (㎡ / 日)		(28)		
	地 下 水 (㎡ / 日)		(29)		
	そ の 他 (㎡ / 日)		(30)		
			(31)		

及 び	(3) 水 利 権 (㎡ / 日)	0	1	(32)
	(4) 導 水 管 延 長 (m)			(33)
	(5) 送 水 管 延 長 (m)			(34)
	(6) 配 水 管 延 長 (m)			(35)
	(7) 導 送 配 水 ポンプ 設 置 数			(36)
	(8) 浄 水 場 設 置 数			(37)
	(9) 配 水 池 設 置 数			(38)

事業開始に伴う建設事業費を記入することとし、全部給水開始した後の施設改良事業費は含まないこと。

前年度以前に完成したものについては「計画」欄に記入する必要がなく「実績」欄に精算額を記入すること。なお、建設中の事業は「計画」欄には最新時の計画額を、「実績」欄には当年度までの累計額を消費税及び地方消費税相当分を含めて記入すること。

独立行政法人水資源機構の施工する事業にあつては負担金部分のみではなく、その全体事業費をも含めて記入すること。

NTT無利子貸付金については、企業債であるが将来的に補助金に振り替っていくものであるため、当初 NTT無利子貸付金の交付を受けた時点で「ア 国庫補助金」欄に計上するものとする。

国庫補助金交付申請にあたって使用された料金を銭単位で記入すること。従って、単独事業の場合は記入の必要はない（建設中は令和7年度に補助採択された妥当投資額算定上の料金を記入し、建設完了後は完成年度の補助採択された妥当投資額算定上の料金を記入すること）。

単独事業は記入する必要がないこと。

該当するすべての水源について「表流水」～「その他」までの項目を選択する（該当項目複数可）。

（注）河川から取水する場合でもその水源がダム等水源施設のときは、「4ダム等」として整理すること。

実際に取水できる施設能力を記入するとともに、水源の種類を記入する。建設中のもの（一部給水開始を含む）等はその計画能力を記入すること。

河川法第23条の規定に基づき許可を受けた水量を記入すること。

取水施設から浄水場まで水を導く管の延長
浄水場から配水池まで水を送る管の延長
配水池から需要者の給水管まで水を送る管の延長

完成した導水管、送水管及び配水管等の実績について記入すること（建設中のものについては、当該年度までの実績について記入すること。）。

なお、ポンプの設置数は、貯・取水、導水、送水、配水の各施設において直接水を送るために設置されているポンプの合計を記入すること。

業 務	(10) 配水能力 (m^3 / 日)	計 画 現 在
	チェック((1)～(10))	
	(11) 年 間 総 配 水 量 (千m^3)	
	(12) 1 日 平 均 配 水 量 (m^3)	
	(13) 契約水量 (m^3 / 日)	水 量
	(14) 有収水量 (千m^3)	計 量 分 料 金 算 定 分

	(39)
	(40)
	(41)
	(42)
	(43)
	(44)
	(45)
	(46)
	(47)

工業用水道事業法第4条の規定に基づく届出書に記載された給水能力等計画配水能力を記入すること。

実際に配水できる施設能力を記入すること。
(注) 建設中で一部給水開始前の事業にあっては記入の必要はないこと。

工業用水道事業法第23条第1項および同法施行令第3条第1項第3号の規定に基づいて実際に配水した水量(計器の実測による)を 千 m^3 単位 で記入すること。

年間総配水量(42列)を給水日数で除した数値(単純に除すこと)を m^3 単位 で記入すること。

給水契約に定めた1日当たりの水量の合計を m^3 単位 で記入すること。

給水先毎のメーターで計量された水量の合計量を記入すること。

料金算定の基礎となった水量を記入すること。
責任水量制を採っているときは計量分 $\leq$ 料金算定分となるのが通例である。
(注)「有収水量(料金算定分)」(47列) $\times$ 基本料金が20表損益計算書「ア給水収益」(3列)とほぼ一致するものであり、十分精査の上、記入すること。

9. 料 金 等	(1) 料 金 (円・銭/ m^3)	基 本 料 金
		特 定 料 金
		超 過 料 金
	(2)実 質 料 金 改 定 率(%)	
	(3)現行料金実施年月日 (消費税及び地方消費税転嫁のみのための改定を除く)	3. 昭 和
		4. 平 成
		5. 令 和
	(4)現行料金実施年月日 (消費税及び地方消費税転嫁のための改定)	4. 平 成
		5. 令 和
	(5)その他営業協力金等 (円・銭/ m^3)	

	(48)
	(49)
	(50)
	(51)
	(52)
	(53)
	(54)

消費税及び地方消費税相当分を除いた1 m^3 当たりの基本料金、特定料金及び超過料金を記入すること。

消費税及び地方消費税込みの料金単価を設定しているものにあつては、税込み単価 $\times \frac{100}{110}$ により算出し記入すること。
なお、料金項目毎に2種類以上の制度があるときは、契約水量が最も多い制度を記入すること。

消費税及び地方消費税相当分を除いた実質的な料金改定率(対前年度比率ではなく、増減率)を0.1%単位で記入すること。消費税及び地方消費税転嫁のみによる料金改定の場合や前年度以前の改定及び将来の改定予定の数値は記入しないこと。

料金改定を一度も行っていない場合は供給開始年月日となる。
なお、建設中のものは記入する必要はない。

改定とは、条例等の改正を伴わない税込み料金の変更を含む。したがって、条例等で税抜き料金+消費税及び地方消費税相当分の合計額を料金として定めている場合には、条例等の改正がなくとも、税率の変更に伴う税込み料金の変更があれば改定として扱う。
消費税及び消費税転嫁のための料金改定を一度も行っていない場合は記入する必要はない。

52列「(3) 現行料金実施年月日(消費税及び地方消費税転嫁のみのための改定を除く)」における料金改定と消費税及び地方消費税転嫁のための料金改定を併せて実施した場合は、52列と同日になる。
なお、建設中のものは記入する必要はない。

基本料金以外に営業協力金等を徴収している場合、その金額を記入すること。

10.	(1)損益勘定所属職員	
職員数		
(人)	(2)資本勘定所属職員	
	計	
11.	ダム等水源施設事業費(税込み)(千円)	計画実績
12.	独立行政法人水資源機構割賦負担償還金(千円)	元金利息
8.(4)～(6)導送配水管延長のうち、法定耐用年数を経過した管路延長(m)	導水管 送水管 配水管	
8.(4)～(6)導送配水管延長のうち、当該年度に更新した管路延長(m)	導水管 送水管 配水管	
13.管理者の情報	01自治体職員	☐
	02民間企業出身	☐
	03学術・研究機関出身	☐
	04その他	☐
01行55列のうち	常勤職員 会計年度任用職員(フルタイム) 会計年度任用職員(パートタイム)	
01行59列のうち	常勤職員 会計年度任用職員(フルタイム) 会計年度任用職員(パートタイム)	

(55)	
(56)	
(57)	
(58)	
(59)	
(60)	
(61)	
(62)	
(63)	
(64)	
(65)	
(66)	
(67)	
(68)	
(69)	
(70)	
(71)	
(72)	
(73)	
(74)	
(75)	
(76)	
(77)	

- 記載要領についてはP.60を参照すること。
- 「総事業費」(12, 13列)の内数とする。
- 独立行政法人水資源機構が施工する水源施設を有するもので割賦負担金を償還している場合に記入すること。
- 33列「導水管延長」, 34列「送水管延長」, 35列「配水管延長」のうち, 法定耐用年数(40年)を超えた導送配水管路延長をm単位で記入する。
- 33列「導水管延長」, 34列「送水管延長」, 35列「配水管延長」のうち, 当該年度において新たに布設した導水管で布設替に伴い布設した導送配水管路延長をm単位で記入する。
- 「管理者」(01行7列)において「設置」を選択した場合に, 当該管理者の職歴について, 該当するものを選択すること(複数選択可)。
なお, 「管理者」(01行7列)において, 「非設置」を選択した場合, 「管理者の情報」(01行71列)はいずれも選択しないこと。
- 記載要領については, P.61を参照すること。

(4) 20表「損益計算書」の記入方法

「01行22列」のうち、減価償却に伴い収益化したもの		(75)
----------------------------	--	------

- 「01行22列」のうち, 補助金等により取得又は改良した償却資産の減価償却に伴い収益化したものを記入すること。

(5) 21表「費用構成表」の記入方法

2.	支払利息
内訳	(1)企業債利息
	(2)一時借入金利息
	(3)他会計借入金等利息

(7)	
(8)	
(9)	
(10)	

- 独立行政法人水資源機構に対する割賦負担金利息も含めて記入すること。
- 01行10列「他合計借入金等利息」の内訳を記入すること。
「他事業借入金利息」とは, 上水道, 電気事業等の他の特別会計からの借入金から生じる利息を記入すること。

01行10列の内訳	(1)一般会計借入金利息
	(2)他事業借入金利息
	(3)その他

(52)	
(53)	
(54)	

- 工業用水道事業の広報活動に要した経費を記入すること。

19.	広報活動費
給与に関する調	職員一人当たり平均給与 退職手当平均支給月数

(55)	
(56)	
(57)	

- 当該年度における職員一人当たりの月額平均給与を記入すること。「17.給与に関する調」の「計」(42列)を「年間延職員数」(31列)で除した額(端数を四捨五入すること。)と一致するので留意すること。
- 「18.退職に関する調」の「延支給月数」(50列)を「支給対象人員数」(49列)で除した月数(端数は小数点以下第一位を四捨五入すること。)と一致するので留意すること。

交通事業（都市高速鉄道）

(1) 調査対象

交通事業のうち都市高速鉄道事業を対象とする。

（注）路面電車事業、懸垂電車事業等（新交通システム等の中量軌道事業を含む。）、自動車運送事業（乗合バス及び貸切バス事業等）及び船舶運航事業は別の調査表に、索道事業は観光施設事業に含まれるものであること。

(2) コードの記入方法

経営主体別（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	企業団営

黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業(黒字)
2	経常損失を生じた事業(赤字)
3	建設中の事業
4	想定企業会計

（20表）「損益計算書」列46「経常利益」、列47「経常損失」により記入すること。なお、「経常収支」が「0」の場合は「黒字」とすること。

なお、一部供用を開始し料金収入がある場合は、コード「1」又は「2」となる。

公営企業会計として特別会計を設置していたが、公営企業会計を廃止し、一般会計等において清算及び地方債の償還を行っている場合等においては、コード番号「4」を記入すること。

規模別（条件4）

コード番号	コード名
1	東京都
2	政令指定都市
3	その他

(3) 03表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

項 目		行	数 値	列 番 号
1. 事業開始年月日	1. 明治	0 1		(1)
	2. 大正			
	3. 昭和			
	4. 平成			
	5. 令和			
2. 法適用年月日	3. 昭和			(2)
	4. 平成			
	5. 令和			
チェック (1+2)				(3)
3. 法適用区分	当然全部		○	(4)
	条例全部		○	
	条例財務		○	
4. 管理者	設置		○	(5)
	非設置		○	
5. 営業路線 (km)				(6)
6. 延日営業キロ (km)				(7)
7. 駅 数				(8)
うち 冷房駅数				(9)
8. 運転系統数(本)				(10)
チェック (5+6+7+8)				(11)
9. 在籍車両数(両)				(12)
10. 年間延在籍車両数 (両)				(13)
11. 延 車 齢 数 (年)				(14)
12. 乗車定員総数 (人)				(15)
チェック (9+10+11+12)				(16)
13. 年間延実働車両数 (両)				(17)
14. 年間客車走行キロ (千km)				(18)
15. 年間列車走行キロ (千km)				(19)
16. 年 間 輸 送 人 員 (千人) (重複分除く)	計			(20)
	内 訳	定 期		(21)
		その他		(22)
17. 年 間 輸 送 人 員 (千人) (重複分含む)	計			(23)
	内 訳	定 期		(24)
		その他		(25)
18. 延人キロ (千人キロ)	計			(26)
	内 訳	定 期		(27)
		その他		(28)
19. 年 間 旅 客 運 輸 収 益 (千円)	計			(29)
	内 訳	定 期		(30)
		その他		(31)

一部営業も含めて営業開始年月日を記入すること。なお、建設中の場合には営業開始予定年月日を記入すること（記入例はP.58参照。）。

平成31年1月1日～平成31年4月30日→4310101～4310430（5010101～5010430と記入しないこと。）

令和元年5月1日～令和元年12月31日→5010501～5011231（4310501～4311231と記入しないこと。）

（以下、年月日の記入に当たってはこの例によることとし、他表においても同様とすること。）

記入要領はP.58を参照すること。

記入要領はP.58を参照すること。

年度末における各路線の営業キロの合計を記入すること。部分開通の場合には、当該部分開通分を記入すること。なお、小数点第2位を四捨五入し、第1位（百m単位）まで記入すること。

年度中の各営業日における営業キロの合計を記入すること。

年度末における停車場及び停留場又は停留所の合計数を記入すること。1つの駅で複数の路線が重なる場合には、各路線ごとに1つの駅として計上すること。

出入庫及び途中折返しに係る系統を除き記入すること。

年度末における在籍車両数を記入すること。

年度中の各営業日における在籍車両数の合計を記入すること。

各車両の年度末現在における車齢の合計を記入すること。

年度末における在籍車両の定員の合計を記入すること。

年度中の各営業日における使用車両数の合計を記入すること。

連結車両の場合は、車両走行キロ（列車走行キロでなく）で記入すること。

年度中の各営業日における列車走行キロを記入すること。

「19. 年間旅客運輸収益」に対応する輸送人員を乗客調査等により推計すること。なお、「重複分」とは、2以上の路線を乗り継いで乗車することにより、各路線で重複して計上される乗車人員をいう。

乗客調査等により推定して記入すること。

税抜きの金額を記入し、(20表)「損益計算書」の列4「旅客運輸収益」と一致するものであること。

20. 職員年間延実働時間(時間)			0	1		(32)
21. 料金 の た て 方	均 一 制 税 込 み (円)		税込み			(33)
	対キロ 区間制	初 乗 り (km)				(34)
		初乗り料金 (円)				(35)
		1 区 (km)				(36)
		1区増すごとに(円)				(37)
22. 現行料金実施年月日						(38)
23. 暫 定 料 金	実 施 年 月 日	3. 昭和				(39)
		4. 平成				(40)
		5. 令和				
	解 除 年 月 日	3. 昭和				
		4. 平成				
		5. 令和				
24. 実 質 料 金 改 定 率 (%)			(注) 単位 0.1%			(41)
25. 定期 券 割 引 率 (%)	通勤	1 カ 月	(注) 単位 0.1%			(42)
		3 カ 月	(注) 単位 0.1%			(43)
	通学	1 カ 月	(注) 単位 0.1%			(44)
		3 カ 月	(注) 単位 0.1%			(45)
26. 職員 数 (人)	(1) 損 益 勘 定 所 属 職 員					(46)
	(2) 資 本 勘 定 所 属 職 員					(47)
	計					(48)
27. 駅の 数	エスカレーター 設置 駅 数					(49)
	エレベーター 設置 駅 数					(50)
28. 管理者 の 情 報	01 自 治 体 職 員		☐			(51)
	02 民 間 企 業 出 身		☐			
	03 学 術・研 究 機 関 出 身		☐			
	04 そ の 他		☐			
01行46列 の う ち	常 勤 職 員					(52)
	会計年度任用職員 (フルタイム)					(53)
	会計年度任用職員 (パートタイム)					(54)
01行47列 の う ち	常 勤 職 員					(55)
	会計年度任用職員 (フルタイム)					(56)
	会計年度任用職員 (パートタイム)					(57)

税込みの金額を記入すること。旅客料金について記入し、貨物料金については、適宜料金表を欄外に記載すること。なお、「料金のたて方」に該当する欄がない場合には、類似の欄に記入するとともに欄外に注記すること。

現行料金の認可（消費税及び地方消費税転嫁のみのための料金改定を行った場合についても対象となる。）に当たり、暫定料金期間が付され、決算日において暫定料金が解除されている場合には、暫定料金解除年月日に記入すること。

現行料金の認可に当たり、暫定料金期間が付された場合のみ、実施年月日及び解除年月日の両方を記入すること。なお、解除年月日とは解除後の新料金実施年月日である。

消費税及び地方消費税転嫁のみによる料金改定の場合は記入せず、消費税及び地方消費税相当分を除いた部分の実質的な改定率（増減率）を記入すること。（0.1%単位）

普通券に対する割引率を記入し、「通学」は高校生以上の割引率を記入すること。なお、1ヶ月60回正規料金で乗車した場合を基準とする。（0.1%単位）また、区間ごとに割引率が異なる場合は、各区間の割引率を平均した率を記入すること。

記入要領はP.60を参照すること。

「管理者」(01行5列)において「設置」を選択した場合に、当該管理者の職歴について、該当するものを選択すること（複数選択可）。
なお、「管理者」(01行5列)において、「非設置」を選択した場合、「管理者の情報」(01行51列)はいずれも選択しないこと。

記入要領はP.61を参照すること。

交通事業（路面電車・懸垂電車等）

(1) 調査対象

交通事業のうち路面電車事業及び懸垂電車事業等（新交通システム等の中量軌道事業を含む。）を対象とする。

（注）都市高速鉄道事業、自動車運送事業（乗合バス及び貸切バス事業等）及び船舶運航事業は別の調査表に、索道事業は観光施設事業に含まれるものであること。

(2) コードの記入方法

事業別

コード番号	コード名
1	路面電車
6	懸垂電車等

注）「新交通システム」は、コード「6」とすること。

経営主体別（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	企業団営

黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計

（20表）「損益計算書」列46「経常利益」、列47「経常損失」により記入すること。なお、「経常収支」が「0」の場合は「黒字」とすること。

なお、一部供用を開始し料金収入がある事業は、コード「1」又は「2」となる。

公営企業会計として特別会計を設置していたが、公営企業会計を廃止し、一般会計等において清算及び地方債の償還を行っている場合等においては、コード番号「4」を記入すること。

規模別（条件4）

コード番号	コード名
1	東京都
2	政令指定都市
3	その他

(3) 03表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

交通事業（都市高速鉄道）(3)03表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法を参照すること。

なお、列18「年間走行キロ（千km）」について、連結車両の場合は、各車両毎の走行キロを積み上げ、合計したものを記入すること。

交通事業（自動車運送）

(1) 調査対象

交通事業のうち自動車運送事業（乗合バス及び貸切バス事業等）を対象とする。

（注）路面電車事業、懸垂電車事業等（新交通システム等の中量軌道事業を含む。）、都市高速鉄道事業及び船舶運航事業は別の調査表に、索道事業は観光施設事業に含まれるものであること。

(2) コードの記入方法

経営主体別（条件2）

コード番号	コード名
1	都 道 府 県 営
2	指 定 都 市 営
3	市 営
4	町 村 営
5	企 業 団 営

黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計

（20表）「損益計算書」列46「経常利益」、列47「経常損失」により記入すること。なお、「経常収支」が「0」の場合は「黒字」とすること。

公営企業会計として特別会計を設置していたが、公営企業会計を廃止し、一般会計等において清算及び地方債の償還を行っている場合等においては、コード番号「4」を記入すること。

規模別（条件4）

コード番号	コード名
1	東 京 都
2	政令指定都市
3	その他（200両以上の団体）
4	〃（150両以上200両未満の団体）
5	〃（100両 〃 150両 〃 の団体）
6	〃（ 50両 〃 100両 〃 の団体）
7	〃（ 50両未満の団体）

(3) 04表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

項 目		行	数 値	列 番 号
1. 事 業 開 始 年 月 日	1. 明治	0 1		(1)
	2. 大正			
	3. 昭和			
	4. 平成			
	5. 令和			
2. 法 適 用 年 月 日	3. 昭和			(2)
	4. 平成			
	5. 令和			
チ ェ ッ ク (1+2)				(3)
3. 法 適 用 区 分(当然全部)				(4)
4. 管 理 者	設 置	○		(5)
	非設置	○		
5. 施 設	(1) 路 線	営業路線 (km)		(6)
		運転系統本数(本)		(7)
	チ ェ ッ ク (ア+イ)			(8)
	(2) ア	在籍車両数(両)	乗 合	(9)
			貸 切	(10)
	イ	年間延在籍車両数(両)	乗 合	(11)
			貸 切	(12)
	ウ	延車齢数(年)	乗 合	(13)
			貸 切	(14)
	エ	乗車定員総数(人)	乗 合	(15)
			貸 切	(16)
	オ	冷房車両数(両) (乗合のみ)		(17)
	カ	超低床車両数(両) (乗合のみ)		(18)
	キ	低床車両数(両) (乗合のみ)		(19)
	ク	リフト付車両数(両) (乗合のみ)		(20)
	ケ	超低床リフト付車両数(両) (乗合のみ)		(21)
	コ	電動バス車両数(両) (乗合のみ)		(22)

(注)単位
0.1km

記入要領はP.58を参照すること。
平成31年1月1日～平成31年4月30日→
4310101～4310430 (5010101～5010430と記入しないこと。)

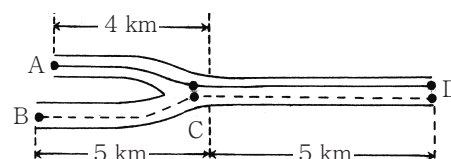
令和元年5月1日～令和元年12月31日→
5010501～5011231 (4310501～4311231と記入しないこと。)

(以下、年月日の記入に当たってはこの例によることとし、他表においても同様とすること。)

記入要領はP.58を参照すること。

記入要領はP.58を参照すること。

例えば、下記の場合、



「営業路線」は、AC間4km、BC間5km、CD間の5kmを加えた14kmとなり、「運転系統本数」は2本となるものであること。なお、出入庫及び途中の折り返しに係る系統を除くこと。「営業路線」は小数点第2位を四捨五入し、第1位まで記入すること。

年度末における在籍車両数を記入すること。

年度中の各営業日における在籍車両数の合計を記入すること。

各車両の年度末における車齢の合計を記入すること。

年度末在籍車両の定員の合計を記入すること。

超低床車(両乗降口に踏み段のない車両)の年度末における在籍車両数を記入すること。ただし、「ケ 超低床リフト付車両」は数に含めない。

床面の地上面からの高さが65cm以下の低床車の年度末における在籍車両数を記入すること。ただし、「カ 超低床車両」及び「ケ 超低床リフト付車両」は数に含めない。

身障者用の車椅子昇降リフトを備えつけたリフト付車両の年度末における在籍車両数を記入すること。ただし、「ケ 超低床リフト付車両」は数に含めない。

身障者用の車椅子昇降リフトを備えつけた超低床リフト付車両の年度末における在籍車両数を記入すること。

電気バス(電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている車両)及び燃料電池バス(電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る車両)の年度末における在籍車両数を記入すること。

6.	(1)	年間延実働車両数(両)	乗 合		(23)		年度中の各営業日における使用車両数を合計したものを入力すること。					
		貸 切	(24)									
	(2)	年間走行キロ (千km)	乗 合	(25)		(26)		実車キロについて記入すること。				
		貸 切										
(3)	年間延実車走行時間 (乗合のみ)		(27)			「年間旅客運送収益」に対応する輸送人員を乗客調査等により推計して記入すること。						
チェック (9列～27列)			(28)									
(4)	年 間 輸送人員 (千人)	乗 合	(29)		(30)			乗客調査等により推定して記入すること。				
		内 定 期										
		訳 その他										
		貸 切 a										
(5)	延人キロ (千人キロ)	乗 合	(31)		(32)		税抜きの金額を記入し、(20表)「損益計算書」の列4「旅客運送収益」と一致するものであること。					
		内 定 期										
		訳 その他										
		貸 切 b										
6.	(6)	年間旅客運送収益 (千円)	乗 合	0 1		(37)		ダイヤ上の仕業数を記入すること。				
		(税抜き)	内 定 期									
			訳 その他									
			貸 切 c									
	チェック (a+b+c)			(38)			税込みの金額を記入すること。なお、2以上の料金制度を併用している場合は、主たる料金制度について記入すること。賃率(48列)については、小数点第2位まで記入すること。					
(7)	職員年間延実働時間 (時間)	乗 合	(39)		(40)							
		貸 切										
(8) 年間仕業数 (乗合)			(41)									
7.	(1)	均 一 制 (円)	税込み	(注)単位 0.01円		(42)		現行料金の認可(消費税及び地方消費税転嫁のためのための料金改定を行った場合についても対象となる。)に当たり、暫定料金期間が付され、決算日においては暫定料金が解除され、現行料金が適用されている場合には、暫定料金解除の年月日を記入すること。				
		地 帯 制							初 乗 り (円)			
		対 キ ロ 区 間 制							初 乗 り (円)			
		特 殊 区 間 制							賃 率 (円)			
	(2)	現行料金実施年月日	3. 昭 和	(注)単位 0.1%		(43)		現行料金の認可に当たり、暫定料金期間が付された場合のみ、実施年月日、解除年月日の両方の年月日を記入すること。なお、解除年月日とは解除後の新料金実施年月日である。				
(3)	暫 定 料 金	実施年月日	4. 平 成									
			5. 令 和									
			3. 昭 和									
	解除年月日	4. 平 成										
		5. 令 和										
		6. 令 和										
(4)	通 勤	1 カ 月	(注)単位 0.1%							(44)		普通券に対する割引率を記載し、「通学」は高校生以上の割引率を記入すること。なお、1ヶ月60回正規料金で乗車した場合を基準とする。(0.1%単位) また、区間ごとに割引率が異なる場合は、各区間の割引率を平均した率を記入すること。
		3 カ 月										
	通 学	1 カ 月										
		3 カ 月										
8. 職員数(人)	(1) 損益勘定所属職員	(注)単位 0.1%							(45)		(46)	
	(2) 資本勘定所属職員											
	計											
9. 実質料金改定率 (%)			(47)			消費税及び地方消費税転嫁のみによる料金改定の場合は記入せず、消費税及び地方消費税相当分を除いた部分の実質的な改定率(増減率)を記入すること (0.1%単位)。						
10. 管理者の情報	01 自治体職員	☐	(61)		(48)			「管理者」(01行5列)において「設置」を選択した場合に、当該管理者の職歴について、該当するものを選択すること(複数選択可)。なお、「管理者」(01行5列)において、「非設置」を選択した場合、「管理者の情報」(01行61列)はいずれも選択しないこと。				
	02 民間企業出身	☐										
	03 学術・研究機関出身	☐										
	04 その他	☐										
01行22列のうち	電 気 バ ス		(49)			(62)		「01行22列」のうち、「電気バス(プラグインハイブリッドバスを除く。）」、「燃料電池バス」及び「プラグインハイブリッドバス」の内数を記入すること。				
	燃 料 電 池 バ ス		(50)									
01行57列のうち	常 勤 職 員		(51)			(63)		記入要領はP.61を参照すること。				
	会計年度任用職員(フルタイム)		(52)									
	会計年度任用職員(パートタイム)		(53)									
01行58列のうち	常 勤 職 員		(54)			(64)						
	会計年度任用職員(フルタイム)		(55)									
	会計年度任用職員(パートタイム)		(56)			(65)						

交通事業（船舶運航）

(1) 調査対象

交通事業のうち船舶運航事業で、地方公営企業法の全部又は財務規定等を適用している事業を対象とする。

(注) 路面電車事業、懸垂電車事業等（新交通システム等の中量軌道事業を含む。）、都市高速鉄道事業及び自動車運送事業（乗合バス及び貸切バス事業等）は別の調査表で調査し、索道事業は観光施設事業に含まれるものであること。

(2) コードの記入方法

経営主体別（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	一部事務組合営

黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業(黒字)
2	経常損失を生じた事業(赤字)
3	建設中の事業

(20表)「損益計算書」列46「経常利益」、列47「経常損失」により記入すること。なお、「経常収支」が「0」の場合は「黒字」とすること。

規模別（条件4）

コード番号	コード名
1	東京都
2	政令指定都市
3	その他

(3) 06表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

項	目	行	数	値	列 番 号
1. 事業開始年月日	1. 明治	0	1		(1)
	2. 大正				
	3. 昭和				
	4. 平成				
	5. 令和				
2. 法適用年月日	3. 昭和				(2)
	4. 平成				
	5. 令和				
チェック (1+2)					(3)
3. 法適用区分	条例全部			○	(4)
	条例財務			○	
4. 管理者	設置			○	(5)
	非設置			○	
5. 営業航路	(km)				(6)
6. 運航路線数	(本)				(7)
7. 在籍船舶数	(隻)				(8)
8. 在籍船舶総トン数	(t)				(9)
9. 延船齢数	(年)				(10)
10. 年間運航料	(千km)				(11)
チェック (5+6+7+8+9+10)					(12)
11. 年輸送間量	(1) 人員 (千人)				(13)
	(2) 貨物 (千t)				(14)
	(3) 車両 (千両)				(15)
	チェック ((1)+(2)+(3))				(16)
12. 職員数(人)	(1) 損益勘定所属職員				(17)
	(2) 資本勘定所属職員				(18)
	計				(19)
13. 年間延実働船舶数 (隻)					(20)
01行08列のうち	ア バリアフリー基準適合船舶数 (隻)				(21)
	うち高度バリアフリー化船舶数 (隻)				(22)
	イ 低公害型船舶数 (隻)				(23)
14. 管理者の情報	01 自治体職員			☐	(24)
	02 民間企業出身			☐	
	03 学術・研究機関出身			☐	
	04 その他			☐	
01行17列のうち	常勤職員				(25)
	会計年度任用職員 (フルタイム)				(26)
	会計年度任用職員 (パートタイム)				(27)
01行18列のうち	常勤職員				(28)
	会計年度任用職員 (フルタイム)				(29)
	会計年度任用職員 (パートタイム)				(30)

記入要領はP.58を参照すること。
平成31年1月1日～平成31年4月30日→4310101～4310430 (5010101～5010430と記入しないこと)。
令和元年5月1日～令和元年12月31日→5010501～5011231 (4310501～4311231と記入しないこと)。
(以下、年月日の記入に当たってはこの例によることとし、他表においても同様とすること。)

記入要領はP.58を参照すること。

記入要領はP.58を参照すること。

年度末における各航路の営業航路の合計キロについて、小数点第2位を四捨五入し、第1位まで記入すること。

年度末における在籍船舶数、在籍船舶総トン数及び延船齢数を記入すること。

記入要領はP.60を参照すること。

年度中の各営業日における使用船舶数の合計を記入すること。

「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第111号)」により定めるすべての基準に適合した船舶の年度末における在籍船舶数を記入すること。

「ア バリアフリー基準適合船舶数」のうち、「旅客船バリアフリーガイドライン(平成19年3月国土交通省海事局安全基準課)」の推奨基準に適合する設備を有する船舶の年度末における在籍船舶数を記入すること。

「スーパーエコシップ」や「二酸化炭素低減化船」等の環境への負荷の低減に資する船舶の年度末における在籍船舶数を記入すること。

「管理者」(01行5列)において「設置」を選択した場合に、当該管理者の職歴について、該当するものを選択すること(複数選択可)。
なお、「管理者」(01行5列)において、「非設置」を選択した場合、「管理者の情報」(01行24列)はいずれも選択しないこと。

記入要領はP.61を参照すること。

電 気 事 業

(1) 調査対象

電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気事業を対象とする。なお、電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業の要件を満たさないものの、売電という一定のサービスの対価としての収益を得、かつ、維持補修期間を除きほぼ通年継続的、反復的な売電を実施している事業又は実施を予定し建設中の事業を対象とする。ただし、一般会計における事業の附帯事業として事業を行っている場合を除く。

(注) 以下の記述において使用する「旧一般電気事業」、「一般送配電事業」、「新電力」、「特定供給」及び「固定価格買取制度等」の意味は次のとおりである。

- | | |
|---------------|---|
| ア 「旧一般電気事業」 | 旧電気事業法第3条第1項の許可を受け、一般の需要に応じ、電気を供給する事業をいう。(電力会社：北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力をいう。) |
| イ 「新電力」 | 上記以外の電力会社をいう。 |
| ウ 「一般送配電事業」 | 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業(発電事業に該当する部分を除く。)をいい、当該送電用及び配電用の電気工作物により小売供給(最終保障供給及び離島供給)を行う事業(発電事業に該当する部分を除く。)を含むものとする。 |
| エ 「特定供給」 | 電気事業法第27条の33第1項の規定に基づき経済産業大臣の許可を受けて行う電気の供給をいう。 |
| オ 「固定価格買取制度等」 | 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)第2条第5項に規定する特定契約に基づく電気の供給(FIT制度)及び同法第2条の2第2項の規定に基づく電気の供給(FIP制度)をいう。 |

(2) コードの記入方法

発電所名コード

発電所名（一般廃棄物処理施設にあっては施設名。以下同じ。）コードとして設定した番号（廃止等の場合を除き，原則として前年度と同じ番号を記入すること。）を記入すること。

経営主体別（条件2）

コード番号	コ ー ド 名
1	都 道 府 県 営
2	指 定 都 市 営
3	市 営
4	町 村 営
5	企 業 団 営

左表の区分により該当するコード番号を記入すること。

黒・赤字別（条件3）

コード番号	コ ー ド 名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建 設 中 の 事 業
4	想 定 企 業 会 計

（20表）「損益計算書」列46「経常利益」，列47「経常損失」により記入すること。なお，経常収支が「0」の場合は「黒字」とすること。

ただし，建設中の発電所について作成された（07表）「施設及び業務概況に関する調」のコードは，「3」とすること。

事業の廃止や民営化に伴い，電気事業会計を廃止し，一般会計等において継承した企業債の償還及び清算に係る収支を，一般会計等から分別して想定企業会計として経理している場合は「4」とすること。

規模別（条件4）

コード番号	コード名（最大出力（稼働中）の合計）
1	10万kW以上
2	5万kW以上～10万kW未満
3	5万kW未満

当該団体における稼働中の発電所の最大出力の合計に基づき，左表の区分により該当するコード番号を記入すること。

(3) 07表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

本表は，1発電所ごとに作成すること（建設中の発電所についても同様に取り扱う。）。なお，2以上の発電所を一括して電力受給契約を締結している場合のように，1発電所ごとに区分しては記入しがたい項目については，当該項目に限り併せて記入して差し支えないこと（ただし，「11 供給先」（16列～19列）を除く。）。この場合においては，どの発電所に含まれているかを（02行45列）に記入すること。

また，「固定価格買取制度等」については「8. 固定価格買取制度等」（列11），「12. 年間発電電力量」（列24，列25），「14. 年間電灯電力料収入」（列35，列36），「17. kWh当たり単価」（列50，列51）にそれぞれ記入すること。

項	目	行	数	値	列番号
1. 発電開始年月日	1. 明治	0	1		(1)
	2. 大正				
	3. 昭和				
	4. 平成				
	5. 令和				
2. 売電開始年月日	3. 昭和	2			(2)
	4. 平成				
	5. 令和				
3. 法適用年月日	3. 昭和	3			(3)
	4. 平成				
	5. 令和				
チェック(1～3の合計)					(4)
4. 適用区分	当然全部	4		○	(5)
	条例全部			○	
	条例財務			○	
5. 管理者	設置	5		○	(6)
	非設置			○	
6. 職員数	(1) 損益勘定職員	6			(7)
	(2) 資本勘定職員				(8)
	計				(9)
7. 発電型式	水力ダム式	7		○	(10)
	ダム水路式			○	
	発電水路式			○	
	電揚水式			○	
	ごみ発電			○	
	スーパーごみ発電			○	
	ごみ固形燃料発電			○	
	風力発電			○	
	太陽光発電			○	
8. 固定価格買取制度等	FIT認定	8		○	(11)
	FIP認定			○	
9. 出力	最大出力(kW)	9			(12)
	常時出力(kW)				(13)
10. 年間基準発電電力量(MWh)					(14)
チェック(9～10の合計)					(15)
11. 供給先	旧一般電気事業	11		□	(16)
	特定供給			□	(17)
	一般送配電事業			□	(18)
	新電力			□	(19)
12. 年間発電電力量(MWh)	販売(非FIT・FIP)	12			(20)
	販売(余剰電力メニュー)				(21)
	販売(事業目的メニュー)				(22)
	販売(特定供給)				(23)
	販売(FIT)				(24)
	販売(FIP)				(25)
	販売(上記以外)				(26)
	自家用(料金収入)				(27)
	自家用(自家用)				(28)
	計				(29)

発電を開始した年月日を記入する(記入例: 昭和45年4月1日→3450401)。

平成31年1月1日～平成31年4月30日→4310101～4310430 (5010101～5010430と記入しないこと。)

令和元年5月1日～令和元年12月31日→5010501～5011231 (4310501～4311231と記入しないこと。)

(以下、年月日の記入に当たってはこの例によることとし、他表においても同様とすること。)

建設中の発電所については、発電開始予定年月日を記入する。

売電を開始した年月日を記入すること(建設中の施設及び水力発電は不要)。

記入要領はP.58を参照すること。

記入要領はP.60を参照すること。

該当する区分を選択すること。なお、水力発電所については、落差を得る方法によって区分し、該当する項目を選択すること。

いずれの発電型式にも該当しない場合は「その他」を選択すること。この場合、発電型式の内容を02行45列に記入すること。

「8. 固定価格買取制度等」(11列)は、調査対象年度の3月31日時点で再生可能エネルギー固定価格買取制度の認定を受けている場合は「FIT認定」、市場価格に一定のプレミアムを上乗せして交付する制度の認定(再生可能エネルギー固定価格買取制度からの移行を含む)を受けている場合は「FIP認定」を選択すること。

発電所の能力(水力発電所にあつては、電力需給契約等に定められている数値)を記入すること(ごみ発電等については「常時出力」は記入しないこと。)(ごみ発電、スーパーごみ発電、ごみ固形燃料発電、風力発電、太陽光発電をいう。以下同じ。)

電力受給契約上目標とされている数値を記入すること(建設中の発電所については記入しないこと。)

「11. 供給先」(列16～19)は、該当する供給先を選択すること。供給先として、「特定供給」、「一般送配電事業」及び「新電力」を選択した場合、「27. 「01行17列」特定供給の供給先」、「28. 「01行18列」一般送配電事業の供給先」及び「29. 「01行19列」新電力の供給先」に内訳を記入すること。なお、他項目において2以上の発電所について一括で記入している場合であっても、各調査票ごとに必ず該当する供給先を選択すること(建設中の発電所については記入しないこと。)

なお、再エネ特措法の改正により、平成29年4月1日以降に締結した特定契約に係る供給先は、一般送配電事業を選択すること(ただし、平成29年3月31日までに締結された特定契約については、当該契約に係る供給先を選択すること。)

電気事業法第106条第3項又は第4項及び同法施行令第46条第2項又は第3項、再エネ特措法第52条第1項の規定に基づき、経済産業大臣へ報告した数値等を記入すること(建設中の発電所については記入しないこと。)

固定価格買取制度等を適用しないで販売しているものについては、列20「販売(非FIT・FIP)」に記入すること。ただし、余剰電力メニュー、事業目的メニュー、特定供給により販売しているものは、それぞれの箇所(列21～23)に記入すること。

同一地方公共団体内部における会計主体を異にする他部門への供給(特定供給に該当するものは除く。)については、料金収入が発生しているものは列27「自家用(料金収入)」に、発生していないものは列28「自家用(自家用)」に記入すること。

13. 容量確保契約容量(kW)				(30)
14. 年間電灯 電力料収入 (千円)	販売(非FIT・FIP)			(31)
	販売(余剰電力メニュー)			(32)
	販売(事業目的メニュー)			(33)
	販売(特定供給)			(34)
	販売(FIT)			(35)
	販売(FIP)			(36)
	販売(容量市場)			(37)
	販売(上記以外)			(38)
	自家用(料金収入)			(39)
	計			(40)
15. 料金収入内訳(千円)		定 額 制		(41)
		従 量 制		(42)
16. 契約料金内訳(千円)		定 額 制		(43)
		従 量 制		(44)
17. kWh 当たり 単価 (円・銭)	実績			(45)
	契 約	販売(非FIT・FIP)		(46)
		販売(余剰電力メニュー)		(47)
		販売(事業目的メニュー)		(48)
		販売(特定供給)		(49)
		販売(FIT)		(50)
		販売(FIP)		(51)
		販売(上記以外)		(52)
		自家用(料金収入)		(53)
18. 料金契約 期 間	(1)年数			(54)
	(2)開 始 年月日	3. 昭 和		(55)
		4. 平 成		
		5. 令 和		
	(3)終 了 年月日	3. 昭 和		
		4. 平 成		
5. 令 和				
			0 1	
				(57)
				(58)
				(59)
				(60)
19. 有 効 貯 水 量 (千m³)				(61)
20. 年 間 発 電 使 用 水 量 (千m³)				(62)
				(63)
				(64)
21. 「9. 最大出力」の 内 訳	蒸気タービン分(kW)			(65)
	ガスタービン分(kW)			(66)
22. ご み 焼 却 能 力 (t/日)				(67)
23. ご み 処 理 日 量 (t)				(68)

容量確保契約に定めた、当年度を実需給年度とする契約容量をkW単位で記入すること。

列20～26「年間発電電力量（販売）」及び列27「自家用（料金収入）」に基づいて調定した料金（税抜き）を記入すること（建設中の発電所については記入しないこと）。

列37「販売（容量市場）」は当年度の料金収入を税抜きの金額で記入すること。

したがって、列40「計」の金額は、法適用企業にあっては20表01行03列「電灯料」と20表01行05列「電力料」の合計額と一致するものであること。法非適用企業にあっては、26表01行03列「料金収入」の税抜き額と一致するものであること。

列40「14. 年間電灯電力料収入（計）」から列37「14. 年間電灯電力料収入（容量市場）」を差し引いたものの内訳を、「定額制」と「従量制」に区分して、税抜きの金額で記入すること（建設中の発電所については記入しないこと）。

電力受給契約上目標とされる金額について、「定額制」と「従量制」に区分して税抜きの金額で記入すること（建設中の発電所については記入しないこと）。

次により算出された数値を記入すること（建設中の発電所については記入しないこと）。※実際の契約単位ではない。

14. 年間電灯電力料収入（計）（列40）－
14. 年間電灯電力料収入（容量市場）（列37）
12. 年間発電電力量（列20～27の合計）

現行（決算日現在）の契約に基づいて記入すること。ただし、余剰電力購入メニューにより売電を行っている場合は、「30. 余剰電力メニュー」により算出した加重平均単価を記入すること（建設中の発電所については記入しないこと）。

発電型式において、ダム式、ダム水路式又は揚水式である発電所の貯水池（調整池）の有効貯水量を記入すること。ただし、揚水式の場合については上池の有効貯水量を記入すること（ごみ発電等は不要）。

水力発電所において、当該年度に発電のために使用した水量を記入すること（使用平均流量から算出したものでも可）。

発電型式において、スーパーごみ発電を行っている場合の最大出力の内訳を記入すること。ガスタービン分には、ガスタービン等熱機関に係る発電機の最大出力を記入すること。

ごみ発電等（風力発電及び太陽光発電は除く。）について、一般廃棄物処理施設の能力を記入すること。

24. 収 集 圏 域 人 口 (千人)		0	2
25. ごみ 固 形 燃 料 投 入 量		当 年 度	
(t/年)		計 画 年 度	
26. 「01行27列」の内訳	発電施設分年間使用電力量(MWh)		
	その施設	施設名	
		年間使用電力量(MWh)	
		契約単価(円・銭)	
		収入額(千円)	
	その他施設	施設名	
		年間使用電力量(MWh)	
		契約単価(円・銭)	
		収入額(千円)	
	その他施設	施設名	
		年間使用電力量(MWh)	
		契約単価(円・銭)	
		収入額(千円)	
27. 「01行17列」 特定供給の供給先	供給先		
	年間販売電力量(MWh)		
28. 「01行18列」 一般送配電事業の供給先	供給先		
	年間販売電力量(MWh)		
29. 「01行19列」 新電力の供給先	供給先		
	年間販売電力量(MWh)		
30. 余剰電力メニュー	夏 季	単価 (円/kWh)	昼間 a
			夜間 b
		a × 14 × 1	c
		b × 10 × 1	d
	そ の 他 季	単価 (円/kWh)	昼間 e
			夜間 f
		e × 14 × 3	g
		f × 10 × 3	h
加重平均(円/kWh)		(c+d+g+h)/96	
31. 管理者の情報	01 自 治 体 職 員	☐	
	02 民 間 企 業 出 身	☐	
	03 学 術 ・ 研 究 機 関 出 身	☐	
	04 そ の 他	☐	
01行07列のうち	常 勤 職 員		
	会計年度任用職員 (フルタイム)		
	会計年度任用職員 (パートタイム)		
01行08列のうち	常 勤 職 員		
	会計年度任用職員 (フルタイム)		
	会計年度任用職員 (パートタイム)		

※ 30. 余剰電力メニューで、北海道電力に供給している場合は、夏季を冬季に置き換えること。

※ 1 発電所ごとに区分できないため無記入とした項目については、その数値がどの発電所に含まれているか、その記入先を次表に記入すること。

ex) 1行7列から9列、20列から53列が施設コード001に含まれている場合。
『01行7～9列及び20～53列は001の施設に含む』 など

--

コ	ド	0	1	9	9	9	9	0	7	1	0	4	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5) ごみ発電等（風力発電及び太陽光発電は除く。）について、年度末のごみの収集圏域人口を記入すること。
- (6)
- (7) ごみ固形燃料発電を行っている場合のみ記入すること。「計画年度」とは当該施設が最大の固形燃料投入量を受け入れる年度である。なお、建設中の事業にあつては、「当年度」とは、稼動開始初年度の投入予定量を記入すること。
- (8)
- (9)
- (10)
- (11)
- (12)
- (13)
- (14)
- (15) 「12. 年間発電電力量」の自家用に消費した電力量の内訳を記入すること。発電施設に要した自家消費電力量については「発電施設分年間使用電力量」に、同一市町村内の公共施設等に用した電力量については、「その他施設」の「施設名」（文字入力可）、「年間使用電力量」、「契約単価」、「収入額」（税抜き）をそれぞれ記入すること（4施設まで記入可）。
- (16)
- (17)
- (18)
- (19)
- (20)
- (21)
- (22)
- (23)
- (24)
- (25) 「特定供給」、「一般送配電事業」及び「新電力」の「供給先」（文字入力可）と「年間販売電力量」を記入すること。
- (26)
- (27)
- (28)
- (29) 電力会社と余剰電力メニューにより契約している発電所については、左記の計算により加重平均単価を求めること。
- (30)
- (31)
- (32)
- (33)
- (34)
- (35)
- (36)
- (37)
- (38) 「管理者」（01行6列）において「設置」を選択した場合に、当該管理者の職歴について、該当するものを選択すること（複数選択可）。
なお、「管理者」（01行6列）において、「非設置」を選択した場合、「管理者の情報」（02行38列）はいずれも選択しないこと。
- (39)
- (40)
- (41)
- (42) 記載要領については、P.61を参照すること。
- (43)
- (44)
- (45) 2以上の発電所について一括で記入している項目がある場合は、その項目がどの発電所に含まれているかを記入すること。また、「7. 発電型式」において、「その他」を選択した場合は発電型式の内容を記入すること（文字入力可）。

(4) 20表「損益計算書」の記入方法

列28 汽力発電費 ごみ発電等汽力発電設備の維持及び運転に関する費用並びに汽力発電に関する総括的費用を記入する。

列29 内燃力発電費 スーパーごみ発電事業及び固形燃料発電事業について記入すること。ただし、スーパーごみ発電事業についてのみ、ガスタービン等の内燃力発電に係る費用を記入すること。

(5) 21表「費用構成表」の記入方法

列12 燃料費 スーパーごみ発電事業についての購入ガス費やごみ固形燃料発電事業の石炭等の補助燃料費を記入すること。

列56 附帯事業費 電気事業以外の事業を附帯事業として行っている場合のみ計上すること。

ガ ス 事 業

(1) 調査対象

ガス事業法第2条第11項に規定するガス事業を対象とする。

(注) 本調査票を作成するにあたって参照するガス事業法については、「電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）」第1条による改正がなされた後のものであること（関係法令等も同様）。

(2) コードの記入方法

経営主体別（条件2）

コード番号	コ ー ド 名
1	都 道 府 県 営
2	指 定 都 市 営
3	市 営
4	町 村 営
5	企 業 団 営

左表の区分により該当するコード番号を記入すること。

黒・赤字別（条件3）

コード番号	コ ー ド 名
1	経常利益を生じた事業(黒字)
2	経常損失を生じた事業(赤字)
3	建 設 中 の 事 業
4	想 定 企 業 会 計

(20表)「損益計算書」列46「経常利益」、列47「経常損失」により記入すること。なお、経常収支が「0」の場合は「黒字」とすること。

事業の廃止や民営化に伴い、ガス事業会計を廃止し、一般会計等において継承した企業債の償還及び精算に係る収支を、一般会計等から分別して想定企業会計として経理している場合は「4」とすること。

規模別（条件4）

コード番号	コ ー ド 名
1	1,000戸未満
2	1,000戸以上～ 5,000戸未満
3	5,000戸 〳 ～ 10,000戸 〳
4	10,000戸以上

現在供給戸数（(08表)「施設及び業務概況に関する調」列8により区別すること。

原料別（条件5）

コード番号	コ ー ド 名
1	天 然
2	非 天 然

08表「施設及び業務概況に関する調」列19～21「10. 年間ガス生産量」と列24～27「11. 年間ガス購入量」の「(1)石炭系ガス」(列19と列24との合計値)と「(2)石油系ガス」(列20と列25と列26との合計値)とを加えた数値と、「(3)天然ガス」(列21と列27との合計値)の数値で、天然ガスと非天然ガス（石炭系ガス及び石油系ガス）とを比較し、割合が高い数値の方の番号を選択すること。なお、同数の場合は「天然」とすること。

(3) 08表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

項 目	行	数 値	列 番 号
1. 事業開始年月日	1. 明治	01	(1)
	2. 大正		
	3. 昭和		
	4. 平成		
	5. 令和		
2. 法適用年月日	3. 昭和		(2)
	4. 平成		
	5. 令和		
チェック (1+2)			(3)
3. 適用区分 (当然全部)		○	(4)
4. 管理者	設置	○	(5)
	非設置	○	
5. 行政区域内戸数 (戸)			(6)
6. 供給区域内戸数 (戸)			(7)
7. 現在供給戸数			(8)
			(9)
チェック (5～7の合計)			(10)
8. ガスホルダー			(11)
	(1) 基数		(12)
	(2) 能力 (m³)		(13)
	チェック (1)+(2)		(14)
9. 導管 (延長) (m)	(1) 本支管		(15)
	(2) 供給管		(16)
	(3) 内管		(17)
	計		(18)
10. 年間ガス 生産量 (1000MJ)	(1) 石炭系ガス		(19)
	(2) 石油系ガス		(20)
	(3) 天然ガス		(21)
	(4) その他		(22)
	計		(23)
11. 年間ガス 購入量 (1000MJ)	(1) 石炭系ガス		(24)
	(2) 石油系 ガス	ア L・P・G	(25)
		イ そ の 他	(26)
	(3) 天然ガス		(27)
	(4) その他		(28)
計		(29)	
12. 年間ガス販売量 (1000MJ)			(30)
			(31)
13. 年間自家使用量 (1000MJ)			(32)
14. 年間勘定外ガス量 (1000MJ)			(33)
チェック (12～14の合計)			(34)

記入要領は P.58を参照すること。
平成31年 1 月 1 日～平成31年 4 月30日→
4310101～4310430 (5010101～5010430と記入
しないこと。)

令和元年 5 月 1 日～令和元年12月31日→
5010501～5011231 (4310501～4311231と記入
しないこと。)

(以下、年月日の記入に当たってはこの例
によることとし、他表においても同様とする
こと。)

当年度末の世帯数を記入すること。なお、
企業団については、当該企業団の構成団体の
世帯数の合計を記入すること。

ガス事業法第4条の規定に基づく「ガス小
売事業登録申請書」において記載した「小売
供給を行おうとする地域」の当年度末の世帯
数を記入すること。

年度末の最終月におけるガス小売供給の世
帯数を記入すること。

ガス事業法第35条又は第40条第1項の許可
に係るものとそれぞれ合致すること。

ガスを供給するため道路に並行して敷設さ
れている導管の延長を記入すること。

本支管から分岐して、ガスの使用者が占有
し又は所有する土地と道路との境界線までの
導管の延長を記入すること。

供給管の先からガスメーターを経てガス栓
までの導管で、ガス事業者の資産となってい
るものの延長を記入すること。

石油精製の過程から生ずるプロパンやブタ
ンを液化したもの(液化石油ガス <LPG>)と、
ナフサ等の石油系原料(炭化水素油)を分解
して得られるガスの量を記入すること。

一般に言う天然ガスと、メタンを主成分と
する天然ガスを液化したもの (LNG) の量
を記入すること。

製油所や製鉄所の副生ガスなど上記以外の
ガスを記入すること。

列19～22「年間ガス生産量」の項を参照。
(注) 列15から列33までの数値は、ガス事業
法第171条第1項及び同法施行令第18条各
項の規定に基づき経済産業大臣に報告す
る数値と原則として一致すること。

当該事業者が冷暖房等に使用するもの及び
加熱等製造のために使用する無収消費ガス量
を記入すること。

送出量から販売量及び自家消費量を差し引
いたもので、供給整備からの漏洩及び収縮、
生産と販売の計量時点の差等の無収ガス量を
記入すること。

項 目			行		数 値	
15. 用 途 別 ガス販売量 (1000MJ)	(1) 家 庭 用		0	1		
	(2) 商 業 用					
	(3) 工 業 用					
	(4) そ の 他					
	計					
16. 規 模 別 ガス販売量 (1000MJ)	(1) 大 口 販 売					
	(2) 小 口 販 売					
	計					
17. 料 金	(1) 現 行 料 金 実 施 日 年 月	3. 昭 和				
		4. 平 成				
		5. 令 和				
	(2) 基本使用量 (m³)					
	(3) 基本料金 (円)					
	(4) 超過料金 (円・銭/m³)					
	(5) 標準料金 (円・銭/m³)					
	(6) 旧・簡易ガス料金 (円・銭/m³)					
	(7) 41.8605MJ/㎥ 換算	ア 標準料金 (円・銭)				
		イ 旧・簡易ガス料金 (円・銭)				
チェック [(1)～(7)の合計]						

年間ガス販売量を用途別に記入すること。
「大口販売」(40列)には年間契約使用量が熱量46メガジュールで10万 m³相当以上であり、大口契約をしている大口需要家への販売量を記入すること。「小口販売」(41列)には大口契約をしていない需要家への販売量を記入すること。

現行料金の改定のための条例(一部改正条例を含む。)の施行期日を記入する。なお、消費税及び地方消費税転嫁のみのための料金改定を行った場合についても対象となること。

ブロックレート制(最低料金・最低責任使用量付き区画別通減料金制)をとっている場合においては、最低の使用量区画(使用量0から始まる区画)の上限の数値を記入すること。また、二部料金制をとっている場合においては、記入する必要はない。

ブロックレート制をとっている場合においては、最低の使用量区画における料金(いわゆる最低料金)の税抜きを金額を記入すること。また、二部料金制をとっている場合においては、いわゆる基本料金の税抜きを金額を記入すること。

ブロックレート制をとっている場合においては、最低の使用量区画の直近上位の使用量区画の単位(従量)料金の税抜きを金額を記入すること。また、二部料金制をとっている場合においては、従量制料金(A区分)の税抜きを金額を記入すること。

ガス小売営業に関する指針(平成29年1月制定 経済産業省)に定める「平均的な月額料金例」を基に算出した1 m³当たりの料金単価の税抜きを金額を記入すること。

特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものについて税抜きを金額を記入すること。なお、供給地点群が2以上あり、その料金が異なる場合は、供給地点の最も多い供給地点群について記入すること。

列49「ア標準料金」の改定率を記入する。ただし、消費税及び地方消費税転嫁のみによる料金改定及び原料費調整制度のみによる料金改定の場合は記入せず、消費税及び地方消費税相当分及び原料費調整制度による影響額を除いた部分の実質的な増減率を、小数点第二位を四捨五入し、0.1%単位で表示すること(単価引下げの場合はマイナス「-」を付すこと)。

供給熱量は、小数点第6位まで記入すること。(小数点第7位を四捨五入)

記載要領は P.60を参照すること。

18. 実 質 料 金 改 定 率 (%)	(注)単位 0.1%		(52)
19. 供 給 熱 量 (MJ/m³)	(注)単位 0.000001MJ/m³		(53)
20. 職員数(人)	(1)損 益 勘 定 職 員		(54)
	(2)資 本 勘 定 職 員		(55)
	計		(56)

21. 原料費調整制度	調整期間	該当なし	☒	(57)	原料費調整制度を導入している団体は、「調整期間」(57列)の1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月それぞれ採用している期間を、導入していない団体は、「該当なし」をチェックすること。
		1ヶ月	☐		
		3ヶ月	☐		
		6ヶ月	☐		
22. 老朽化の状況	(1) 01行15列のうち、法定耐用年数を経過した導管(延長)(m)			(58)	15列「本支管」、16列「供給管」、17列「内管」の、それぞれの法定耐用年数を経過した導管の延長(m)を記入すること。60列「小計」には、58列と59列の合計を、62列「合計」には58列、59列、61列の合計を記入すること。
	(2) 01行16列のうち、法定耐用年数を経過した導管(延長)(m)			(59)	
	小計			(60)	
	(3) 01行17列のうち、法定耐用年数を経過した導管(延長)(m)			(61)	
	合計(1)～(3)			(62)	
23. 更新化の状況	(1) 01行15列のうち、当該年度に更新した導管(延長)(m)			(63)	15列「本支管」、16列「供給管」、17列「内管」の当該年度に更新した導管の延長(m)を記入すること。65列「小計」には、63列と64列の合計を、67列「合計」には63列、64列、66列の合計を記入すること。
	(2) 01行16列のうち、当該年度に更新した導管(延長)(m)			(64)	
	小計			(65)	
	(3) 01行17列のうち、当該年度に更新した導管(延長)(m)			(66)	
	合計(1)～(3)			(67)	
24. 管理者の情報の情報	01 自治体職員		☐	(68)	「管理者」(01行5列)において「設置」を選択した場合に、当該管理者の職歴について、該当するものを選択すること(複数選択可)。 なお、「管理者」(01行5列)において、「非設置」を選択した場合、「管理者の情報」(01行68列)はいずれも選択しないこと。 記載要領については、P.61を参照すること。
	02 民間企業出身		☐		
	03 学術・研究機関出身		☐		
	04 その他		☐		
01行54列のうち	常勤職員			(69)	「管理者」(01行5列)において「設置」を選択した場合に、当該管理者の職歴について、該当するものを選択すること(複数選択可)。
	会計年度任用職員(フルタイム)			(70)	
	会計年度任用職員(パートタイム)			(71)	
01行55列のうち	常勤職員			(72)	「管理者」(01行5列)において、「非設置」を選択した場合、「管理者の情報」(01行68列)はいずれも選択しないこと。
	会計年度任用職員(フルタイム)			(73)	
	会計年度任用職員(パートタイム)			(74)	

(4) 20表「損益計算書」の記入方法

列06,07 「イ 託送供給収益」には、託送供給によって得た収益(連結託送供給による収益を除く。)を、
「ウ 事業者間精算収益」には、事業者間精算契約によって得た収益を記入する。

(5) 21表「費用構成表」の記入方法

列20～22 「8 委託料」のうち「検針・集金業務」(20列)、「法定調査業務」(21列)及び「メーター交換業務」(22列)は、それぞれに要した費用を記入する。(「法定調査業務」とはガス事業法第159条第2項に規定する消費機器調査やガス工作物の技術上の基準を定める省令第51条に規定する漏えい検査等を指す。)

病 院 事 業

(1) 調査対象

病院事業（附属診療所，附属看護師養成所及び附帯事業を含む。）を対象とする。

(2) コードの記入方法

病院名コード

- ① 経営している病院の数が1の場合はコード番号を「001」とすること。
- ② 経営している病院数が2以上の場合は，団体において，「001」から順次決定し，「001」と決定した病院の病院名コード一覧表にそれらの病院名を全部記入すること（前年度と同じ番号とすること。）。
- ③ 「002」以降の病院の個表については，決定されたコード番号の欄に当該個表の病院名を記入すること。

人口区分（条件1）

コード番号	コ ー ド 名
1	東京都 23区内及び指定都市
2	30万人以上
3	10万人以上～30万人未満
4	5万人以上～10万人未満
5	3万人以上～ 5万人未満
6	1万人以上～ 3万人未満
7	1万人未満

年度末現在の住民基本台帳に登録された人口により区分し，該当するコード番号を記入すること。なお，都道府県立又は一部事務組合立の病院については当該病院の所在する市町村の行政区域内人口によること。

経営主体（条件2）

コード番号	コ ー ド 名
1	都 道 府 県 営
2	指 定 都 市 営
3	市 営
4	町 村 営
5	一部事務組合営
6	地方独立行政法人

経営主体「6．地方独立行政法人」は，「60表」～「71表」を作成する地方独立行政法人のみが使用すること。地方独立行政法人に移行した団体が「09表」～「45表」を想定企業として作成する場合は，移行前のコード番号を使用すること。

黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名（黒・赤字の別）
1	経常利益を生じた事業(黒字)
2	経常損失を生じた事業(赤字)
3	建設中の事業
4	想定企業会計

- (1) 病院毎に作成する「09表」「20表」「21表」「23表」「25表」「27表」「28表」「31表」及び「40表」については，(20表)「損益計算書」列46「経常利益」列47「経常損失」により記入する。
- (2) ただし，事業毎に作成する「22表」「24表」及び「45表」については，(22表)「貸借対照表」の列78再掲「経常利益」，列79再掲「経常損失」により記入すること。なお，収支差額が「0」である場合は黒字「1」とすること。

(注) 1事業1病院を経営する事業で調査年度において病院を建設中であり，診療業務を行っていない場合は「09表」等病院ごとに作成する表については建設中「3」とし，1事業で2以上

の病院を経営する事業に、営業中の病院がある場合は、前記「経常利益」又は「経常損失」の区分によること。

- (3) 病院の廃止や診療所化等に伴い、病院事業会計を廃止し、一般会計等において継承した企業債の償還及び清算に係る収支を、一般会計等から分別して想定企業会計として経理している場合は想定企業会計「4」とすること。

規模別（条件4）

コード番号	コード名
1	500床以上
2	400床 〃 ～500床未満
3	300床 〃 ～400床 〃
4	200床 〃 ～300床 〃
5	100床 〃 ～200床 〃
6	50床 〃 ～100床 〃
7	50床未満
8	結 核 病 院
9	精 神 科 病 院
0	建 設 中

一般病院は医療法第27条による使用許可のあった病床数により区分し、該当するコード番号を、結核病院及び精神科病院は病床数に関係なく該当するコード番号を記入すること。

- (注) 調査年度において病院を建設中であり、診療業務を行っていない場合は建設中「0」とすること。

経営形態別（条件5）

コード番号	コード名
1	指定管理者制度代行制
2	指定管理者制度利用料金制
3	直営
4	建設中

地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者に施設の管理を行わせているか否かを選択すること。指定管理者が料金を直接収受する利用料金制を採用しているものは、「指定管理者制度利用料金制」を選択すること。

- (注) 当該年度において病院の建設中であり、診療業務を行っていない場合は、建設中「4」とすること。

(4) 09表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

項	目	行	数	値
1. 事業開始年月日	1. 明治	0	1	
	2. 大正			
	3. 昭和			
	4. 平成			
	5. 令和			
2. 法適用年月日	3. 昭和			
	4. 平成			
	5. 令和			
チェック (1+2)				
3. 法適用区分	条例全部			○
	当然財務			○
4. 管理者	設置			○
	非設置			○

列番号

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

医療法第7条第1項により開設を許可された年月日を記入すること。

記載例は P.58を参照のこと。

なお、平成31年1月1日～平成31年4月30日→4310101～4310430 (5010101～5010430と記入しないこと。)

令和元年5月1日～令和元年12月31日→5010501～5011231 (4310501～4311231と記入しないこと。)

(以下、年月日の記入に当たってはこの例によることとし、他表においても同様とすること。)

「条例全部」又は「当然財務」の区分にかかわらず、いずれか早い方の適用年月日を記入すること。

「条例全部」とは令第1条第1項の規定による条例全部適用を、「当然財務」とは法第2条第2項の規定による財務規定等の適用をいうものであり、該当するものを選択すること。

管理者設置の場合は「設置」を選択すること。

なお、ここでのいう管理者は、地方自治法第284条に定める一部事務組合の管理者及び医療法第10条に定める病院等の管理者とは異なるので注意すること。

病院の種類により該当する項目を選択すること。

なお、「結核病院」とは主として結核患者を、「精神科病院」は主として精神疾患を有する者を診療する病院をいうものであること。

医療法第27条の規定による3月31日現在の使用許可病床数を記入すること。

なお、有床附属診療所の病床数は加えないこと。

「不採算地区病院」及び「不採算地区中核病院」は、以下の条件により、それぞれの「第1種」、「第2種」のいずれか該当するものを選択する。「不採算地区病院及び不採算地区中核病院のいずれにも該当しない病院」または「建設中の病院」は「不採算地区病院及び不採算地区中核病院以外の病院」を選択する。

なお、「不採算地区病院」とは、その有する病床が主として一般病床又は療養病床（以下「一般病床等」という。）である病院のうち主として理学療法又は作業療法を行う病院（以下、「リハビリテーション専門病院」という。）以外の病院及び当該病院の施設の全てが児童福祉施設である病院以外の病院（以下、「一般病院という。」）で次に掲げる条件を満たすものをいう。

ア「第1種該当」は、病床数が150床未満であり、最寄りの一般病院までの移動距離が15キロメートル以上となる位置に所在していること。

イ「第2種該当」は、病床数が150床未満であり、直近の国勢調査に基づく当該公立病院の半径5キロメートル以内の人口が10万人未満であること。

また、「不採算地区中核病院」とは、その有する病床が主として一般病床等である一般病院のうち次に掲げる条件を満たすものをいう。

ア「第1種該当」は、病床数が100床以上500床未満であり、最寄りの一般病院までの移動距離が15キロメートル以上となる位置に所在しており、都道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置付けられ、へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること。

イ「第2種該当」は、病床数が100床以上500床未満であり、直近の国勢調査に基づく当該公立病院の半径5キロメートル以内の人口が10万人未満であり、都道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置付けられ、へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること。

病院施設（附属診療所、附属看護師養成所、介護老人保健施設、職員宿舎等附帯施設を除く。）の延面積（小数点以下四捨五入）を記入すること。

項目のア、イの両方に該当する場合はア欄のみで計上すること。

当該病院の附属診療所、附属看護師養成所について記入すること。

5.	(1) 病院区分	一般病院		○
		結核病院		○
		精神科病院		○
	(2) 病床数	ア 一般病床		
		イ 療養病床		
		ウ 結核病床		
		エ 精神病床		
		オ 感染症病床		
		カ 計		
	(3) 病院の立地条件	ア 不採算地区病院	第1種該当	□
			第2種該当	□
		イ 不採算地区中核病院	第1種該当	□
			第2種該当	□
		ウ 不採算地区病院及び不採算地区中核病院以外の病院		□
	(4) 病院施設面積	ア 鉄骨鉄筋又は鉄筋コンクリート造 (㎡)		
		イ 耐火構造 (㎡)		
		ウ 木造 (㎡)		
		計 (ア + イ + ウ)		
	(5) その他の施設	ア 診療所数		
		看護学院生徒数 (人)	イ 高看護定数	
			ウ 在籍人数	
		イ 高看護定数	ウ 在籍人数	

(6)

(7)

(8)

(9)

(10)

(11)

(12)

(13)

(14)

(15)

(16)

(17)

(18)

(19)

(20)

(21)

(22)

設	救急病 (6) 院 の 告 示	ア 告 示 の	有	○	(23)	「救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）」により都道府県知事から救急病院として告示されている場合は「有」を、告示されていない場合は「無」を選択すること。	
		イ 告 示 病 床 数	無				○
		ウ 救 命 救 急 セ ン タ ー 病 床 数					
	(7) 看 護 配 置		7 : 1	○	(24)	救急病院として告示されている病院において、救急医療を要する傷病者のための専用病床その他救急隊によって搬入される傷病者のために優先的に使用される病床数を記入すること。	
			10 : 1	○			
			13 : 1	○			
			15 : 1	○			
			18 : 1	○			
			20 : 1	○			
			25 : 1	○			
		その他	○				
		否	○	(26)	「救急医療対策事業実施要綱（昭和52年7月6日医発第692号）」に基づく救命救急センターであって、救命救急センターの責任者が直接管理する専用病床数を記入すること。		

病棟単位で届け出られている（経過措置等により新たな届出を要しないものも含む。）入院基本料の施設基準に係る看護配置（看護職員と入院患者数の比率）について、該当するものを選択すること。また、1つの病院で2つ以上の届出を行っている場合は、主となるものを1つ選択し、何の届出も行っていない場合又は建設中である場合は「否」を選択すること。なお、区分については下記によること。

番号	看護配置	届け出られている入院基本料
1	7 : 1	一般病棟入院基本料, 結核病棟入院基本料, 特定機能病院入院基本料, 専門病院入院基本料, 障害者施設等入院基本料
2	10 : 1	一般病棟入院基本料, 結核病棟入院基本料, 精神病棟入院基本料, 特定機能病院入院基本料, 専門病院入院基本料, 障害者施設等入院基本料
3	13 : 1	一般病棟入院基本料, 結核病棟入院基本料, 精神病棟入院基本料, 特定機能病院入院基本料, 専門病院入院基本料, 障害者施設等入院基本料
4	15 : 1	一般病棟入院基本料, 結核病棟入院基本料, 精神病棟入院基本料, 特定機能病院入院基本料, 障害者施設等入院基本料, 特別入院基本料
5	18 : 1	結核病棟入院基本料, 精神病棟入院基本料, 特別入院基本料
6	20 : 1	療養病棟入院基本料, 結核病棟入院基本料, 精神病棟入院基本料, 特別入院基本料
7	25 : 1	療養病棟入院基本料, 特別入院基本料
8	その他	看護配置25 : 1 未満の特別入院基本料
9	否	届出なし, 建設中

項	目	行	数	値
(8) 指定管理者制度	代行制	0	1	○
	利用料金制			○
	無			○
(9) 指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設 の 定 員				

(27) 指定管理者制度を導入しているか否かを選択する。導入している場合で指定管理者が料金を収入として直接収受する「利用料金制」としているものは、「利用料金制」を選択すること。

(28) 旧介護保険法第107条により都道府県知事の指定を受けた3月31日現在の定員(病床数)を記入すること。

業務①	ア 入院診療日数(日)
	イ 年延入院患者数(人)
	ウ 外来診療日数(日)
	エ 年延外来患者数(人)
	チェック (ア+イ+ウ+エ)

(29)
(30)
(31)
(32)
(33)

毎日24時現在の在院患者数（指定介護療養型医療施設の入院患者数及び病院（指定介護療養型医療施設を含む。）の行う短期入所療養介護の利用者数を含む。）と当日の退院患者数（指定介護療養型医療施設の退院患者数及び短期入所療養介護の退所者を含む。）を加えたものを記入する。

半日診療等の場合であっても1日とすること。

新来、再来、往診及び巡回診療患者（訪問看護や居宅療養管理指導等病院の行う介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス（ただし、短期入所療養介護を除く。）の利用者数を含む。）の合計数を記入すること。

なお、同一患者が2以上の診療科で診療を受け、それぞれの診療科でカルテが作成された場合及び1の診療科の入院患者が他の診療科で診療を受け、その診療科でカルテが作成された場合は、それぞれの科で外来患者として計算すること。

患者の代理人に薬品を交付したときも外来患者として取り扱うこと。

記載要領はP.60によること。

業務②	計	
	(1)損益勘定所属職員	
	(2)資本勘定所属職員	
	介護サービス (1)利用者数 (入院相当分)	ア指定介護療養型医療施設 (ア)年延利用者数 (人)
		イ療養病床等 (イ)年延利用者数 (人)
	介護サービス (2)利用者数 (外来相当分)	病院 年延居宅サービス利用者数(人)
	(1)最大使用病床数(一般)(4.1～3.31)	
	(2)最大使用病床数(療養)(4.1～3.31)	
	計(1)+(2)	
	施設全体最大使用病床数(4.1～3.31)	
管理者の 情報③	01自治体職員	
	02民間企業出身	
	03学術・研究機関出身	
	04その他	
11.介護医療院として運用する病床数		
12.「01行08列」のうち医療療養病床数		
13.「01行08列」のうち介護療養病床数		

(34)
(35)
(36)
(37)
(38)
(39)
(40)
(41)
(42)
(43)
(44)
(45)
(46)
(47)
(48)
(49)
(50)

「ア 指定介護療養型医療施設」及び「イ療養病床等」の「年延利用者数」は、指定介護療養型医療施設及び療養病床等（注）を有する病院が行う施設サービス及び短期入所療養介護について、毎日24時現在の入院患者数と当日の退院者数を加えたものを記入すること。

「ア 指定介護療養型医療施設」の「年延入所定員」は、指定介護療養型医療施設の定員（病床数）に介護サービス提供日数を乗じて得た数値を記入すること。

（注）療養病床等は、旧介護保険法第8条第26項の定義によること。

病院の行う介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス（ただし、短期入所療養介護を除く。）の年延利用者数を記入すること。

最大使用病床数(4.1～3.31)（*1）は、医療法による病床機能報告制度で報告する最大使用病床数を記入すること。また、施設全体最大使用病床数（*2）については有床附属診療所を除いた病床数を記入すること。

（*1）許可病床数のうち令和7年4月1日～令和8年3月31日の1年間に最も多く入院患者を収容した時点で使用した病床数。

（*2）病棟ごとの報告だけでは、各病棟の「最大使用病床数」が、それぞれ異なる日の病床数となる可能性があり、各病棟の報告値を単純に足し上げた場合、実態よりも過大な数値となるおそれがあるため新たに求めるもの。

「管理者」（01行5列）において「設置」を選択した場合に、当該管理者の職歴について、該当するものを選択すること（複数選択可）。

なお、「管理者」（01行5列）において、「非設置」を選択した場合、「管理者の情報」（01行47列）はいずれも選択しないこと。

介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院における病床数を記入すること。

「療養病床」（01行08列）のうち医療療養病床、介護療養病床の病床数を記入すること。

病院事業の中で行う介護サービス施設等の施設数及び定員等を記入すること。

「01指定介護老人福祉施設～06介護医療院」（01行51～62列）は、P.183介護サービス事業(2)調査対象1～6に規定するそれぞれの介護サービス施設を対象とすること。各施設の施設数及び定員等の記入は、介護サービス事業51表01行6～12列の記入方法に準じて記入することとし、「05指定訪問看護ステーション」の「イ：年延利用者数」（01行60列）については、介護サービス事業51表01行23列の記入方法に準じて記入すること。なお、介護サービス事業51表の記入方法はP.185以降参照。また、「06介護医療院」の「イ：病床数」（01行62列）は、「介護医療院として運用する病床数」（01行48列）と一致すること。

「07その他事業を行う施設」（01行63列）は、「01指定介護老人福祉施設～06介護医療院」（01行51～62列）の対象となる介護サービス施設、附属診療所（01行18列）及び附属看護師養成所（01行19～22列）とは別の施設を病院事業の中で行う場合に、その施設数を記入すること。

記載要領については、P.61を参照すること。

先頭から順に該当の都道府県番号（2桁）、点数表番号（1桁）、医療機関コード（7桁）の10桁（都道府県番号が01～09の場合は、1桁目の0が表示されないため9桁となる。）を記入すること。

なお、医科レセプト用と歯科レセプト用の医療機関コードの両方がある場合は、医科レセプト用の医療機関コードのみを記入すること。

14.介護サービス施設等	01指定介護老人福祉施設	ア:施設数 イ:定員
	02介護老人保健施設	ア:施設数 イ:定員
	03老人短期入所施設	ア:施設数 イ:定員
	04老人デイサービスセンター	ア:施設数 イ:定員
	05指定訪問看護ステーション	ア:施設数 イ:年延利用者数
	06介護医療院	ア:施設数 イ:病床数(1174999席)
	07その他事業を行う施設	ア:施設数
15.01行35列のうち	常勤職員	
	会計年度任用職員(フルタイム)	
	会計年度任用職員(パートタイム)	
16.01行36列のうち	常勤職員	
	会計年度任用職員(フルタイム)	
	会計年度任用職員(パートタイム)	
17.医療機関コード		

(51)
(52)
(53)
(54)
(55)
(56)
(57)
(58)
(59)
(60)
(61)
(62)
(63)
(64)
(65)
(66)
(67)
(68)
(69)
(70)

(5) 20表「損益計算書」の記入方法

病院（指定介護療養型医療施設を含む。）の行う介護サービスに係る収益及び費用を含めて記入すること。

列3 入院収益 (27表)「経営分析に関する調（一）」の「4診療収入(1)入院」(列18～列25)の合計額と一致すること。

病院の行う指定介護療養施設サービス及び短期入所療養介護から得られる介護サービス収益（以下、入院相当分という。）は、列3「入院収益」に含めて記入すること。

列4 外来収益 (27表)「経営分析に関する調（一）」の「4診療収入(2)外来」(列26～列33)の合計額と一致すること。

病院の行う居宅サービス（ただし、短期入所療養介護を除く。）から得られる収益（以下、外来相当分という。）は、列4「外来収益」に含めて記入すること。

列13 他会計負担金 法17条の2第1項第1号経費に係る他会計負担金を記入すること。ただし、看護師（准看護師）養成所に関する経費にかかる他会計負担金は列21「他会計負担金」に記入すること。

列14 その他医業収益 (28表)「経営分析に関する調（二）」の列1「その他医業収益」の額と一致すること。

列17 看護学院収益 入学選考料、授業料等の看護学院に係る全ての収入（他会計繰入金を除く。）を記入すること。

列18 国庫補助金 | 列18「国庫補助金」には国民健康保険調整交付金、医療施設運営費等補助金等を記入
列19 都道府県補助金 | し、列19「都道府県補助金」には地域医療介護総合確保基金を活用した補助金等を記入すること。

なお、国庫補助金又は都道府県補助金を財源として行う他会計から公営企業会計への補助金については、他会計補助金とはせず、補助金要綱や負担割合に応じて、国庫補助金と都道府県補助金へ適切に記入すること。

列21 他会計負担金 法17条の2第1項第2号経費及び看護師（准看護師）養成所に関する経費に係る他会計負担金を記入すること。

列23 資本費繰入収益 建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対し、一般会計から繰入を行う場合で、当該繰入金を長期前受金に計上することなく当該年度に収益計上した額を記入すること。

列24 その他医業外収益 (28表)「経営分析に関する調（二）」の列6「その他医業外収益」の額と一致すること。

列27 職員給与費 (21表)「費用構成表」の列6「職員給与費」の計と一致すること。

[AGNHY560]

令和7年度決算

20 損 益 計 算 書

都 道 府 県 名 @都道府県名称

団 体 名 @市町村名称

0 6 0 病院事業

(病 院 別)

団 体 コー ド 019999

人 口 区 分 7

1万人未満

黒・赤字別 1

経常利益を生じた事業（黒字）

法 通 ・ 非 通 1 法適用企業

経 営 主 体 1

都道府県営

規 模 別 5

100床以上～200床未満

病 院 名 0 0 1 @病院施設名称001

経 営 形 態 別 3

直営

項 目	行	金 額 (千円)	列 番 号
1. 総収益 (B)+(C)+(G) (A)	0 1		(1)
(1) 医 業 収 益 (B)			(2)
ア 入 院 収 益			(3)
イ 外 来 収 益			(4)
			(5)
			(6)
			(7)
			(8)
			(9)
ウ 繰延運営権対価収益			(10)
エ 運営権者更新投資収益			(11)
オ その他医業収益			(12)
(ア) 他会計負担金			(13)
(イ) その他医業収益			(14)
(2) 医 業 外 収 益 (C)			(15)
ア 受 取 利 息 及 び 配 当 金			(16)
イ 看護学院収益			(17)
ウ 国庫補助金			(18)
エ 都道府県補助金			(19)
オ 他会計補助金			(20)
カ 他会計負担金			(21)
キ 長期前受金戻入			(22)
ク 資本費繰入収益			(23)
ケ その他医業外収益			(24)
2. 総費用 (E)+(F)+(H) (D)			(25)
(1) 医 業 費 用 (E)			(26)
ア 職 員 給 与 費			(27)
イ 材 料 費			(28)
ウ 減 価 償 却 費			(29)
			(30)
			(31)
			(32)
オ その他医業費用			(33)
			(34)
			(35)
			(36)
			(37)
			(38)
			(39)
(2) 医 業 外 費 用 (F)			(40)
ア 支 払 利 息			(41)
イ 企業債取扱諸費			(42)
ウ 看護学院費			(43)
エ 繰延勘定償却			(44)
オ その他医業外費用			(45)
3. 経 常 利 益 ((B + C) - (E + F))			(46)
4. 経 常 損 失 (Δ)			(47)

項 目	行	金 額 (千円)	
5. 特 別 利 益 (G)	0 1		(48)
(1) 他 会 計 繰 入 金			(49)
(2) 固 定 資 産 売 却 益			(50)
(3) そ の 他			(51)
6. 特 別 損 失 (H)			(52)
(1) 職 員 給 与 費			(53)
(2) そ の 他			(54)
7. 純 利 益 (A)-(D)			(55)
8. 純 損 失 (Δ)			(56)
9. 前年度繰越利益剰余金 (又は前年度繰越欠損金)			(57)
10. その他未処分利益 剰余金変動額			(58)
11. 当年度末処分利益剰余金 (又は当年度末処理欠損金)			(59)

収益的支出に充てた企業債		(60)
収益的支出に充てた他会計借入金		(61)
「01行26列」のうち、退職給付費 (会計基準の見直し等に伴う経過措置分)		(62)
「01行53列」のうち、退職給付費 (会計基準の見直し等に伴う経過措置分)		(63)
「01行26列」のうち、 各種引当金繰入額の合計		(64)
退職給付引当金繰入額		(65)
賞与引当金繰入額		(66)
01行64列 の内訳		
修繕引当金繰入額		(67)
特別修繕引当金繰入額		(68)
貸倒引当金繰入額		(69)
その他引当金繰入額		(70)
「01行26列」のうち、たな卸資産評価損		(71)
「01行54列」のうち、減損損失額		(72)
「01行54列」のうち、繰延資産償却		(73)
「01行51列」のうち、長期前受金戻入		(74)

	0 2		(1)
「02行05列」のうち、国の補正予算等 に基づく事業に係る繰入			(2)
他 会 計 繰 入 金 合 計			(3)
(1) 繰出基準に基づく繰入金			(4)
(2) 繰出基準以外の繰入金			(5)
ア 繰出基準に基づく事由に 基づく繰入金			(6)
イ 繰出基準の事由以外の繰入			(7)
			(8)

・消費税及び地方消費税に関する調			
収益的	税 抜	き	(9)
収 入	税 込	み	(10)
収益的	税 抜	き	(11)
支 出	税 込	み	(12)
消費税及び地方消 費税額	還付消費税及び 地方消費税額		(13)
	確定消費税及び 地方消費税額		(14)

・キャッシュ・フロー計算書に関する調			
(1) 業 務 活 動 に よ る キャッシュ・フロー			(15)
(2) 投 資 活 動 に よ る キャッシュ・フロー			(16)
(3) 財 務 活 動 に よ る キャッシュ・フロー			(17)
(4) 資 金 に 係 る 換 算 差 額			(18)
(5) 資 金 の 増 加 額 (又は減少額)			(19)
(6) 資 金 期 首 残 高			(20)
(7) 資 金 期 末 残 高			(21)

01行22列 の内訳	国 庫 補 助 金		(22)
	都 道 府 県 補 助 金		(23)
	工 事 負 担 金		(24)
	他 会 計 繰 入 金		(25)
	寄 付		(26)
	受 贈		(27)
	そ の 他		(28)
01行60列 の うち	病院事業債（経営改善推進事業）		(29)

1. 本表は病院別に作成すること。

019999201060

[AGNHY561]
令和7年度決算

21 費用構成表
(病院別)

060 病院事業

団体コード	019999	人口区分	7	1万人未満	
法道・非道	1	法適用企業	経営主体	1	都道府県営
病院名	001	@病院独施設名称001			

都道府県名 ㊤都道府県名称

団 体 名	@市町村名称
日本赤十字社	日本赤十字社
日本青年会議所	日本青年会議所
日本経済団体連合会	日本経済団体連合会
日本労働組合総連合会	日本労働組合総連合会
日本学術会議	日本学術会議
日本農林漁業中央会	日本農林漁業中央会
日本商工会议所	日本商工会议所
日本医師会	日本医師会
日本歯科医師会	日本歯科医師会
日本看護協会	日本看護協会
日本社会福祉士会	日本社会福祉士会
日本建築学会	日本建築学会
日本造園学会	日本造園学会
日本環境学会	日本環境学会
日本気象学会	日本気象学会
日本天文学会	日本天文学会
日本地質学会	日本地質学会
日本地理学会	日本地理学会
日本生物学会	日本生物学会
日本植物学会	日本植物学会
日本動物学会	日本動物学会
日本昆虫学会	日本昆虫学会
日本鳥獣学会	日本鳥獣学会
日本魚類学会	日本魚類学会
日本海洋学会	日本海洋学会
日本地球科学学会	日本地球科学学会
日本宇宙科学学会	日本宇宙科学学会
日本天文学会	日本天文学会
日本地質学会	日本地質学会
日本地理学会	日本地理学会
日本生物学会	日本生物学会
日本植物学会	日本植物学会
日本動物学会	日本動物学会
日本昆虫学会	日本昆虫学会
日本鳥獣学会	日本鳥獣学会
日本魚類学会	日本魚類学会
日本海洋学会	日本海洋学会
日本地球科学学会	日本地球科学学会
日本宇宙科学学会	日本宇宙科学学会

項 目			行	金額(千円)等	列 番 号	
1.	(1)	基 本 給	0	1	(1)	
職 員 給 与 費	(2)	手 当	※ 通勤 手当 は税 抜き		(2)	
	(3)	報 酬			(3)	
	(4)	退 職 給 付 費			(4)	
	(5)	法 定 福 利 費			(5)	
	(6)	計			(6)	
2.	支 払 利 息				(7)	
内 訳	(1)	企 業 債 利 息			(8)	
	(2)	一 時 借 入 金 利 息			(9)	
	(3)	他 会 計 借 入 金 等 利 息			(10)	
3.	減 価 償 却 費				(11)	
					(12)	
4.	光 熱 水 費				(13)	
5.	通 信 運 搬 費				(14)	
6.	修 繕 費				(15)	
					(16)	
					(17)	
					(18)	
7.	委 託 料				(19)	
8. 医 療 材 料 費	(1)	薬 費			(20)	
		ア 注 射			(21)	
		ウ 小 計			(22)	
	(2)	そ の 他 医 療 材 料 費			(23)	
	(3)	計			(24)	
9.	給 食 材 料 費 (患者用)				(25)	
					(26)	
					(27)	
10.	そ の 他				(28)	
11.	費 用 合 計				(29)	
12. 給 与 に 関 す る 調	内 訳	年 間 延 職 員 数 (人)			(30)	
		年 度 末 職 員 数 (人)			(31)	
		基 本 給			(32)	
		給 料			(33)	
			扶 養 手 当			(34)
			地 域 手 当			(35)
		手 当			(36)	
		内 訳	時 間 外 勤 務 手 当			(37)
			特 殊 勤 務 手 当			(38)
			期 末 勤 勉 手 当			(39)
			そ の 他			(40)
		報 酬			(41)	
	計			(42)		
延 年 齢 (歳)			(43)			
延 経 験 年 数 (年)			(44)			
13. 退 職 に 関 す る 調	内 訳	退 職 手 当 支 出 額			(45)	
		収 益 的 支 出 分			(46)	
		資 本 的 支 出 分			(47)	
	退 職 給 付 引 当 金 取 り ぐ ず し 額			(48)		
	支 給 対 象 人 員 数 (人)			(49)		
	延 支 給 月 数 (月)			(50)		
延 勤 続 年 数 (年)			(51)			
					(52)	
					(53)	
					(54)	
					(55)	
					(56)	
					(57)	
14.	経 常 費 用				(58)	

(注) 単位
0.001円

1. 本表は病院別に作成すること。

項 目		行	金額(千円)等
		0 1	(59)
企業債利息に対しての繰入れたものの	基準額		(60)
	実繰入額		(61)
			(62)
			(63)
01行08列のうち	償却原価法による利息相当分を除いた企業債利息		(64)
1. 職員給与のうち	基本給	0 2	(1)
			(2)
			(3)
	手当		(4)
			(5)
			(6)
			(7)
	退職給付費		(8)
			(9)
			(10)
	法定福利費		(11)
			(12)
			(13)
12. 給与に関する調内訳	職年員数人延		(14)
			(15)
			(16)
	職年員数人末		(17)
			(18)
			(19)
	給料		(20)
			(21)
			(22)
	扶養手当		(23)
			(24)
			(25)
	地域手当		(26)
		(27)	
		(28)	
手当	勤務時間外		(29)
			(30)
			(31)
	手続		(32)
			(33)
	珠算		(34)
			(35)
	当期		(36)
			(37)
	その他		(38)
			(39)
			(40)
	(再掲)報酬		(41)
01行45列の内訳	常勤職員		(42)
			(43)
			(44)
01行49列の内訳	常勤職員		(45)
			(46)
			(47)

$\pi - 2\epsilon$	0	1	9	9	9	9	2	1	1	0	6	0
-------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

列28	材 料 費	次に掲げる費用の合計額を記入すること。 (ア) 投薬用薬品, 注射用薬品 (イ) 検査用試薬, 消毒薬, 造影剤等の薬品, レントゲンフィルム, 包帯, 脱脂綿等の直接消費されるもの及び注射針, 試験管等の1年未満に消費される診療材料 (ウ) 聴診器, 血圧計等1年以上使用されるもののうち減価償却を行わない医療消耗品 (エ) 患者給食用の食品, 食器用洗剤等の給食材料 (オ) 介護サービスの提供に必要な介護材料(以下, 介護材料という。) ・布・紙オムツ等の直接消費されるもの ・寝具等利用者処遇に直接利用する1年未満に消費される介護消耗品 ・食器等の1年以上利用者処遇に直接使用されるもののうち減価償却を行わない介護用品(器具)
列33	その他医業費用	(28表)「経営分析に関する調(二)」の列9「その他医業費用」の額と一致すること。
列43	看護学院費	看護学院に係る全ての費用(職員給与費を含む。)を記入すること。
列45	その他医業外費用	(28表)「経営分析に関する調(二)」の列22「その他医業外費用」の額と一致すること。
2行 列4 と 列5	繰出基準に基づく繰入金, 繰出基準以外の繰入金	02行列3他会計繰入金合計を繰出基準に基づく繰入金と繰出基準以外の繰入金に分けて記入すること。なお, 繰出基準に基づく繰入金については, 「令和7年度繰出基準」に基づき実際に繰入れた繰入額を記入すること。(後掲「(参考資料) 令和7年度の地方公営企業繰出金について」)
2行 列6 と 列7	繰出基準に基づく事由に係る上乗せ繰入, 繰出基準の事由以外の繰入	02行列5繰出基準以外の繰入金について, 繰出基準に基づく事由において繰出基準を超えて行った繰入れ(列6)と繰出基準の事由以外の繰入れ(列7)に分けて記入すること。
2行 列29	病院事業債(経営改善推進事業)	01行60列のうち, 「令和7年度地方債同意等基準」(令和7年総務省告示第135号)第二の二の1の(二)の(6)の①病院事業, 「経営改善実行計画に基づいて経営改善に取り組む事業に係る資金不足額を対象とするもの」について, 同意等を受け発行した額を記入すること。

(6) 21表「費用構成表」の記入方法

病院(指定介護療養型医療施設を含む。)の行う介護サービスに係る費用を含めて記入すること。

列2	職員給与費・手当	通勤手当を税抜きで計上した場合の額を記入すること。 なお, 指定介護療養型医療施設に配置する職員に係る職員給与費を含めて記入すること。
列8	企業債利息	(28表) 列49「21表8列企業債利息(再掲)」と一致すること。
列20	投薬薬品費	(20表)「損益計算書」の列28「材料費」のうち, 内用, 外用に係る薬品費を記入すること。
列21	注射薬品費	(20表)「損益計算書」の列28「材料費」のうち, 注射(血液, プラズマは除く。)に係る薬品費を記入すること。

列23	その他医療材料費	(20表)「損益計算書」の列28「材料費」のうち、介護材料、検査用試薬、造影剤等の薬品、レントゲンフィルム、注射器等の診療材料及び聴診器等の医療消耗品の合計額を記入すること。
列25	給食材料費	(20表)「損益計算書」の列28「材料費」のうち給食材料費を記入すること。なお、列24「医療材料費計」と列25「給食材料費」の計は、(20表)列28「材料費」と一致すること。
列28	その他	児童手当、一部事務組合の議員報酬、講師謝礼も含めて記入すること。また、「看護学院費」については、看護学院に係る全ての費用（職員給与費等）を当欄に計上すること。老人保健施設に係る全ての費用も同様とする。
列30	年間延職員数	各月末の在籍職員数（管理者を除く。）の積上げを記入すること。したがって「年度末職員数」×12ヶ月÷「年間延職員数」となるので留意すること。
列31	年度末職員数	「施設及び業務概況に関する調」の職員数から管理者を除いたものを記入すること。
列32	基本給	給料（職員の本俸。給料の調整額を含む。）、扶養手当及び地域手当の合計額を記入すること。
列33	「列32」の基本給の内訳	それぞれ給料、扶養手当及び地域手当の額を記入すること。
列34		
列35		
列36	手当	退職、児童手当を含まないこと。 なお、通勤手当については税込みで計上した場合の額を記入すること。
列37	時間外勤務手当	時間外勤務手当及び休日勤務手当を計上すること。
列38	特殊勤務手当	管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当（税込み）、特地勤務手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、退職手当及び児童手当以外の手当を計上すること。
列39	期末勤勉手当	期末勤勉手当として支給した額を記入する。
列40	手当「その他」	時間外手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、期末勤勉手当、退職手当及び児童手当以外の手当を計上すること。
列43	延年齢	年度末職員の延年齢を記入すること。
列44	延経年数	年度末職員の初任給の決定の基礎となった学歴取得後の経験年数を記入すること。従って、当該地方公共団体の職員として在職した年数に換算された前歴の年数を加えたものであること。
列45	退職手当支出額	退職手当として支給した額を記入する。なお退職手当組合に対する負担金は含まない。
列46	「列45」の内訳	(46) 3条予算執行額を記入する。
列47		(47) 4条予算執行額を記入する。
列48		(48) 退職給付引当金を取りくずして支出にあてた分を記入する。
列49	支給対象人員数	当該年度において退職手当の支給を受けた職員数を記入する。
列50	延支給月数	当該年度において支給された退職手当の支給月数の積上げを記入する。端数は四捨五入により小数点以下第3位まで求める。

- 列51 延勤続年数 当該年度の支給対象者の勤続年数の積上げを記入する。
- 列61 企業債利息に対して繰入れたものの実繰入額 20表「損益計算書」の「他会計繰入金合計」(02行3列)のうち、企業債利息に対する実繰入額を記入すること。
- 列64 償却原価法による利息相当分を除いた企業債利息 列8「企業債利息」のうち、償却原価法による利息相当分を除いた企業債利息を記入する。

02行
01列
と
47列

記載要領については、P.24を参照すること。

(7) 22表「貸借対照表」の記入方法

- 列69 当年度純利益 } 2以上の病院を経営している場合は、各病院ごとの(20表)「損益計算書」の列1「総
列70 当年度純損失 } 収益」の金額の合計額から列25「総費用」の金額の合計額を差引き、その差額が正数の
場合は当年度純利益の金額欄に、負数の場合は当年度純損失の金額欄にそれぞれの差額
を正数(「△」,「-」の符号はつけない)で記入すること。
- 列78 再掲経常利益 } 2以上の病院を経営している場合は、各病院ごとの(20表)「損益計算書」の列46「経
列79 再掲経常損失 } 常利益」の金額の合計額から列47「経常損失」の金額の合計額を差引き、その差額が正
数の場合は再掲経常利益の金額欄に、負数の場合は再掲経常損失の金額欄にそれぞれの
差額を正数(「△」,「-」の符号はつけない)で記入すること。

(8) 23表「資本的収支に関する調」の記入方法

- 列9 国庫補助金 国民健康保険調整交付金等を記入すること。
- 列10 都道府県補助金 地域医療介護総合確保基金を活用した補助金等を記入すること。

(9) 24表「企業債に関する調」P.39参照

(10) 25表「職種別給与に関する調」の記入方法

① 調査目的

この調査表は、企業管理者を除く「常勤職員」、「任期付職員(任期付短時間勤務職員)」、「再任用職員(再任用短時間勤務職員)」、「パートタイム会計年度任用職員」及び「フルタイム会計年度任用職員」について職種別にその職員数及び職員給与費を調査するものである。

② 全般的留意事項

この調査表は、21表「費用構成表」、23表「資本的収支に関する調」に記入された職員給与費及び附帯事業費に含まれる職員給与費について、それぞれの退職給付費及び法定福利費を控除した額の合算額を職種別に記入するものであること。なお「職種」は、職名にこだわらず現在従事している職種により分別して記入すること。

ただし、指定介護療養型医療施設において、介護職員として従事し又は介護支援専門員を兼務する看護師又は准看護師については、それぞれ「(3)看護師」及び「(4)准看護師」に含めることとし、その他の介護職員又は介護支援専門員は、「(5)医療技術員」に含めて記入すること。

③ 個別的留意事項

〔年間延職員数〕 各月末の在籍職員数(管理者を除く。)の積上げを記入すること。したがって「年度末職員数」×12ヶ月÷「年間延職員数」となるので留意すること。

〔年度末職員数〕 9表「施設及び業務概況に関する調」の職員数から管理者を除いたものを記入すること。

【基本給】 給料(職員の本俸。給料の調整額を含む。), 扶養手当及び地域手当の合計額を記入する

こと。

【手当】 退職手当，児童手当を含まないこと。

なお，通勤手当については税込みで計上した場合の額を記入すること。

【時間外勤務手当】 時間外勤務手当及び休日勤務手当を計上すること。

【特殊勤務手当】 次の手当以外の手当を計上すること。

管理職手当，初任給調整手当，扶養手当，地域手当，住居手当，通勤手当（税込み），
特勤手当，寒冷地手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当，
期末手当，勤勉手当，退職手当，児童手当。

【期末勤勉手当】 期末手当及び勤勉手当を記入すること。

【手当「その他」】 時間外勤務手当，休日勤務手当，特殊勤務手当，期末手当，勤勉手当，退職手当，児童
手当以外の手当を計上すること。

【報酬】 地方公営企業法の一部を適用している事業において，パートタイム会計年度任用職員
に対する，地方自治法第203条の2第1項に規定する報酬を記入すること。

【延 年 齢】 年度末職員の延年齢（それぞれの職員の年度末現在における満年齢の積み上げ）を記入
すること。

【延 経 験 年 数】 年度末職員の初任給の決定の基礎となった学歴取得後の延経験年数を記入すること。
従って，当該地方公共団体の職員として在職した年数に換算された前歴の年数を加えたも
のであること。なお，延経験年数は，それぞれの職員の経験年数を12進法で計算し，積み
上げ後の月数（端数）を五捨六入して整数で記入すること。例えば，134年6ヶ月は135と
記入すること。

02行
列42 } 「02行32列」
列43 } の基本給の内
列44 } 訳

それぞれ給料，扶養手当及び地域手当の額を記入すること。

03行
01列
↓
04行
66列

「常勤職員」，「パートタイム会計年度任用職員」及び「フルタイム会計年度任用職員」
の内訳を記入すること。なお，「任期付職員（任期付短時間勤務職員）」，「再任用職員（再
任用短時間勤務職員）」については，「常勤職員」に含めること。

行	金額(千円等)	項目
(イ)		常規設備員数(A)
		非常規設備員数(B)
		計
		特別外勤係員当
		特別内勤係員当
		特別外勤係員当
		特別内勤係員当
		以上の合計
		備
		計
		常規設備員数(C)
		非常規設備員数(D)
		計
(ロ)		常規設備員数(E)
		非常規設備員数(F)
		計
		特別外勤係員当
		特別内勤係員当
		特別外勤係員当
		特別内勤係員当
		以上の合計
		備
		計
		常規設備員数(G)
		非常規設備員数(H)
		計
(ハ)		常規設備員数(I)
		非常規設備員数(J)
		計
		特別外勤係員当
		特別内勤係員当
		特別外勤係員当
		特別内勤係員当
		以上の合計
		備
		計
		常規設備員数(K)
		非常規設備員数(L)
		計
(ニ)		常規設備員数(M)
		非常規設備員数(N)
		計
		特別外勤係員当
		特別内勤係員当
		特別外勤係員当
		特別内勤係員当
		以上の合計
		備
		計
		常規設備員数(O)
		非常規設備員数(P)
		計
(ホ)		常規設備員数(Q)
		非常規設備員数(R)
		計
		特別外勤係員当
		特別内勤係員当
		特別外勤係員当
		特別内勤係員当
		以上の合計
		備
		計
		常規設備員数(S)
		非常規設備員数(T)
		計
(ヘ)		常規設備員数(U)
		非常規設備員数(V)
		計
		特別外勤係員当
		特別内勤係員当
		特別外勤係員当
		特別内勤係員当
		以上の合計
		備
		計
		常規設備員数(W)
		非常規設備員数(X)
		計
(コ)		常規設備員数(Y)
		非常規設備員数(Z)
		計
		特別外勤係員当
		特別内勤係員当
		特別外勤係員当
		特別内勤係員当
		以上の合計
		備
		計
		常規設備員数(ア)
		非常規設備員数(イ)
		計
(カ)		常規設備員数(ウ)
		非常規設備員数(エ)
		計
		特別外勤係員当
		特別内勤係員当
		特別外勤係員当
		特別内勤係員当
		以上の合計
		備
		計
		常規設備員数(オ)
		非常規設備員数(カ)
		計
(キ)		常規設備員数(ク)
		非常規設備員数(ケ)
		計
		特別外勤係員当
		特別内勤係員当
		特別外勤係員当
		特別内勤係員当
		以上の合計
		備
		計
		常規設備員数(コ)
		非常規設備員数(ク)
		計
(ク)		常規設備員数(サ)
		非常規設備員数(セ)
		計
		特別外勤係員当
		特別内勤係員当
		特別外勤係員当
		特別内勤係員当
		以上の合計
		備
		計
		常規設備員数(タ)
		非常規設備員数(チ)
		計
(ケ)		常規設備員数(ツ)
		非常規設備員数(テ)
		計
		特別外勤係員当
		特別内勤係員当
		特別外勤係員当
		特別内勤係員当
		以上の合計
		備
		計
		常規設備員数(ト)
		非常規設備員数(タ)
		計
(コ)		常規設備員数(チ)
		非常規設備員数(ツ)
		計
		特別外勤係員当
		特別内勤係員当
		特別外勤係員当
		特別内勤係員当
		以上の合計
		備
		計
		常規設備員数(ト)
		非常規設備員数(テ)
		計
(セ)		常規設備員数(タ)
		非常規設備員数(チ)
		計
		特別外勤係員当
		特別内勤係員当
		特別外勤係員当
		特別内勤係員当
		以上の合計
		備
		計
		常規設備員数(ツ)
		非常規設備員数(テ)
		計
(ソ)		常規設備員数(ト)
		非常規設備員数(チ)
		計

(注) 通関手当は税込みで記入すること。

[illegible]

25 職種別給与に関する調

(病院別)

[illegible][illegible][illegible][illegible]

(11) 27表「経営分析に関する調（一）」の記入方法

項	目	行	数	値	列 番 号
1.	(1) 一 般 患 者 数 (人)	01			(1)
	(2) 療 養 患 者 数 (人)				(2)
	(3) 結 核 患 者 数 (人)				(3)
	(4) 精 神 患 者 数 (人)				(4)
	(5) 感 染 症 患 者 数 (人)				(5)
	計				(6)
2.	(1) 一 般 病 床 数 (床)				(7)
	(2) 療 養 病 床 数 (床)				(8)
	(3) 結 核 病 床 数 (床)				(9)
	(4) 精 神 病 床 数 (床)				(10)
	(5) 感 染 症 病 床 数 (床)				(11)
	計				(12)
3.	(1) 年 延 医 師 数 (人)				(13)
	(2) 年 延 看 護 師 数 (人)				(14)
	(3) 年 度 末 検 査 技 師 数 (人)				(15)
	(4) 年 度 末 放 射 線 技 師 数 (人)				(16)
	チェック (1) + (2) + (3) + (4)				(17)
4.	ア 投 薬 収 入				(18)
	(1) イ 注 射 収 入				(19)
	ウ 処 置 及 び 手 術 収 入				(20)
	エ 検 査 収 入				(21)
	オ 放 射 線 収 入				(22)
	カ 入 院 料				(23)
	キ 入 院 時 食 事 費 収 入				(24)
	ク その 他 の 収 入				(25)
	ケ 初 診 料				(26)
	(2) コ 再 診 料				(27)
	サ 投 薬 収 入				(28)
	シ 注 射 収 入				(29)
	ス 処 置 及 び 手 術 収 入				(30)
	セ 検 査 収 入				(31)
	ソ 放 射 線 収 入				(32)
	タ その 他 の 収 入				(33)
	チェック (1) + (2)				(34)
5.	(1) 薬 品 収 入 (投 薬 分)				(35)
	(2) 薬 品 収 入 (注 射 分)				(36)
	チェック (1) + (2)				(37)
6.	(1) 年 間 検 査 件 数				(38)
	(2) 年 間 放 射 線 件 数				(39)
	チェック (1) + (2)				(40)

(09表)「施設及び業務概況に関する調」に記入した列30「年延入院患者数」を患者が入院した病床の区分に応じて記入すること。

病床区分別病床数に病床区分別入院診療日数を乗じて得た数値を記入すること。

各診療日（入院診療のみをおこなっている日を含む。）における職員数（「パートタイム会計年度任用職員」及び「フルタイム会計年度任用職員」を含む。）の和を記入すること。
なお常勤職員においては休日、出張等で実際に勤務していない日も含めて計算すること。すなわち1年間勤務した常勤職員1人は、通常365人として計上される。
また「パートタイム会計年度任用職員」及び「フルタイム会計年度任用職員」については実際に勤務した日数（短時間勤務の日数を含む。）を計上すること。

助産師、看護師、准看護師、看護助手等（「パートタイム会計年度任用職員」及び「フルタイム会計年度任用職員」を含む。）の延人数を記入すること。なお、計上のしかたについては、列13「年延医師数」に準ずること。

「年延人数（各月末職員数の積上げ）／12月」の計算により記入すること（小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記入すること）。なお、衛生検査補助員等のように、免許を有しない職員は含まないものであること。

診療報酬点数表等の区分により記入すること。したがって、検査に使用した薬剤等については検査収入に含め記入する。
なお、放射線収入は、画像診断収入及び放射線治療収入を記入すること。

介護サービスから得られる収益は、入院相当分を(1)入院「ク その他の収入」に、外来相当分を(2)外来「タ その他の収入」に含めて記入すること。

診療報酬点数表の計算単位により記入すること。

例えば、胸部撮影を行った場合の診断料、撮影料、フィルム及び造影剤使用料はこれをまとめて1件とし、同一患者について胸部と脊椎撮影を行った場合は2件とする。また、同一患者について同一箇所複数撮影する場合には、これを分割せず1件とすること。

項 目			行	数	値	
7. 室料徴収額	(1) 室料 1 日徴収人数	個	最 高 (円)	0	1	(41)
		室	最 低 (円)			(42)
	2 以上		最 高 (円)			(43)
	人室		最 低 (円)			(44)
	(2) 室料差額収益 (千円)					(45)
	(3) 室料差額対象病床数					(46)
	チェック (1) + (2) + (3)					(47)
	(1) 医	師	数 (人)			(48)
	(2) 看護	部 門 数 (人)				(49)
	准 看護	部 門 数 (人)				(50)
8. 年度末職員数	(3) 薬剤	部 門 数 (人)				(51)
	(4) 事務	部 門 数 (人)				(52)
	(5) 給食	部 門 数 (人)				(53)
	(6) 放射	線 部 門 数 (人)				(54)
	(7) 臨床	検査 部 門 数 (人)				(55)
	(8) その他	職 員 数 (人)				(56)
	全 職 員 数 (人)					(57)
						(58)
						(59)
						(60)
9. その他	(1) 入 院 収 益 (千円)		0	2		(01)
	(2) 総 収 益 (千円)					(02)
	(3) 病 床 数 (床)					(03)
10. 介護サービス	計 (千円)					(04)
	(1) 入 院 相 当 分 (千円)					(05)
	(2) 外 来 相 当 分 (千円)					(06)
3. 職員数	(1) 年 延 診 断 数 (人)	常 勤 職 員				(07)
		会 計 年 度 任 用 職 員 (フルタイム)				(08)
		会 計 年 度 任 用 職 員 (パートタイム)				(09)
	(2) 年 延 看護 部 門 数 (人)	常 勤 職 員				(10)
		会 計 年 度 任 用 職 員 (フルタイム)				(11)
		会 計 年 度 任 用 職 員 (パートタイム)				(12)
	(3) 年 延 技 術 未 検 査 数 (人)	常 勤 職 員				(13)
		会 計 年 度 任 用 職 員 (フルタイム)				(14)
		会 計 年 度 任 用 職 員 (パートタイム)				(15)
	(4) 年 延 技 術 未 放 射 数 (人)	常 勤 職 員				(16)
8. 年度末職員数		会 計 年 度 任 用 職 員 (フルタイム)				(17)
		会 計 年 度 任 用 職 員 (パートタイム)				(18)
	(1) 医 師 数 (人)	常 勤 職 員	0	2		(19)
		会 計 年 度 任 用 職 員 (フルタイム)				(20)
		会 計 年 度 任 用 職 員 (パートタイム)				(21)
	(2) 看護 部 門 数 (人)	常 勤 職 員				(22)
		会 計 年 度 任 用 職 員 (フルタイム)				(23)
		会 計 年 度 任 用 職 員 (パートタイム)				(24)
	(3) 准 看護 部 門 数 (人)	常 勤 職 員				(25)
		会 計 年 度 任 用 職 員 (フルタイム)				(26)
8. 年度末職員数		会 計 年 度 任 用 職 員 (パートタイム)				(27)
	(4) 看護 助 手 数 (人)	常 勤 職 員				(28)
		会 計 年 度 任 用 職 員 (フルタイム)				(29)
		会 計 年 度 任 用 職 員 (パートタイム)				(30)
	(5) 薬剤 部 門 数 (人)	常 勤 職 員				(31)
		会 計 年 度 任 用 職 員 (フルタイム)				(32)
		会 計 年 度 任 用 職 員 (パートタイム)				(33)
	(6) 事務 部 門 数 (人)	常 勤 職 員				(34)
		会 計 年 度 任 用 職 員 (フルタイム)				(35)
		会 計 年 度 任 用 職 員 (パートタイム)				(36)
8. 年度末職員数	(7) 給食 部 門 数 (人)	常 勤 職 員				(37)
		会 計 年 度 任 用 職 員 (フルタイム)				(38)
		会 計 年 度 任 用 職 員 (パートタイム)				(39)
	(8) 放射 線 部 門 数 (人)	常 勤 職 員				(40)
		会 計 年 度 任 用 職 員 (フルタイム)				(41)
		会 計 年 度 任 用 職 員 (パートタイム)				(42)
	(9) 臨床 検査 部 門 数 (人)	常 勤 職 員				(43)
		会 計 年 度 任 用 職 員 (フルタイム)				(44)
		会 計 年 度 任 用 職 員 (パートタイム)				(45)
	(10) その他 職 員 数 (人)	常 勤 職 員				(46)
8. 年度末職員数		会 計 年 度 任 用 職 員 (フルタイム)				(47)
		会 計 年 度 任 用 職 員 (パートタイム)				(48)
	(11) 全 職 員 数	常 勤 職 員				(49)
		会 計 年 度 任 用 職 員 (フルタイム)				(50)
		会 計 年 度 任 用 職 員 (パートタイム)				(51)

税込み金額にて記入し、最高と最低に幅がない場合（単一料金）は、その額を最高の欄のみに記入すること。

年度末現在の対象病床数を記入すること。

年度末において現に従事していた常勤職員数（企業管理者含む。）と「パートタイム会計年度任用職員」及び「フルタイム会計年度任用職員」を加算して記入すること。

列45「室料差額収益」に記入のある病院のみ（09表）「施設及び業務概況に関する調」及び（20表）「損益計算書」から数値を転記すること。

病院（指定介護療養型医療施設を含む。以下、同じ。）の行う介護サービスから得られる収益を、外来相当分（病院の行う居宅サービス（ただし、短期入所療養介護を除く。）から得られる収益）と入院相当分（指定介護療養施設サービス及び短期入所療養介護から得られる収益）に区分して、記入すること。

「常勤職員」、「パートタイム会計年度任用職員」及び「フルタイム会計年度任用職員」の内訳を記入すること。なお、「任期付職員（任期付短時間勤務職員）」、「再任用職員（再任用短時間勤務職員）」については、「常勤職員」に含めること。

(12) 28表「経営分析に関する調（二）」の記入方法

項 目		行	数	値
1. 損益計算書 内訳	1. そ の 他 医 業 収 益	0	1	
	(1) 室 料 差 額 収 益			
	(2) 公 衆 衛 生 活 動 収 益			
	(3) 医 療 相 談 収 益			
	(4) そ の 他 医 業 収 益			
	2. そ の 他 医 業 外 収 益			
	(1) 患 者 外 給 食 収 益			
	(2) そ の 他 医 業 外 収 益			
	3. そ の 他 医 業 費 用			
	(1) 経 費			
	(ア) 光 熱 水 費			
	(イ) 委 託 料			
	(ウ) 交 際 費			
	(エ) 厚 生 福 利 費			
	(オ) 燃 料 費			
	(カ) そ の 他 経 費			
	(2) 研 究 研 修 費			
	(ア) 旅 費			
	(イ) 図 書 費			
	(ウ) そ の 他 研 究 費			
	(3) 資 産 減 耗 費			
	4. そ の 他 医 業 外 費 用			
	(1) 患 者 外 給 食 材 料 費			
	(2) そ の 他			
	2. 償 却 資 産			
	(1) 建 物			
	(2) 器 械 , 備 品			
	(3) リ ー ス 資 産			
	(4) そ の 他 償 却 資 産			
	2. 減 価 償 却 累 計 額			
	(1) 建 物 減 価 償 却 額			
	(2) 器 械 , 備 品 減 価 償 却 額			
	(3) リ ー ス 資 産 減 価 償 却 累 計 額			
	(4) そ の 他 償 却 資 産 減 価 償 却 累 計 額			
	差 引 (1 - 2)			
	3. 附 帯 事 業			
	1. 収 益			
	2. 費 用			
	3. 差 引 (1 - 2)			

4. 未 収 金 及 び 未 収 収 益		
う ち	保 険 者 未 収 金 に 係 る も の	
	患 者 未 収 金	現 年 度 分
	に 係 る も の	過 年 度 分

21 表	8 列 企 業 債 利 息 (再 掲)	
内 訳	建 設 改 良 等 の 財 源 に 充 て る た め の 企 業 債 に 係 る も の	
	そ の 他 の 企 業 債 に 係 る も の	

17 列 (再 掲) 研 究 研 修 費		
内 訳	医 師	(ア) 旅 費
		(イ) 図 書 費
		(ウ) そ の 他 研 究 研 修 費
看 護 師 等		(ア) 旅 費
		(イ) 図 書 費
		(ウ) そ の 他 研 究 研 修 費

列番号 (20表)「損益計算書」の列14「その他医業収益」と一致するものであること。

(1) 消毒料、洗たく料及び諸証明文書料等の入院、外来診療以外の医療的行為に伴う収入を記入すること。

(2) (20表)「損益計算書」の列24「その他医業外収益」と一致するものであること。

(3) 附帯事業に係る収益及び公舎使用料その他の雑収益を記入すること。

(4) (20表)「損益計算書」の列33「その他医業費用」と一致するものであること。

(5) 旅費交通費、消耗品費、印刷製本費、報償費、修繕費、使用料、貸借料及び役務費等を記入すること。

(6) (20表)「損益計算書」の列45「その他医業外費用」と一致するものであること。

(7) 附帯事業に係る費用及びその他雑費用を記入すること。

(8) (22表)「貸借対照表」の列4「償却資産」と一致するものであること。2以上の病院を経営している場合は病院ごとの数値を記入すること。

(9) 構築物、車両、放射性同位元素及びその他償却資産を記入すること。

(10) (22表)「貸借対照表」の列6「減価償却累計額」と一致するものであること。2以上の病院を経営している場合は病院ごとの数値を記入すること。

(11) 8列「その他医業外収益」及び24列「その他」中、附帯事業に係る収益、費用等について記入すること。なお、38列「差引」は36列「収益」から37列「費用」を差引いた額を記入し、当該額が負数となる場合は金額の頭部に「-」を付すこと。

(12) 40列「未収金及び未収収益」は、(22表)「貸借対照表」の列16「未収金及び未収収益」と一致するものであること。2以上の病院を経営している場合は、病院ごとの数値を記入すること。未収金及び未収収益のうち、保険者等未収金に関するものを列41「保険者未収金に係るもの」に、患者未収金に関するものを当該年度のものを列42「患者未収金に係るもの一現年度分」に、当該年度より前の年度のものを列43「患者未収金に係るもの一過年度分」に記入すること。

(13) (21表)「費用構成表」の列8「企業債利息」と一致するものであること。

(14) (01行17列)「(2)研究研修費」と一致するものであること。「看護師等」には医師を除く全ての職員分を計上すること。

(15) (21表)「費用構成表」の列8「企業債利息」と一致するものであること。

(13) 31表「経営分析に関する調（三）」の記入方法

項 目		行	数 値	列 番 号
1. 年最大 使用病 床延数	(1) 一 般	0	1	(1)
	(2) 療 養			(2)
	(3) 結 核			(3)
	(4) 精 神			(4)
	(5) 感 染 症			(5)
	(6) 計			(6)
2. 診 療 科 目 別 医 師 数	(1) 内 科			(7)
	(2) 精 神 ・ 神 経 内 科			(8)
	(3) 小 児 科			(9)
	(4) 外 科			(10)
	(5) 整 形 外 科			(11)
	(6) 脳 神 経 外 科			(12)
	(7) 皮 膚 ・ ひ 尿 器 科			(13)
	(8) 産 婦 人 科			(14)
	(9) 眼 科			(15)
	(10) 耳 鼻 い ん こ う 科			(16)
	(11) 放 射 線 科			(17)
	(12) 歯 科 ・ 歯 科 口 腔 外 科			(18)
	(13) 麻 す い 科			(19)
	(14) そ の 他			(20)
	(15) 計			(21)
3. 特 殊 診 療	01 人 間 ド ッ ク	☐		(22)
	02 人 工 透 析	☐		
	03 I C U ・ C C U	☐		
	04 N I C U ・ 未 熟 児 室	☐		
	05 運 動 機 能 訓 練 室	☐		
	06 ガ ン (放 射 線) 診 療	☐		
4. 指 定 病 院 等 の 状 況	01 救 急 告 示 病 院	☐		(23)
	02 臨 床 研 修 病 院	☐		
	03 が ん 診 療 連 携 拠 点 病 院	☐		
	04 感 染 症 指 定 医 療 機 関	☐		
	05 へ き 地 医 療 拠 点 病 院	☐		
	06 災 害 拠 点 病 院	☐		
	07 地 域 医 療 支 援 病 院	☐		
	08 特 定 機 能 病 院	☐		
	09 病 院 群 輪 番 制 病 院	☐		
5(1). 病 院 の 専 門 性	01 が ん セ ン タ ー	☐		(24)
	02 成 人 病 セ ン タ ー	☐		
	03 こ ども 病 院 (小 児 医 療 セ ン タ ー)	☐		
	04 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 病 院	☐		
	05 循 環 器 病 セ ン タ ー	☐		
	06 呼 吸 器 病 セ ン タ ー	☐		
	07 脳 血 管 (機 能) 研 究 セ ン タ ー	☐		
	08 救 命 救 急 セ ン タ ー	☐		
	09 そ の 他	☐		
5(2). 医 療 機 能 等	ア 高 度 急 性 期 病 床			(25)
	イ 急 性 期 病 床			(26)
	ウ 回 復 期 病 床			(27)
	エ 慢 性 期 病 床			(28)
	オ 計			(29)

病床区分別最大使用病床数に病床区分別入院診療日数を乗じて得た数値を記入すること。

なお、最大使用病床数とは、一般・療養病床に関しては、医療法による病床機能報告制度で報告する病床数、結核・精神・感染症に関しては、使用可能病床数（医療法の許可を受けている病床から閉鎖病床及びカンファレンスルームや看護師控室等、他へ転用しているものを除いたもの）をいうものであること。

医療法第6条の6による標ぼう診療科目欄に各診療科ごとに医師数を記入すること。なお、医師数は(27表)「経営分析に関する調(一)」の列48「年度末医師数」と一致するものであること。また、医師が複数科を兼務している場合は主たる科目欄に記入すること。

実施している項目を選択すること。
なお、人間ドックは制度的に実施しているか否かによること。

指定されている項目を選択すること。
なお、それぞれの指定病院は次によるものとする。

ア.「救急告示病院」
「救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）」により都道府県知事が告示している病院をいう。

イ.「臨床研修病院」
医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修を行う病院として厚生労働大臣が指定している病院をいう。

ウ.「がん診療連携拠点病院」
「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針（令和4年8月1日健発0801第16号）」により厚生労働大臣が指定している病院をいう。

エ.「感染症指定医療機関」
「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）」により厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した病院をいう。

オ.「へき地医療拠点病院」
「へき地保健医療対策実施要綱（平成13年5月16日医政発第529号）」により都道府県知事が指定している病院をいう。

カ.「災害拠点病院」
「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日医政発0321第2号）に定めるところにより都道府県において指定した病院をいう。

キ.「地域医療支援病院」
医療法第4条により都道府県知事の承認を得た病院をいう。

ク.「特定機能病院」
医療法第4条の2により厚生労働大臣の承認を得た病院をいう。

ケ.「病院群輪番制病院」
「救急医療対策事業実施要綱（昭和52年7月6日医発第692号）」に規定された病院群輪番制病院等運営事業に参加している病院をいう。

専ら特定の疾患（がん患者、循環器患者等）に関して専門的な医療を提供することを目的として経営している病院は該当する項目を選択すること（「救急医療対策事業実施要綱（昭和52年7月6日医発第692号）」に規定された救命救急センター、高度救命救急センター及びそれらを併設する病院については、救命救急センターを選択すること。）。

医療法による病床機能報告制度で報告する許可病床数を記入すること。また、列29「計」欄については、休床中のものも含むこと。

項 目		行	数	値	列番号
6. 業務委託の状況	01 検査	01	☐		
	02 歯科技工		☐		
	03 助産		☐		
	04 診療報酬請求		☐		
	05 給与計算		☐		(30)
	06 受付		☐		
	07 清掃		☐		
	08 洗濯		☐		
	09 警備		☐		
	01 ボイラー業務		☐		
	02 給食		☐		
	03 寝具		☐		
	04 下足		☐		
	05 電話交換		☐		(31)
	06 害虫駆除		☐		
	07 宿日直		☐		
	08 浄化槽管理		☐		
	09 駐車場管理		☐		
7. 標榜診療科目	01 内科		☐		
	02 精神・神経内科		☐		
	03 小児科		☐		
	04 外科		☐		
	05 整形外科		☐		(32)
	06 脳神経外科		☐		
	07 皮膚・泌尿器科		☐		
	08 産婦人科		☐		
	09 眼科		☐		
	01 耳鼻いんこう科		☐		
(2)	02 放射線科		☐		
	03 歯科・歯科口腔外科		☐		(33)
	04 麻酔科		☐		
	05 その他		☐		
8. 採用医薬品数					(34)
うち後発医薬品数					(35)
9. 病院機能評価認定の有無					(36)
10. 患者紹介率(%)					(37)
11. 平均在院日数(一般病床のみ)					(38)
12. 平均外来一人当たり通院回数					(39)
13. 年延検体数(体)					(40)
14. 基幹災害医療センター					(41)
15. 地域災害医療センター					(42)
16. 分娩件数					(43)

委託をしている項目を選択すること。
 なお、一部委託についても実施に含めること。
 検査委託とは健康保険法等の規定による療養等に要する費用の額の算定方法に定める検査及び放射線画像診断を委託している場合をいう。

医療法第6条の6による標榜診療科目を選択すること。

薬剤部局において管理し、院内において処方・施用を行っている市販後医薬品数をいう。
 なお、試薬、血液、プラズマ、治験薬、造影剤を除く。

「うち後発医薬品数」は、「8 採用医薬品数」のうち、後発医薬品の数を記入すること。

「病院機能評価認定の有無」は、公益財団法人日本医療機能評価機構における病院機能評価の認定を受けた病院は「1」を、認定を受けていない病院は「2」を記入すること。

「患者紹介率」は、次の算式により小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位までを記入すること。

$$(\text{算式}) \quad \frac{(\text{文書により紹介された患者の数} + \text{救急用の自動車で搬送された患者の数})}{\text{初診患者の数}} \times 100$$

(「初診患者の数」は、初診患者数から時間外、休日又は深夜に受診した6歳未満の小児患者を除くこと)

一般病床について次の算式により記入すること。

$$\frac{\text{当年度中の延在院患者数}}{1 \div 2 \times (\text{当年度中の新入院患者数} + \text{当年度中の退院患者数})}$$
 (小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。)
 最大でも365日を超えないものであること。

外来患者一人当たり平均通院回数について次の算式により記入すること。

$$\frac{\text{当年度外来患者数}}{\text{当年度新規外来患者数}}$$
 (小数点以下第2位を四捨五入して小数点第1位まで記入すること。)

当年度に行った解剖数(他に委託したものを含み、法医学解剖は除く)を記入すること。

(01行23列)「06災害拠点病院」のうち「基幹災害医療センター」、「地域災害医療センター」となっている場合は「1」を、それ以外は「2」を記入する。

「分娩件数」は自然分娩、異常分娩等の区分を問わず、当年度に取扱いした総件数を入力する。(出生数と混同しないように注意すること。)

17.	診療所数（9表18列再掲）
うち	有床診療所数
	有床診療所の病床数
	救急告示診療所数
18.	救急車の受入件数
19.	院外処方実施の有無
20.	全体処方箋に占める院外処方箋の割合（％）
21.	D P C 対象病院
22.	入院患者年延手術件数（件）
23.	標榜診療科目数
24.	年延院内死亡患者数（人）
25.	01 専門外来
	02 訪問看護
	03 在宅診療
	04 公衆衛生・予防活動
	05 午後診療
	06 外来予約
	07 オープンシステム
	08 開放型病院
	09 土曜診療

1. 本表は病院別に作成すること。

	(44)
	(45)
	(46)
	(47)
	(48)
	(49)
	(50)
	(51)
	(52)
	(53)
	(54)
☐	(55)
☐	
☐	
☐	
☐	
☐	
☐	
☐	
☐	

「17 診療所数（9表18列再掲）」(44列)は、当該病院の附属診療所の数を記入すること。

なお、この数は9表「施設及び業務概況に関する調」の「附属診療所数」(18列)と一致するものである。

また、45列、46列の各項目については、44列記入の診療所のうち、該当する値を記入すること。

「救急告示診療所数」(47列)は、44列の診療所のうち「救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）」により都道府県知事から救急診療所として告示されている診療所の数を記入すること。

医療法による病床機能報告制度で報告する救急車の受入件数(当年度1年間の年延件数)を記入すること。

「19 院外処方実施の有無」(49列)は、院外処方を実施している場合は「1」を、院外処方を実施していない場合は「2」を記入し、「20 全体処方箋に占める院外処方箋の割合」(50列)は、1年間に発行した外来の院内処方箋発行枚数と院外処方箋発行枚数の合計枚数に占める院外処方箋発行枚数の割合を記入すること。

記入する数値は、 $\frac{\text{院外処方箋発行枚数}}{\text{院内処方箋発行枚数} + \text{院外処方箋発行枚数}} \times 100$ で算出し、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを記入する。

DPC対象病院として位置付けされている病院は「1」を、それ以外については「2」を記入する。なお、「DPC準備病院」は「2」を記入する。

当年度に行った手術件数（手術室で行った手術のみ）を記入すること。

標榜している診療科目数を記入すること。

実施している項目を選択すること。

ア.「専門外来」

地域特有の疾病を有する患者に対し、一定曜日等（原則として午後）に専門的に診察を行うとともに、健康診断等を行うことをいう。

イ.「訪問看護」

病院から退院し家庭で療養を行っている寝たきり又はこれに準ずる状態にある患者等に対して、看護師等が訪問して看護又は療養上必要な指導を行うことをいう。

ウ.「在宅診療」

病院から退院し家庭で療養を行っている寝たきり又はこれに準ずる状態にある患者等に対して、医師が訪問して診療を行うことをいう。

エ.「公衆衛生・予防活動」

健康診断、各種検診、予防接種、医療相談、人間ドック等の住民の検診活動をいう。

オ.「午後診療」

午前の受付時間とは別に、午後にも一定の受付時間帯を設け、特定の診療科についての外来診療を行っている病院をいう。

カ.「オープンシステム」

開業医等に対し、協定等を締結することにより当該病院の一定病床、医療器械等の利用を開放している病院をいう。

キ.「開放型病院」

「特掲診療料の施設基準等（平成20年3月5日厚生労働省告示第63号）」により届出を行っている病院をいう。

ク.「土曜診療」

病院群輪番制等とは別に、土曜日に外来診療を行っている病院をいう（半日も含む）。

(14) 40表 P.41参照

[AGNH569]

令和7年度決算

40 繰入金に関する調

(病 院 別)

都 道 府 県 名 @都道府県名称

団 体 名 @市町村名称

060 病院事業

団体コード 019999

人 口 区 分 7 1万人未満

黒・赤字別 1 経常利益を生じた事業（黒字）

法 適 ・ 非 適 1 法適用企業

経 営 主 体 1 都道府県営

規 模 別 5 100床以上～200床未満

病 院 名 001 @病院独立施設名称001

経 営 形 態 別 3 直営

項 目			行	金 額 (千円)	列 番 号
1. 収 益 勘 定 外 繰 入 金	(1) ア 他 会 計 負 担 金 (A)	基 準 額	01		(1)
		実繰入額			(2)
	(ア) 救急病院	基 準 額			(3)
		実繰入額			(4)
	(イ) 保健衛生行政	基 準 額			(5)
		実繰入額			(6)
	(ウ) そ の 他	基 準 額			(7)
		実繰入額			(8)
	ア 他 会 計 補 助 金 (B)	基 準 額			(9)
		実繰入額			(10)
	(ア) 研究研修費	基 準 額			(11)
		実繰入額			(12)
	(イ) 医師等確保対策経費	基 準 額			(13)
		実繰入額			(14)
	(ウ) 共済追加費用	基 準 額			(15)
		実繰入額			(16)
	(エ) 基礎年金拠出金公的負担経費	基 準 額			(17)
		実繰入額			(18)
	(オ) 災害復旧費	基 準 額			(19)
		実繰入額			(20)
	(カ) 児童手当	基 準 額			(21)
		実繰入額			(22)
	(キ) 院内保育所	基 準 額			(23)
		実繰入額			(24)
	(ク) 公立病院経営強化の推進経費	基 準 額			(25)
		実繰入額			(26)
	(ケ) 公営企業の脱炭素化の取組に要する経費	基 準 額			(27)
		実繰入額			(28)
2. 繰 入 金	(コ) そ の 他	基 準 額			(29)
		実繰入額			(30)
	(サ) 新型コロナウイルス感染症に係る減収対策のために発行する貸金手当等の利子負担の軽減に要する経費	基 準 額			(31)
		実繰入額			(32)
	イ 他 会 計 負 担 金 (C)	基 準 額			(33)
		実繰入額			(34)
	(ア) 建設改良(利息)	基 準 額			(35)
		実繰入額			(36)
	(イ) へき地医療	基 準 額			(37)
		実繰入額			(38)
	(ウ) 不採算地区病院	基 準 額			(39)
		実繰入額			(40)
	(エ) 不採算地区中核病院	基 準 額			(41)
		実繰入額			(42)
	(オ) 結核医療	基 準 額			(43)
		実繰入額			(44)
	(カ) 精神医療	基 準 額			(45)
		実繰入額			(46)
	(キ) 感染症医療	基 準 額			(47)
		実繰入額			(48)
	(ク) リハビリテーション医療	基 準 額			(49)
		実繰入額			(50)
	(ケ) 看護師養成所	基 準 額			(51)
		実繰入額			(52)
	(コ) 附属診療所	基 準 額			(53)
		実繰入額			(54)
	(ザ) 高度医療	基 準 額			(55)
		実繰入額			(56)
	(シ) 小児医療	基 準 額			(57)
		実繰入額			(58)
	(ス) そ の 他	基 準 額			(59)
		実繰入額			(60)
3. 特 別 利 益	ア 他 会 計 繰 入 金 (D)	基 準 額			(61)
		実繰入額			(62)
	(ア) 公立病院経営強化の推進経費	基 準 額			(63)
		実繰入額			(64)
4. 繰 入 金	(イ) そ の 他	基 準 額			(65)
		実繰入額			(66)
	(1) 他 会 計 出 資 金 (E)	基 準 額			(67)
		実繰入額			(68)

1. 本表は病院別に作成すること。

項 目			行	金 額 (千円)	列 番 号
1. 資 本 勘 定 繰 入 金	イ 建 設 改 良 (建設改良費)	基 準 額	02		(1)
		実繰入額			(2)
	ウ 公立病院経営強化の推進経費	基 準 額			(3)
		実繰入額			(4)
	エ そ の 他	基 準 額			(5)
		実繰入額			(6)
	(2) 他 会 計 負 担 金 (F)	基 準 額			(7)
		実繰入額			(8)
	ア 建 設 改 良 (元 金)	基 準 額			(9)
		実繰入額			(10)
	イ 建 設 改 良 (建設改良費)	基 準 額			(11)
		実繰入額			(12)
	ウ そ の 他	基 準 額			(13)
		実繰入額			(14)
	(3) 他 会 計 補 助 金 (G)	基 準 額			(15)
		実繰入額			(16)
	繰 入 金 計 (A)～(H)	基 準 額			(17)
		実繰入額			(18)
	ア 災 害 復 旧 費	基 準 額			(19)
		実繰入額			(20)
	イ 公 営 企 業 の 脱炭素化の取組に要する経費	基 準 額			(21)
		実繰入額			(22)
	ウ そ の 他	基 準 額			(23)
		実繰入額			(24)
2. 繰 入 金	繰 入 金 計 (A)～(H)	基 準 額			(25)
		実繰入額			(26)
	4. 繰 入 金 勘 定 繰 入 金	基 準 額			(27)
		実繰入額			(28)
	収益勘定繰入金	基 準 額			(29)
		実繰入額			(30)
	医業収益	基 準 額			(31)
		実繰入額			(32)
	医 業 外 収 益	基 準 額			(33)
		実繰入額			(34)
	特 利 別 益	基 準 額			(35)
		実繰入額			(36)
	資本勘定繰入金	基 準 額			(37)
		実繰入額			(38)
	合 計	基 準 額			(39)
		実繰入額			(40)
	5. 収益勘定繰入金	基 準 額			(41)
		実繰入額			(42)
	6. 資本勘定繰入金	基 準 額			(43)
		実繰入額			(44)
	7. 基 準 外 繰 入 金 合 計 (02行) (32)+(34)+(36)	基 準 額			(45)
		実繰入額			(46)
	8. 「01行10列及び11列」のうち保健・医療・福祉共同研究費	基 準 額			(47)
		実繰入額			(48)
	9. 「01行35列及び36列」のうち遠隔医療システム運営費	基 準 額			(49)
		実繰入額			(50)
	10. 「01行53列及び54列」のうち周産期医療分	基 準 額			(51)
		実繰入額			(52)
3. 繰 入 金	(1) 他 出 資 計 金	基 準 額			(53)
		実繰入額			(54)
	ア 建 設 改 良 (元 金)	基 準 額			(55)
		実繰入額			(56)
	イ 建 設 改 良 (建設改良費)	基 準 額			(57)
		実繰入額			(58)
	(2) 他 負 担 計 金	基 準 額			(59)
		実繰入額			(60)
	ア 建 設 改 良 (元 金)	基 準 額			(61)
		実繰入額			(62)
	イ 建 設 改 良 (建設改良費)	基 準 額			(63)
		実繰入額			(64)
	(3) 他 会 計 補 助 金	基 準 額			(65)
		実繰入額			(66)
	繰 入 金 計 (1) + (2) + (3)	基 準 額			(67)
		実繰入額			(68)
	12. そ の 他 内 訳	基 準 内			(69)
		基 準 外			(70)
	収益勘定繰入金	基 準 内			(71)
		基 準 外			(72)
	資本勘定繰入金	基 準 内			(73)
		基 準 外			(74)

コ	0	1	9	9	9	4	0	1	0	6	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

下水道事業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設）

(1) 下水道事業

ここでの「下水道事業」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

1. 下水道法第2条第3号イ及び第4号に定めるもので、改正前の同法第4条及び第25条の3の規定に基づく国土交通大臣の認可を受けたもの又は改正後の同法第4条及び第25条の23の規定に基づく事業計画を定めたもの。
2. 公共下水道の建設には未だ着手していないが、都道府県等が実施している流域下水道に建設費負担金を支払っているもの。
3. 農業集落排水施設（農山漁村地域整備交付金実施要綱、污水处理施設整備交付金交付要綱、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱、むらづくり総合整備事業実施要綱、美しい村づくり総合整備事業実施要綱、村づくり交付金実施要綱又は農村振興総合整備事業等実施要綱による農業集落排水施設で、污水处理を実施しているもの（污水处理施設の実施採択がされたものを含む。）をいう。）
4. 漁業集落排水施設（農山漁村地域整備交付金実施要綱、污水处理施設整備交付金交付要綱、漁業集落環境整備事業実施要領、漁村再生交付金実施要領、村づくり交付金実施要綱、漁村づくり総合整備事業実施要領による漁業集落排水施設で、污水处理を実施しているもの（污水处理施設の事業承認がされたものを含む。）をいう。）
5. 林業集落排水施設（美しい村づくり総合整備事業実施要綱、村づくり交付金実施要綱又は里山エリア再生交付金実施要綱による林業集落排水施設で、污水处理を実施しているもの（污水处理施設の事業承認がされたものを含む。）をいう。）
6. 簡易排水施設（元気な地域づくり交付金実施要綱等による簡易排水施設で、污水处理を実施しているもの（污水处理施設の事業認定がされたものを含む。）をいう。）
7. 小規模集合排水処理施設（小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱による小規模集合排水処理施設で、污水处理を実施しているものをいう。）
8. 特定地域生活排水処理施設（公共浄化槽等整備推進事業実施要綱、循環型社会形成推進交付金交付要綱又は污水处理施設整備交付金交付要綱による特定地域生活排水処理施設をいう。）
9. 個別排水処理施設（個別排水処理施設整備事業実施要綱による個別排水処理施設をいう。）

(2) 調査対象

下水道事業のうち公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設で、地方公営企業法の全部又は一部を適用しているものを対象とする。

(3) コードの記入方法

事業別区分

コード番号	コ ー ド 名
1	公 共 下 水 道
2	特定公共下水道
3	流 域 下 水 道
4	特定環境保全 公 共 下 水 道
5	農 業 集 落 排 水 施 設
6	漁 業 集 落 排 水 施 設
7	林 業 集 落 排 水 施 設
8	簡 易 排 水 施 設
9	小規模集合排水 処 理 施 設

下水道事業を左の表の区分に従い分類し，記入すること。

人口別区分（条件1）

公共下水道（特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。以下同じ。），特定環境保全公共下水道，農業集落排水施設，漁業集落排水施設，林業集落排水施設，簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設については，年度末現在の住民基本台帳に登録された人口を次の区分に従い分類して記入すること。

コード番号	コ ー ド 名
0	道府県
1	都及び指定都市
2	企業団及び一部事務組合
3	30万人以上
4	10万人以上～30万人未満
5	5万人以上～10万人未満
6	3万人以上～ 5万人未満
7	1万人以上～ 3万人未満
8	1万人未満
9	特定公共下水道，流域下水道

経営主体別区分（条件2）

コード番号	コ ー ド 名
1	都 道 府 県 営
2	指 定 都 市 営
3	市 営
4	町 村 営
5	企 業 団 営
	及び一部事務組合営

黒・赤字別区分（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常利益を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計（都道府県代行等）

（20表）「損益計算書」列46「経常利益」、列47「経常損失」により記入すること。なお、「経常収支」が「0」の場合は「黒字」とすること。

- （注）1. 供用開始前（料金収入なし）のものは、仮に損益計算書に収支が出た場合であっても、全表に建設中「3」を記入すること。
2. 過疎下水道代行事業や県営農業集落排水事業などの都道府県代行制度を実施し、代行した施設の設置に係る元利償還金の支払いのみを都道府県が行っている事業、また、会計の廃止等に伴い、一般会計等において継承した企業債の償還及び清算に係る収支を、一般会計から分別して想定企業会計として経理している場合は、「4」を記入する。（以下、コード番号「3」及び「4」の事業を「未供用の事業」とする。）
3. 供用開始後間もない事業で料金収入がない場合又は雨水管のみ供用開始していて料金収入がない場合でも収支により「1」か「2」を記入すること。
4. 未だ特別会計の設置及び下水道の建設に着手していないが都道府県等が実施している流域下水道事業に一般会計から建設費負担金を支払っているものは「4 想定企業会計」に区分すること。

規模別区分（条件4）

公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設及び林業集落排水施設で供用開始（一部を含む。）をしているものは、「現在処理区域内人口」の区分に従い、「1」～「7」のいずれかのコードを記入すること。供用開始を行ったが、年度末現在、汚水の流入がなく、処理の実績がなかった場合でも「現在処理区域内人口」の区分に従い、「1」～「7」のいずれかのコードを記入すること。

排水区域のみ「8」は、供用開始事業のうち、汚水処理施設が建設中のため雨水処理のみを行っている場合をいうものであり、個別の終末処理場を持たず流域下水道に接続している場合等は「1」～「7」または「9」のいずれかのコードを記入すること。

なお、未供用の事業、特定公共下水道、流域下水道、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設については「9」を記入すること。

コード 番 号	区 分		コ ー ド 名 (現 在 処 理 区 域 内 人 口 段 階 区 分)		
			公 共 下 水 道	特定環境保全公共下水道	農 業 集 落 排 水 事 業 漁 業 集 落 排 水 事 業 林 業 集 落 排 水 事 業
1	供も 用の 開 始 し て い る	下て	都道府県及び指定都市		
2		水い	30万人以上	1 万人以上	1 万人以上
3		のる	10万人以上～30万人未満	6 千人以上～ 1 万人未満	3 千人以上～ 1 万人未満
4		処も	5万人以上～10万人未満	4 千人以上～ 6 千人未満	2 千人以上～ 3 千人未満
5		理の	3万人以上～ 5万人未満	2 千人以上～ 4 千人未満	1 千人以上～ 2 千人未満
6		を	1万人以上～ 3万人未満	1 千人以上～ 2 千人未満	5 百人以上～ 1 千人未満
7		し	1万人未満	1 千人未満	5 百人未満
8	る	排 水 区 域 の み			
9	未供用の事業、特定公共下水道、流域下水道、簡易排水事業、小規模集合排水処理事業				

流域下水道接続関係区分（条件５）

コード番号	コ ー ド 名
1	単独で終末処理を行っている事業
2	流域下水道に接続
3	他事業（流域下水道を除く。）に接続
4	その他

下水道事業のうち、終末処理を単独で行っているものは「１」、流域下水道において行っているもの（流域関連下水道）は「２」、他の事業（流域下水道を除く）の処理場で行っているものは「３」、一部について流域下水道を含む他事業の処理場で行っているもの等については「４」を記入すること。
なお、流域下水道、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設については「１」を記入すること。

排除方式別区分（条件６）

コード番号	コ ー ド 名
1	合流式
2	分流式
3	合流・分流併用

供用後年数（条件７）

コード番号	区 分	コ ー ド 名
1	供用開始しているもの	令和４年度以降
2		平成29年度～令和３年度
3		平成24年度～平成28年度
4		平成19年度～平成23年度
5		平成14年度～平成18年度
6		平成９年度～平成13年度
7		平成８年度以前
8		排水区域のみ
9		未供用の事業

供用開始年月日（10表１行２列）の属する年度に應ずる「１」～「７」のコードを記入すること。

供用開始を行ったが、年度末現在、汚水の流入がなく、処理の実績がなかった場合でも供用開始年月日の属する年度により「１」～「７」のいずれかのコードを記入すること。

また、未供用の事業については「９」を記入すること。

会計単位（条件８）

下水道事業のうち、同一の特別会計で経理をされている事業について同一の数字を入れること。数字は「１」から順に記入するものとする。

例えば、公共下水道・特定環境保全公共下水道・特定地域生活排水処理施設を実施している団体において、公共下水道と特定環境保全公共下水道を同一の特別会計で経理し、特定地域生活排水処理施設は単独で特別会計を設置している場合は、公共下水道と特定環境保全公共下水道に「１」を、特定地域生活排水処理施設に「２」を記入すること。（数字の順は問わない。）

10 施設及び業務概況に関する調

171 下水道事業（公共下水道事業）

団体コード	019999	人口区分	1	都及び指定都市	流域下水道接続関係	1	単独で終末処理を行っている事業
		経営主体	1	都道府県営	排除方式別	3	合流・分流併用
法適・非適	1	法適用企業					
		黒・赤字別	1	経常利益を生じた事業（黒字）	供用後年数	7	平成8年度以前
		規模別	1	都道府県及び指定都市	会計単位	1	会計1

項目		行	数	値	列番号
1.建設事業開始年月日	1.明 治	01	1		(1)
	2.大 正				
	3.昭 和				
	4.平 成				
	5.令 和				
2.供用開始年月日	2.大 正				(2)
	3.昭 和				
	4.平 成				
3.法適用年月日	3.昭 和				(3)
	4.平 成				
	5.令 和				
4.下水道事業実施状況					(4)
5.適用区分	条 例 全 部		○		(5)
	条 例 財 務		○		
6.管 理 者	設 置		○		(6)
	非 設 置		○		
7.普 及 状 況	(1)行政区域内人口(人)				(7)
	(2)市街地人口(人)				(8)
	(3)全体計画人口(人)				(9)
	(4)現在排水区域内人口(人)				(10)
	(5)現在処理区域内人口(人)				(11)
	(6)現在水洗便所設置済人口(人)				(12)
	(7)行政区域面積(ha)				(13)
	(8)市街地面積(ha)				(14)
	(9)全体計画面積(ha)				(15)
	(10)現在排水区域面積(ha)				(16)
	(11)現在処理区域面積(ha)				(17)
チエック（1.～7.）					(18)
8.事業費	(1)総事業費（税込み）（千円）				(19)
	同 ア 国庫補助金（千円） （含むNTT無利子貸付金）				(20)
	上 イ 企業 債（千円）				(21)
	ウ 受益者負担金(千円)				(22)
	エ 流域下水道建設費負担金(千円)				(23)
	オ その他の（千円）				(24)
	ア 管 渠 費（千円）				(25)
	イ ポンプ場費（千円）				(26)
	ウ 処 理 場 費（千円）				(27)
	エ 流域下水道建設費負担金(千円)				(28)
	オ その他の（千円）				(29)
	(2)補助対象事業費（千円） （税込み）				(30)
	(1)下水管布設延長(km)				(31)
	ア 汚 水 管 (km)				(32)
9.種別延長	イ 雨 水 管 (km)				(33)
	ウ 合 流 管 (km)				(34)
	エ 汚 水 管 (km)				(35)
	オ 雨 水 管 (km)				(36)
	カ 合 流 管 (km)				(37)
マンホールポンプ設置数（箇所）					(38)
10.処理方法別内訳	(1)終末処理場数（箇所）	01	1		(38)
	ア 高 度 処 理 (箇所)				(39)
	イ 高 級 処 理 (箇所)				(40)
	ウ 中 級 処 理 (箇所)				(41)
	エ 簡 易 処 理 (箇所)				(42)
	(2)計画処理能力（m ³ /日）				(43)
	(3)現在処理能力	ア 晴天時（m ³ /日）			(44)
	イ 雨天時（m ³ /分）				(45)
	(4)現在最大処理水量	ア 晴天時（m ³ /日）			(46)
	イ 雨天時（m ³ /分）				(47)
11.ポンプ場	(5)現在晴天時平均処理水量（m ³ /日）				(48)
	(6)年間総処理水量（m ³ ）				(49)
	内 ア 汚水処理水量（m ³ ）				(50)
	イ 雨水処理水量（m ³ ）				(51)
	(7)年間有収水量（m ³ ）				(52)
	(8)汚泥処 理能力	ア 汚泥量（m ³ /日）			(53)
	イ 含水率（％）				(54)
	(9)年間総汚泥処分量（m ³ ）				(55)
	(1)ポンプ場数（箇所）				(56)
	(2)排水能力	ア 晴天時（m ³ /日）			(57)
12.職員数	イ 雨天時（m ³ /分）				(58)
	(1)損益勘定所 属職員(人)				(59)
	内 ア 管 渠 部 門 (人)				(60)
	イ ポンプ場 部 門 (人)	02	2		(1)
	ウ 処 理 場 部 門 (人)				(2)
	エ その他（総務・管理部門）(人)				(3)
	(2)資本勘定所 属職員(人)				(4)
	計(人)				(5)
	合流管比率（合流管／下水管布設延長）				(6)
	処理区域内人口密度 （処理区域内人口／処理区域面積）				(7)
13.管理者の情報	処理開始年月日：2大正, 3昭和, 4平成, 5令和				(8)
	処理開始年月日（処理区域別）				(9)
	1年間の修繕・改良・更新管渠延長(km)				(10)
	うち 修 繕 延 長 (km)				(11)
	改良・更新延長 (km)				(12)
	法定耐用年数を超えた管渠延長 (km)				(13)
	1年間の点検・調査管渠延長(km)				(14)
	01 自治体職員				(15)
	02 民間企業出身				
	03 学 術・研 究 機 関 出 身				
01行59列のうち	04 そ の 他				
	常 勤 職 員				(16)
	会計年度任用職員（フルタイム）				(17)
	会計年度任用職員（パートタイム）				(18)
	常 勤 職 員				(19)
	会計年度任用職員（フルタイム）				(20)
	会計年度任用職員（パートタイム）				(21)
	マンホールポンプ設置数（箇所）				(22)

*02行06列、07列は自動計算

表示単位に注意すること。
（ 整 数 表 示 ）

コ
ド
01999101171

(4) 10表 「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

1. 列1「建設事業開始年月日」は、建設工事を開始した年月日を記入すること。未だ建設工事に着手していない市町村にあっては、実施設計に着手した年月日を記入すること。

なお、流域下水道建設費負担金を支払っているが、未だ関連下水道の建設に着手していない市町村にあっては、負担金の支払いを開始した年月日を記入すること。

ただし、関連下水道の建設工事を開始している場合は、その開始年月日を記入すること。

平成31年1月1日～平成31年4月30日→4310101～4310430（5010101～5010430と記入しないこと。）

令和元年5月1日～令和元年12月31日→5010501～5011231（4310501～4311231と記入しないこと。）

（以下、年月日の記入に当たってはこの例によることとし、他表においても同様とすること。）

2. 列2「供用開始年月日」は、下水道法第9条第1項に基づく供用開始の公示又は下水道法第25条の26に基づく供用開始の通知により、供用を開始した年月日を記入すること。農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設については、公示された供用開始日を記入すること。

ただし、農業集落排水施設にあっては昭和61年3月31日以前に供用を開始した施設、漁業集落排水施設にあっては平成元年3月31日以前に供用を開始した施設、林業集落排水施設及び簡易排水施設にあっては平成7年3月31日以前に供用を開始した施設については、当該施設の設置に関する条例の施行日等供用開始が確認できる日を記入すること（未供用の事業は記入しないこと。）。

また、1の事業の中で、2以上の処理区域がある場合は、最も早く供用開始を行った処理区域の年月日を記入すること。

3. 列3「法適用年月日」は、法が適用されることとなった年月日を記入すること。なお、法非適用事業が地方公営企業法の財務規定を適用した場合には、当該適用年月日を記入すること（特別会計設置年月日ではないことに留意すること）。

4. 列4「下水道事業実施状況」は、法適用・法非適用を問わず、同一団体において供用を開始している下水道事業の事業数を2桁の数で表すこととし、十の位に法適用実施事業数を、一の位に法非適用実施事業数を記入すること（未供用の事業は含まないこと）。同一団体では同じ数値が入ることに留意すること。

（例1）法適用の公共下水道のみ実施している場合……「10」と記入

（例2）同一団体に法非適用の農業集落排水施設及び個別排水処理施設を実施している場合……両事業の調査表に「2」と記入

（例3）同一団体に法適用の公共下水道を実施し、かつ、法非適用の特定環境保全公共下水道及び農業集落排水施設を実施している場合……3事業の調査表すべてに「12」と記入

（例4）同一団体に法適用の公共下水道及び特定環境保全公共下水道（建設中）を実施し、かつ、法非適用の農業集落排水施設を実施している場合……3事業の調査表全てに「11」と記入（未供用の事業を含まないことに留意すること）

5. 列5「適用区分」は、第2条第3項の規定に基づく法の適用の方法を記入すること。

6. 列7～17「7. 普及状況」は、供用を開始した団体のみ記入し、未供用の団体については記入しないこと。

なお、流域下水道にあっては、(1)(2)(7)(8)については、当該流域下水道に関連する市町村の総人口、総面積を

合算して得た数値を記入するものとし、(3)～(6)及び(9)～(11)については当該流域下水道に係る数値を記入すること。また、それ以外の事業で法適用・法非適用を問わず複数の事業を実施している団体については、(1)(2)(7)及び(8)において、団体全体の人口及び面積を記入し、全事業について、それぞれ同一数値を記入すること。(3)～(6)及び(9)～(11)については当該事業に係る数値を記入すること。

7. 列7「行政区域内人口」は、年度末現在における住民基本台帳に登録された人口を記入すること。
8. 列8「市街地人口」は、市街地面積における人口を記入すること。
9. 列9「全体計画人口」は、流域別下水道整備総合計画、下水道の整備に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）又は農業集落排水整備計画等に示された当該事業の計画人口を記入すること。
10. 列10「現在排水区域内人口」は、供用開始が公示又は通知された区域の人口を記入すること（計画値を記入しないこと）。なお、特定公共下水道についても、当該排水区域内の住民基本台帳登録人口を記入すること。
11. 列11「現在処理区域内人口」は、下水道法により処理開始が公示又は通知された処理区域の年度末現在の人口を記入すること（計画値を記入しないこと）。なお、特定公共下水道についても、当該処理区域内の住民基本台帳登録人口を記入すること。また、農業集落排水施設等については、それぞれ各施設台帳の排水区域のうち汚水排水区域の人口を記入すること。
12. 列12「現在水洗便所設置済人口」は、「現在処理区域内人口」のうち水洗便所を設置し使用している年度末現在の人口を記入すること（住民が個人で設置した浄化槽による水洗便所は含まない）。
13. 列13「行政区域面積」は、年度末現在における行政区域面積を記入すること。
14. 列14「市街地面積」は、「国勢調査」の際に「人口集中地区」としたものを基礎として年度末現在においてそれに相当する区域を推計したものを記入すること。
15. 列15「全体計画面積」は、基本計画又は農業集落排水施設整備計画等に示された計画面積を記入すること。
16. 列16「現在排水区域面積」は、下水道法により供用開始が公示又は通知された区域の面積を記入すること（計画値を記入しないこと）。なお、農業集落排水施設等については、それぞれ各施設台帳の排水区域面積を記入すること。
17. 列17「現在処理区域面積」は、下水道法により処理開始が公示又は通知された区域の面積を記入すること（計画値を記入しないこと）。なお、農業集落排水施設等については、それぞれ各施設台帳の排水区域のうち汚水区域の面積を記入すること。
18. 列18「チェック」は、1列～17列までの数値を合計した数値を記入すること。5・6列については、5列「適用区分」は、条列全部を1、条例財務を2とし、6列「管理者」は、設置を1、非設置を2として合計すること。
19. 列19～30「8. 事業費」は、建設工事を開始した年度から本調査対象年度までの建設投資累計額を記入すること（税込み）。なお、建設投資額には、流域下水道関連市町村が、都道府県の流域下水道に対して支出した流域下水道建設費負担金が含まれること。
20. 列20～24「同上財源」は、「総事業費」の財源内訳を記入すること。なお、列23「流域下水道建設費負担金」は、都道府県の流域下水道が、流域下水道関連市町村から収入した流域下水道建設費負担金を記入すること。また、農業集落排水施設等の整備に充てられた企業債のうち、下水道事業債の対象となる以前に発行された

ものは、列24「オその他」に記入すること。

21. 列25～29「総事業の使途内訳」は、管渠・ポンプ場及び処理場等の建設に要した事業費（建設利息、事務費等を含む。）を記入すること。なお、列28「流域下水道建設費負担金」は、流域下水道関連市町村が、都道府県の流域下水道に対して支出した流域下水道建設費負担金を記入すること。また、地元住民に対する迷惑料的な補償費は、列29「その他」に記入すること。処理場の敷地外において周辺環境対策の一環として整備する施設及び処理場の敷地内であっても本来処理施設と関係のないものに係る経費を下水道事業会計で経理している場合は列27「処理場費」ではなく、列29「その他」に記入すること。
22. 列30「補助対象事業費」は、国の補助対象となった事業費を記入すること（税込み。）。
23. 列31「下水管布設延長」は、建設が完了した下水管（受贈され、今後維持管理を行うものを含む。）の総延長を記入すること（表示単位に注意すること。）。
24. 列32～34「種別延長」は、列31「下水管布設延長」の内訳を記入すること。
25. 列35～37「同上のうち未供用」は、列32～34のうち、供用開始の公示又は通知を行った区域外に布設された管渠について、年度末の延長を記入すること。なお、建設中の事業にあっては、「種別延長」（32列～34列）と「同上のうち未供用」（35列～37列）が一致すること。
26. 「10. 処理場」「11. ポンプ場」欄の能力、処理水量等は列43「計画処理能力」を除き現有施設の状況について記入し、計画数値を記入しないこと。なお、未供用の団体については記入しないこと。また、処理場又はポンプ場が2箇所以上ある場合は、その合計値を記入すること。また、「10. 処理場」のうち(1), (2), (3), (4), (5), (8), (9)は流域関連下水道については記入する必要はないこと。ただし、(6), (7)は供用中の事業においては都道府県の流域下水道の記入値との整合性を図った上で必ず記入すること。
27. 列38「終末処理場数」は、年度末現在において供用を開始している終末処理場の数を記入すること。
28. 列39～42「処理方法別内訳」は、平成15年の改正前の下水道法施行令第6条第1項の表に定められた区分に準じて最終処理方法別に分類すること。なお、「高度処理」とは、「公共下水道事業繰出基準の運用について」(昭和61年5月27日付け自治準企第133号自治省財政局準公営企業室長通知)4(1)に定めるものをいう。(以下同じ。)農業集落排水施設等についても、上記区分に準じて記入すること。
29. 列43～列48及び列53～列55には、列38に計上した終末処理場についての数値を記入すること（終末処理場がない事業は記入しないこと。）。
30. 列43「計画処理能力」は、基本計画に示された能力を記入すること。
31. 列44, 45「現在処理能力」は、年度末現在において供用を開始している施設の処理能力を記入すること。なお、分流式下水道にあっては列45「雨天時の現在処理能力」には原則として記入しないこと。
32. 列46, 47「現在最大処理水量」は、年度末現在において供用を開始している施設の最大の処理水量を記入すること。施設の実際の処理能力等を記載する必要があるため、1処理場にて2以上の事業から下水を受け入れている場合等は、計画処理能力、最大処理水量、平均処理水量の計上に当たって、実際の能力、水量等に即して記入すること。たとえば他事業の下水を公共下水道の処理場で受け入れている場合、実際の処理場の受入水量に即して施設利用率等が過少・過大にならないようにすること。また、他事業の処理場へ下水を流出している事業においても、実際の計画量等に応じて適切に処理能力・水量等を区分し、流出分を計上しないようにすること。なお、分流式下水道にあっては列47「雨天時の現在最大処理水量」には原則として記

45. (02行) 列10～14は、列31の内数となるよう留意すること（表示単位に注意すること）。
46. (02行) 列10「1年間の修繕・改良・更新管渠延長」は、以下を参考に、当該年度の管渠延長を記入すること。
- 修繕：施設の現状復旧を図ることを目的とした行為であり、耐用年数の延伸が担保されないもの
- 改良：施設の耐用年数の延伸が担保される行為であり、改築の一部を成すもの
- 更新：新たに設置したものと同一期間の耐用年数が担保される行為であり、改築の一部を成すもの
47. (02行) 列11, 12「(02行) 列10のうち修繕延長・改良更新延長」は、(02行) 列10の内訳を記入すること（表示単位に注意すること）。
48. (02行) 列13「法定耐用年数を超えた管渠延長」は、一定（法定耐用）年数を経過した管渠延長を記入すること。
49. (02行) 列14「1年間の点検・調査管渠延長」は、点検・調査を行った当該年度の巻渠延長を記入すること。
50. (02行) 列15「管理者の情報」は、「管理者」（01行列6）において「設置」を選択した場合に、当該管理者の職歴について、該当するものを選択すること（複数選択可）。なお、「非設置」を選択した場合には、いずれも選択しないこと。
51. (01行) 列59及び(02行) 列4のうち、「常勤職員」、「フルタイム会計年度任用職員」、「パートタイム会計年度任用職員」の職員数の記載要領については、P.61を参照すること。

(5) 20表「損益計算書」の記入方法

次の留意点以外はP. 7（共通表）の作成要領によること。なお、想定企業会計の事業（黒・赤字コード「4」）についても損益取引として処理せざるを得ないものがある場合は本表に記入すること。

1. 「資本費平準化債」のうち未利用分に係る企業債利息相当額に対する起債分及び下水道事業債（特別措置分）のうち企業債利息相当額に対する起債分は、(01行) 列1～列24に含めず列60「収益的支出に充てた企業債」に記入する。
2. 列3「下水道使用料」には、原則下水道事業会計が直接収入した下水道使用料を記入すること。下水道使用料減免措置等相当額を他会計が負担した場合におけるその額は列20「他会計補助金」に記入すること。なお、他都市受入水等がある場合は、10表1行52列の要領を踏まえ、各事業において適切に計上すること。
3. 列8「雨水処理負担金」には、「令和7年度の地方公営企業繰出金について」（令和7年4月1日付け総財公第28号総務副大臣通知）（以下「繰出基準」という。）第7の1に定める雨水処理に要する経費（維持管理費及び資本費。ただし、雨水処理施設の用地に係る企業債元金償還金等を除く。雨水処理施設の用地に係る企業債元金償還金等に対する他会計繰入金は、23表列7「他会計補助金」に記入すること。）に対する他会計繰入金を記入すること。
4. 列9「受託工事収益」には、営業活動に関係のある受託工事に係る収益を記入すること。また、工事以外の受託事業に係る収益も含まれること（列33「受託工事費」も同様の考え）。
5. 列13「流域下水道管理運営費負担金」には、流域下水道が流域下水道関連市町村から収入した流域下水道管理運営費負担金を記入すること。なお、「流域下水道管理運営費負担金」には、資本費負担分（流域下水道の企業債元利償還金に対する流域下水道関連市町村の負担金等）が含まれることに留意すること。
6. 列17「受託工事収益」には、営業活動に直接関係のない受託工事に係る収益を記入すること。また、工事以外の受託工事に係る収益も含まれること（列43「受託工事費」も同様の考え）。し尿処理受託事業等の一

一般会計等の施策実施に伴う収入は「受託工事収益」に含めること。

7. 列18「国庫補助金」には、水洗便所改造費に対する国庫補助金等、収益的収入にあたる国庫補助金を記入すること。また、起債の利子補給金がある場合は、本欄に記入すること。ただし、補助率差額は23表列9「国庫補助金」に記入すること。
8. 列20「他会計補助金」には、「繰出基準」に定める分流式下水道等に要する経費（用地に係る企業債元金償還金を除く。）、水質規制費、水洗便所等普及費、不明水処理費、高度処理費（高度処理施設の用地に係る処理負担分を除く。）、高資本費対策経費及び広域化・共同化に要する経費、普及特別対策経費（雨水処理負担分を除く。）、繰出しに代えて臨時的に措置された下水道事業債（臨時措置分）、下水道事業債（特例措置分）、下水道事業債（特別措置分）等の元利償還金の利息分等に対する他会計繰入金を記入すること。また、上記のもの以外に地方公営企業法第17条の3に基づく他会計からの補助金のうち、収益的収入に属するものがあれば本欄に記入すること。
9. 列23「資本費繰入収益」は、建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対し、一般会計から繰入を行う場合で、当該繰入金を長期前受金に計上することなく当該年度に収益計上した額を記入すること。
10. 列27「管渠費」は、管渠の清掃、維持補修に要する費用等を記入する。
11. 列28「ポンプ場費」は、ポンプ場におけるポンプ運転に要する費用、ポンプ場施設の維持補修に要する費用等を記入する。
12. 列29「処理場費」には、処理場内の水質規制費のほかに処理場外の悪質下水の監視及び規制に要する経費を含めて記入すること。
13. 列38「流域下水道管理運営費負担金」には、流域下水道関連市町村が流域下水道に対して支出した流域下水道管理運営費負担金を記入すること。
14. 列39「その他営業費用」には、水洗便所等普及費が含まれること。
15. 列41「支払利息」には、建設中の支払利息は記入しないこと。建設中の支払利息は23表列19「建設利息」、23表（02行）列10「建設利息」、22表列8「建設仮勘定」に記入すること。また、償却原価法により計上される利息相当数についても含めること。なお、農業集落排水施設等においては、下水道事業債の対象とされた後に発行された企業債に係るもののみが対象となること。
16. 列46「経常利益」及び列47「経常損失」は、次の算式により算出された額を記入する。
（算式）（列2「営業収益」＋列15「営業外収益」）－（列26「営業費用」＋列40「営業外費用」）
なお「経常損失」は正数で記入し、「△」、「－」の符号はつけないこと。
17. 列50「固定資産売却益」は、固定資産を売却する際に生じた差益を記入する。
18. 列55「純利益」及び列56「純損失」は、次の算式により算出した額を記入する。
（算式）列1「総収益」－列25「総費用」
なお、「純損失」は正数で記入し、「△」、「－」の符号はつけないこと。
19. 列60「収益的支出に充てた企業債」には、「資本費平準化債」のうち供用開始後の施設のうち未利用部分に係る企業債利息相当額に対する起債分及び下水道事業債（特別措置分）のうち企業債利息相当額に対する起債分を含めること。
20. （02行）列26「うち企業債元金償還に充てたもの」は、（02行）列25「他会計繰入金」のうち、企業債の元

金の償還に要する資金に充てた額を記入すること。

(6) 21表「費用構成表」の記入方法

次の留意点以外はP.19によること。

1. 列8「企業債利息」には、建設中の支払利息は記入しないこと。また、農業集落排水施設等においては、下水道事業債の対象とされた後に発行された企業債に係るもののみが対象となること。
2. 列12「動力費」は、機械装置等の運転に必要な電力量及び燃料費等を記入すること。
3. 列15「修繕費」は、有形固定資産、たな卸資産等の維持修繕に要する費用を記入する。
4. 列16「材料費」は、有形固定資産等の維持・修繕に要する諸材料費を記入する。
5. 列17「薬品費」は、処理場、ポンプ場等で使用する薬品の購入に要する費用を記入する。
6. 列19「委託料」には、管渠清掃、ポンプ場及び処理場の運転管理、脱水ケーキ及び焼却灰運搬処分並びに諸機械保守点検等が含まれることに留意すること。ただし、管渠及び諸機械の補修等修繕に係る経費は、列15「修繕費」に含まれること。

なお、包括的民間委託により契約をしている場合は、委託先からの報告に基づいて、各費目（動力費、光熱水費等）へ計上し、費目別に整理できない分（委託先の人件費等）について、委託料に計上すること。

7. 列27「流域下水道管理運営費負担金」には、20表列38に記入した流域下水道管理運営費負担金の額を記入すること。

(7) 22表「貸借対照表」の記入方法

次の留意点以外は、P.24によること。

1. この調査の対象となる企業債は、農業集落排水施設等にあつては、下水道事業債の対象とされた後に発行された企業債であること。
2. 列6「減価償却累計額」は正数で記入し、「△」、「－」の符号はつけないこと。
3. 列8「建設仮勘定」には、建設利息を含めて記入すること。
4. 列9「無形固定資産」には、流域下水道関連市町村が流域下水道に対して支出した流域下水道建設費負担金が含まれること。ただし、流域下水道にあつては、当該負担金を充当した施設については、列2「有形固定資産」に記入することに留意すること。
5. 列16「未収金及び未収収益」は、未収消費税及び地方消費税還付金の額も含めて記入すること。
6. 列23「建設改良費等の財源に充てるための企業債」は、建設改良費及び投資の目的のために発行した企業債、都道府県からの振興資金等長期借入金、「資本費平準化債」のうち、供用開始後の施設のうち未利用部分に係る企業債利息相当額に対する起債分、企業債の元金償還期間と下水処理施設の減価償却期間との差により生じる企業債元金償還金と減価償却費との差額に対する起債分及び下水道事業債（特別措置分）が含まれるもので、償還期限が当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以降に到来する額を記入する。なお、企業債前借は年度途中においては、一時借入金として経理される（ただし、一時借入金限度額の規制対象外）が、決算日において企業債に振り替えられなかった場合でも企業債として取り扱うものである。
7. 列26「建設改良費等の財源に充てるための長期借入金」は、建設改良費及び投資の目的のために借り入れた一般会計等他会計からの長期借入金で償還期限が当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以降に到来

する額を記入する。

8. 列32「建設改良費等の財源に充てるための企業債」は、建設改良費及び投資の目的のために発行した企業債、都道府県からの振興資金等長期借入金、「資本費平準化債」のうち、供用開始後の施設のうち未利用部分にかかわる企業債利息相当額に対する起債及び企業債元金償還期間と下水処理施設の減価償却期間との差額に対する起債分等で、当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還しなければならない額を記入する。なお、企業債前借は年度途中においては、一時借入金として経理される（ただし、一時借入金限度額の規制対象外）が、決算日において企業債に振り替えられなかった場合でも企業債として取り扱うものである。
9. 列34「建設改良費等の財源に充てるための長期借入金」は、建設改良費及び投資の目的のために借り入れた一般会計等他会計からの長期借入金で当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還しなければならない額を記入する。
10. 列39「未払金及び未払費用」は、未払消費税及び地方消費税の額も含めて記入すること。
11. 列41「その他」は、前受下水道料金又は前受受託事業収益等の前受金や職員の源泉徴収所得税等の預り金などの流動負債を記入する。
12. 列44「長期前受金収益化累計額（△）」の欄は正数で記入し、「△」、「－」の符号をつけないこと。

(8) 23表「資本的収支に関する調」の記入方法

次の留意点以外はP.31によること。

1. この調査の対象となる企業債は、農業集落排水施設等にあつては、下水道事業債の対象とされた後に発行された企業債であること。
2. 列2「建設改良のための企業債」には、「資本費平準化債」のうち、供用開始前の施設に係る企業債利息相当額に対する起債分が含まれること。
3. 列3「その他」には、資本費平準化債のうち供用開始前の施設に係る企業債元金償還金相当額に対する起債分及び企業債の元金償還期間と下水処理施設の減価償却期間との差により生じる企業債元金償還金と減価償却費との差額に対する起債分及び下水道事業債（特別措置分）のうち企業債元金償還金相当額に対する起債分が含まれること。
4. 列4「他会計出資金」には、法第18条の規定に基づく出資金がある場合に限り記入すること。
5. 列7「他会計補助金」には、雨水処理費（用地に係る企業債元金償還金に限る。）、分流式下水道等に要する経費（用地に係る企業債元金償還金に限る。）、高度処理費（用地に係る企業債元金償還金に限る。）及び下水道事業債のうち臨時措置分、広域化・共同化分、普及特別対策分、特別措置分、特別措置分の元金相当分等に対する繰入金等が含まれること。ただし、支払利息相当分に対する繰入（雨水処理負担金分を除く）は、20表列20「他会計補助金」に含めること。
6. 列8「固定資産売却代金」には、固定資産を売却したときの代金を記入するが差益は含めない。
7. 列9「国庫補助金」には、建設改良の補助を目的としたものを記入し、補助率差額が含まれること。
8. 列11及び列29「工事負担金」には、受益者負担金及び流域下水道が流域下水道関連市町村から収入した流域下水道建設費負担金が含まれること。
9. 列17「建設改良費」には、流域下水道関連市町村が、流域下水道に対して支出した流域下水道建設費負担

金が含まれること。

10. 列37「その他」には、建設改良以外の目的に充てた企業債償還元金（例えば3条予算なお書にした災害復旧事業債、退職手当債等）、借換債償還元金（借換債収入をもって償還する借換時の一時償還金）、資本費平準化債収入をもって償還する供用開始前の施設に係る企業債元金償還金、資本費平準化債（供用開始前の施設に係る企業債利息相当額に対する起債分を除く。）の元金償還金及び下水道事業債（特別措置分）の元金償還金を記入する。
11. 列50「その他」は当該事業の開始当初に引き継がれた引継現金及び引継貯蔵品等のうち、資本的支出の財源に充てたものを記入する。なお、消費税及び地方消費税資本的収支調整額も含めて記入すること（内訳を列51へ記入すること。）。
12. (02行) 列9「流域下水道建設費負担金」には、流域下水道関連市町村が、流域下水道に対して支出した流域下水道建設費負担金を記入すること。
13. (02行) 列10「建設利息」には、建設中の支払利息を記入すること。なお、10表「総事業費の使途内訳」にあつては、「建設利息」は、各施設費（管渠費、ポンプ場費、処理場費等）に振り分けることに留意すること。
14. (02行) 列34「01行3列のうち資本費平準化債」には、当年度に発行した「資本費平準化債」の起債額を記入すること。
15. (02行) 列35「01行37列のうち資本費平準化債」には、平成16年度以降に発行した「資本費平準化債」の元金償還金を記入し、15年度以前発行分の元金償還金は記入しないこと。
16. (02行) 列54「管渠費」～(02行) 列57「その他」の合計値は、(02行) 列27と一致すること。なお、(02行) 列54～(02行) 列56はそれぞれ(02行) 列06～(02行) 列08の内訳とし、(02行) 列57は(02行) 列09～(02行) 列11の内訳とすること。
17. (02行) 列58「管渠費」～(02行) 列61「その他」の合計値は、(02行) 列28と一致すること。なお、(02行) 列58～(02行) 列60はそれぞれ(02行) 列06～(02行) 列08の内訳とし、(02行) 列61は(02行) 列09～(02行) 列11の内訳とすること。
18. (02行) 列63～65は(01行) 列18「職員給与費」のうち、「常勤職員」、「パートタイム会計年度任用職員」及び「フルタイム会計年度任用職員」の内数を記入すること。なお、「任期付職員（任期付短時間勤務職員）」、「再任用職員（再任用短時間勤務職員）」については、「常勤職員」に含めること。

(9) 24表「企業債に関する調」の記入方法

次の留意点以外はP.39によること。

この調査の対象となる企業債は、下水道事業債の対象となった後に発行された企業債であること。つまり、農業集落排水施設にあつては、昭和61年度以降に発行された企業債、漁業集落排水施設にあつては、平成元年度以降に発行された企業債、林業集落排水施設及び簡易排水施設にあつては、平成7年度以降に発行された企業債であること。

(10) 25表「職種別給与に関する調」の記入方法

次の留意点以外については、P.103によること。

1. 本表は、21表「費用構成表」及び23表「資本的支出に関する調」に記入した職員給与費について、それぞ

れの退職給与金及び法定福利費を控除した額の合算値を職種別に記入する。なお、「職種」については以下を参考に、職名にこだわらず現在に従事している職種により分別すること。

- ・事務職員：知事（市町村長）部局の事務職員（国の行政俸給表（一）に相当する給与表の適用を受ける職員）
相当の業務を本務としている職員
- ・技術職員：知事（市町村長）部局の技術職員相当の業務を本務としている職員
- ・技能職員：国の行政職俸給表（二）の適用を受ける者に相当する職員
- ・その他：上記いずれにも属さない職員

2. 「年間延職員数」は、各月末の在籍職員数（管理者を除く。）の積上げを記入する。したがって、「年度末職員数」×12ヶ月÷「年間延職員数」となるので留意すること。
3. 「年度末職員数」は、10表「施設及び業務概況に関する調」の職員数から管理者を除いたものを記入する。
4. 「基本給」は、給料（職員の本俸。給料の調整額を含む。）、扶養手当及び地域手当の合計額を記入する。
したがって、「計(1)～(4)」の「基本給」(01行51列)は、「給料」(01行61列) + 「扶養手当」(01行62列) + 「地域手当」(01行63列) の額となる。
5. 「手当」は、退職手当、児童手当を除く諸手当を記入する。なお、通勤手当については税込みで計上した場合の額を記入すること。
6. 「時間外勤務手当」は、時間外勤務手当及び休日勤務手当を記入する。
7. 「特殊勤務手当」は、次の諸手当以外の手当を記入する。
管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当（税込み）、特地勤務手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、退職手当、児童手当。
8. 「期末勤勉手当」は、期末手当及び勤勉手当を記入する。
9. 「その他」は、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当、児童手当以外の手当を記入する。
10. 「延年齢」は、年度末職員の延年齢（それぞれの職員の3月31日現在における満年齢の積上げ）を記入する。
11. 「延経験年数」は、年度末職員の初任給の決定の基礎となった学歴取得後（すなわち、当該団体の職員として年数に換算された前歴の年数を加えたものである。）の延経験年数（それぞれの職員の3月31日現在における経験年数の積上げ）を記入する。なお、延経験年数は、それぞれの職員の経験年数を12進法で計算し、積上げ後の月数（端数）を五捨六入して整数で記入する。例えば、134年6ヶ月は135と記入する。

[AGNHY578]

令和7年度決算

32 経営分析に関する調(一)

都道府県名	@都道府県名称
団体名	@市町村名称

171 下水道事業（公共下水道事業）

団体コード	019999	人口区分	1	都及び指定都市	流域下水道 接続関係	1	単独で終末処理を行っている事業	
法適・非適	1	法適用企業	経営主体	1	都道府県営	排除方式別	3	合流・分流併用
			黒・赤字別	1	経常利益を生じた事業（黒字）	供用後年数	7	平成8年度以前
			規模別	1	都道府県及び指定都市	会計単位	1	会計1

項 目		行	金 額 (千円)
1. 維持管理費	(1) 管渠費	ア 職員給与費	01
		イ 修繕費	
		ウ 材料費	
		エ 路面復旧費	
		オ 委託料	
		カ その他	
		計（ア～カ）	
		計の内訳	
		汚水処理費	
		雨水処理費	
		その他	
	(2) ポンプ場費	ア 職員給与費	
		イ 動力費	
		うち電気料	
		ウ 修繕費	
		エ 材料費	
		オ 薬品費	
		カ 委託料	
		キ その他	
		計（ア～キ）	
		計の内訳	
		汚水処理費	
		雨水処理費	
		その他	
	(3) 処理場費	ア 職員給与費	
		イ 動力費	
		うち電気料	
		ウ 修繕費	
		エ 材料費	
		オ 薬品費	
		カ 委託料	
		キ その他	
		計（ア～キ）	
		計の内訳	
		汚水処理費	
		雨水処理費	
		その他	
	(4) その他	ア 職員給与費	
		イ 流域下水道管理 運営費負担金	
		ウ 委託料	
		エ その他	
		計（ア～エ）	
		計の内訳	
		汚水処理費	
		雨水処理費	
		その他	

項 目		行	金 額 (千円)	列 番 号
2. 資本費	合計 (1) + (2) + (3) + (4)	01		(1)
	合計の内訳	汚水処理費		(2)
		雨水処理費		(3)
		水質規制費		(4)
		水洗便所等普及費		(5)
		不明水処理費		(6)
		高度処理費		(7)
		その他		(8)
	(1) 企業債等利息			(9)
	内訳	汚水処理費		(10)
		雨水処理費		(11)
		高度処理費		(12)
		高資本費対策経費		(13)
		分流式下水道等に要する経費		(14)
		その他		(15)
	(2) 減価償却費			(16)
	内訳	汚水処理費		(17)
		雨水処理費		(18)
		高度処理費	02	(19)
		高資本費対策経費		(20)
		分流式下水道等に要する経費		(21)
		その他		(22)
	長期前受金戻入分			(23)
	(3) 企業債取扱諸費等			(24)
	合計 (1) + (2) + (3)			(25)
	合計の内訳	汚水処理費		(26)
		雨水処理費		(27)
		高度処理費		(28)
		高資本費対策経費		(29)
		分流式下水道等に要する経費		(30)
		その他		(31)
	長期前受金戻入分			(32)
	費用総合計			(33)
	総内 合計 の内 訳	汚水処理費		(34)
		雨水処理費		(35)
		その他		(36)
		長期前受金戻入分		(37)
		企業債償還金等		(38)
		汚水処理費		(39)
	3. 資本費 （別 表） の内 訳	雨水処理費		(40)
		その他		(41)
		(再掲) 下水道使用料		(42)
	「01行44列」のうち、その他収入充当分			(25)
	「02行08列」のうち、その他収入充当分			(26)

コ ド	0	1	9	9	9	9	3	2	1	1	7	1
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(1) 32表「経営分析に関する調（一）」の記入方法

32表は下水道事業にかかる経費を区分整理し、使用料対象の污水处理費を適切に把握し、経営分析を行うものである。このため、繰出基準等に基づき算定された数値を各列に適切に計上すること。なお、本来污水处理費に整理されるべき費用（基準外繰出金等）については02行列16「污水处理費」に計上すること。

1. 本表は、税抜き処理後の金額にて記入すること。なお、未供用の事業については記入しないこと。
2. 本表における「污水处理費」「雨水処理費」の区分は、「公共下水道事業繰出基準の運用について」（昭和56年6月5日付け自治準企第153号自治省財政局準公営企業室長通知）によること。なお、「令和7年度の地方公営企業繰出金について」（令和7年4月1日付け総財公第28号、総務副大臣通知）、「令和6年能登半島地震に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金について」（令和6年3月21日付け総財公第21号、総務副大臣通知）、「令和7年度における東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金について」（令和7年4月1日付け総財公第29号、総務副大臣通知）により、一般会計が負担すべきものとされた「水質規制費」「不明水処理費」等は、「污水处理費」には含めないこと。
3. 下水道使用料の徴収に係る経費、水洗便所等普及費は「(4)その他」（35～42列）に記入すること。
4. (02行)列15「費用総合計」は21表列29「費用合計」と一致するものであること。
5. 「(1)管渠費」（1～10列）、「(2)ポンプ場費」（11～22列）及び「処理場費」（23～34列）は、20表の列27「管渠費」、列28「ポンプ場費」、及び列29「処理場費」の内訳を記入するものであること。
6. 「職員給与費」（1列、11列、23列及び35列）は、本表の損益勘定所属職員の区分に従って、21表「1. 職員給与費」を振り分けるものであること（21表6列＝本表の職員給与費の計）。
7. 本表の「動力費」の計、「修繕費」の計、「材料費」の計、「薬品費」の計及び「委託料」の計は、それぞれ21表の数値と一致するものであること。
8. 「委託料」（5列、17列、29列及び37列）は、管渠清掃、汚泥処理、使用料徴収等について、団体の内部に委託しているものを含め記入すること。
9. 列10「その他」には流域関連公共下水道のみを実施している団体における、繰出基準に定められた一般会計が負担すべき「水質規制費」を記入すること。単独公共下水道を実施している団体にあつては、水質規制費は列34「その他」に一括計上すること。
10. 列22「その他」には繰出基準に定められた一般会計が負担すべき「不明水処理費」のうち、ポンプ場に係る維持管理費を記入すること。
11. 列34「その他」には繰出基準に定められた一般会計が負担すべき「水質規制費」（単独公共下水道を実施している団体）、「高度処理費」及び「不明水処理費」（処理場に係る維持管理費）を記入すること。
12. 列36「流域下水道管理運営費負担金」には、流域下水道関連市町村が都道府県の流域下水道に対して支出した流域下水道管理運営費負担金を記入すること。なお、都道府県の流域下水道にあつては、本欄に記入しないこと。
13. 列42「その他」には、繰出基準に定められた一般会計が負担すべき「高度処理費」（流域下水道管理運営費負担金に対する費用）、「水洗便所等普及費」及び水洗便所改造資金貸付等の事務を下水道事業会計で行っている場合等における当該経費を記入し、それ以外の経費は、污水处理費又は雨水処理費に区分し、それぞれの列に記入すること。

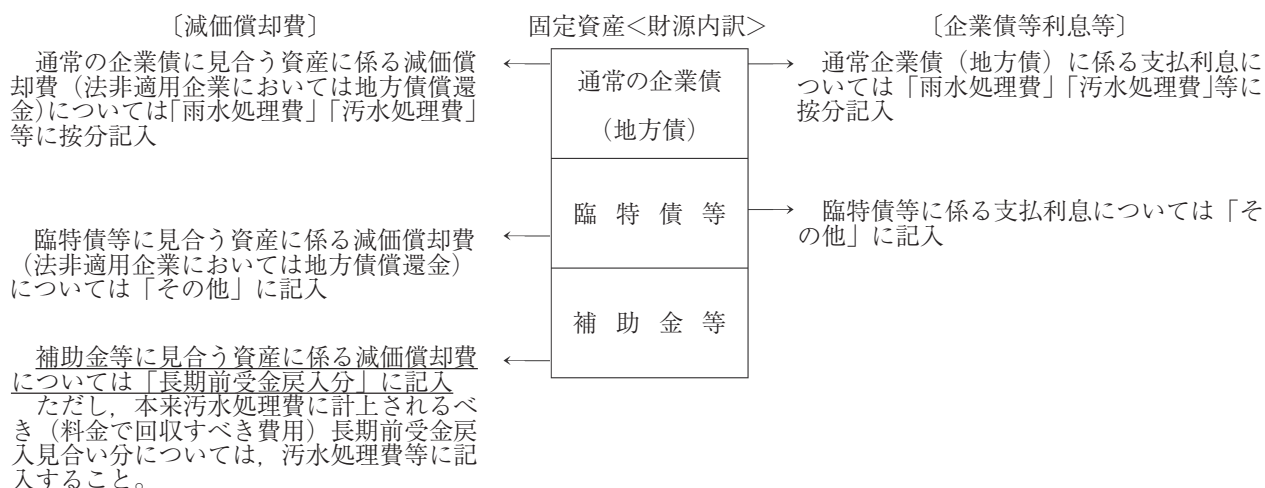
14. 列46～列50には、列10、列22、列34、列42の「その他」の内容を各項目に区分して記入すること。
15. 列50「その他」には水洗便所改造資金貸付等の事務を下水道事業会計で行っている場合における当該経費を記入すること。
16. 列51「企業債等利息」には、企業債等支払利息（一時借入金支払利息を除く。）に記入すること。また本項目の金額は、21表列8「企業債利息」と列10「他会計借入金等利息」の合計金額と一致すること。なお、農業集落排水施設等にあつては、下水道事業債の対象となった後に発行された企業債に係るもののみが対象となること。
17. 一時借入金に係る支払利息は、維持管理費「(4)その他」の列38「その他」へ記入すること。
18. 列54及び（02行）列1「高度処理費」には、一般会計が負担すべき高度処理費に係る企業債等利息及び減価償却費を記入する。
19. 列55及び（02行）列2「高資本費対策経費」には、一般会計が負担すべき高資本費対策経費を、污水に係る元利償還金の総額で利息分・元金償還分に按分して（法適用企業にあつては元金償還金分を減価償却費とみなすものとする。）記入する。
20. 列56及び（02行）列3「分流式下水道に要する経費」には、一般会計が負担すべき分流式下水道等に要する経費に係る企業債等利息分及び減価償却費分を記入する。
21. 列57及び（02行）列4「その他」には、次の経費を「企業債等利息」分、「減価償却費」分、「企業債取扱諸費」分に区分し、そのうち「企業債等利息」分、「減価償却費」分を記入すること。
- ア. 一般会計が負担すべき下水道事業債のうち臨時措置分、特別措置分、普及特別対策債分（×0.55）、特例措置分に係る元利償還金、及び臨時財政特例債に係る元利償還金（法適用企業にあつては支払利息と減価償却費）。
- イ. 水洗便所改造資金貸付金の原資に係る元利償還金。
- ウ. その他の繰出基準に基づく元利償還金（法適用企業にあつては企業債利息と減価償却費）。
22. 「長期前受金戻入分」（02行）列05は（01行）列59～（02行）列4から長期前受金戻入見合いの減価償却費を控除し、その額を記入すること。ただし、本来污水处理費に整理されるべき（料金で回収すべき費用）長期前受金戻入見合い分については、污水处理費等に記入すること。また、補助金等が充当された固定資産を除却した際の、除却費に対応する長期前受金戻入分は当列には含めない。
23. （02行）列6「企業債取扱諸費等」には、「公共下水道事業繰出基準の運用について」（昭和56年6月5日付け自治準企第153号自治財政局準公営企業室長通知）の別紙（「雨水・污水経費区分基準」前掲を参照）に定める資本費のうち、企業債取扱諸費、資産減耗費（固定資産除却費に限る。）、固定資産売却損並びに繰延勘定償却（退職給与償却は除く。）を記入すること。
24. （02行）列8から列14「合計の内訳」には、それぞれの項目の「企業債等利息」分、「減価償却費」分、及び「企業債取扱諸費等」分を合計した金額を記入すること。
- なお、（02行）列12「分流式下水道等に要する経費」は、40表（01行）列38「分流式下水道等に要する経費」の基準額と一致すること。
25. （02行）列20「企業債償還金等」は、列58「減価償却費」に対応する当該年度の元金償還金（用地費に係る元金償還金を含む。）を記入する。

26. (02行) 列24「(再掲) 下水道使用料」は, 20表列3「下水道使用料」(法非適用企業にあっては26表列3「下水道使用料」)と同額を記入する。

27. (02行) 列25「(01行44列)」のうち, その他収入充当分」及び(02行) 列26「(02行08列)」のうち, その他収入充当分」には, 例えば他都市からの汚水受入に伴う負担金, 太陽光発電による売電収益, 固形燃料売却益, 国庫補助金(維持管理費充当分), 受取利息及び雑収益など, 下水道使用料以外に維持管理費又は資本費に充当したものがあれば, その額を記入すること。ただし, 繰出基準に基づく繰入金や減免補填など政策目的の繰入金, 運転資金の補填を目的とした繰入金等は除く。維持管理費と資本費双方に分類されるものは, 各事業の実態に即した適切な計上を行うこと。難しい場合は維持管理費と資本費の割合に応じて按分すること。なお, (02行) 列25は列44の, (02行) 列26は(02行) 列8の内数となるため留意すること。

〔図説〕……元利償還金, 減価償却費の区分

法適用企業における補助金等に見合う資産の減価償却費の計上方法



(12) 33表「経営分析に関する調(二)」の記入方法

本表は税込み金額で記入すること。なお, 未供用の事業については記入しないこと。ただし, 未供用の事業であっても「3. 工事負担金」, 「4. 建設中施設の企業債償還金」について該当がある場合は記入すること。

また, 列36～列42「2. 流域下水道管理運営費負担金」及び列51～列52「3. (2) 流域下水道建設負担金」は流域下水道のみ記入すること。

なお, 本表において, 算入率, 累進度, 改定率及び負担率は小数第2位を四捨五入して第1位まで求めるものとする。

1. 列1「ア 段階区分」は, 使用料対象経費を使用料収入でどれだけ回収するかについて段階区分のうち該当する項目を選択すること。この場合の「使用料対象経費」とは, 汚水処理に係る経費のうち, 下水道使用料の積算基礎の対象とした経費をいうこと。

なお, 流域下水道にあっては列36, 列37, 「段階区分」及び「算入率」に記入すること。また, 未だ使用料を設定していない事業については, 「該当なし」を選択すること。

2. 列2「イ 算入率」は, 列1が「維持管理費の全部, 資本費の一部」又は「維持管理費の一部」の場合, 「資本費の一部」又は「維持管理費の一部」の算入率を記入すること。

171 下水道事業（公共下水道事業）

団体コード	019999	人口区分	都及び指定都市	流域下水道	1	単独で終末処理を行っている事業
法適・非適	1	経営主体	都道府県営	接続関係		
				排除方式別	3	合流・分流併用
		黒・赤字別	経常利益を生じた事業（黒字）	供用後年数	7	平成8年度以前
		規模別	都道府県及び指定都市	会計単位	1	会計1

項 目		行	数 値
1. 水道使用料	(1) 該 当 な し	01	●
	使用料対象経費 ア 段階区分	維持管理費、資本費の全部	○
		維持管理費の一部	○
		維持管理費の全部	○
		維持管理費の一部	○
	イ 算 入 率		
	(2) 使用料体系	01 水道料金比例制	□
		02 従 量 制	□
		03 黒 進 制	□
		04 定 額 制	□
		05 水 質 使 用 料 制	□
	06 そ の 他	□	
	(3) 累進制	ア 水 量 ラ ン ク 数	
		最低ランク水量の1 m ³ イ超過使用料(円 / m ³)	
		最高ランク水量の1 m ³ ウ超過使用料(円 / m ³)	
		エ 累 進 度	
	(4) 徴収時期	01 毎 月	□
		02 隔 月	□
		03 そ の 他	□
	(5) 徴収方法	ア 01 集 金 制	□
		02 納 付 制	□
		03 口 座 振 替 制	□
		04 納 付 方法	□
		05 クレジットカード制	□
		06 QRコード(バーコード)制	□
		イ 委託状況	
		01 直 営	□
02 団 体 内 部 委 託		□	
03 他 団 体 委 託		□	
04 そ の 他 委 託	□		
(6) 現 行 使 用 料 日	3. 昭 和		
	4. 平 成		
	5. 令 和		
	(7) 前 改 定 使 用 料 日	3. 昭 和	
		4. 平 成	
5. 令 和			
(8) 現行使用料	ア 一般家庭用 20 m ³ / 月(円)		
	イ 業 務 用 100 m ³ / 月(円)		
	ウ 業 務 用 500 m ³ / 月(円)		
	エ 業 務 用 1,000 m ³ / 月(円)		
	オ 業 務 用 5,000 m ³ / 月(円)		
	カ 業 務 用 10,000 m ³ / 月(円)		
	(9) 規模別水量		
ア 20m ³ / 月 以下			
イ 21m ³ / 月 ～ 100m ³ / 月			
ウ 101m ³ / 月 ～ 200m ³ / 月			
エ 201m ³ / 月 ～ 500m ³ / 月			
オ 501m ³ / 月 ～ 1,000m ³ / 月			
カ 1,001m ³ / 月 ～ 5,000m ³ / 月			
キ 5,001m ³ / 月 ～ 10,000m ³ / 月			
ク 10,001m ³ / 月 以上			

税込み

番号

項目

行

数値

(1)

(10)使用料改定

ア 実質使用料改定率

(ア) 一般家庭用
20㎡ / 月 (%)

(イ) 平均 (%)

(注) 単位
0.1%

(32)

(33)

イ 使用料算定期間 (年)

(34)

(111) 消費税及び地方消費税の転嫁状況

01 全部転嫁

○

(35)

02 一部転嫁

○

03 未転嫁

○

2.流域下水道

(1) 該当なし

●

(36)

負担金対象経費

ア 維持管理費、資本費の全部

○

維持管理費の全部

○

維持管理費の一部

○

イ 算入率

(37)

(2) 負担金系

01 実排水従量制

□

(38)

02 計画排水従量制

□

03 その他

□

(3) 現行負担金

3. 昭和

(39)

施行年月日

4. 平成

5. 令和

(4) 負担金定

ア 負担金率 (%)

(40)

イ 負担金算定期間 (年)

(41)

(5) 当年度収入額 (千円)

税込み

(42)

(1) 受益者負担金

3. 昭和

(43)

ア 負担金制度採用年月日

4. 平成

5. 令和

イ 負担率

(ア) 割合・条例 (%)

(44)

(イ) 実質 (%)

(45)

ウ 年賦期間 (年)

(46)

エ ㎡当たり単価 (円 / ㎡)

(47)

オ 戸当たり単価 (円 / 戸)

(48)

カ 現行単価
施行年月日

3. 昭和

(49)

4. 平成

5. 令和

キ 当年度徴収額 (千円)

(50)

(2) 流域下水道建設費負担金

ア 負担率 (%)

税込み

(51)

イ 当年度収入額 (千円)

(52)

(3) その他の負担金 (千円)

(53)

(4) 工年度徴収額当 (千円)

(54)

(55)

(56)

(57)

(58)

(59)

(60)

(1)

(2)

(3)

(4)

4. 建設中施設償還金 (千円)

(5)

表示単位に注意すること。

※ 1 及び 2 については、使用料の積算根拠についての調査項目であり、実績ベースでの記入項目ではないことに注意すること。

3. 列 3 「使用料体系」は、該当する使用料体系を選択すること。また、複数の該当がありうることに留意すること。なお、使用料体系は次により区分する。

01 水道料金比例制

上水道の料金に一定の率を乗じた金額を下水道の使用料とする制度をいう。

02 従量制

1 m³当たりの使用料を定め、利用者が排出する水量に応じて使用料を徴収する制度をいう。

03 累進制

使用料の増加に応じて使用料単価が高くなる使用料体系のことをいう。なお、累進制に該当する事業は必ず従量制にも該当することに留意する。

04 定額制

1 世帯当たり又は 1 人当たりの使用料の額を定め、その数に応じて使用料を徴収する制度をいう。

05 水質使用料制

排水の量的な側面のみならず質の実態にも着目し、排水の水質濃度に応じて、使用料対象経費の一部を一定の基準を超える濃度の汚水を排出する使用者に賦課する制度を言う。

4. 列 4 「ア 水量ランク数」には、累進使用料体系の水量区分数を記入すること。なお、基本料金区分はランク数に含めない。

5. 列 7 「累進度」には、列 6 を列 5 で除して得た数字を記入すること。(例：236円÷133円=1.77…→18と記入)

6. 列 8 「(4) 徴収時期」には、該当する使用料の徴収時期を選択すること。

7. 列 9 「ア 納付方法」は、該当する使用料の納付方法及び委託状況を選択すること。なお、納付方法は次により区分する。

01 集金制

集金人の訪問集金による納付方法

02 納付制

公的機関、公金収納取扱金融機関など（コンビニエンスストアを除く）において、納付書によって支払う納付方法

03 口座振替制

金融機関の指定口座からの自動引き落としによる納付方法

04 コンビニエンスストア納付制

コンビニエンスストアにおいて、納付書によって支払う納付方法

05 クレジットカード納付制

申請を受けたクレジットカード会社が継続的に立替納付を行う納付方法

06 QRコード（バーコード）決済制

スマートフォン等を用いて、納付書に記載のQRコード（バーコード）を読み取ることで支払う納付方法

8. 列10「イ 委託状況」における類型は下記の通りである。

- 01 直営：下水道部局が直接徴収
- 02 団体内部委託：下水道部局が水道担当部局等に委託
- 03 他団体委託：他の市町村等に委託
- 04 その他委託：民間団体等に委託

9. 列11「(6) 現行使用料施行年月日」及び列12「(7) 前回使用料改定年月日」には、現行使用料及び現行使用料改定前の使用料を設定した年月日を記入すること。なお、消費税及び地方消費税の転嫁のみによる使用料の改定はここでいう改定に該当しないことに留意すること。

平成31年1月1日～平成31年4月30日→4310101～4310430（5010101～5010430と記入しないこと。）

令和元年5月1日～令和元年12月31日→5010501～5011231（4310501～4311231と記入しないこと。）

（以下、年月日の記入に当たってはこの例によることとし、他表においても同様とすること。）

10. 列13「ア 一般家庭用」について、戸割、人頭割等の使用料を設定している団体においては、世帯数を3人とした場合の使用料を記入すること。なお、地区別等、複数の使用料体系を設定している場合は、一番有収水量の多い使用料体系での額を記入すること。

11. 列14～列18「業務用」について、業務用の区分がない団体においても、一般的な業務による額を記入すること。

12. 列19～列26「規模別水量」には、当年度の年間有収水量（ m^3 ）（10表52列）を区分に従い分割し記入すること。なお、この区分は、下水道使用料徴収1件当たり水量で区分したものである。

13. 列32～列34「使用料改定」は、当年度中に消費税及び地方消費税転嫁を除き、実質的な使用料の改定を行った団体のみ記入すること。

14. 列32及び列33「ア 実質使用料改定率」は、消費税及び地方消費税相当部分を除いた改定率を記入すること（0.1%単位で記入し、減の場合には前にマイナス（－）を付けること。）。なお、単なる前年度比率ではなく、増減率を記入するものであること。

（例）1,000円→1,230円の場合。○23.0%，×123.0%

なお、使用料改定率の平均は、水量ランク別使用料改定率の単純平均ではなく、加重平均であることに留意すること。

15. 列34「イ 使用料算定期間（年）」は、改定した下水道使用料の算定のために使用料対象経費を積算した期間を年単位で記入すること。

16. 列35「(11) 消費税及び地方消費税の転嫁状況」は、該当する消費税及び地方消費税の転嫁状況を選択すること。

17. 列36「段階区分」は、負担対象経費を管理運営費負担金収入でどれだけ回収するかについて、段階区分のうち該当する項目を選択すること。

18. 列37「算入率」は、段階区分において「維持管理費の全部、資本費の一部」又は「維持管理費の一部」を選択した場合、「資本費の一部」または「維持管理費の一部」の算入率を記入すること。

19. 列40及び列41「負担金改定」は、当年度中に負担金の改定を行った団体のみ記入すること。

20. 列42「当年度収入額」は、当年度に流域下水道が収入した流域下水道管理運営費負担金を記入すること。

なお、「流域下水道管理運営費負担金」には、資本費負担分（流域下水道の企業債元利償還金に対する負担金等）が含まれることに留意すること。

21. 列45「実質負担率」は、受益者負担金の当年度実収入額を、当年度の総事業費から国庫補助金等の特定財源を控除した額で除して得た数値を記入すること。
22. 列46「年賦期間」は、受益者負担金の徴収を年賦で行っている場合におけるその期間を記入すること。
23. 条例により㎡当たり単価で徴収することが規定されている場合には列47に、戸当たり単価で徴収することが規定されている場合は列48に記入すること。
24. 列51及び列52「流域下水道建設費負担金」には、流域下水道建設費地方負担額のうち、流域下水道関連市町村が負担すべき金額の割合及び負担金収入額を記入すること（市町村は本欄に記入しない）。なお、列51の「負担率」は、当年度において、流域下水道建設事業に充当した流域下水道建設費負担金（前年度からの繰越分を含み、翌年度への繰越分を除く。したがって、列52「当年度収入額」とは異なる。）を、総事業費から国庫補助金等の特定財源を控除した額で除して得た数値を記入すること。
25. (02行) 列5「建設中施設の企業債償還金」には、23表列32（法非適用企業は26表列49）の企業債償還金のうち建設中の施設に係る企業債償還金を記入すること。

(13) 40表「繰入金に関する調」の記入方法

次の留意点以外はP.41によること。

1. 基準額は、「繰出基準」に基づく金額を記入すること。その際、実繰入額の有無にかかわらず基準額が算定される場合には必ず記入すること。
2. 列1及び列2「雨水処理負担金」には、繰出基準に定める雨水処理負担金（維持管理費及び資本費。ただし、雨水処理施設の用地に係る企業債元金償還金等（法非適用企業にあつては、地方債元金償還金等）を除く。）に対する他会計繰入金を記入する。
3. 列28及び列29「臨時財政特例債等」には、臨時財政特例債及び下水道事業債のうち特例措置分の利子償還金に対する他会計繰入金を記入すること。
4. 列32及び列33「普及特別対策に要する経費」（法非適用企業にあつては、列19及び列20）には、平成8年度以降において普及特別対策分として発行された下水道事業債の利子償還金に対する繰入金のうち、雨水処理負担金として繰り入れた額を除いた額を記入すること。
5. 列34及び列35「緊急下水道整備特定事業等に要する経費」には、緊急下水道整備特定事業、農業集落排水緊急整備事業、小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費のうち、繰出しに代えて臨時的に発行された下水道事業債の利子償還金に対する他会計繰入金を記入すること。
6. 列36及び列37「流域下水道の建設に要する経費」には、流域下水道に要する経費のうち、繰出しに代えて臨時的に発行された下水道事業債の利子償還金に対する他会計繰入金を記入すること。
7. 列38及び列39「分流式下水道等に要する経費」には、繰出基準に定める分流式下水道等に要する資本費（ただし、用地に係る企業債元金償還金を除く。）に対する他会計繰入金を記入すること。なお、本項目については基準額を超えた実繰入額は想定されないため留意すること。
8. 列40及び列41「特別措置分」には、下水道事業債（特別措置分）の利子償還金に対する他会計繰入金を記入すること。

9. 列44及び列45「補正予算債の償還に要する経費」(法非適用企業にあっては、(02行)列39及び列40)には、国の補正予算により追加されることとなった事業等に係る公営企業債で、一般会計の建設費補助相当分として起債したもの(その元利償還金の全額を一般会計が繰り出すこととされているもの)に係る利子償還額を記入すること(流域下水道事業のみ)。
10. 列53「その他」には、「繰出基準」に定めるもの以外の地方公営企業法第17条の3に基づく他会計からの補助金のうち、収益勘定に属するものについて記入すること(法非適用企業は列28)。
11. (02行)列2「他会計出資金」には、法第18条の規定に基づく出資金がある場合に限り記入すること。なお、(02行)列1の基準額には他会計出資金のうち、繰出額の算出に際し、繰出基準を準用している場合は、その見合い額を記入すること。
12. (02行)列9～41について、基準額には(02行)列1及び列7の、実繰入額には(02行)列2及び列8の内訳を記入すること。
13. (02行)列11及び列12「特別措置分」には、下水道事業債(特別措置分)の企業債元金償還金に対する他会計繰入金を記入すること。
14. (02行)列13及び列14「雨水処理費」(法非適用企業にあっては、列33及び列34「雨水処理費」)には、雨水処理施設の用地に係る企業債元金償還金等(雨水分の減価償却費と企業債元金償還金の差額を繰り出している場合、雨水分の建設改良費の一部を起債せずに自己資金として繰り出している場合等も含む)に対する他会計繰入金を記入すること。
15. (02行)列39及び列40には、臨時財政特例債及び下水道事業債のうち特例措置分の元金償還金に対して一般会計より繰り入れた額を記入すること(法非適用企業にあっては列39及び列40)。
16. (02行)列42及び列43「繰入金計」(法非適用企業にあっては、列42及び列43)は、基準額及び実繰入額の総計を記入する。なお、実繰入額には(02行)列55「資本勘定他会計借入金 繰出基準に基づくもの」(同列51)及び(02行)列56「資本勘定他会計借入金 その他」(同列52)の額を加算すること。
17. (02行)列58～列61「雨水処理負担金及び雨水処理費の内訳」(法非適用企業にあっては列54～列57)には、列1及び列2「雨水処理負担金」と(02行)列13及び列14「雨水処理費」(同列33及び列34)の合計額を「維持管理費分」と「資本費分」に分類し、「基準額」と「実繰入額」を記入する。
18. (02行)列62～列65「高度処理費の内訳」(法非適用企業にあっては列58～列61)には、列20及び列21「高度処理費」(同列11及び列12)と(02行)列17及び列18「高度処理費」(同(02行)列7及び列8)の合計額を「維持管理費分」と「資本費分」に分類し、「基準額」と「実繰入額」を記入する。
19. (02行)列66「その他実繰入額のうち一般会計が負担すべきもの」(法非適用企業にあっては列62)には、列53、列60及び(02行)列41「その他実繰入額」(同列28及び列41)のうち、本来、一般会計で行うべき事業を一般会計からの負担金を充当して下水道事業会計で行っているような場合(例えば、一般会計からの負担金によって下水処理場の屋上に公園を整備したような場合)に一般会計からの当該繰入額を計上する。

なお、「緊急自然災害防止対策事業債における下水道に係る事業の取扱いについて」(令和7年4月1日付各都道府県下水道関係所管課・各都道府県財政担当課・各都道府県市区町村担当課・各指定都市下水道関係所管課・各指定都市財政担当課宛国土交通省水管理・国土保全局下水道事業課、総務省自治財政局調整課、総務省自治財政局地方債課、総務省自治財政局準公営企業室事務連絡。以下、「緊急自然災害防止対策事業

債における下水道に係る事業の取扱いについて」(「令和7年4月1日付事務連絡」)という。」における公共下水道(法第2条第3号イに規定するもの。)の対象事業について、一般会計から下水道事業会計へ繰り入れ、起債した額を含む。

20. (02行)列19及び列20「普及特別対策に要する経費」(法非適用企業にあっては、(02行)列9及び列10)には、平成8年度以降において普及特別対策分として発行された下水道事業債の元金償還金に対する繰入金のうち、雨水処理負担金として繰り入れた額を除いた額を記入すること。
21. (02行)列21及び列22「緊急下水道整備特定事業等に要する経費」には、公共下水道にあっては緊急下水道整備特定事業、農業集落排水施設にあっては農業集落排水緊急整備事業に係るものを記入すること。
22. (02行)列23及び列24「児童手当に要する経費」(法非適用企業にあっては、(02行)列13及び列14)には、年度中資本勘定で経理した児童手当に対する他会計繰入金を記入すること。収益勘定で経理したものについては(01行)列42及び列43(法非適用企業にあっては、(02行)列37及び列38)に記入すること。
23. (02行)列29及び列30「補正予算債の償還に要する経費」(法非適用企業にあっては(02行)列1及び列2)には、国の補正予算により追加されることとなった事業等に係る公営企業債で、一般会計の建設費補助相当分として起債したもの(その元利償還金の全額を一般会計が繰り出すこととされているもの)に係る元金償還額を記入すること(流域下水道事業のみ)。
24. (02行)列67「(02行66列のうち)緊急自然災害防止対策事業債」(法非適用企業にあっては列63)には、「緊急自然災害防止対策事業債における下水道に係る事業の取扱いについて」(令和7年4月1日付事務連絡)における公共下水道(法第2条第3号イに規定するもの。)の対象事業について、一般会計から下水道事業会計へ繰り入れ、起債した額を記入する。

(14) 企業債年度別償還状況調(45表)の記入方法

次の留意点以外はP.44によること

1. 列16「合計のうち資本費平準化債(千円)」は、平成16年度以降に発行したすべての種類の資本費平準化債の元利償還金を記入し、平成15年度以前の発行分は記入しないこと。
2. 列17「合計のうち更新事業分(千円)」は、「平成16年度の下水道事業債の取扱いについて」(平成16年4月20日付け総経第92号総務省自治財政局地域企業経営企画室長通知)の下水道事業債取扱要領2(2)及び「平成17年度の下水道事業債の取扱いについて」(平成17年4月20日付け総経第58号総務省自治財政局地域企業経営企画室長通知)の下水道事業債取扱要領2(2)に定められた更新事業に係る企業債の元利償還金を記入する。
3. 列18「合計のうちH18年度以降分(千円)」は、平成18年度以降に発行した企業債の元利償還金を記入する。ただし、公共下水道にあっては、平成17年度以前に発行し、平成18年度以降に借り換えた借換債の元利償還金を除いた額を記入する。

(15) 52表「その他」の記入方法

1. 本表における汚水処理費と雨水処理費との区分は、「公共下水道事業繰出基準の運用について」(昭和56年6月5日付け自治準企第153号自治省財政局準公営企業室長通知)によること。
2. 「企業債償還金総合計」(列1)は、決算年度の企業債元金償還金を記入すること。
3. 「公害防止事業債分」(列2)は公害防止計画に基づき実施された下水道事業(「公害防止に関する事業に

[AGNHY582]

令和7年度決算

52 そ の 他

1 7 1 下水道事業（公共下水道事業）				
団体コード	01999	人口区分	1	都及び指定都市
法適・非適	1	法適用企業	経営主体	1 都道府県営
		黒・赤字別	1	経常利益を生じた事業（黒字）
		規模別	1	都道府県及び指定都市

都道府県名	@都道府県名称
団体名	@市町村名称
流域下水道接続関係排除方式別	1 単独で終末処理を行っている事業 3 合流・分流併用
供用後年数	7 平成8年度以前
会計単位	1 会計1

決算年度(N)				列番号	
項 目		行	金 額 (千円)		
1. 企業債償還金総合計		01		(1)	
う	公害防止事業債分			(2)	
	更新事業債分			(3)	
	普及特別対策債分			(4)	
	臨時措置債分			(5)	
	枠外債等分			(6)	
	借換債収入分			(7)	
	臨時財政特例債等分			(8)	
	資本費平準化債（～H15）分			(9)	
	資本費平準化債（H16～）分			(10)	
	広域化・共同化債分			(11)	
	脱炭素債分			(12)	
	特別措置債分			(13)	
	繰上償還分			(14)	
	01行02列のうち借換債収入分			(15)	
2. 企業債利息総合計				(16)	
う	公害防止事業債分			(17)	
	更新事業債分			(18)	
	普及特別対策債分			(19)	
	臨時措置債分			(20)	
	枠外債等分			(21)	
	臨時財政特例債等分			(22)	
	資本費平準化債（～H15）分			(23)	
	資本費平準化債（H16～）分			(24)	
	広域化・共同化債分			(25)	
	脱炭素債分			(26)	
	特別措置債分			(27)	
	財政措置対象分（元金） （01行01列から、02列～14列の合計を控除）			(28)	
	財政措置対象分（利息） （01行16列から、17列～27列の合計を控除）			(29)	
	「01行02列」のうち、資本費平準化債収入分			(30)	
	「01行17列」のうち、資本費平準化債収入分			(31)	
	「01行28列」のうち、資本費平準化債収入分			(32)	
	「01行29列」のうち、資本費平準化債収入分			(33)	
				(34)	
3. 21表・23表	汚水に係る元利償還金	企業債償還金のうち汚水に係る分		(35)	
		弾力運用分等分		(36)	
		資本費平準化債収入分		(37)	
		特別措置収入分		(38)	
		借換債収入分		(39)	
		臨時財政特例債等分		(40)	
		繰上償還分		(41)	
		公害防止事業債分		(42)	
	う	企業債利息のうち汚水に係る分		(43)	
		弾力運用分等分		(44)	
		資本費平準化債収入分		(45)	
		特別措置収入分		(46)	
		臨時財政特例債等分		(47)	
		公害防止事業債分		(48)	
				(49)	
4.その他		「01行28列」のうち、雨水に係る分		(50)	
		「01行29列」のうち、雨水に係る分			

0	1	9	9	9	5	2	1	1	7	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効後の財政措置について」(令和3年4月1日付総財調第6号・総財準第125号・2農振第3721号・2水港第2935号・国水環第154号・国水下事第74号・国港計第49号・環政計発第2103299号 各都道府県知事, 各指定都市市長あて総務省自治財政局長, 農林水産省農村振興局長, 水産庁長官, 国土交通省水管理・国土保全局長, 国土交通省港湾局長, 環境省総合環境政策統括官通知)における下水道事業債(以下、「旧公害防止対策事業分」という。)を含む。)に係る元金償還金を記入すること。なお, 公害防止事業債(旧公害防止対策事業分を含む。)に係る借換債収入分を含むので, 留意すること。

4. 「更新事業分」(列3)は, 「平成16年度の下水道事業債の取扱いについて」(平成16年4月20日付け総財経第92号総務省自治財政局地域企業経営企画室長通知)の下水道事業債取扱い要領2(2)及び「平成17年度の下水道事業債の取扱いについて」(平成17年4月20日付け総財経第58号総務省自治財政局地域企業経営企画室長通知)の下水道事業債取扱い要領2(2)に定められた更新事業に係る企業債の元金償還金を記入すること。
5. 「普及特別対策債分」(列4)は, 「下水道普及特別対策要綱について」(平成8年4月1日付自治準企第93号自治事務次官通知)に基づき実施される事業に係る元金償還金を記入すること。
6. 「臨時措置分」(列5)は, 平成9年度以降の小規模集合排水処理施設整備事業, 緊急下水道整備特定事業, 農業集落排水緊急整備事業, 平成12年度以降の流域下水道において一般会計繰出金に代えて臨時的に措置された下水道事業債の元金償還金について記入すること。
7. 「枠外債等分」(列6)は, 23表「資本的収支に関する調」の「(2)企業債償還金」(32列)のうち, いわゆる枠外銀行等引受資金が充てられた企業債(外貨債を含む。以下「枠外債」という。)等の元金償還金を記入すること。

<参考>

枠外債とは, 地方債計画の計画額を超えて許可された地方債の総称である。下水道事業債の枠外債には次のようなものがある。

ア 地方債計画上の区分から当然生じるもの

これは, 現実に地方債を起こす必要が生じた場合のみ財政上真にやむを得ないものであるか否かを検討のうえ許可されるもので, 次のようなものがある。

㊦ 下水道庁舎等

下水道庁舎及び職員庁舎の建設に要した経費(一般庁舎の建設負担金を含む。)として許可されたものなど(平成元年度分からは枠内債扱い。)

㊧ 取付道路

取付道路整備に要した経費として許可されたもの(平成元年度分からは枠内債扱い。)

㊨ 弾力運用分

昭和57年4月6日付自治準企第104号自治財政局準公営企業室長通知に基づき許可された企業債

イ 枠外用地分

国庫補助対象外の用地で, 「枠外用地」として起債を許可されたもの(昭和61年度からは枠内債扱い。)

ウ 外貨債

エ その他枠外銀行等引受資金扱いとされたもの

地方債計画の資金枠等の都合で, 枠外債扱いとされ許可されたものである。

“等”とは、以下のようなものを記入すること。

ア 財源対策債

イ 平成4年度、平成5年度、平成7年度から平成14年度、平成16年度国の公共事業等予備費の使用に伴い発行した下水道事業債のうち、通常の充当率を上回るもの。並びに平成4年度から平成12年度国の公共事業等予備費の使用に伴い発行した下水道事業債のうち、通常の充当率を上回るもの。

ウ 地域財政対策特例債

エ 平成4年度及び平成5年度追加単独事業に係る受益者負担金等相当部分に充当された企業債

オ 特定用地の先行取得に係る企業債の2%に相当する額（平成13年度から平成15年度の取得分については1%相当額）

カ 供用開始前の下水道事業における受益者負担金又は分担金の資金不足分に充当された企業債

キ 災害復旧事業債

ク 水洗便所改造資金貸付金の原資に係る企業債

ケ 平成28年度熊本地震減収対策企業債、震災減収対策企業債及び特別減収対策企業債

コ 公営企業の「用途廃止施設の処分に要する経費」に係る地方債（公営企業施設等整理債）

8. 「借換債収入分」（列7）は、企業債償還金のうち、借換債の発行による収入をもって償還した額（23表「資本的収支に関する調」の「イ その他」（37列）のうちの借換債償還金と同じ額）を記入すること。従って、例えば資本費平準化債の償還を借換債をもって行った場合には、当年度においてはその額を7列に記入し、当該借換債を償還する際に資本費平準化債の項目に計上する。ただし、公害防止事業債（旧公害防止対策事業分を含む。）を充当している事業にあっては借換債の発行による収入をもって償還した額から公害防止事業債分（旧公害防止対策事業分を含む。）を除いた額を記入すること。

9. 「臨時財政特例債等分」（列8）は、23表「資本的収支に関する調」の「(2)企業債償還金」（32列）のうち、臨時財政特例債及び下水道事業債のうち特例措置分の元金償還金を記入すること。

10. 「資本費平準化債（H16～）分」（列10）は、平成16年度以降に発行したすべての種類の「資本費平準化債」の元金償還金を記入すること。

11. 「広域化・共同化債分」（列11）は、下水道事業債（広域化・共同化分）の元金償還金を記入すること。

12. 「脱炭素債分」（列12）は、下水道事業債（脱炭素分）の元金償還金を記入すること。

13. 「特別措置分」（列13）は、下水道事業債（特別措置分）の元金償還金を記入すること。

14. 「繰上償還分」（列14）は、企業債償還金のうち自己資金をもって行った繰上償還額を記入する。なお、借換債の収入をもって償還した額は「借換債収入分」（列7）に含めて記入すること。

15. 「01行2列のうち借換債収入分」（列15）は、本表（列2）のうち借換債の発行による収入をもって償還した額を記入すること。

16. 「企業債利息総合計」（列16）は、21表「費用構成表」の「(1)企業債利息」（列8）及び23表「資本的収支に関する調」の「建設利息」（列19）（一時借入金に係る利息を除く。）を記入すること。

17. 「公害防止事業債分」（列17）は、公害防止計画に基づき実施された下水道事業（旧公害防止対策事業分を含む。）に係る企業債利息分を記入すること。

18. 「普及特別対策債分」（列19）は、「下水道普及特別対策要綱について」（平成8年4月1日付自治準企第93

号自治事務次官通知)に基づき実施される事業に係る企業債利息分を記入すること。

19. 「臨時措置分」(列20)は、平成9年度以降の小規模集合排水処理施設整備事業、緊急下水道整備特定事業、農業集落排水緊急整備事業、平成12年度以降の流域下水道において一般会計繰出金に代えて臨時的に措置された下水道事業債に係る利息分を記入すること。
20. 「枠外債等分」(列21)は、本表(列16)のうち、枠外債等分((7)の説明参照)に係る利息分を記入すること。
21. 「臨時財政特例債等分」(列22)は、本表(列16)のうち、臨時財政特例債及び下水道事業債のうち特例措置分に係る企業債利息を記入すること。
22. 「資本費平準化債(H16～)分」(列24)は、平成16年度以降に発行したすべての種類の「資本費平準化債」に係る企業債利息を記入すること。
23. 「広域化・共同化債分」(列25)は、下水道事業債(広域化・共同化分)に係る企業債利息を記入すること。
24. 「脱炭素債分」(列26)は、下水道事業債(脱炭素分)に係る企業債利息を記入すること。
25. 「特別措置分」(列27)は、下水道事業債(特別措置分)に係る企業債利息を記入すること。
26. 「財政措置対象分(元金)」(列28)は、本表列2から列14の合計を、本表列1より控除した額を記入すること。
27. 「財政措置対象分(利息)」(列29)は、本表列17から列27の合計を、本表列16より控除した額を記入すること。
28. 「「01行02列」のうち、資本費平準化債収入分」(列30)は、本表列2のうち「資本費平準化債」の発行による収入をもって償還した額を記入すること。
29. 「「01行17列」のうち、資本費平準化債収入分」(列31)は、本表列17のうち「資本費平準化債」の発行による収入をもって償還した額を記入すること。
30. 「「01行28列」のうち、資本費平準化債収入分」(列32)は、本表28列のうち「資本費平準化債」の発行による収入をもって償還した額を記入すること。
31. 「「01行29列」のうち、資本費平準化債収入分」(列33)は、本表29列のうち「資本費平準化債」の発行による収入をもって償還した額を記入すること。
32. 「汚水に係る元利償還金」(列35～列48)は、供用開始後、建設中の区別なく、「元利償還金」をそれぞれ「汚水処理費」分と「雨水処理費」分とに区分し、そのうち汚水処理費分を記入すること。なお、32表2行21列の「汚水処理費」は公費負担部分等を控除した額であるが、当該列は「元利償還金」を単に「雨水処理費」と「汚水処理費」に区分したものである点に留意すること。
33. 「弾力運用分等分」(列36)は、本表35列のうち次の「弾力運用分等分」に係る元金償還額を記入すること。

ア 財源対策債

イ 平成4年度、平成5年度、平成7年度から平成14年度及び平成16年度国の補正予算に伴い発行した下水道事業債のうち、通常の充当率を上回るもの。並びに平成4年度から平成12年度国の公共事業等予備費の使用に伴い発行した下水道事業債のうち、通常の充当率を上回るもの。

ウ 地域財政特例対策債

エ 「昭和57年4月6日付け自治準企第104号自治省財政局準公営企業経営企画室長通知」に基づき許可され

た企業債（弾力運用分）

オ 平成4年度及び平成5年度追加単独事業に係る受益者負担金等相当部分に充当された企業債

カ 特定用地の先行取得に係る企業債の2%に相当する額（平成13年度から平成15年度の取得分については1%相当額）

キ 供用開始前の下水道事業における受益者負担金又は分担金の資金不足分に充当された企業債

ク 一般会計繰出金に代えて臨時的に措置された下水道事業債（臨時措置分）

ケ 災害復旧事業債

コ 下水道事業債（広域化・共同化分）

サ 下水道事業債（脱炭素分）

シ 水洗便所改造資金貸付金の原資に係る企業債

ス 平成28年熊本地震減収対策企業債、震災減収対策企業債及び特別減収対策企業債

セ 公営企業の「用途廃止施設の処分に要する経費」に係る地方債（公営企業施設等整理債）

ソ 下水道事業債（特別措置分）

34. 「資本費平準化債収入分」（列37）及び「特例措置収入分」（列38）は、本表の（列35）のうち「資本費平準化債」及び下水道事業債（特別措置）の発行による収入をもって償還した企業債元金を記入するものであり、「資本費平準化債」の元金償還金を記入しないこと。

35. 「資本費平準化債収入分」（列45）及び「特例措置収入分」（列46）は、本表の（列43）のうち「資本費平準化債」及び下水道事業債（特別措置）の発行による収入をもって償還した利息を記入するものであり、「資本費平準化債」の利息を記入しないこと。

36. 「「01行28列」のうち、雨水に係る分」（49列）は、財政措置対象分（元金）のうち、雨水分を記入すること。

37. 「「01行29列」のうち、雨水に係る分」（50列）は、財政措置対象分（利息）のうち、雨水分を記入すること。

(16) 「資本費平準化債」の記入方法について

平成18年度からの協議制移行に伴い、地方債省令及び同意等基準運用要綱上、従来の資本費平準化債については、①供用開始前の施設に係る企業債元金償還金相当額に対する起債分（以下「建中元金分」という）、②供用開始後の施設のうち未利用施設に係る企業債利息相当額に対する起債分（以下「未利用利子分」という）、③企業債元金償還金と減価償却費との差額に対する起債分（以下「平成16年度拡大分」という）の3種類は準建設改良債、④供用開始前の施設に係る企業債利息相当額に対する起債分（以下「建中利子分」という）は建設改良債として整理され、更に③のみが同意等基準上資本費平準化債と呼称されているが、決算統計においてはそれらの「資本費平準化」の性質に着目し、便宜上これらすべてを引き続き「資本費平準化債」として次の通り整理する。

なお、23表、45表、52表においては、特に平成16年度以降に発行された資本費平準化債の合計額を求めている項目があるので留意されたい。

法適用企業

①建中元金分(建設中の施設に係る元金償還金に対する起債分)

	発行企業債収入	償還利子	償還元金
20表 損益計算書		1-41 営業外費用(支払利息)	
21表 費用構成表		1-8 企業債利息	
22表 貸借対照表	1-23,32 固定負債・流動負債 (建設改良費等の財源に 充てるための企業債)		
23表 資本的収支	1-3 資本的収入(企業債その他) 2-34 うち資本費平準化債		1-37 資本的支出(償還金その他) 2-35 うち資本費平準化債
52表 その他	1-37 資本費平準化債(汚水分)	1-23,24 資本費平準化債分	1-9,10 資本費平準化債分

②未利用利子分(供用開始後の施設に係る企業債利息に対する起債分)

	発行企業債収入	償還利子	償還元金
20表 損益計算書	1-60 収益的支出に充てた企業債	1-41 営業外費用(支払利息)	
21表 費用構成表		1-8 企業債利息	
22表 貸借対照表	1-23,32 固定負債・流動負債 (建設改良費等の財源に 充てるための企業債)		
23表 資本的収支			1-37 資本的支出(償還金その他) 2-35 うち資本費平準化債
52表 その他	1-45 資本費平準化債(汚水分)	1-23,24 資本費平準化債分	1-9,10 資本費平準化債分

③平成16年度拡大分(企業債元金と減価償却費との差額に対する起債分)

	発行企業債収入	償還利子	償還元金
20表 損益計算書		1-41 営業外費用(支払利息)	
21表 費用構成表		1-8 企業債利息	
22表 貸借対照表	1-23,32 固定負債・流動負債 (建設改良費等の財源に 充てるための企業債)		
23表 資本的収支	1-3 資本的収入(企業債その他) 2-34 うち資本費平準化債		1-37 資本的支出(償還金その他) 2-35 うち資本費平準化債
52表 その他	1-37 資本費平準化債(汚水分)	1-24 資本費平準化債分	1-10 資本費平準化債分

④建中利子分(建設中の施設に係る企業債利息に対する起債分)

	発行企業債収入	償還利子	償還元金
20表 損益計算書		1-41 営業外費用(支払利息)	
21表 費用構成表		1-8 企業債利息	
22表 貸借対照表	1-23,32 固定負債・流動負債 (建設改良費等の財源に 充てるための企業債)		
23表 資本的収支	1-2 資本的収入(建設改良債)		1-36 資本的支出 (償還金建設改良分)
52表 その他	1-45 資本費平準化債(汚水分)	1-23,24 資本費平準化債分	1-9,10 資本費平準化債分

下水道事業（特定地域生活排水処理施設、個別排水処理施設）

(1) 調査対象

下水道事業（P.113参照）のうち特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設で、地方公営企業法の全部又は一部を適用しているものを対象とする。

(2) コードの記入方法

事業別区分

コード番号	コード名
0	特定地域生活排水処理施設
1	個別排水処理施設

下水道事業を左の表の区分に従い分類し、記入すること。

人口別区分（条件1）

特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設については、年度末現在の住民基本台帳に登録された人口を次の区分に従い分類して記入すること。

コード番号	コード名
1	都及び指定都市
2	企業団及び一部事務組合
3	30万人以上
4	10万人以上～30万人未満
5	5万人以上～10万人未満
6	3万人以上～5万人未満
7	1万人以上～3万人未満
8	1万人未満

経営主体別区分（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	一部事務組合営

黒・赤字別区分（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常利益を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計（都道府県代行等）

（20表）「損益計算書」列46「経常利益」、列47「経常損失」により記入すること。なお「経常収支」が「0」の場合は「黒字」とすること。

- （注）1. 供用開始前（料金収入なし）のものは、仮に収支が出た場合であっても、全表に建設中「3」を記入すること。
2. 過疎下水道代行事業や県営農業集落排水事業などの都道府県代行制度を実施し、代行した施設の設置に係る元利償還金の支払いのみを都道府県が行っている事業については、「4」を記入する。（以下、コード番号「3」及び「4」の事業を「未供用の事業」とする。）
3. 供用開始後間もない事業で料金収入がない場合でも収益的収支により「1」か「2」を記入すること。

供用後年数（条件7）

コード番号	区分	コード名
1	供用開始しているもの	供用後年数（条件7）
2		令和4年度以降
3		平成29年度～令和3年度
4		平成24年度～平成28年度
5		平成19年度～平成23年度
6		平成14年度～平成18年度
7		平成9年度～平成13年度
8	排水区域のみ	平成8年度以前
9		未供用の事業

供用開始年月日（10表1行2列）の属する年度に応ずる「1」～「7」のコードを記入すること。

また、未供用の事業については「9」を記入すること。

会計単位（条件8）

下水道事業のうち、同一の特別会計で経理をされている事業について同一の数字を入れること。数字は「1」から順に記入するものとする。

例えば、公共下水道・特定環境保全公共下水道・特定地域生活排水処理施設を実施している団体において、公共下水道と特定環境保全公共下水道を同一の特別会計で経理し、特定地域生活排水処理施設は単独で特別会計を設置している場合は、公共下水道と特定環境保全公共下水道に「1」を、特定地域生活排水処理施設に「2」を記入すること。（数字の順は問わない。）

(3) 各表の記入方法

10表「施設及び業務概況に関する調」、33表「経営分析に関する調(二)」、40表「繰入金に関する調」及び52表「その他」以外の表についてはP.113以降の法適用企業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設）の作成要領に準じて記入すること。

(4) 10表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

次の留意点以外はP.118に準じて作成すること。

なお、「7. 普及状況」は、供用開始した団体のみ記入し、未供用の団体については記入しないこと。

1. 列2「供用開始年月日」には、浄化槽の設置工事の完了年月日を記入すること。
2. 列10「現在排水区域内人口」及び列11「現在処理区域内人口」には、年度末現在の浄化槽設置済人口を記入する（住民が個人で設置した浄化槽は含めないこと。）。
3. 列12「現在水洗便所設置済人口」には、列11「現在処理区域内人口」のうち、水洗便所を設置しそれを使用している年度末現在の人口を記入すること。
4. 列27「浄化槽費」及び列29「その他」には、浄化槽等の設置に要した事業費（事務費等を含む。）を記入すること。
5. 列38「浄化槽設置基数」には、年度末現在において供用を開始している浄化槽の基数を記入すること。
6. 列39及び列40「処理方法別内訳」には、平成15年の改正前の下水道法施行令第6条第1項の表に定められた区分に準じて処理方法別に分類すること。なお、「高度処理」とは、「公共下水道事業繰出基準の運用について」（昭和61年5月27日付け自治準企第133号自治財政局準公営企業室長通知）4(1)に定めるものをいう。
7. 列43「計画処理能力」には、整備計画等における浄化槽の処理能力の合計値を記入すること。
8. 列44「現在処理能力」には、年度末現在において供用を開始している浄化槽の処理能力の合計値を記入すること。
9. 列49「年間総処理水量」、列50「汚水処理水量」、列52「年間有収水量」については、 m^3 単位で記入すること（表示単位に注意すること。）。

(5) 33表「経営分析に関する調(二)」の記入方法

次の留意点以外はP.131に準じて作成すること。

1. 列13「一般家庭用」について、浄化槽の人槽区別に使用料を設定している団体においては、5人槽の場合（5人槽の区分のない団体においては、もっとも小さい人槽区分）の使用料を記入すること。
2. 「規模別水量」（列19～列26）については m^3 単位で記入すること（表示単位に注意すること。）。

(6) 40表「繰入金に関する調」の記入方法

次の留意点以外はP.135に準じて作成すること。

1. 基準額は、「繰出基準」に基づく金額を記入すること。その際、実繰入額の有無にかかわらず「基準額」は必ず記入すること。
2. 高資本費対策に要する経費に対する他会計繰入金は列22及び列23「高資本費対策経費」に記入すること。
3. 列34及び列35「個別排水処理事業に要する経費」については、個別排水処理施設整備事業に要する経費のうち、利子償還金に対する繰入額を記入すること。

(7) 52表「その他」の記入方法

次の留意点以外はP.137に準じて作成すること。

1. 「臨時措置分」（列5及び列20）は、平成9年度以降の個別排水処理施設整備事業において、一般会計繰出金に代えて臨時的に措置された下水道事業債に係る元利償還金をそれぞれ記入すること。

港湾整備事業

(1) 調査対象

港湾整備事業で地方公営企業法を適用（一部適用を含む。）しているものを対象とする。

港湾整備事業とは、ふ頭用地の造成及び上屋、荷役機械、貯木場、引船等の建設を行い、これらの施設（港湾機能施設）を使用させる事業をいう。

なお、調査表のうち、12表「施設及び業務概況に関する調」は港湾ごとに作成すること。また、12表以外の各表については全港湾を合計して記入すること。

(2) コードの記入方法

港湾名コード

港湾名コードとして設定した番号（各団体において「001」から順に設定し、原則として前年度と同じ番号とする。また、新規の港湾がある場合は既存のコード番号の後に付け加え、廃止された港湾がある場合はその港湾名コード番号は欠番とする。）を記入すること。

経営主体別（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	一部事務組合営

黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計

20表「損益計算書」の46列「経常利益」、47列「経常損失」により記入すること。なお、「経常収支」が「0」である場合は黒字「1」とすること。

（注） 供用開始前（料金収入なし）の事業については、全表について建設中「3」を記入すること。

なお、建設中でも一部供用を開始し、料金収入がある事業については、コード番号「1」または「2」を記入すること。

従前は公営企業会計として特別会計を設置していたが、公営企業会計を廃止し、一般会計等において清算及び企業債の償還を行っている場合等においては、コード番号「4」を記入すること。

(3) 12表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

項 目		行	数 値	列 番 号
1. 事業開始年月日	1. 明治	01		(1)
	2. 大正			
	3. 昭和			
	4. 平成			
	5. 令和			
2. 法適用年月日	3. 昭和			(2)
	4. 平成			
	5. 令和			
				(3)
3. 適用区分	条 例 全 部		○	(4)
	条 例 財 務		○	
4. 管理者	設 置		○	(5)
	非 設 置		○	
5. 港湾区分	01 国際戦略		□	(6)
	02 国際拠点		□	
	03 重要		□	
	04 地方		□	
6. 荷機 役機	(1) 機 械 数 (基)			(7)
	(2) 年間取扱荷物量 (t)			(8)
	(3) 年間最大使用料収入可能額(千円) 税込み			(9)
	(4) 年間使用料収入額(千円) 税込み			(10)
	(5) 年間支出額(千円) 税込み			(11)
7. 旅客 上屋	(1) 棟 数 (棟)			(12)
	(2) 面 積 (㎡)			(13)
	(3) 年間利用者数 (人)			(14)
	(4) 年間最大使用料収入可能額(千円) 税込み			(15)
	(5) 年間使用料収入額(千円) 税込み			(16)
8. 上の 他屋	(6) 年間支出額(千円) 税込み			(17)
	(1) 棟 数 (棟)			(18)
	(2) 面 積 (㎡)			(19)
	(3) 年間取扱荷物量 (t)			(20)
	(4) 年間最大使用料収入可能額(千円) 税込み			(21)
9. 倉 庫	(5) 年間使用料収入額(千円) 税込み			(22)
	(6) 年間支出額(千円) 税込み			(23)
	(1) 棟 数 (棟)			(24)
	(2) 面 積 (㎡)			(25)
	(3) 年間取扱荷物量 (t)			(26)
10. 貯 木 場	(4) 年間最大使用料収入可能額(千円) 税込み			(27)
	(5) 年間使用料収入額(千円) 税込み			(28)
	(6) 年間支出額(千円) 税込み			(29)
	(1) 施 設 数			(30)
	(2) 面 積 (㎡)			(31)
11. ふ 頭 用 地	(3) 年間取扱荷物量 (t)			(32)
	(4) 年間最大使用料収入可能額(千円) 税込み			(33)
	(5) 年間使用料収入額(千円) 税込み			(34)
	(6) 年間支出額(千円) 税込み			(35)
	(1) 面 積 (㎡)			(36)
12. 船舶の離着岸 を補助する船 舶	(2) 港湾計画上の造成予定面積 (㎡)			(37)
	(3) 年間最大使用料収入可能額(千円) 税込み			(38)
	(4) 年間使用料収入額(千円) 税込み			(39)
	(5) 年間支出額(千円) 税込み			(40)
	(1) 隻 数 (隻)			(41)
	(2) 年間取扱件数 (件)			(42)
	(3) 年間最大使用料収入可能額(千円) 税込み			(43)
	(4) 年間使用料収入額(千円) 税込み			(44)
	(5) 年間支出額(千円) 税込み			(45)

例えば平成5年4月1日であれば、平成「4」を選択し、「4050401」のように7桁の数字で記入する。なお、建設中の事業については、供用開始予定年月日を記入する。

平成31年1月1日～平成31年4月30日→4310101～4310430（5010101～5010430と記入しないこと。）

令和元年5月1日～令和元年12月31日→5010501～5011231（4310501～4311231と記入しないこと。）

（以下、年月日の記入に当たってはこの例によることとし、他表においても同様とすること。）

法第2条第3項の規定に基づき条例又は規約により法の全部又は一部が適用されることとなった年月日を1列の方法により記入する。

条例又は規約により法の全部を適用している場合には、「条例全部」を、また財務規定等を適用している場合には「条例財務」を選択する。

法第7条の規定により管理者が置かれている場合（条例で定めるところにより2以上の事業で1の管理者を設置している場合を含む。）には、「設置」を、また管理者が置かれていない場合には「非設置」を選択する。

当該港湾について該当するものを選択する

各項目の「年間最大使用料収入可能額」、「年間使用料収入額」及び「年間支出額」は税込みの金額を記入すること。したがって、免税事業者を除き、すべての港湾の合計額は、「年間使用料収入額」については20表「損益計算書」列3「主営業収益」、「年間支出額」については20表「損益計算書」列27「主営業費用」の欄の数値とは一致しない。なお、「年間最大使用料収入可能額」には、保有する施設を最大限稼働した場合に収入することができる税込みの金額を記入すること。

項 目		行	数	値
13. しゅんせつ船	(1) 隻 数 (隻)	0	1	(46)
	(2) 年間最大使用料収入可能額(千円) 税込み			(47)
	(3) 年間使用料収入額(千円) 税込み			(48)
	(4) 年 間 支 出 額(千円) 税込み			(49)
14. その他船舶	(1) 隻 数 (隻)			(50)
	(2) 年間最大使用料収入可能額(千円) 税込み			(51)
	(3) 年間使用料収入額(千円) 税込み			(52)
	(4) 年 間 支 出 額(千円) 税込み			(53)
15. その他施設	(1) 年間最大使用料収入可能額(千円) 税込み			(54)
	(2) 年間使用料収入額(千円) 税込み			(55)
	(3) 年 間 支 出 額(千円) 税込み			(56)
	年間最大使用料収入可能額計 6(3)+7(4)+8(4)+9(4)+10(4)+11(3)+12(3)+13(2)+14(2)+15(1)			(57)
16. 職員数(人)	(1) 損 益 勘 定 所 属 職 員			(60)
	(2) 資 本 勘 定 所 属 職 員			(61)
	計			(62)
17. 指定管理者制度	代行制		○	
	利用料金制		○	(63)
	無		○	
18. 管理者の情報	01 自 治 体 職 員		□	
	02 民 間 企 業 出 身		□	
	03 学 術 ・ 研 究 機 関 出 身		□	(64)
	04 そ の 他		□	
01行60列のうち	常 勤 職 員			(65)
	会計年度任用職員 (フルタイム)			(66)
	会計年度任用職員 (パートタイム)			(67)
01行61列のうち	常 勤 職 員			(68)
	会計年度任用職員 (フルタイム)			(69)
	会計年度任用職員 (パートタイム)			(70)

(注) 下記事項について記入すること。

19. 指定管理者制度導入施設(具体的に)

20. 「8. その他上屋」の内容(具体的に)

21. 「14. その他船舶」の内容(具体的に)

22. 「15. その他施設」の内容(具体的に)

表示単位に注意すること。

記載要領はP.60によること。

指定管理者制度を導入しているか否かを選択する。導入している場合で指定管理者が料金を収入として直接収受する「利用料金制」としているものは、「利用料金制」を選択すること。

「管理者」(01行5列)において「設置」を選択した場合に、当該管理者の職歴について、該当するものを選択すること(複数選択可。)。
 なお、「管理者」(01行5列)において、「非設置」を選択した場合、「管理者の情報」(01行64列)はいずれも選択しないこと。

記載要領については、P.61を参照すること。

指定管理者制度を導入している場合は、施設名等を具体的に記入すること。

「その他上屋」に含まれる上屋の名称、種類等を具体的に記入すること。

「その他船舶」に含まれる船舶の名称、種類等を具体的に記入すること。

「その他施設」に含まれる船舶の名称、種類等を具体的に記入すること。

(4) 21表「費用構成表」の記入方法

次の留意点以外はP.19によること。

1. 列52「[01行8列]のうち資本費平準化債」には、企業債利息のうち資本費平準化債の利息を記入する。

(5) 23表「資本的収支に関する調」の記入方法

次の留意点以外はP.31によること。

1. 02行34列「[01行3列]のうち資本費平準化債」には、企業債「その他」のうち、当年度に発行した資本費平準化債の合計額を記入する。
2. 02行35列「[01行37列]のうち資本費平準化債」には、企業債償還金「その他」のうち資本費平準化債の元金償還金を記入する。

〔質 疑〕

問 「港湾整備事業」と「宅地造成事業（臨海土地造成）」との関係如何。

答 「港湾整備事業」は、地方債計画区分における港湾整備事業（ふ頭用地造成及び荷役機械、上屋、貯木場、引船施設利用等に係るもの）について記入するものである。

したがって、売却を目的とする臨海部における土地造成事業については、「宅地造成事業（臨海土地造成）」において記入するものである。

市 場 事 業

(1) 調査対象

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第4条の規定により農林水産大臣の認定を受けて開設される中央卸売市場もしくは同法第13条の規定により都道府県知事の認定を受けて開設される地方卸売市場に係る施設又は平成16年度以前に国の補助金を受けて施行した水産物流通加工施設高度化対策事業に係る施設で、地方公営企業法を適用（一部適用を含む。）しているものを対象とする。

なお、調査表のうち、13表「施設及び業務概況に関する調」は市場ごとに作成すること。また、13表以外の各表については全市場を合計して記入し、市場種別の欄には、料金収入の割合が高い種別番号を記入すること。

(2) コードの記入方法

市場名コード

市場名コードとして設定した番号（各団体において「001」から順に設定し、原則として前年度と同じ番号とする。また、新規の市場がある場合は既存のコード番号の後に付け加え、廃止された市場がある場合はその市場名コード番号は欠番とする。）を記入すること。

経営主体別（条件2）

コード番号	コード名
1	都 道 府 県 営
2	指 定 都 市 営
3	市 営
4	町 村 営
5	一部事務組合営

黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計

20表「損益計算書」の46列「経常利益」、47列「経常損失」により記入すること。なお、「経常収支」が「0」である場合は黒字「1」とすること。

（注） 供用開始前（料金収入なし）の事業については、全表について建設中「3」を記入すること。

なお、建設中でも一部供用を開始し、料金収入がある事業については、コード番号「1」または「2」を記入すること。

従前は公営企業会計として特別会計を設置していたが、公営企業会計を廃止し、一般会計等において清算及び企業債の償還を行っている場合等においては、コード番号「4」を記入すること。

市場種別区分（条件5）

コード番号	コード名
1	中央卸売市場
2	地方卸売市場
3	水産物流通加工施設

13表「施設及び業務概況に関する調」は市場ごとに市場種別を記入すること。

なお、数種の市場を経営している場合においては、20表「損益計算書」から45表「企業債年度別償還状況調」までは料金収入の割合が高い市場種別の番号を記入すること。

(3) 13表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

項 目		行	数 値	列 番 号	
1. 事業開始年月日	1. 明治	0 1		(1)	
	2. 大 正				
	3. 昭 和				
	4. 平 成				
	5. 令 和				
2. 法適用年月日	3. 昭 和			(2)	
	4. 平 成				
	5. 令 和				
				(3)	
3. 適用区分	条例全部		○	(4)	
	条例財務		○		
4. 管理者	設置		○	(5)	
	非設置		○		
5. 施設面積(m ²)	(1) 敷地面積			(6)	
	(2) 延床面積	ア 卸売場			(7)
		イ 仲卸売場			(8)
		ウ 買荷保管積込所			(9)
		エ 倉庫			(10)
		オ 冷蔵庫			(11)
		カ 加工設備			(12)
		キ 関連商品売場			(13)
		ク 関連業者事務所			(14)
		ケ 駐車場			(15)
		コ 管理事務所			(16)
		サ その他			(17)
				(18)	
6. 料金徴収総面積(m ²)				(19)	
7. 年間取扱高および売上高	(1) 野菜	取扱高(t)		(20)	
		税込み売上高(百万円)		(21)	
	(2) 果実	取扱高(t)		(22)	
		税込み売上高(百万円)		(23)	
	(3) 水産物	取扱高(t)		(24)	
		税込み売上高(百万円)		(25)	
	(4) 肉鳥類卵類	取扱高(t)		(26)	
		税込み売上高(百万円)		(27)	
	(5) その他	取扱高(t)		(28)	
		税込み売上高(百万円)		(29)	
				(30)	
8. 料 料	現行料金 実施年月 日	(1) 売上高割 使用料	3. 昭和	(31)	
			4. 平成		
			5. 令和		
		(2) 施設 使用料	3. 昭和	(32)	
			4. 平成		
			5. 令和		

例えば平成5年4月1日であれば、平成「4」を選択し、「4050401」のように7桁の数字で記入する。なお、建設中の事業については、供用開始予定年月日を記入する。

平成31年1月1日～平成31年4月30日→4310101～4310430（5010101～5010430と記入しないこと。）

令和元年5月1日～令和元年12月31日→5010501～5011231（4310501～4311231と記入しないこと。）

（以下、年月日の記入に当たってはこの例によることとし、他表においても同様とすること。）

法第2条第3項の規定に基づき条例又は規約により法の全部又は一部が適用されることとなった年月日を1列の方法に準じて記入する。

条例又は規約により法の全部を適用している場合には、「条例全部」を、また財務規定等を適用している場合には「条例財務」を選択する。

法第7条の規定により管理者が置かれている場合（条例で定めるところにより2以上の事業で1の管理者を設置している場合を含む。）には、「設置」を、また管理者が置かれていない場合には「非設置」を選択する。

市場の業務に使用できる状態にある敷地について記入すること。

なお、建設中については計画面積を記入すること。

各施設用途における延床面積を記入すること。

なお、建設中についても計画延床面積を記入すること。

施設使用料の対象となる延床面積を記入すること。

なお、建設中の場合も計画料金徴収延床面積を記入すること。また、施設面積の項目に数値を記入した場合は必ず本欄にも記入すること。

当年度の合計数値を記入すること。なお、当年度に事業を開始した場合は、事業を開始した日から当年度末（3月31日）までの合計数値を記入することとし、売上高については税込みとすること。

また、建設中の団体は記入しないこと。

現行料金の実施年月日を1列の入力方法に準じて売上高割使用料と施設使用料別に記入すること。

なお、消費税及び地方消費税転嫁のみのための料金改定を行った場合についても対象となること。

項 目			行	数 値
金	(3) 売上高割使用料 (%)	ア 青 果 物	0	1
		イ 水 産 物		
		ウ 食 肉		
	(4) 施設使用料 (一ヶ月あたり)	ア 卸 売 場		
		イ 仲 卸 売 場		
		ウ 買 荷 保 管 積 込 所		
		エ 倉 庫		
		オ 冷 蔵 庫		
		カ 加 工 設 備		
		キ 関 連 商 品 売 場		
		ク 関 連 業 者 事 務 所		
	(円) ケ 駐 車 場			
	9. 実質施設使用料改定率 (%)			(注) 単位0.1%
	10. 市場関係業者	(1) 卸売業者 (社)	ア 青 果 物	
イ 水 産 物				
ウ 食 肉 等				
(2) 仲卸業者 (社)		ア 青 果 物		
		イ 水 産 物		
		ウ 食 肉 等		
(3) 売買参加人 (人)		ア 青 果 物		
		イ 水 産 物		
		ウ 食 肉 等		
(4) 関連事業者 (人)		ア 第 1 種		
	イ 第 2 種			
11. 職員数 (人)	(1) 損益勘定所属職員			
	(2) 資本勘定所属職員			
	計			
12. 指定管理者制度		代行制	☐	
		利用料金制	☐	
		無	☐	
13. 管理者の情報	01 自治体職員		☐	
	02 民間企業出身		☐	
	03 学術・研究機関出身		☐	
	04 その他		☐	
01行58列のうち	常 勤 職 員			
	会計年度任用職員 (フルタイム)			
	会計年度任用職員 (パートタイム)			
01行59列のうち	常 勤 職 員			
	会計年度任用職員 (フルタイム)			
	会計年度任用職員 (パートタイム)			

(注) 下記事項について記入すること。

14. 指定管理者制度導入施設(具体的に)

規則に定められている卸売業者から徴収する使用料の率を記入すること。小数点第3位を四捨五入して、小数点第2位まで記入すること。
(例)「卸売金額の1,000分の3」→0.30と記入する。なお、建設中の市場については記入しないこと。

市場施設を使用している者から徴収する税込み施設使用料の額を記入すること(建設中の団体は記入しないこと)。なお、冷蔵庫及び製氷所等で建物及び機械等を一式として定めている場合は記入しないこと。

施設使用料について、消費税及び地方消費税転嫁のみによる料金改定の場合は記入せず、消費税及び地方消費税相当分を除いた部分の実質的な改定率を記入すること(0.1%単位)。
なお、単なる対前年度比率でなく、増減率を記入すること。
(例) 1,000円→1,234円の場合、 0.234×123.4

また、当年度中に改定した場合のみ記入すること。したがって、前年度以前の改定や将来の改定予定の場合は記入しないこと。

農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けて卸売の業務を行う者の数を記入すること。

長の許可を受けて仲卸の業務を行う者の数を記入すること。

長の許可を受けて条例で定める市場の取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売の業務、取扱品目の保管、貯蔵、運搬等の業務、その他市場機能の充実に資する業務を行うものを記入すること。

長の承認を受けて卸売業者から買受けができる者を記入すること。

長の許可を受けて飲食業、理容等市場利用者に便益を提供する業務を営む者を記入すること。

記載要領はP.60によること。

指定管理者制度を導入しているか否かを選択する。導入している場合で指定管理者が料金を収入として直接収受する「利用料金制」をとっているものは、「利用料金制」を選択すること。

「管理者」(01行5列)において「設置」を選択した場合に、当該管理者の職歴について、該当するものを選択すること(複数選択可。)

なお、「管理者」(01行5列)において、「非設置」を選択した場合、「管理者の情報」(01行62列)はいずれも選択しないこと。

記載要領については、P.61を参照すること。

指定管理者制度を導入している場合は、施設名等を具体的に記入すること。

(4) 21表「費用構成表」の記入方法

次の留意点以外はP.19によること。

列52「〔01行8列〕のうち資本費平準化債」には、企業債利息のうち資本費平準化債の利息を記入する。

(5) 23表「資本的収支に関する調」の記入方法

次の留意点以外はP.31によること。

1. 02行34列「〔01行3列〕のうち資本費平準化債」には、企業債「その他」のうち、当年度に発行した資本費平準化債の合計額を記入する。

2. 02行35列「〔01行37列〕のうち資本費平準化債」には、企業債償還金「その他」のうち資本費平準化債の元金償還金を記入する。

(6) 40表「繰入金に関する調」の記入方法

次の留意点以外は、P.41（法非適用企業にあつては、P.54）によること。

02行22列及び23列「繰入金計」（法非適用企業にあつては、01行36列及び37列）は、基準額及び実繰入額の総計を記入する。なお、実繰入額には02行列35列「資本勘定他会計借入金 繰出基準に基づくもの」（同45列）及び02行36列「資本勘定他会計借入金 その他」（同46列）の額を加算すること。

と畜場事業

(1) 調査対象

と畜場法（昭和28年法律第114号）第3条に定める事業で地方公営企業法を適用（一部適用を含む。）しているものを対象とする。

なお、調査表のうち、14表「施設及び業務概況に関する調」はと畜場ごとに作成すること。また、14表以外の各表については全と畜場を合計して記入すること。

(2) コードの記入方法

と畜場名コード

と畜場名コードとして設定した番号（各団体において「001」から順に設定し、原則として前年度と同じ番号とする。また、新規のと畜場がある場合は既存のコード番号の後に付け加え、廃止されたと畜場がある場合はそのと畜場名コード番号は欠番とする。）を記入すること。

経営主体別（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	一部事務組合営

黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計

20表「損益計算書」の46列「経常利益」、47列「経常損失」により記入すること。なお、「経常収支」が「0」である場合は黒字「1」とすること。

（注） 供用開始前（料金収入なし）の事業については、全表について建設中「3」を記入すること。

なお、建設中でも一部供用を開始し、料金収入がある事業（施設）については、コード番号「1」または「2」を記入すること。

従前は公営企業会計として特別会計を設置していたが、公営企業会計を廃止し、一般会計等において清算及び企業債の償還を行っている場合等においては、コード番号「4」を記入すること。

(3) 14表「施設および業務概況に関する調」の記入方法

項 目		行	金 額
1. 事業開始年月日	1. 明治	01	
	2. 大正		
	3. 昭和		
	4. 平成		
	5. 令和		
2. 法適用年月日	3. 昭和		
	4. 平成		
	5. 令和		
3. 適用区分		条例全部	☐
		条例財務	☐
4. 管理者	設置	☐	
	非設置	☐	
5. 事業規模	(1) 施設面積 (㎡)		
	(ア) 牛 (頭)		
	(2) (イ) 馬 (頭)		
	(ウ) 豚 (頭)		
	(エ) 子牛 (頭)		
	(オ) その他 (頭)		
	計 (頭)		
	1日平均処理数 (頭)		
6. 料金 (税込み)	(1) (ア) 牛 (円)		
	(イ) 馬 (円)		
	(ウ) 豚 (円)		
	(エ) 子牛 (円)		
	(オ) その他 (円)		
	(2) (ア) 牛 (円)		
	(イ) 馬 (円)		
	(ウ) 豚 (円)		
	(エ) 子牛 (円)		
	(オ) その他 (円)		
	(3) (ア) 牛 (円)		
	(イ) 馬 (円)		
	(ウ) 豚 (円)		
	(エ) 子牛 (円)		
	(オ) その他 (円)		
	7. 職員数	(1) 損益勘定所属職員	
(2) 資本勘定所属職員			
計			
8. 指定管理者制度	代行制	☐	
	利用料金制	☐	
	無	☐	
9. 管理者の情報	01 自治体職員	☐	
	02 民間企業出身	☐	
	03 学術・研究機関出身	☐	
	04 その他	☐	
01行32列のうち	常勤職員		
	会計年度任用職員 (フルタイム)		
	会計年度任用職員 (パートタイム)		
01行33列のうち	常勤職員		
	会計年度任用職員 (フルタイム)		
	会計年度任用職員 (パートタイム)		

列番号
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)
(6)
(7)
(8)
(9)
(10)
(11)
(12)
(13)
(14)
(15)
(16)
(17)
(18)
(19)
(20)
(21)
(22)
(23)
(24)
(25)
(26)
(27)
(28)
(29)
(30)
(31)
(32)
(33)
(34)
(35)
(36)
(37)
(38)
(39)
(40)
(41)
(42)

例えば平成5年4月1日であれば、平成「4」を選択し、「4050401」のように7桁の数字で記入する。なお、建設中の事業については、事業（供用）開始予定年月日を記入する。

平成31年1月1日～平成31年4月30日→4310101～4310430（5010101～5010430と記入しないこと。）

令和元年5月1日～令和元年12月31日→5010501～5011231（4310501～4311231と記入しないこと。）

（以下、年月日の記入に当たってはこの例によることとし、他表においても同様とすること。）

法第2条第3項の規定に基づき条例又は規約により法の全部又は一部が適用されることとなった年月日を1列の方法に準じて記入する。

条例又は規約により法の全部を適用している場合には、「条例全部」を、また財務規定等を適用している場合には「条例財務」を選択する。

法第7条の規定により管理者が置かれている場合（条例で定めるところにより2以上の事業で1の管理者を設置している場合を含む。）には、「設置」を、また管理者が置かれていない場合には「非設置」を選択する。

各施設（駐車場施設を含む。）の延施設面積を記入すること。

「子牛」とは、生後1年未満の牛である。

「1日平均処理数」は、開場日1日当たりの平均と殺頭数を記入すること。

「料金」は、一頭当たり（税込み）であること。ただし、頭数による料金体系を採っていない場合は、妥当な方法により一頭当たりへ換算して記入すること。

「料金」中「その他」は、牛、馬、豚、子牛以外の最も多いものについてのみ記入すること。

記載要領はP.60によること。

指定管理者制度を導入しているか否かを選択する。導入している場合で指定管理者が料金を収入として直接収受する「利用料金制」をとっているものは、「利用料金制」を選択すること。

「管理者」（01行5列）において「設置」を選択した場合に、当該管理者の職歴について、該当するものを選択すること（複数選択可。）

なお、「管理者」（01行5列）において、「非設置」を選択した場合、「管理者の情報」（01行36列）はいずれも選択しないこと。

記載要領については、P.61を参照すること。

指定管理者制度を導入している場合は、施設名等を具体的に記入すること。

(注)下記事項について記入すること。
10. 指定管理者制度導入施設(具体的に)

--

観光施設事業（休養宿泊施設）

(1) 調査対象

国民宿舎、ユースホステル等宿泊施設を有する事業で地方公営企業法を適用（一部適用を含む。）しているものを対象とする。

なお、調査表のうち、16表「施設及び業務概況に関する調」は休養宿泊施設ごとに作成すること。また、16表以外の各表については全施設を合計して記入すること。

(2) コードの記入方法

施設名コード

施設名コードとして設定した番号（各団体において「001」から順に設定し、原則として前年度と同じ番号とする。また、新規の施設がある場合は既存のコード番号の後に付け加え、廃止された施設がある場合はその施設名コード番号は欠番とする。）を記入すること。

経営主体別（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	一部事務組合営

黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計

20表「損益計算書」の46列「経常利益」、47列「経常損失」により記入すること。なお、「経常収支」が「0」である場合は黒字「1」とすること。

（注） 供用開始前（料金収入なし）の事業については、全表について建設中「3」を記入すること。

なお、建設中でも一部供用を開始し、料金収入がある事業については、コード番号「1」または「2」を記入すること。

従前は公営企業会計として特別会計を設置していたが、公営企業会計を廃止し、一般会計等において清算及び企業債の償還を行っている場合等においては、コード番号「4」を記入すること。

(3) 16表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

項	目	行	数	値	列 番 号
		0	1		
					(1)
					(2)
					(3)
					(4)
					(5)
					(6)
					(7)
					(8)
					(9)
					(10)
					(11)
					(12)
					(13)
					(14)
					(15)
					(16)
					(17)
					(18)
					(19)
					(20)
					(21)
					(22)
					(23)
					(24)
					(25)
					(26)
					(27)
					(28)
					(29)
					(30)
					(31)
					(32)
					(33)
					(34)
					(35)
					(36)
					(37)
					(38)
					(39)
					(40)

例えば平成5年4月1日であれば、平成「4」を選択し、「4050401」のように7桁の数字で記入する。なお、建設中の事業については、供用開始予定年月日を記入する。

平成31年1月1日～平成31年4月30日→4310101～4310430（5010101～5010430と記入しないこと。）
令和元年5月1日～令和元年12月31日→5010501～5011231（4310501～4311231と記入しないこと。）
（以下、年月日の記入に当たってはこの例によることとし、他表においても同様とすること。）

法第2条第3項の規定に基づき条例又は規約により法の全部又は一部が適用されることとなった年月日を2列の方法に準じて記入する。

条例又は規約により法の全部を適用している場合には、「条例全部」を、また財務規定等を適用している場合には「条例財務」を選択する。

法第7条の規定により管理者が置かれている場合（条例で定めるところにより2以上の事業で1の管理者を設置している場合を含む。）には、「設置」を、また管理者が置かれていない場合には「非設置」を選択する。

固定資産台帳における建物の延面積を記入すること。

施設の建設費の総額を記入すること。したがって当該施設の固定資産帳簿原価（取得価額）と一致すること。なお、建設中のものについては、計画額を記入すること。

施設用地の面積を記入すること。

旅客の宿泊可能室数を記入すること。

分母を施設内の総トイレ数、分子を洋式トイレ数として算出すること。なお、小数点以下第2位を四捨五入し、例えば「24.33%」であれば「243」と3桁の数字で記入する。

施設内でWi-Fiが利用可能な場合には、「有」を選択する。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第14条第1項に定める「建築物移動等円滑化基準」の要件を全て満たしている場合には「有」を選択する。

旅客の宿泊可能人数を記入すること。

年間宿泊予約者数のうち、施設のウェブサイト、宿泊情報サイト等、インターネット経由で予約を行った人数を記入すること。

税込みの金額を記入すること。したがって、免税事業者を除いて20表「損益計算書」列3「主営業収益」の欄の数値とは一致しない。

利用者1人当たりの消費額を記入すること。

記載要領はP.60によること。

指定管理者制度を導入しているか否かを選択する。導入している場合で指定管理者が料金を収入として直接収受する「利用料金制」をとっているものは、「利用料金制」を選択すること。

「管理者」（01行6列）において「設置」を選択した場合に、当該管理者の職歴について、該当するものを選択すること（複数選択可。）
なお、「管理者」（01行6列）において、「非設置」を選択した場合、「管理者の情報」（01行34列）はいずれも選択しないこと。

記載要領については、P.61を参照すること。

※（注）欄には、事業許可関係法令名及び事業内容について記入すること。

21.	(1) 経常収支比率 (%)	
	(2) 他会計補助金比率 (%)	
	(3) 売上高人件費比率 (%)	
	(4) 売上高GOP比率 (%)	
	(5) E B I T D A (千円)	
	(6) 有形固定資産減価償却率 (%)	
	(7) 施設の資産価値(千円)	
	(8) 設備投資見込額(千円)	
	(9) 累積欠損金比率 (%)	
	(10) 企業債残高対料金収入比率 (%)	
	(11) 当該年度または当該翌年度に廃止または廃止予定の有無	有 無
	(12) 宿泊者一人当たりの他会計補助金額 (円)	

経営比較分析に関する調

(経営比較分析に関する調)
建設中の施設または想定企業会計を除いて全ての施設について回答すること。
ただし、地方自治法第244条の2に規定する指定管理者により運営する施設の内、利用料金制度を導入している施設については、地方公共団体の決算と指定管理者の決算を合算の上、算出し記入すること。
また、各項目については各施設ごとに算出すること。

○
○

- (41) 【法適】 $\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$
- (42)
- (43) 【非適】 $\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$
より算出し小数点第1位まで記入すること。
- (44)
- (45)
- (46) 【法適】 $\frac{\text{他会計補助金}}{\text{経常費用}} \times 100$
- (47)
- (48) 【非適】 $\frac{\text{繰入金}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$
より算出し小数点第1位まで記入すること。
- (49)
- (50)
- (51) $\frac{\text{職員給与費}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$ より算出し小数点第1位まで記入すること。
- (52) 【法適】 $\frac{(\text{営業収益} - \text{受託工事収益}) - (\text{営業費用} - \text{受託工事費} - \text{減価償却費})}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$
【非適】 $\frac{(\text{営業収益} - \text{受託工事収益}) - (\text{営業費用} - \text{受託工事費})}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$
より算出し小数点第1位まで記入すること。
- 【法適】 $\frac{\text{純利益} - \text{長期前受金戻入} + \text{支払利息} + \text{減価償却費}}{\text{総収益} - \text{総費用} - \text{繰入金} + \text{支払利息}}$ より算出し記入すること。単位に注意すること。
- 【非適】 $\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$
より算出し小数点第1位まで記入すること。
- 有形固定資産の現在価値を記入すること。単位に注意すること。
- 経営戦略(投資・財政計画)に記載された今後10年間の建設改良費・修繕費等の見込額又は各団体において算定した値を記入すること。単位に注意すること。
- $\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$ より算出し小数点第1位まで記入すること。
- $\frac{\text{企業債残高} - \text{一般会計等負担額}}{\text{主営業収益}} \times 100$ より算出し小数点第1位まで記入すること。
- 【法適】 $\frac{\text{他会計補助金}}{\text{延宿泊者数}} \times 1,000$
- 【非適】 $\frac{\text{繰入金}}{\text{延宿泊者数}} \times 1,000$
より算出し記入すること。単位に注意すること。

観光施設事業（索道）

(1) 調査対象

鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第47条に定める事業で地方公営企業法を適用（一部適用を含む。）しているものを対象とする。

なお、調査表のうち、05表「施設及び業務概況に関する調」は施設ごとに作成すること。また、05表以外の各表については全施設を合計して記入すること。

(2) コードの記入方法

施設名コード

施設名コードとして設定した番号（各団体において「001」から順に設定し、原則として前年度と同じ番号とする。また、新規の施設がある場合は既存のコード番号の後に付け加え、廃止された施設がある場合はその施設名コード番号は欠番とする。）を記入すること。

経営主体別（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	一部事務組合営

黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計

20表「損益計算書」の46列「経常利益」、47列「経常損失」により記入すること。なお、「経常収支」が「0」である場合は黒字「1」とすること。

（注） 供用開始前（料金収入なし）の事業については、全表について建設中「3」を記入すること。

なお、建設中でも一部供用を開始し、料金収入がある事業については、コード番号「1」または「2」を記入すること。

従前は公営企業会計として特別会計を設置していたが、公営企業会計を廃止し、一般会計等において清算及び企業債の償還を行っている場合等においては、コード番号「4」を記入すること。

(3) 05表「施設および業務概況に関する調」の記入方法

項 目		行	数 値
1. 事業開始年月日	1. 明治	01	
	2. 大正		
	3. 昭和		
	4. 平成		
	5. 令和		
2. 法適用年月日	3. 昭和		
	4. 平成		
	5. 令和		
3. 適用区分	2. 条例全部		○
	3. 条例財務		○
4. 管理者	1. 設置		○
	2. 非設置		○
5. 路線数 (本)			
6. 斜長 (m)			
7. 搬器数 (個)			
8. 年間営業日数 (日)			
9. 年間輸送人員 (千人)			
10. 料金 (円) 税込み			
11. 職員数 (人)	(1) 損益勘定所属職員		
	(2) 資本勘定所属職員		
	計		
12. 指定管理者制度	代行制		○
	利用料金制		○
	無		○
13. 管理者の情報	01 自治体職員		□
	02 民間企業出身		□
	03 学術・研究機関出身		□
	04 その他		□
01行14列のうち	常勤職員		
	会計年度任用職員 (フルタイム)		
	会計年度任用職員 (パートタイム)		
01行15列のうち	常勤職員		
	会計年度任用職員 (フルタイム)		
	会計年度任用職員 (パートタイム)		

※ (注) 欄には、事業内容について記入すること。

- 列番号
- (1) 例えば平成5年4月1日であれば、平成「4」を選択し、「4050401」のように7桁の数字で記入する。なお、普通索道事業と特殊索道事業とを兼営している場合は、事業開始の早い方の年月日を記入する。また、この場合の「10料金 (円)」(13列)は、料金収入の多い施設に係る料金を記入する。建設中の事業については、供用開始予定年月日を記入する。
- (2) 平成31年1月1日～平成31年4月30日→4310101～4310430 (5010101～5010430と記入しないこと)。
- (3) 令和元年5月1日～令和元年12月31日→5010501～5011231 (4310501～4311231と記入しないこと)。
- (4) (以下、年月日の記入に当たってはこの例によることとし、他表においても同様とすること。)
- (5) 法第2条第3項の規定に基づき条例又は規約により法の全部又は一部が適用されることとなった年月日を1列の方法に準じて記入する。
- (6) 条例又は規約により法の全部を適用している場合には、「条例全部」を、また財務規定等を適用している場合には「条例財務」を選択する。
- (7) 法第7条の規定により管理者が置かれている場合 (条例で定めるところにより2以上の事業で1の管理者を設置している場合を含む。)には、「設置」を、また管理者が置かれていない場合には「非設置」を選択する。
- (8) 各施設の起点から終点までの斜長の合計数値を記入すること。
- (9) 当年度に輸送した延人員を記入すること。
- (10) 条例等で定めてある料金を税込みで記入すること。なお、数箇所経営している場合は、料金収入の最も多い施設の料金を記入すること。
- (11) 記載要領はP.60によること。
- (12) 指定管理者制度を導入しているか否かを選択する。導入している場合で指定管理者が料金を収入として直接収受する「利用料金制」をとっているものは、「利用料金制」を選択すること。
- (13) 「管理者」(01行5列)において「設置」を選択した場合に、当該管理者の職歴について、該当するものを選択すること (複数選択可。)
- (14) なお、「管理者」(01行5列)において、「非設置」を選択した場合、「管理者の情報」(01行18列)はいずれも選択しないこと。
- (15) 記載要領については、P.61を参照すること。

観光施設事業（その他観光施設）

(1) 調査対象

休養宿泊施設事業及び索道事業以外の観光施設事業で、地方公営企業法を適用（一部適用を含む。）しているものを対象とする。

なお、調査表のうち、17表「施設及び業務概況に関する調」は施設ごとに作成すること。また、17表以外の各表については全施設を合計して記入すること。

(2) コードの記入方法

施設名コード

施設名コードとして設定した番号（各団体において「001」から順に設定し、原則として前年度と同じ番号とする。また、新規の施設がある場合は既存のコード番号の後に付け加え、廃止された施設がある場合はその施設名コード番号は欠番とする。）を記入すること。

経営主体別（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	一部事務組合営

黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業(黒字)
2	経常損失を生じた事業(赤字)
3	建設中の事業
4	想定企業会計

20表「損益計算書」の46列「経常利益」、47列「経常損失」により記入すること。なお、「経常収支」が「0」である場合は黒字「1」とすること。

(注) 供用開始前（料金収入なし）の事業については、全表について建設中「3」を記入すること。

なお、建設中でも一部供用を開始し、料金収入がある事業については、コード番号「1」または「2」を記入すること。

従前は公営企業会計として特別会計を設置していたが、公営企業会計を廃止し、一般会計等において清算及び企業債の償還を行っている場合等においては、コード番号「4」を記入すること。

(3) 17表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

項 目		行	数	量	列 番 号
1. 事業の種類	1. 温 泉	01	○		(1)
	2. 観 光 会 館		○		
	3. 城		○		
	4. 公 園		○		
	5. 動 植 物 園		○		
	6. 博 物 館		○		
	7. 資 料 館		○		
	8. 水 族 館		○		
	9. 休 憩 施 設 等		○		
	10. そ の 他 ()		○		
2. 事業開始年月日	1. 明 治				(2)
	2. 大 正				
	3. 昭 和				
	4. 平 成				
	5. 令 和				
3. 法適用年月日	3. 昭 和				(3)
	4. 平 成				
	5. 令 和				
4. 適用区 分	条 例 全 部		○		(5)
	条 例 財 務		○		
5. 管 理 者	設 置		○		(6)
	非 設 置		○		
6. 建 物 面 積 (㎡)					(7)
7. 施 設 面 積 (㎡)					(8)
8. 年 間 利 用 況	(1) 延 利 用 回 数 (回)				(9)
	(2) 延 利 用 戸 数 (戸)				(10)
	(3) 延 利 用 人 員 (人)				(11)
9. 料 金 (税 込 み)	(1) 温泉 (月)	定 額			(12)
		1.8 1/分 1口当たり			(13)
	(2) 観光会館	午 前			(14)
	〔ホール使用料〕 〔平 日〕	午 後			(15)
		夜 間			(16)
		全 日			(17)
	(円)				(18)
	(3) その他入場料・使用料	一 般			(19)
	ア 個 人 (円)	学 生			(20)
		小 中 学 生			(21)
	イ 団 体 (円)	一 般			(22)
		学 生			(23)
	小 中 学 生				(24)
	(4) そ の 他				(26)

該当するものを選択する。なお、「その他」を選択した場合は、「13. その他内容」を記入する。

例えば平成5年4月1日であれば、平成「4」を選択し、「4050401」のように7桁の数字で記入する。なお、建設中の事業については、供用開始予定年月日を記入する。

平成31年1月1日～平成31年4月30日
→4310101～4310430 (5010101～5010430と記入しないこと。)

令和元年5月1日～令和元年12月31日
→5010501～5011231 (4310501～4311231と記入しないこと。)

(以下、年月日の記入に当たってはこの例によることとし、他表においても同様とすること。)

法第2条第3項の規定に基づき条例又は規約により法の全部又は一部が適用されることとなった年月日を2列の方法に準じて記入する。

条例又は規約により法の全部を適用している場合には、「条例全部」を、また財務規定等を適用している場合には「条例財務」を選択する。

法第7条の規定により管理者が置かれている場合（条例で定めるところにより2以上の事業で1の管理者を設置している場合を含む。）には、「設置」を、また管理者が置かれていない場合には「非設置」を選択する。

固定資産台帳における建物の延面積を記入すること。

施設用地の面積を記入すること。

条例で定めてある料金を税込みで記入すること。

記載要領はP.60によること。

指定管理者制度を導入しているか否かを選択する。導入している場合で指定管理者が料金を収入として直接収受する「利用料金制」をとっているものは、「利用料金制」を選択すること。

項 目		行	金 額	列 番 号
10. 職員 数 (人)	(1) 損益勘定所属職員	01		(27)
	(2) 資本勘定所属職員			(28)
	計			(29)
11. 指定管理者制度	代行制		○	(30)
	利用料金制		○	
	無		○	
12. 管理者の 情 報	01 自治体職員		□	(31)
	02 民間企業出身		□	
	03 学術・研究機関出身		□	
	04 その他		□	
01 行 27 列 の う ち	常 勤 職 員			(32)
	会計年度任用職員 (フルタイム)			(33)
	会計年度任用職員 (パートタイム)			(34)
01 行 28 列 の う ち	常 勤 職 員			(35)
	会計年度任用職員 (フルタイム)			(36)
	会計年度任用職員 (パートタイム)			(37)

「管理者」(01行6列)において「設置」を選択した場合に、当該管理者の職歴について、該当するものを選択すること(複数選択可。)

なお、「管理者」(01行6列)において、「非設置」を選択した場合、「管理者の情報」(01行31列)はいずれも選択しないこと。

記載要領については、P.61を参照すること。

※ (注) 欄の項目についても必ず記入すること。

宅地造成事業（臨海土地造成）

(1) 調査対象

宅地造成事業のうち臨海土地造成事業で、地方公営企業法を適用（一部適用を含む。）しているものを対象とする。

(2) コードの記入方法

造成地区名コード

造成地区名コードとして設定した番号（各団体において「001」から順に設定し、原則として前年度と同じ番号とする。また、新規の造成地区がある場合は既存のコード番号の後に付け加え、ある造成地区が事業終了等により調査対象から外れた場合はその造成地区名コード番号は欠番とする。）を記入すること。

造成が開始された地区（土地取得も含む。）であって処分が完了していない地区（当年度中に処分が完了した地区を含む。）について記入すること。

造成地区名欄にはコード番号に対応する造成地区名（団体が土地造成計画を策定したときの名称）を記入すること。

経営主体別（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	一部事務組合営

黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計

20表「損益計算書」の46列「経常利益」、47列「経常損失」により記入すること。なお、「経常収支」が「0」である場合は黒字「1」とすること。

（注）営業開始前（一度も売却収入がない）の事業については、全表について建設中「3」を記入すること。

なお、一旦営業が開始された事業については、土地が完売されるまでは、売却収入がなくとも営業中（コード番号「1」または「2」）として取り扱うこと。

従前は公営企業会計として特別会計を設置していたが、公営企業会計を廃止し、一般会計等において清算及び企業債の償還を行っている場合等においては、コード番号「4」を記入すること。

(3) 11表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

項	目	行	数	値	列 番 号	
1. 事業開始年月日	2. 大 正				(19)	
	3. 昭 和					
	4. 平 成					
	5. 令 和					
2. 法適用年月日	3. 昭 和				(20)	
	4. 平 成					
	5. 令 和					
					(21)	
3. 適用区分	条例全部		○		(22)	
	条例財務		○			
4. 管理者	設 置		○		(23)	
	非設置		○			
5. 土地造成状況	(1) 総事業費(千円)				(24)	
	(2) 総面積(㎡)				(25)	
	(3) ㎡当たり 造成予定単価(円)				(26)	
	(4) 売却予定面積(㎡)				(27)	
	(5) ㎡当たり 売却予定単価(円)				(28)	
					(29)	
	(6) 完成分	事業費(千円)			(30)	
		面積(㎡)			(31)	
		うち 当年度 完成分	事業費(千円)			(32)
			面積(㎡)			(33)
	(7) 翌年度以降分	事業費(千円)			(34)	
		面積(㎡)			(35)	
6. 造成地売却状況	(1) (ア) 売却面積(㎡)	0	1		(36)	
		(イ) 売却代金(千円)			(37)	
		(ウ) ㎡当たり 売却単価(円)			(38)	
					(39)	
	(ニ) 代金収納方法	01 予 納			(40)	
		02 即 納				
		03 分 納				
	(2) 完成地の内訳	非売却分(㎡)			(41)	
		売却済分(㎡)			(42)	
		未売却分(㎡)			(43)	
7. 職員数(人)	(1) 損益勘定所属職員				(44)	
	(2) 資本勘定所属職員				(45)	
	計				(46)	

例えば平成5年4月1日であれば、平成「4」を選択し、「4050401」のように7桁の数字で記入する。なお、建設中の事業については、営業開始の予定年月日（造成地の売却を開始する予定の期日をいう。）を記入する。平成31年1月1日～平成31年4月30日→4310101～4310430（5010101～5010430と記入しないこと。）令和元年5月1日～令和元年12月31日→5010501～5011231（4310501～4311231と記入しないこと。）（以下、年月日の記入に当たってはこの例によることとし、他表においても同様とすること。）

法第2条第3項の規定に基づき条例又は規約により法の全部又は一部が適用されることとなった年月日を19列の方法に準じて記入する。

条例又は規約により法の全部を適用している場合には、「条例全部」を、また財務規定等を適用している場合には「条例財務」を選択する。

法第7条の規定により管理者が置かれている場合（条例で定めるところにより2以上の事業で1の管理者を設置している場合を含む。）には、「設置」を、また管理者が置かれていない場合には「非設置」を選択する。

造成が開始された地区であって処分が完了していない地区（当年度中に処分が完了した地区を含む。）について、当該地区の造成が完了するまでの間に要する事業費を記入すること。なお、割賦売却により当年度中に処分が完了する場合には、割賦未収金があるときでも、当年度で処分が完了した地区として取り扱うものとする。

列24「総事業費」に対応する総面積を記入すること。

$\frac{\text{列24「総事業費」}}{\text{列25「総面積」}} \times 1,000$ により算出し記入すること。

列25「総面積」のうち売却（有償の所管換を含む。以下同じ。）を予定する部分の面積を記入すること。

造成の完成した面積及びこれに要した事業費の総額を記入すること。この場合において、「造成の完成した面積」とは、「完成宅地」及び「未成宅地」の区分を設けて整理している団体にあつては「完成宅地」分の面積を、当該区分を設けていない団体にあつては売却可能な状態となっている造成地及び供用可能な状態となっている道路等の公共用地の面積をいうものであること。

完成分のうち、当年度において完成した面積とこれに要した事業費の総額を記入すること。したがって当年度の事業費と必ずしも一致するものではない。

列24「総事業費」から列30「完成分」を控除した数値を記入すること。

列25「総面積」から列31「完成分」を控除した数値を記入すること。

当年度に、売買契約に基づいて売却した総面積を記入する。なお、割賦売却の場合には、契約による全面積を記入すること。

上記の売却に基づいて調定した売却代金の総額を記入する。したがって予納金を収益に振替えたものを含むものである。ただし割賦売却の場合には、当年度の調定額にかかわらず契約による全額を記入すること。なお、この場合には、(20表)「損益計算書」の列3「土地売却収益」とは一致しないものであること。

$\frac{\text{列37「売却代金」}}{\text{列36「売却面積」}} \times 1,000$ である。

該当するものを選択すること。

列31「完成分面積」の内訳を記入すること。

記載要領はP.60によること。

22表01行 12列関係	造成当初帳簿価額 (a)		0	2	(16)	造成当初の帳簿価額を記入すること。	
	「22表01行12列」再掲 適用後の帳簿価額 (b)				(17)	造成累積評価減額のうち当年度の評価減額 を記入すること。	
	差引 (a) - (b)				(18)		
	差引のうち当年度評価減額				(19)		
22表01行 13列関係	造成当初帳簿価額 (c)				(20)	造成当初の帳簿価額を記入すること。	
	「22表01行13列」再掲 適用後の帳簿価額 (d)				(21)	累積評価減額のうち当年度の評価減額を記 入すること。	
	差引 (c) - (d)				(22)		
	差引のうち当年度評価減額				(23)		
8. 管 理 者 の 情 報	01	自 治 体 職 員		☐	(24)	「管理者」(01行23列)において「設置」を 選択した場合に、当該管理者の職歴について、 該当するものを選択すること（複数選択可。） なお、「管理者」(01行23列)において、「非 設置」を選択した場合、「管理者の情報」(02 行24列)はいずれも選択しないこと。	
	02	民 間 企 業 出 身		☐			
	03	学 術・研 究 機 関 出 身		☐			
	04	そ の 他		☐			
01行44列 のうち	常 勤 職 員				(25)	(27)	記載要領については、P.61を参照すること。
	会計年度任用職員（フルタイム）				(26)		
	会計年度任用職員（パートタイム）				(27)		
01行45列 のうち	常 勤 職 員				(28)	(29)	
	会計年度任用職員（フルタイム）				(29)		
	会計年度任用職員（パートタイム）				(30)		

(注1) 列42「売却済分」と列43「未売却分」

とを合わせた数値が列27「売却予定面
積」の数値を超えることのないように
記入すること。

(4) 23表「資本的収支に関する調」の記入方法

次の留意点以外はP.31によること。

- 02行34列「「01行3列」のうち元利金債等」には、企業債「その他」のうち、当年度に発行した元利金債及び借換債（新たに同意等を受けて起債したものに限る。）の合計額を記入する。
- 02行35列「「01行37列」のうち元利金債等」には、企業債償還金「その他」のうち元利金債及び借換債（新たに同意等を受けて起債したものに限る。）の元金償還金の合計額を記入する。

(5) 34表「施設及び業務概況に関する調」(付表)の記入方法

34表は,11表の地区ごとの内訳表であり,造成地区ごとに造成状況及び売却状況等について調査するものである。したがって「2. 土地造成状況」及び「3. 造成地売却状況」の各数値は,11表の各数値の地区ごとの内訳数値であることに留意すること。

項	目	行	数	値	列番号
1. 造成地区の建設着手年月日	2. 大正	01			(1)
	3. 昭和				
	4. 平成				
	5. 令和				
2. 土地造成状況	(1) 総事業費(千円)				(2)
	(2) 総面積(㎡)				(3)
	(3) ㎡当たり造成予定単価(円)				(4)
	(4) 売却予定面積(㎡)				(5)
	(5) ㎡当たり売却予定単価(円)				(6)
	(6) 完成分				(7)
	うち	事業費(千円)			(8)
	当年度	面積(㎡)			(9)
	完成分	事業費(千円)			(10)
		面積(㎡)			(11)
		当年度までの累計事業費(千円)			(12)
	未売却分事業費(千円)			(13)	
	うち保有期間5年以上の土地の事業費(千円)			(14)	
	うち保有期間10年以上の土地の事業費(千円)			(15)	
3. 造成地売却状況	造成計画における前年度面積(㎡)				(16)
	(1) 造成計画における前年度面積(㎡)				(17)
	(ア) 売却面積(㎡)				(18)
	(イ) 売却代金(千円)				(19)
	(ウ) ㎡当たり売却単価(円)				(20)
					(21)
	(エ) 代金収納方法	01 予納	☐		(22)
		02 即納	☐		
		03 分納	☐		
	(2) 完成地の内訳	非売却分(㎡)			(23)
		売却済分(㎡)			(24)
		未売却分(㎡)			(25)
		うち保有期間5年以上の土地(㎡)			(26)
		うち保有期間10年以上の土地(㎡)			(27)
4. その他	企業債残高(千円)				(50)
	他会計借入金残高(千円)				(51)
	他会計繰入金累計額(千円)				(52)
	分納代金未収金残高(千円)				(53)
	予納金等納付累計額(千円)				(54)
	積立金残高(千円)				(55)
	周辺の地価(主たる用途)(円/㎡)				(56)
5. 会計名					(57)

造成地区の建設着手(実施調査開始)年月日を,例えば平成5年4月1日であれば,平成「4」を選択し,「4050401」のように7桁の数字で記入する。
平成31年1月1日～平成31年4月30日→4310101～4310430(5010101～5010430と記入しないこと。)
令和元年5月1日～令和元年12月31日→5010501～5011231(4310501～4311231と記入しないこと。)
(以下,年月日の記入に当たってはこの例によることとし,他表においても同様とすること。)

「11表」の記載要領を参照のこと。

当年度までの執行済事業費を記入すること。

完成分事業費のうち未売却分に係る事業費を記入すること。

未売却分事業費のうち,保有期間が5年以上となっている造成地の事業費を記入すること。

未売却分事業費のうち,保有期間が10年以上となっている造成地の事業費を記入すること。
なお,列14の数値はこれを含むものである。

当初土地造成計画を策定した時点における前年度までの売却予定面積を記入すること。

当初土地造成計画を策定した時点における当年度の売却予定面積を記入すること。

「11表」の記載要領を参照のこと
(注1) 列24「売却済分」と列25「未売却分」とを合わせた数値が列5「売却予定面積」の数値を超えることのないように記入すること。

未売却の造成地のうち,保有期間が5年以上となっているものの面積を記入すること。

未売却の造成地のうち,保有期間が10年以上となっているものの面積を記入すること。なお,列26の数値はこれを含むものである。

当年度末の企業債残高を記入すること。したがって,全地区の合計が24表「企業債に関する調」01行「企業債現在高」列12「合計」と一致すること。

当年度末の他会計からの借入金残高を記入すること。

当年度末の他会計からの借入金以外の繰入金累計額を記入すること。

当年度末の分納代金の未収金残高を記入すること。

当年度末の予納金等の納付累計額を記入すること。

企業債の償還のための積立金がある場合には,その当年度末の残高を記入すること。

主たる用途の公示地価を記入すること。なお,周辺に参照となるものがないときは不動産鑑定による(1㎡)。

当該地区の造成事業を行っている特別会計の名称を記入すること。

〔質 疑〕

問 1. 「宅地造成事業」は具体的にはどのような事業を対象としているか。また「港湾整備事業」との関係如何。

答 「宅地造成事業」とは地方債計画区分における臨海土地造成、内陸工業用地等造成、流通業務団地造成、都市開発及び住宅用地造成の各事業を対象とするものである。

なお、臨海部における売却を目的とした土地造成事業については「宅地造成事業（臨海土地造成）」において記入することとし、内陸工業用地等その他の土地造成については「宅地造成事業（その他造成）」において記入するものである。

したがって、地方債計画区分における港湾整備事業のうち、ふ頭用地造成事業については「港湾整備事業」において記入するものである。

問 2. 完成土地を割賦売却してまだ当該割賦未収金が残っている場合、「土地造成状況」中の「総事業費」及び「総面積」の計上方法如何。

答 割賦売却により当年度中に処分が完了する場合には、割賦未収金があるときでも、当年度で処分が完了した地区として取り扱うものとする。よって、割賦未収金がある場合でも、当該割賦売却の対象である土地に係る事業費及び面積については、処分が完了した翌年度からは計上しない。

問 3. 造成中であるがすでに売却契約を結び代金を受領している場合「売却面積」、「売却代金」には計上するのか。

答 造成完了前の代金受領は予納として扱い、「売却面積」、「売却代金」には計上せず、前受金（予納金）を収益に振替えた時点で当該部分を計上するものである。

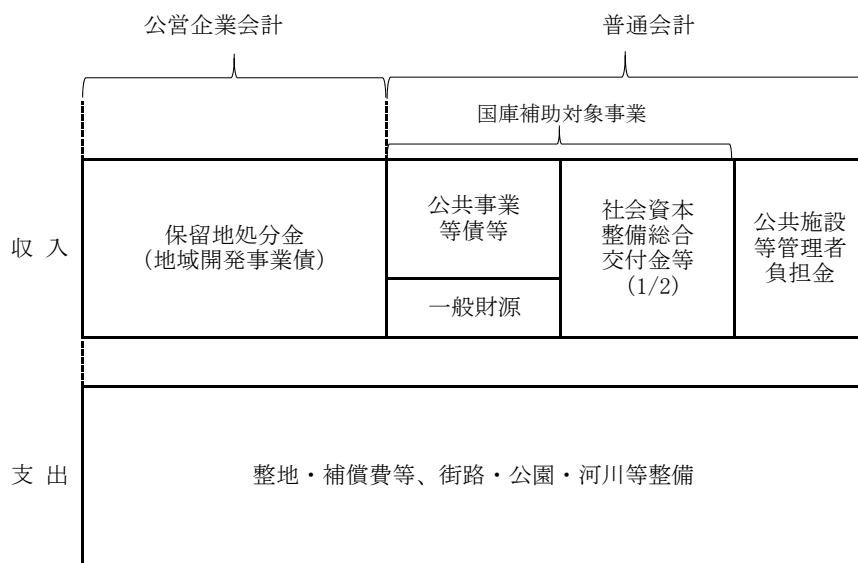
宅地造成事業（その他造成）

(1) 調査対象

宅地造成事業のうち内陸工業用地等造成事業、流通業務団地造成事業、都市開発事業（土地区画整理事業及び市街地再開発事業）及び住宅用地造成事業で、地方公営企業法を適用（一部適用を含む。）しているものを対象とする。

なお、土地区画整理事業及び市街地再開発事業において、街路等の公共施設の整備に関する国庫補助対象事業を併せて公営企業会計で経理している場合には、保留地（床）処分金により賄われる部分のみ地方公営企業決算統計の対象とする（公共施設の整備に関する国庫補助対象事業については、普通会計決算統計の対象とすること。）。

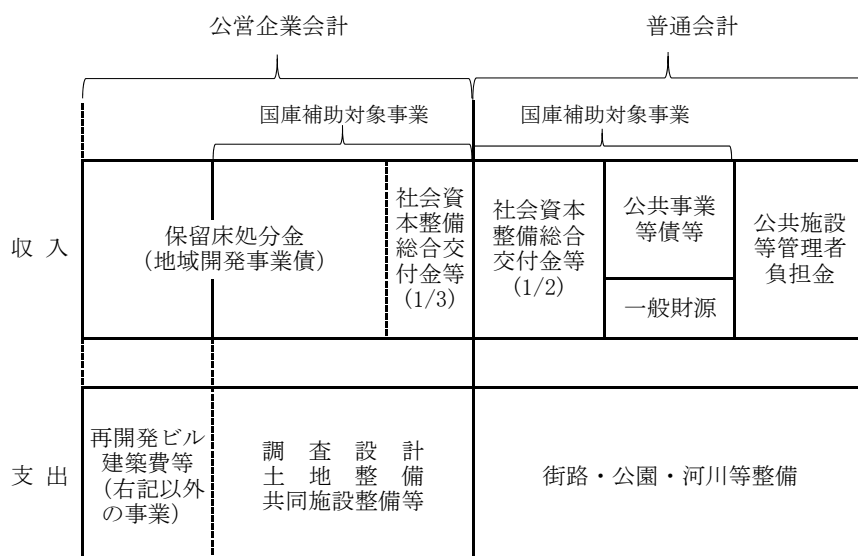
＜土地区画整理事業の概念図＞



※補助対象事業：総事業費から保留地処分金、公共施設等管理者負担金等を控除した額の範囲内

※公共施設等管理者負担金：総事業費から保留地処分金等を控除した額の範囲内

＜市街地再開発事業の概念図＞



(2) コードの記入方法

造成地区名コード

造成地区名コードとして設定した番号（各団体において「001」から順に設定し、原則として前年度と同じ番号とする。また、新規の造成地区がある場合は既存のコード番号の後に付け加え、ある造成地区が事業終了等により調査対象から外れた場合はその造成地区名コード番号は欠番とする。）を記入すること。

造成が開始された地区（土地取得も含む。）であって処分が完了していない地区（当年度中に処分が完了した地区を含む。）について記入すること。

造成地区名欄にはコード番号に対応する造成地区名（団体が土地造成計画を策定したときの名称）を記入すること。

経営主体別（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	一部事務組合営

黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計

20表「損益計算書」の46列「経常利益」、47列「経常損失」により記入すること。なお、「経常収支」が「0」である場合は黒字「1」とすること。

（注）営業開始前（一度も売却収入がない）の事業については、全表について建設中「3」を記入すること。

事業の種類（条件6）

コード番号	コード名
1	内陸工業用地等造成事業
2	流通業務団地造成事業
3	土地区画整理事業
4	市街地再開発事業
5	住宅用地造成事業

なお、一旦営業が開始された事業については、土地が完売されるまでは、売却収入がなくとも営業中（コード番号「1」または「2」）として取り扱うこと。

従前は公営企業会計として特別会計を設置していたが、公営企業会計を廃止し、一般会計等において清算及び企業債の償還を行っている場合等においては、コード番号「4」を記入すること。

(3) 18表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

項 目		行	数 値	列 番 号
1. 事業開始年月日	2. 大 正	0 1		(1)
	3. 昭 和			
	4. 平 成			
	5. 令 和			
2. 法適用年月日	3. 昭 和			(2)
	4. 平 成			
	5. 令 和			
				(3)
3. 適用区分	条例全部	☐		(4)
	条例財務	☐		
4. 管理者	設置	☐		(5)
	非設置	☐		
5. 土地造成状況	(1) 総事業費(千円)			(6)
	(2) 総面積(㎡)			(7)
	うち保留地面積(㎡)			(8)
	(3) ㎡当たり造成予定単価(円)			(9)
	(4) 完 成 分	事業費(千円)		(10)
		面積(㎡)		(11)
		うち当年 度完成分	事業費(千円)	(12)
		面積(㎡)	(13)	
	(5) 翌年度以降分	事業費(千円)		(14)
		面積(㎡)		(15)
6. 造成地売却状況	(1) (ア) 売却面積(㎡)			(16)
	(イ) 売却代金(千円)			(17)
	(ウ) ㎡当たり売却単価(円)			(18)
				(19)
	(エ) 代金収 納方法	01 予 納	☐	(20)
		02 即 納	☐	
		03 分 納	☐	
	(2) 非売却分(㎡)			(21)
	完成地の内訳	売却済分(㎡)		(22)
		未売却分(㎡)		(23)
7. 職員数(人)	(1) 損益勘定所属職員			(24)
	(2) 資本勘定所属職員			(25)
	計			(26)

土地区画整理事業

例えば平成5年4月1日であれば、平成「4」を選択し、「4050401」のように7桁の数字で記入する。なお、建設中の事業については、営業開始の予定年月日（造成地の売却を開始する予定の期日をいう。）を記入する。
平成31年1月1日～平成31年4月30日→4310101～4310430（5010101～5010430と記入しないこと。）
令和元年5月1日～令和元年12月31日→5010501～5011231（4310501～4311231と記入しないこと。）
（以下、年月日の記入に当たってはこの例によることとし、他表においても同様とすること。）

法第2条第3項の規定に基づき条例又は規約により法の全部又は一部が適用されることとなった年月日を(1)の方法に準じて記入する。

条例又は規約により法の全部を適用している場合には、「条例全部」を、また財務規定等を適用している場合には「条例財務」を選択する。

法第7条の規定により管理者が置かれている場合（条例で定めるところにより2以上の事業で1の管理者を設置している場合を含む。）には、「設置」を、また管理者が置かれていない場合には「非設置」を選択する。

造成が開始された地区であって処分が完了していない地区（当年度中に処分が完了した地区を含む。）について、当該地区の造成が完了するまでの間に要する事業費を記入すること。なお、割賦売却により当年度中に処分が完了する場合には、割賦未収金があるときでも、当年度で処分が完了した地区として取り扱うものとする。

列6「総事業費」に対応する総面積を記入すること。

列6「総事業費」
列7「総面積」
×1,000により算出し記入すること。

造成の完成した面積及びこれに要した事業費の総額を記入すること。この場合において、「造成の完成した面積」とは、「完成宅地」及び「未成宅地」の区分を設けて整理している団体にとっては「完成宅地」分の面積を、当該区分を設けていない団体にとっては売却可能な状態となっている造成地及び供用可能な状態となっている道路等の公共用地の面積をいうものであること。

完成分のうち、当年度において完成した面積とこれに要した事業費の総額を記入すること。したがって当年度の事業費と必ずしも一致するものではない。

列6「総事業費」から列10「完成分」を控除した数値を記入すること。

列7「総面積」から列11「完成分」を控除した数値を記入すること。

記載要領はP.60によること。

項 目		行	数 値	列 番 号
1. 事業開始年月日	2. 大 正			(27)
	3. 昭 和			
	4. 平 成			
	5. 令 和			
2. 法適用年月日	3. 昭 和			(28)
	4. 平 成			
	5. 令 和			
3. 適用区分	条例全部		○	(30)
	条例財務		○	
4. 管理者	設 置		○	(31)
	非設置		○	
5. 土地造成状況	(1) 総事業費(千円)			(32)
	(2) 総面積(㎡)			(33)
	(3) ㎡当たり造成予定単価(円)			(34)
	(4) 売却予定面積(㎡)			(35)
	(5) ㎡当たり売却予定単価(円)			(36)
				(37)
	(6) 完 成 分			(38)
	うち当年			(39)
	度完成分			(40)
	(7) 翌年度以降分			(41)
6. 造成地売却状況	(ア) 売却面積(㎡)	0 1		(44)
	(イ) 売却代金(千円)			(45)
	(ウ) ㎡当たり売却単価(円)			(46)
				(47)
	(エ) 01 予 納		☐	
	代金収 02 即 納		☐	(48)
	納方法 03 分 納		☐	
	(2) 非売却分(㎡)			(49)
	売却済分(㎡)			(50)
	未売却分(㎡)			(51)
7. 職員数(人)	(1) 損益勘定所屬職員			(52)
	(2) 資本勘定所屬職員			(53)
	計			(54)
	22表01行12列関係			(16)
	造成当初帳簿価額(a)			(17)
	「22表01行12列」再掲 適用後の帳簿価額(b)			(18)
	差引(a) - (b)			(19)
	差引のうち当年度評価減額			(20)
	22表01行13列関係			(21)
	造成当初帳簿価額(c)			(22)
8. 管理者の情報	01 自治体職員		☐	
	02 民間企業出身		☐	
	03 学術・研究機関出身		☐	(24)
	04 その他		☐	
	常勤職員			(25)
	01行24列のうち			(26)
	会計年度任用職員(フルタイム)			(27)
	会計年度任用職員(パートタイム)			(28)
	常勤職員			(29)
	01行25列のうち			(30)
	常勤職員			(31)
	01行52列のうち			(32)
	会計年度任用職員(フルタイム)			(33)
	会計年度任用職員(パートタイム)			(34)
	常勤職員			(35)
	01行53列のうち			(36)
	会計年度任用職員(フルタイム)			(37)
	会計年度任用職員(パートタイム)			(38)
	常勤職員			(39)
	02行12列のうち			(40)
	常勤職員			(41)
	02行13列のうち			(42)
	会計年度任用職員(フルタイム)			
	会計年度任用職員(パートタイム)			
	常勤職員			
	02行12列のうち			
	会計年度任用職員(フルタイム)			
	会計年度任用職員(パートタイム)			
	常勤職員			
	02行13列のうち			

「土地区画整理事業(列1～列5)」に準じて記入すること。

売却予定代金
列35売却予定面積より算出し記入すること。

当年度に、売買契約に基づいて売却した総面積を記入する。なお、割賦売却の場合には、契約による全面積を記入すること。

上記の売却に基づいて調定した売却代金の総額を記入する。したがって予納金を収益に振替えたものを含むものである。ただし割賦売却の場合には、当年度の調定額にかかわらず契約による全額を記入すること。なお、この場合には、(20表)「損益計算書」の列3「土地売却収益」とは一致しないものであること。

列45「売却代金」
列44「売却面積」×1,000である。

該当するものを選択すること。

列39「完成分面積」の内訳を記入すること。

記載要領はP.60によること。

市街地再開発事業(列55～02行14)も同様のこと。

(注1) 列50(02行10)「売却済分」と列51(02行11)「未売却分」とを合わせた数値が列35(列63)「売却予定面積」の数値を超えることのないように記入すること。

造成当初の帳簿価額を記入すること。

累積評価減額のうち当年度の評価減額を記入すること。

造成当初の帳簿価額を記入すること。

累積評価減額のうち当年度の評価減額を記入すること。

「管理者」(01行5列, 01行31列, 01行59列)において「設置」を選択した場合に、当該管理者の職歴について、該当するものを選択すること(複数選択可)。

なお、「管理者」(01行5列, 01行31列, 01行59列)において、「非設置」を選択した場合、「管理者の情報」(01行24列)はいずれも選択しないこと。

記載要領については、P.61を参照すること。

(4) 23表「資本的収支に関する調」の記入方法

次の留意点以外は P.31によること。

- 02行34列「〔01行3列〕のうち元利金債等」には、企業債「その他」のうち、当年度に発行した元利金債及び借換債（新たに同意等を受けて起債したものに限る。）の合計額を記入する。
- 02行35列「〔01行37列〕のうち元利金債等」には、企業債償還金「その他」のうち元利金債及び借換債（新たに同意等を受けて起債したものに限る。）の元金償還金の合計額を記入する。

(5) 34表「施設及び業務概況に関する調」（付表）の記入方法

本表は、すべての造成事業（内陸工業用地等造成事業、流通業務団地造成事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅用地造成事業）について造成地区ごとに記入すること。

34表は、18表の地区ごとの内訳表であり、造成地区ごとに造成状況及び売却状況等について調査するものである。したがって「2. 土地造成状況」及び「3. 造成地売却状況」の各数値は、18表の各数値の地区ごとの内訳数値であることに留意すること。

土地区画整理事業、内陸工業用地等造成・流通業務団地造成・住宅用地造成事業及び市街地再開発事業の事業区分に応じて該当する欄にのみ記入すること。

項 目		行	数 値	列 番 号	
1. 造成地区の 建設着手年月日	2. 大 正	01		(1)	造成地区の建設着手（実施調査開始）年月日を、例えば平成5年4月1日であれば、平成「4」を選択し、「4050401」のように7桁の数字で記入する。
	3. 昭 和				
	4. 平 成				
	5. 令 和				
	(1) 総 事 業 費 (千円)			(2)	平成31年1月1日～平成31年4月30日 →4310101～4310430（5010101～5010430と記入しないこと。）
	(2) 総 面 積 (㎡)			(3)	
	(3) ㎡当たり造成予定単価(円)			(4)	令和元年5月1日～令和元年12月31日 →5010501～5011231（4310501～4311231と記入しないこと。）
	(4) 売却予定面積(㎡)			(5)	(以下、年月日の記入に当たってはこの例によることとし、他表においても同様とすること。)
	(5) ㎡当たり売却予定単価(円)			(6)	
	(6) 完成分			(7)	
2. 土地造成状況	うち 当年度 完成分			(8)	
	事業費(千円)			(9)	
	面積(㎡)			(10)	
	事業費(千円)			(11)	
	面積(㎡)			(12)	
	当年度までの累計事業費(千円)			(13)	「18表」の記載要領を参照のこと。
	未売却分事業費(千円)			(14)	当年度までの執行済事業費を記入のこと。
	うち保有期間5年以上の土地の事業費(千円)			(15)	完成分事業費のうち未売却分に係る事業費を記入のこと。
	うち保有期間10年以上の土地の事業費(千円)			(16)	未売却分事業費のうち、保有期間が5年以上となっている造成地の事業費を記入すること。
	造成計画における前年度(㎡)			(17)	未売却分事業費のうち、保有期間が10年以上となっている造成地の事業費を記入すること。 なお、列14の数値はこれを含むものである。
3. 造成地売却状況	造成計画における前年度(㎡)			(18)	
	(1) 売却予定面積(㎡)			(19)	
	(ア) 売却面積(㎡)			(20)	
	(イ) 売却代金(千円)			(21)	
	(ウ) ㎡当たり売却単価(円)			(22)	当初土地造成計画を策定した時点における前年度までの売却予定面積を記入すること。
	(エ) 代金収	01 予 納	☐	(23)	当初土地造成計画を策定した時点における当年度の売却予定面積を記入すること。
	納方法	02 即 納	☐	(24)	
		03 分 納	☐	(25)	「18表」の記載要領を参照のこと
	(2) 完成地の内訳	非売却分(㎡)		(26)	(注1) 列24「売却済分」と列25「未売却分」とを合わせた数値が列5「売却予定面積」の数値を超えることのないように記入すること。
		売却済分(㎡)		(27)	
土地区画整理事業		未売却分(㎡)			未売却の造成地のうち、保有期間が5年以上となっているものの面積を記入すること。
		うち保有期間5年以上の土地(㎡)			未売却の造成地のうち、保有期間が10年以上となっているものの面積を記入すること。 なお、列26の数値はこれを含むものである。
		うち保有期間10年以上の土地(㎡)			

1. 造成地区の 建設着手年月日	2. 大正		(28)			
	3. 昭和					
	4. 平成					
	5. 令和					
	2. 土地造成状況	(1) 総事業費(千円)		(29)		
		(2) 総面積(㎡)		(30)		
		(3) ㎡当たり造成予定単価(円)		(31)		
		(4) 売却予定面積(㎡)		(32)		
		(5) ㎡当たり売却予定単価(円)		(33)		
				(34)		
		(6) 完成分		事業費(千円)	(35)	
				面積(㎡)	(36)	
				うち 当年度 完成分	事業費(千円)	(37)
					面積(㎡)	(38)
		当年度までの累計事業費(千円)		(39)		
		未売却分事業費(千円)		(40)		
		うち保有期間5年以上の土地の事業費(千円)		(41)		
		うち保有期間10年以上の土地の事業費(千円)		(42)		
	3. 造成地売却状況	造成計画における前年度までの売却予定面積(㎡)		(43)		
		(1) 当年度状況		造成計画における売却予定面積(㎡)	(44)	
				(ア) 売却面積(㎡)	(45)	
				(イ) 売却代金(千円)	(46)	
				(ウ) ㎡当たり売却単価(円)	(47)	
					(48)	
		(エ) 代金収 納方法		01 予納	☐	(49)
				02 即納	☐	
				03 分納	☐	
		(2) 完成地の内訳		非売却分(㎡)	(50)	
売却済分(㎡)			(51)			
未売却分(㎡)			(52)			
うち保有期間5年以上の土地(㎡)			(53)			
うち保有期間10年以上の土地(㎡)			(54)			

01行28列以降については「土地区画整理事業」に準じて記入すること。

1. 造成地区の 建設着手年月日	2. 大正		(55)			
	3. 昭和					
	4. 平成					
	5. 令和					
	2. 土地造成状況	(1) 総事業費(千円)		(56)		
		(2) 総面積(㎡)		(57)		
		(3) ㎡当たり造成予定単価(円)		(58)		
		(4) 売却予定面積(㎡)		(59)		
		(5) ㎡当たり売却予定単価(円)		(60)		
				(61)		
		(6) 完成分		事業費(千円)	(62)	
				面積(㎡)	(63)	
				うち 当年度 完成分	事業費(千円)	(64)
					面積(㎡)	(65)
		当年度までの累計事業費(千円)		(66)		
		未売却分事業費(千円)		(67)		
		うち保有期間5年以上の土地の事業費(千円)		(68)		
		うち保有期間10年以上の土地の事業費(千円)		(69)		
	3. 造成地売却状況	造成計画における前年度までの売却予定面積(㎡)		(70)		
		(1) 当年度状況		造成計画における売却予定面積(㎡)	02	(1)
				(ア) 売却面積(㎡)		(2)
				(イ) 売却代金(千円)		(3)
				(ウ) ㎡当たり売却単価(円)		(4)
						(5)
		(エ) 代金収 納方法		01 予納	☐	(6)
				02 即納	☐	
				03 分納	☐	
		(2) 完成地の内訳		非売却分(㎡)	(7)	
売却済分(㎡)			(8)			
未売却分(㎡)			(9)			
うち保有期間5年以上の土地(㎡)			(10)			
うち保有期間10年以上の土地(㎡)			(11)			

共
通
事
項

1.	企 業 債 残 高 (千円)	
そ	他 会 計 借 入 金 残 高 (千円)	
の	他 会 計 繰 入 金 累 計 額 (千円)	
	分 納 代 金 未 収 金 残 高 (千円)	
	予 納 金 等 納 付 累 計 額 (千円)	
他	積 立 金 残 高 (千円)	
	周 辺 の 地 価 (主たる用途) (円/㎡)	
1.	内 陸 工 業 用 地 等 造 成	○
2.	流 通 業 務 団 地 造 成	○
3.	土 地 区 画 整 理 事 業	○
4.	市 街 地 再 開 発 事 業	○
5.	住 宅 用 地 造 成 事 業	○

2. 会計名

- (12) ——— 当年度末の企業債残高を記入すること。し
(13) ——— たがって、全地区の合計が24表「企業債に関
(14) ——— する調」01行「企業債現在高」列12「合計」
(15) ——— と一致すること。
(16) ———
(17) ——— 当年度末の他会計からの借入金残高を記入
(18) ——— すること。
(19) ——— 当年度末の他会計からの借入金以外の繰入
金累計額を記入すること。
——— 当年度末の分納代金の未収金残高を記入す
ること。
——— 当年度末の予納金等の納付累計額を記入す
ること。
(20) ——— 企業債の償還のための積立金がある場合に
は、その当年度末の残高を記入すること。
——— 主たる用途の公示地価を記入すること。な
お、周辺に参照となるものがないときは不動
産鑑定による (1 ㎡)。
——— 造成地区における事業の種類 (02行19列)
については、該当するものを選択する。
——— 当該地区の造成事業等を行っている特別会
計の名称を記入すること。

有料道路事業

(1) 調査対象

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第18条、道路運送法（昭和26年法律第183号）第47条及び第61条、道路法（昭和27年法律第180号）第25条等に基づく事業で、地方公営企業法を適用（一部適用を含む。）しているものを対象とする。

また、調査表のうち、15表「施設及び業務概況に関する調」は有料道路ごとに作成すること。また、15表以外の各表については全有料道路を合計して記入すること。

(2) コードの記入方法

道路名コード

道路名コードとして設定した番号（各団体において「001」から順に設定し、原則として前年度と同じ番号とする。また、新規の有料道路がある場合は既存のコード番号の後に付け加え、廃止された有料道路がある場合はその道路名コード番号は欠番とする。）を記入すること。

経営主体別（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	一部事務組合営

黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計

20表「損益計算書」の46列「経常利益」、47列「経常損失」により記入すること。なお、「経常収支」が「0」である場合は黒字「1」とすること。

（注） 供用開始前（料金収入なし）の事業については、全表について建設中「3」を記入すること。

なお、建設中でも一部供用を開始し、料金収入がある事業については、コード番号「1」または「2」を記入すること。

従前は公営企業会計として特別会計を設置していたが、公営企業会計を廃止し、一般会計等において清算及び企業債の償還を行っている場合等においては、コード番号「4」を記入すること。

(3) 15表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

項	目	行	数	値	列番号
1. 供用開始(予定)年月日	3. 昭和	0	1		(1)
	4. 平成				
	5. 令和				
2. 法適用年月日	3. 昭和				(2)
	4. 平成				
	5. 令和				
3. 適用区別	条例全部			○	(4)
	条例財務			○	(5)
4. 管理者	設置			○	(6)
	非設置			○	(7)
5. 管理の主体	長部局			○	(8)
	その他			○	(9)
6. 道路種別	都道府県道			○	(10)
	市町村道			○	(11)
	自動車道			○	(12)
7. 路面の種別	アスファルトコンクリート			○	(13)
	セメントコンクリート			○	(14)
8. 道路の性格	01 観光道路			□	(15)
	02 生活道路			□	(16)
	03 産業道路			□	(17)
9. 根拠法令区分	1. 道路整備特別措置法			○	(18)
	2. 道路運送法			○	(19)
	3. 道路法			○	(20)
	4. 自然公園法			○	(21)
	5. その他			○	(22)
10. 延長(m)	総延長				(23)
	内訳	(1) 道路			(24)
		(2) 橋梁			(25)
11. 構造基準	(1) 道路の区分				(26)
	(2) 車道全幅(m)				(27)
	(3) 設計速度(1時間につきkm)				(28)
12. 事業費(千円)	総事業費				(29)
	内訳	(1) ア. 工事費			(30)
		イ. 用地及び整備費			(31)
		ウ. その他			(32)
	(2) 事務費			(33)	
(3) 建設利息			(34)		
13. 財源内訳(千円)	(1) 無利子貸付金				(35)
	(2) 地方公共団体金融機構資金				(36)
	(3) 銀行等引受資金				(37)
	(4) その他				(38)
14. 料金の徴収期間(年)					(39)
15. 料金	(1) 現行料金実施年月日	3. 昭和			(40)
		4. 平成			(41)
		5. 令和			(42)
小乗用型車	(2) 料金(税込み)(円)				(43)
	(3) 便益額合計(円・銭)				(44)
16. 工期	(1) 着手年月日	3. 昭和			(45)
		4. 平成			(46)
	(2) 完成(予定)年月日	3. 昭和			(47)
		4. 平成			(48)
17. 実質料金改定率(%)					(49)

道路の供用開始(一部供用開始を含む。)をした年月日を、例えば平成5年4月1日であれば、平成「4」を選択し、「4050401」のように7桁の数字で記入する。なお、建設中の事業については、供用開始予定年月日を記入する。
平成31年1月1日～平成31年4月30日→4310101～4310430(5010101～5010430と記入しないこと)
令和元年5月1日～令和元年12月31日→5010501～5011231(4310501～4311231と記入しないこと)
(以下、年月日の記入に当たってはこの例によることとし、他表においても同様とすること。)

法第2条第3項の規定に基づき条例又は規約により法の全部又は一部が適用されることとなった年月日を1列の方法に準じて記入する。

条例又は規約により法の全部を適用している場合には、「条例全部」を、また財務規定等を適用している場合には「条例財務」を選択する。

法第7条の規定により管理者が置かれている場合(条例で定めるところにより2以上の事業で1の管理者を設置している場合を含む。)には、「設置」を、また管理者が置かれていない場合には「非設置」を選択する。

土木部等長部局道路を管理している場合は「長部局」を、またその他企業局等で管理している場合は「その他」を選択する。

該当するものを選択する。

該当するものを選択する。なお、いずれにも該当する場合にあっては、いずれか面積の多い方を選択すること。

複数の性格を有するものであっても主なもの1つを選択する。

該当するものを選択する。

(注) 項目10.～18.については、国土交通大臣等の事業許可に基づいて記入すること。
なお、計画変更した場合にあっては、年度末現在の許可数値に基づくこと。

次のように区分して記入すること。
例 第1種第4級→「14」
第3種第2級→「32」
第3種第3級→「33」
第4種第4級→「44」

(車線の幅員)×(車線の数)によって記入すること。
〔例 2.75m×2車線→「5.50」〕

1列の方法に準じて記入する。なお、建設中の路線にあっては、「1 供用開始(予定)年月日」と同じ年月日を記入する。また消費税転嫁のための料金の改定を行った場合も当該改定日を記入する。

料金は税込みとすること。

1列の方法に準じて記入する。

消費税及び地方消費税転嫁のみによる料金の改定の場合は入力せず、消費税及び地方消費税相当分を除いた部分の実質的な改定率を記入すること。(％単位……小数第1位まで)
したがって、消費税及び地方消費税転嫁のみの改定を行った場合には、30列「現行料金実施年月日」には、当該改定日を記入し、本欄は空欄になる。

また、当該年度に改定のあった場合のみ記入し、前年度以前の改定や将来の改定予定の数値は記入しないこと。
なお、記入する数値は対前年度比率ではなく、増減率であるので注意すること。
〔例 1,000円→1,230円に料金改定した場合 123.0％と記入するのではなく、23.0％と記入すること。〕

項 目			行	数 値	
18. 事業計画上の数値	(1) 当年度 (千円)	ア. 収 入	0 1	(36)	
		イ. 支 出		(37)	
				ウ. 管 理 費	(38)
				エ. 維 持 費	(39)
		カ. 収 支 差 (ア-イ)		(40)	
	(2) 供用開始以降累計 (千円)	ア. 収 入		(41)	
		イ. 支 出		(42)	
				ウ. 管 理 費	(43)
				エ. 維 持 費	(44)
		カ. 収 支 差 (ア-イ)		(45)	
	(3) 支払利息 (千円)	ア. 企 業 債		(46)	
		イ. 一 時 借 入 金		(47)	
	(4) 交通量	ア. 一 日 平 均 (台)		(48)	
		イ. 供 用 開 始 以 降 累 計 (千台)		(49)	
				(50)	
19. 実績	(1) 当年度 (千円)	ア. 収 入		(51)	
		イ. 支 出		(52)	
				ウ. 管 理 費	(53)
				エ. 維 持 費	(54)
		カ. 収 支 差 (ア-イ)		(55)	
	(2) 供用開始以降累計 (千円)	ア. 収 入		(56)	
		イ. 支 出		(57)	
				ウ. 管 理 費	(58)
				エ. 維 持 費	(59)
		カ. 収 支 差 (ア-イ)		(60)	
	(3) 支払利息 (千円)	ア. 企 業 債	0 2	(1)	
		イ. 一 時 借 入 金		(2)	
		(4) 交通量	ア. 一 日 平 均 (台)		(3)
			イ. 供 用 開 始 以 降 累 計 (千台)		(4)
				(5)	
20. 最終積戻年度支の	(1) 料金徴収最終年度	3. 昭 和		(6)	
		4. 平 成			
		5. 令 和			
	(2) 事業計画上の最終年度の累積収支差 (千円)			(7)	
	(3) 現時点での最終年度の累積収支差 (千円)			(8)	
					(9)
	21. 料金の徴収委託状況	(1) 委託年月日	3. 昭 和		
4. 平 成					
5. 令 和					
(2) 委託先		1 道 路 公 社	○	(10)	
		2 そ の 他 の 公 社	○		
		3 他 の 地 方 公 共 団 体	○		
		4 そ の 他	○		
(3) 委 託 料 (千円)			(11)		
				(12)	
22. 職員数 (人)	(1) 損益勘定所属職員			(13)	
	(2) 資本勘定所属職員			(14)	
	計			(15)	
23. 管理者の情報	01 自 治 体 職 員		☐	(16)	
	02 民 間 企 業 出 身		☐		
	03 学 術・研 究 機 関 出 身		☐		
	04 そ の 他		☐		
02行13列のうち	常 勤 職 員			(17)	
	会計年度任用職員 (フルタイム)			(18)	
	会計年度任用職員 (パートタイム)			(19)	
02行14列のうち	常 勤 職 員			(20)	
	会計年度任用職員 (フルタイム)			(21)	
	会計年度任用職員 (パートタイム)			(22)	

道路整備特別措置法第18条の規定に基づき国土交通大臣に提出した申請書の「収支予算の明細」の計画数値を記入すること。(以下「列49」まで同じ。)なお、道路整備特別措置法に基づく道路以外の道路についても、料金徴収期間を定め事業計画を定めている場合は記入すること。

同上の「累計数値」を記入すること。

年度別交通量積算から「一日平均交通量」の計画数値を記入すること。

供用開始年度以降「計画年間交通量の累計(千台)」を記入すること。

「18. 事業計画上の数値」に対応する「実績」を税込みで記入すること。(以下「列4」まで同じ。)

同上の「累計数値」を記入すること。

例えば令和元年度であれば、令和「5」を選択し、「5000001」のように7桁の数字で記入する。

料金の徴収を委託している路線について、1列の方法に準じて記入する。

料金の徴収を委託している路線について、該当するものを選択する。

年間委託料を記入すること。

記載要領は P.60によること。

※注 「収入」(01行36列, 41列, 51列, 56列)については、借入金は含まれないので留意すること。

「管理者」(01行5列)において「設置」を選択した場合に、当該管理者の職歴について、該当するものを選択すること(複数選択可。)

なお、「管理者」(01行5列)において、「非設置」を選択した場合、「管理者の情報」(02行16列)はいずれも選択しないこと。

記載要領については、P.61を参照すること。

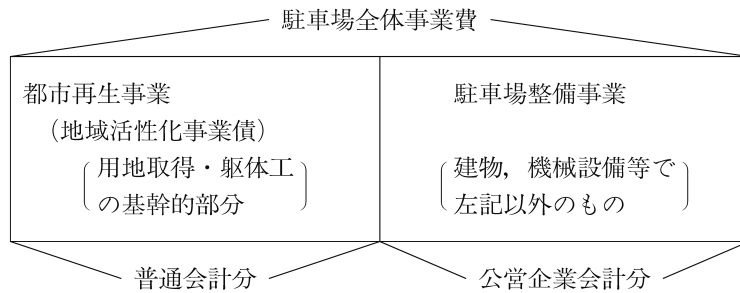
駐車場整備事業

(1) 調査対象

駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に定める路外駐車場及びその他の駐車場の整備事業で、地方公営企業法を適用（一部適用を含む。）しているものを対象とする。

なお、普通会計と合併で施行している場合の当該普通会計に係る部分は、普通会計決算統計の対象とすること。

また、調査表のうち、19表「施設及び業務概況に関する調」は駐車場ごとに作成すること。また、19表以外の各表については全駐車場を合計して記入すること。



(2) コードの記入方法

駐車場名コード

駐車場名コードとして設定した番号（各団体において「001」から順に設定し、原則として前年度と同じ番号とする。また、新規の駐車場がある場合は既存のコード番号の後に付け加え、廃止された駐車場がある場合はその駐車場名コード番号は欠番とする。）を記入すること。

経営主体別（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	一部事務組合営

黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計

20表「損益計算書」の46列「経常利益」、47列「経常損失」により記入すること。なお、「経常収支」が「0」である場合は黒字「1」とすること。

（注） 供用開始前（料金収入なし）の事業については、全表について建設中「3」を記入すること。

なお、建設中でも一部供用を開始し、料金収入がある事業については、コード番号「1」または「2」を記入すること。

従前は公営企業会計として特別会計を設置していたが、公営企業会計を廃止し、一般会計等において清算及び企業債の償還を行っている場合等においては、コード番号「4」を記入すること。

(3) 19表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

項	目	行	数	値	列番号	
1. 供用開始年月日	3. 昭和	0	1		(1)	
	4. 平成					
	5. 令和					
2. 法適用年月日	3. 昭和				(2)	
	4. 平成					
	5. 令和					
3. 適用区分	条例全部			○	(3)	
	条例財務			○	(4)	
4. 管理者	設置			○	(5)	
	非設置			○	(6)	
5. 駐車場	(1) 01 都市計画駐車場			□	(6)	
	02 届出駐車場			□		
	03 附置義務駐車施設			□		
	04 その他			□		
	(2) 構造	01 立体式			□	(7)
		02 地下式			□	
		03 広場式			□	
	(3) 階層(階)	ア 地上				(8)
		イ 地下				
	(4) 敷地面積 (㎡)					(9)
	(5) 敷地地価 (円)					(10)
	(6) 駐車場使用面積(㎡)					(11)
	(7) 収容台数(台)					(12)
(8) 営業時間(刻)	開始				(13)	
	終了					
6. 事業費 (千円)	総事業費(税込み)				(14)	
	(1) 工事費	ア 工費			(15)	
		イ 用地及び補償費				(16)
		ウ その他				(17)
	(2) 事務費				(18)	
						(19)
						(20)
	7. 財源内訳(千円)	(1) 無利子貸付金				(21)
		(2) 地方公共団体金融機構資金				(22)
		(3) 銀行等引受資金				(23)
(4) その他					(24)	
8. 料金の徴収期間 (年)				(25)		
9. 許可等年月日	(1) 都市計画決定	3. 昭和			(26)	
		4. 平成				
		5. 令和				
	(2) 都市計画事業認可	3. 昭和			(27)	
		4. 平成				
		5. 令和				
	(3) 着工	3. 昭和			(28)	
		4. 平成				
		5. 令和				
	(4) 竣工	3. 昭和			(29)	
		4. 平成				
		5. 令和				
10. 平均駐車時間 (分)				(30)		
11. 料金 (円)	(1) 1時間当たりの基本料金				(31)	
	(2) 1時間当たりの平均料金				(32)	
	(3) 1台当たりの平均料金				(33)	
	(4) 現行料金 実施年月日	3. 昭和			(34)	
	4. 平成			(35)		
	5. 令和					
12. 経過年数 (年)					(36)	
13. 需給調査実施の有無	有			○	(37)	
	無			○		
		0	2		(38)	

駐車場の供用を開始した年月日を、例えば平成5年4月1日であれば、平成「4」を選択し、「4050401」のように7桁の数字で記入する。なお、建設中の事業については、供用開始予定年月日を記入する。

平成31年1月1日～平成31年4月30日→4310101～4310430 (5010101～5010430と記入しないこと。)

令和元年5月1日～令和元年12月31日→5010501～5011231 (4310501～4311231と記入しないこと。)

(以下、年月日の記入に当たってはこの例によることとし、他表においても同様とすること。)

法第2条第3項の規定に基づき条例又は規約により法の全部又は一部が適用されることとなった年月日を1列の方法により記入する。

条例又は規約により法の全部を適用している場合には、「条例全部」を、また財務規定等を適用している場合には「条例財務」を選択する。

法第7条の規定により管理者が置かれている場合(条例で定めるところにより2以上の事業で1の管理者を設置している場合を含む。)には、「設置」を、また管理者が置かれていない場合には「非設置」を選択する。

「(1) 駐車場種別」は、駐車場法に基づく駐車場の種類を選択する(複数選択可)。「(2) 構造」は、形式を1つ選択することとし、複数該当する場合は収容台数の多いものとする。

6列「(2) 構造」において「立体式」または「地下式」である場合、その階層を記入する。

駐車場の敷地全体の面積を記入する。

固定資産台帳等における駐車場の敷地の地価を記入する。

駐車場に使用している延面積を記入する。

24時間法を用いて、例えば午前8時から午後8時までの営業であれば、「開始」→「0800」、「終了」→「2000」のように4桁の数字で記入する。なお、1日中営業している場合は、終了の欄のみ「2400」と記入する。

無利子貸付金対象駐車場のみ記入すること。

都市計画法第20条の規定に基づく告示年月日を、1列の方法に準じて記入する。

都市計画法第59条に基づく事業認可年月日を、1列の方法に準じて記入する。

着工年月日を、1列の方法に準じて記入する。

竣工年月日を、1列の方法に準じて記入する。

駐車台数1台当たりの平均駐車時間を記入する。

料金設定が複数ある場合は、そのうち最も高いものを記入する。

駐車時間1時間当たりの料金の平均を記入する。

駐車台数1台当たりの料金の平均を記入する。

1列の方法に準じて記入する。なお、建設中の駐車場にあっては、供用開始予定年月日を記入する。また、消費税転嫁のための料金改定を行った場合も当該改定日を記入する。

駐車場施設の建設後(又は建替後)の経過年数を記入する。

これまでに当該駐車場の周辺地域における駐車場の需要・供給の実態調査を行った実績がある場合には、「有」を選択する。

項 目			行	数 値	
14. 事業計画上の数値	(1) 当年度 (千円)	7. 収 入	0	2	
		うち 他会計繰入金			
		4. 支 出			
		うち 職員給与費			
	(2) 供用開始以降累計 (千円)	7. 収 入			
		うち 他会計繰入金			
		4. 支 出			
		うち 職員給与費			
	(3) 駐車台数	7. 収支差 (7.-4.)			
		7. 一 日 平 均 (台)			
			4. 供用開始以降累計 (千台)		
	15. 実績	(1) 当年度 (千円)	7. 収 入		
			うち 他会計繰入金		
4. 支 出					
うち 職員給与費					
(2) 供用開始以降累計 (千円)		7. 収 入			
		うち 他会計繰入金			
		4. 支 出			
		うち 職員給与費			
(3) 駐車台数		7. 収支差 (7.-4.)			
		7. 一 日 平 均 (台)			
		4. 供用開始以降累計 (千台)			
16. 料金の徴収委託の状況		(1) 委 託 年 月 日		3. 昭 和	
				4. 平 成	
			5. 令 和		
	(2) 委 託 先	1. 駐 車 場 公 社	☐		
		2. そ の 他 公 社	☐		
		3. 他 の 地 方 公 共 団 体	☐		
		4. そ の 他	☐		
	(3) 委 託 料 (千円)				
	17. 職員数(人)	(1) 損 益 勘 定 所 属 職 員			
(2) 資 本 勘 定 所 属 職 員					
計					
18. 合併施行の状況	(1) 一般会計との合併施行実施の有無		有		
			無		
	(2) 全体事業費(税込み)(千円)				
	内	ア. 工事費	(ア) 工 費		
			(イ) 用地及び補償費		
			(ウ) そ の 他		
	イ. 事 務 費				
	ウ. 建 設 利 息				
	19. 指定管理者制度		代行制	☐	
		利用料金制	☐		
		無	☐		
20. 管理者の情報	01 自 治 体 職 員	☐			
	02 民 間 企 業 出 身	☐			
	03 学 術・研 究 機 関 出 身	☐			
	04 そ の 他	☐			
02行32列のうち	常 勤 職 員				
	会計年度任用職員(フルタイム)				
02行33列のうち	常 勤 職 員				
	会計年度任用職員(フルタイム)				
		会計年度任用職員(パートタイム)			

(注) 建設中の駐車場にあっては、「14. 事業計画上の数値」及び「15. 実績」の欄は記入しないこと。

「収益的収入」に「資本的収入」を加えたものを記入すること。

「収益的支出」に「資本的支出」を加え「減価償却費」を減じた数値を記入すること。

供用開始以降の累積数値(したがって建設費及び建設費に対応する収入は除くこと。)を記入すること(以下列13まで同じ。)

「14. 事業計画上の数値」に対応する「実績」を記入すること(以下列26まで同じ。)

料金徴収を委託している駐車場について、該当するものを選択する。

年間委託料を記入すること。

記載要領はP.60によること。

一般会計「地域活性化事業」(平成13年度までは「都市生活環境整備特別対策事業」)の合併施行で建設された駐車場に該当する場合は、「(1)一般会計との合併施行実施の有無」(02行37列)の「有」に、また該当しない場合は「無」を選択し、「有」の場合は(2)以下(02行38列～43列)について記入する。

なお、「(2)全体事業費」以下については、一般会計分と公営企業会計分の合算値を記入する。

指定管理者制度を導入しているか否かを選択する。導入している場合で指定管理者が料金を収入として直接収受する「利用料金制」をとっているものは、「利用料金制」を選択すること。

「管理者」(01行5列)において「設置」を選択した場合に、当該管理者の職歴について、該当するものを選択すること(複数選択可。)

なお、「管理者」(01行5列)において、「非設置」を選択した場合、「管理者の情報」(02行45列)はいずれも選択しないこと。

記載要領については、P.61を参照すること。

21. 経営比較分析に関する調	(1) 経常収支比率 (%)		(52)	【法適】 $\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$
	(2) 他会計補助金比率 (%)		(53)	
	(3) 売上高G O P比率 (%)		(54)	【非適】 $\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$
	(4) E B I T D A (千円)		(55)	より算出し小数点第1位まで記入すること。
	(5) 有形固定資産減価償却率 (%)		(56)	
	(6) 設備投資見込額 (千円)		(57)	
	(7) 累積欠損金比率 (%)		(58)	【法適】 $\frac{\text{他会計補助金}}{\text{経常費用}} \times 100$
	(8) 企業債残高対料金収入比率 (%)		(59)	【非適】 $\frac{\text{繰入金}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$
	(9) 立地（周辺施設）の有無	商業施設	(60)	より算出し小数点第1位まで記入すること。
		駅	○	
		公共施設	○	
		無	○	
	(10) 当該年度または当該翌年度	有	(61)	【法適】 $\frac{(\text{営業収益} - \text{受託工事収益}) - (\text{営業費用} - \text{受託工事費} - \text{減価償却費})}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$
		無	○	【非適】 $\frac{(\text{営業収益} - \text{受託工事収益}) - (\text{営業費用} - \text{受託工事費})}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$
	(11) 駐車台数一台当たりの他会計補助金額 (円)		(62)	より算出し小数点第1位まで記入すること。

(経営比較分析に関する調)

建設中の施設または想定企業会計を除いて全ての施設について回答すること。ただし、地方自治法第244条の2に規定する指定管理者により運営する施設の内、利用料金制度を導入している施設については、地方公共団体の決算と指定管理者の決算を合算の上、算出し記入すること。また、各項目については各施設ごとに算出すること。

【法適】 純利益 - 長期前受金戻入 + 支払利息 + 減価償却費

【非適】 $\frac{\text{総収益} - \text{総費用} - \text{繰入金} + \text{支払利息}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$

より算出し記入すること。単位に注意すること。

$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$

より算出し小数点第1位まで記入すること。

経営戦略（投資・財政計画）に記載された今後10年間の建設改良費・修繕費等の見込額又は各団体において算定した値を記入すること。単位に注意すること。

$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$ より算出し小数点第1位まで記入すること。

$\frac{\text{企業債残高} - \text{一般会計等負担額}}{\text{主営業収益}} \times 100$ より算出し小数点第1位まで記入すること。

【法適】 $\frac{\text{他会計補助金}}{\text{延駐車台数}} \times 1,000$

【非適】 $\frac{\text{繰入金}}{\text{延駐車台数}} \times 1,000$

より算出し記入すること。単位に注意すること。

介護サービス事業

(1) 介護サービス事業

介護サービス事業は、介護サービスを提供し、その対価として介護報酬を得て行う事業である。

(2) 調査対象

介護サービス事業のうち、地方公営企業法の全部又は一部を適用しているもので、次の6つの施設（以下、「介護サービス施設」という。）を対象とする。

1. 介護保険法第48条第1項第1号に規定する「指定介護老人福祉施設」。
2. 介護保険法第8条第28項に規定する「介護老人保健施設」。
3. 老人福祉法第20条の3に規定する「老人短期入所施設」で、介護保険法第70条第1項又は第115条の2第1項に規定する指定を受けたもの。
4. 老人福祉法第20条の2の2に規定する「老人デイサービスセンター」で、介護保険法第70条第1項、第78条の2第1項、第115条の2第1項、又は第115条の12第1項に規定する指定を受けたもの。
5. 「訪問看護ステーション（健康保険法第89条に規定する指定訪問看護を行う事業所）」で、介護保険法第70条第1項又は第115条の2第1項に規定する指定を受けたもの。
6. 介護保険法第8条第29項に規定する「介護医療院」

(3) コードの記入方法

事業コード（介護サービス施設種別コード）

コード番号	コード名
1	指定介護老人福祉施設
2	介護老人保健施設
3	老人短期入所施設
4	老人デイサービスセンター
5	指定訪問看護ステーション
6	介護医療院

介護サービス事業が有する施設の種類のに応じて、次のいずれかに該当する介護サービス施設種別コードを記入すること。

1事業内に、種類の異なる施設を有する場合は、施設の種別ごとに「20表」、「21表」、「23表」、「25表」及び「51表」を作成すること。

例) 1の介護サービス事業で1つの指定介護老人福祉施設と2つの老人短期入所施設を有する場合、施設種別ごとに「51表」等を作成し、指定介護老人福祉施設については介護サービス施設コード「1」を、老人短期入所施設については施設種別コード「3」を記入すること。

施設コード（会計毎に採番）

介護サービス事業は原則として会計単位で捉えることとし、その会計ごとに「001、002、003、…」を記入すること。よって、複数の会計を有する場合は、会計の数だけ施設コードを有することとなる。

人口区分（条件１）

コード番号	コード名
1	東京都 23区内及び指定都市
2	30万人以上
3	10万人以上～30万人未満
4	5万人以上～10万人未満
5	3万人以上～ 5万人未満
6	1万人以上～ 3万人未満
7	1万人未満

年度末現在の住民基本台帳に登録された人口により区分し、該当するコード番号を記入すること。なお、都道府県立及び一部事務組合立の施設については当該施設の所在する市町村の行政区域内人口によること。

経営主体別区分（条件２）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	一部事務組合営

黒・赤字別区分（条件３）

コード番号	コード名（黒・赤字の別）
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計

介護サービス施設の種別ごとに作成する「20表」「21表」「23表」「25表」及び「51表」については、(20表)「損益計算書」列46「経常利益」列47「経常損失」により記入すること。

事業ごとに作成する「22表」「24表」及び「45表」については、(22表)「貸借対照表」の01行列78再掲「経常利益」、列79再掲「経常損失」により記入すること。

なお、収支差額が「0」である場合は黒字「1」とすること。

(注) 1事業で1介護サービス施設を経営する事業において、調査年度に介護サービス施設が建設中であり、介護サービスを行っていない場合は、建設中「3」と記入すること。また、介護サービス施設の廃止等に伴い、介護サービス事業会計を廃止し、一般会計等において継承した企業債の償還及び清算に係る収支を、一般会計等から分別して想定企業会計として経理している場合は、想定企業会計「4」と記入すること。なお、1事業で2以上の介護サービス施設を経営する事業において、営業中の介護サービス施設がある場合は、前記「経常利益」又は「経常損失」の区分によること。

経営形態別区分（条件4）

コード番号	コード名
1	指定管理者制度代行制
2	指定管理者制度利用料金制
3	直営
4	建設中

介護サービス施設の種別ごとに作成する「20表」「21表」「23表」「25表」及び「51表」について、地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者に施設の管理を行わせているか否かを選択すること。指定管理者が料金を直接収受する利用料金制を採用しているものは、「指定管理者制度利用料金制」を選択すること。

（注）当該年度において施設を建設中であり、業務を行っていない場合は、建設中「4」とすること。

なお、一の施設種別に複数の施設を有し、その一部の施設でのみ指定管理者制度を採用している場合は、規模等を勘案して主となるものを選択すること。

施設コードごとに作成する「22表」「24表」「45表」については、選択の必要はない。

会計単位（条件5）

会計の区分に応じて採番（1, 2, 3, ……）し、施設コードが複数ある場合（会計が複数ある場合）は、会計単位においても同様の区分で採番すること。

（例）

施設コード001会計において指定介護老人福祉施設①と②、介護老人保健施設③、施設コード002会計において指定介護老人福祉施設④を運営している場合の区分は、下表のとおりである。

施設名		(20, 21, 23, 25, 51表)				(22, 24, 45表)		
		事業コード	施設コード	条件コード5		事業コード	施設コード	条件コード5
①		1	001	1		0	001	1
②								
③		2	001	1				
④		1	002	2		0	002	2

（4）51表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

列番号1

事業開始年月日は、次に掲げるところによるものとする。ただし、介護保険法施行日にみなし指定を受けて介護サービスを提供するものは、事業開始年月日を平成12年4月1日とする。

コード番号	年号
1	明治
2	大正
3	昭和
4	平成
5	令和

入力には必ず7桁で記入を行うこと（年号1桁、年2桁、月2桁、日2桁）。

例）平成12年4月1日の場合、平成「4」を選択し、「4120401」と7桁で記入する。

平成31年1月1日～平成31年4月30日→4310101～4310430（5010101～5010430と記入しないこと。）

令和元年5月1日～令和元年12月31日→5010501～5011231（4310501～4311231と記入しないこと。）

（以下、年月日の記入に当たってはこの例によることとし、他表においても同様とすること。）

1 指定介護老人福祉施設

介護保険法第48条第1項第1号に規定する都道府県知事の指定を受けた年月日を記入すること。

2 介護老人保健施設

介護保険法第94条第1項に規定する都道府県知事の開設許可を受けた年月日を記入すること。

3 老人短期入所施設, 老人デイサービスセンター, 指定訪問看護ステーション

介護保険法第70条第1項, 第78条の2第1項, 第115条の2第1項, 又は第115条の12第1項に規定する都道府県知事又は市町村長の指定を受けた年月日を記入すること。

4 介護医療院

介護保険法第107条第1項に規定する都道府県知事の開設許可を受けた年月日を記入すること。

なお, 1の施設種別に複数の施設を有する場合は, 最初に事業を開始した施設に係る事業開始年月日を記入すること。

列番号2

条例により地方公営企業法の全部又は一部を適用されることとなった年月日を記入すること。

記入例はP.185を参照すること。

列番号3

法第2条第3項の規定に基づく法の適用の方法を記入する。「全部適用」は「1」を, 「財務適用」は「2」を記入すること。

列番号4

管理者を有する場合は「1」を, 有しない場合は「2」を記入すること。

列番号5

指定管理者制度を導入しているか否かを選択する。導入している場合で指定管理者が料金を収入として直接収受する「利用料金制」をとっているものは, 「利用料金制」を選択すること。

列番号6

1の施設種別が有する施設数を記入すること。

例) 1の介護サービス事業で1つの指定介護老人福祉施設と2つの老人短期入所施設を有する場合, 指定介護老人福祉施設に係る「51表」には施設数「1」を, 老人短期入所施設に係る「51表」には施設数「2」を記入すること。

列番号7～11

定員は, 施設の種別ごとに, 次により記入すること。

1 指定介護老人福祉施設

介護保険法第86条第1項に規定する都道府県知事の指定を受けた3月31日現在の入所定員。

よって, 短期入所生活介護の利用定員として指定を受けた分は含めないこと。

2 介護老人保健施設

介護保険法第94条第1項に規定する都道府県知事の開設許可を受けた3月31日現在の入所定員。

3 通所介護, 通所リハビリテーション

介護保険法第70条第1項, 第78条の2第1項, 第115条の2第1項, 又は第115条の12第1項に規定する都

道府県知事又は市町村長の指定を受けた3月31日現在の利用定員。

4 短期入所生活介護

介護保険法第70条第1項又は第115条の2第1項に規定する都道府県知事の指定を受けた3月31日現在の利用定員。

老人短期入所施設の定員は、必ず記入すること。指定介護老人福祉施設において、定員を定めず、入所者に利用されていない居室を利用して短期入所生活介護の事業を行う場合は、記入しないこと。

1の施設種別に複数の施設を有する場合は、合計した定員を記入すること。

列番号12

介護保険法第107条第1項に規定する都道府県知事の許可を受けた3月31日現在の入所定員。

列番号13

介護サービス施設の延床面積（小数点以下四捨五入）を記入すること。

1の施設種別に複数の施設を有する場合は、合計した延床面積を記入すること。また、他の施設と一体となっている場合は、当該施設に係る面積のみを記入すること。

列番号14

介護サービス施設のうち、介護サービス施設種別コードが「1」～「3」、及び「6」に該当するものについて、居室の延床面積を記入すること。居室の床面積の算定に関しては、居室内の洗面所、トイレ及び収容設備に要する面積を含めて差し支えないこと。また、1の施設種別に複数の施設を有する場合は、合計した居室床面積を記入すること。

なお、介護老人保健施設の場合は、「居室面積」を「療養室面積」と読み替える。

列番号15～17

介護保険法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院に係る施設サービスについて、利用状況を記入すること。

・施設サービス日数

「指定介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」又は「介護医療院」が、1年度内で施設サービスを行う日数を記入すること。また、1の施設種別に、複数の施設を有する場合は、その合計した日数を記入すること。

・年延施設サービス利用者数

施設サービス利用者数（毎日24時現在、施設に入所中の利用者数）と当日の退所者数との合計の年延数を記入すること。また、1の施設種別に複数の施設を有する場合は、その合計した利用者数を記入すること。

（注）1 法施行時に特別養護老人ホームに措置により入所している者（旧措置入所者）で、要介護者に該当しない入所者も含めて、記入すること。

2 法施行時に老人保健施設入所者のうち、要介護者に該当しない入所者も含めて、記入すること。

3 やむを得ない理由により介護保険制度によるサービスを受けることが著しく困難と認められる場合における措置（老人福祉法第11条第1項第2号）による入所者も含めて、記入すること。

・年延入所定員

指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の定員に施設サービス日数を乗じて得た数値を記入すること。ま

た、1の施設種別に、複数の施設を有する場合は、その合計した年延入所定員を記入すること。

列番号18～36

介護サービス施設が介護保険法第70条第1項又は、第115条の2第1項に規定する事業者の指定を受けて行う居宅サービス及び介護予防サービスについて記入すること。

「指定訪問看護ステーション」については、医療として行う訪問看護等も含めて、利用状況を記入すること。

なお、やむを得ない理由により介護保険制度によるサービスを受けることが著しく困難と認められる場合における措置（老人福祉法第10条の4）による訪問介護、通所介護及び短期入所生活介護等の居宅サービスも含めて、記入すること。

① 次の6つの介護サービスについては、下記により記入すること。

- ・訪問介護及び介護予防訪問介護
- ・訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護
- ・訪問看護及び介護予防訪問看護
- ・訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション
- ・通所介護及び介護予防通所介護
- ・通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション
- ・居宅サービス日数

1年度内で居宅サービスを行う日数を記入すること。また、1の施設種別の複数の施設から同種の居宅サービスを行う場合は、その合計した日数を記入すること。

例）訪問介護を週4日で年間208日間行う場合、208日と記入する。

- ・年延居宅サービス利用者数

1年度内に居宅サービスを利用した年延利用者数（同一の利用者が複数回利用した場合はその合計を計上する。）を記入すること。また、1の施設種別の複数の施設から同種の居宅サービスを行う場合は、その合計した利用者数を記入すること。

例）要介護者Aが毎月4回で年間48回、要介護者Bが1日2回、月に4日で年間96（ $2 \times 4 \times 12$ ）回利用した場合、144人と記入する。

② 次の2つの介護サービスについては、下記により記入すること。

- ・短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護
- ・居宅サービス日数

1年度内に居宅サービスを行う日数を記入すること。また、1の施設種別の複数の施設から同種の居宅サービスを行う場合は、その合計した日数を記入すること。

- ・年延居宅サービス利用者数

毎日24時現在、施設に短期入所中の利用者数と当日の退所者数との合計の利用者数を記入すること。また、1の施設種別の複数の施設が同種の居宅サービスを行う場合は、その合計した利用者数を記入すること。

・年延入所定員

「老人短期入所施設」及び短期入所生活介護の利用定員について指定を受けた「指定介護老人福祉施設」について、記入すること。

指定を受けた利用定員に居宅サービス日数を乗じて得た数値を記入すること。また、1の施設種別に複数の施設を有する場合は、その合計した定員を記入すること。

③ 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

・年延居宅サービス利用者数

1年度内に居宅療養管理指導を行った利用者の年延数を記入すること。また、1の施設種別の複数の施設から同種の居宅サービスを行う場合は、その合計した利用者数を記入すること。

例) 月に1回、年8回算定を行った場合、8人と記入すること。

④ 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

・年延居宅サービス利用者数

1年度内に福祉用具の貸与を受けた利用者の年延数を記入すること。また、1の施設種別の複数の施設から同種の居宅サービスを行う場合は、その合計した利用者数を記入すること。

例) 貸与期間に関係なく、同一の利用者が年3回貸与を受けた場合、3人と記入すること。

列番号37

介護サービス施設が介護保険法第79条第1項又は、第115条の22第1項に規定する事業者の指定を受けて行う居宅介護支援及び介護予防支援について、記入すること。

・年延居宅介護支援利用者数

1年度内に居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の作成を受けた利用者の数を記入すること。また、1の施設種別の複数の施設から同種の居宅介護支援を行う場合は、その合計した利用者数を記入すること。

列番号38～39

介護サービス施設が介護保険法第78条の2第1項、第115条の12第1項に規定する事業者の指定を受けて行う、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス及び市町村独自の介護サービス(介護保険法第62条に基づくもの)について、記入すること。

・介護サービス日数

1年度内に市町村独自の介護サービスを行う日数を記入する(同一日に種類の異なるサービスを行う場合は、1日と数えるものとする)こと。また、1の施設種別の複数の施設から同種の居宅サービスを行う場合は、その合計した日数を記入すること。

例) サービスA(月・火・水)とサービスB(月・火・金)を行う場合、週4日、年間208日となる。

・年延介護サービス利用者数

1年度内に介護サービスを利用した年延数を記入すること。また、1の施設種別の複数の施設から同種の介護サービスを行う場合は、その合計した利用者数を記入すること。

列番号41～43

「指定訪問看護ステーション」から医療保険給付に係る訪問看護等を受けた年延外来患者数を記入すること。

なお、複数の施設から同種の医療行為を行う場合は、その合計した外来患者数を記入すること。

列番号44～51

記載要領は P.60によること。また、原則、職種別職員数の計と職員数の計とが一致するものであること。

なお「職種」は職名にこだわらず現在従事している職種により分別して記入すること。

1 の事業中に介護サービス施設と他の施設との合築等により、職員数について按分が必要な場合、P.193「費用按分表」の「職員給与費」の按分方法を参考に按分し、これによりがたい場合は、合理的な方法により取り扱って差し支えないものとする。

・看護職員

看護職員とは、看護師又は准看護師をいうものである。

・その他職員

薬剤師、支援相談員、調理員、機能訓練指導員、生活相談員、栄養士等を含むこと。

列番号52～54

記載要領は P.60によること。

列番号55

「管理者」(01行4列)において「1」を記入した場合に、当該管理者の職歴について、該当するものを選択すること(複数選択可)。

列番号56～82

「8. 職員」のうち、「常勤職員」、「パートタイム会計年度任用職員」及び「フルタイム会計年度任用職員」の内数を記入すること。なお、「任期付職員(任期付短時間勤務職員)」、「再任用職員(再任用短時間勤務職員)」については、「常勤職員」に含めること。

(5) 20表「損益計算書」の記入方法

次の留意点以外は、P.7(共通表)の作成要領によること。

1 の事業中に、異なる種類の施設を有する場合、施設の種別ごとに「20表」を作成し、損益計算書中の収益及び費用について施設の種別ごとに分けて記入すること。費用について按分が必要な場合、P.193「費用按分表」を参考に按分し、これによりがたい場合は、合理的な方法により取り扱って差し支えないものとする。

列2 介護サービス収益

介護サービス事業の主たる営業活動から生じた収益を計上すること。

列3 居宅サービス収益

居宅サービスの提供で得られる収益(保険給付、利用者の自己負担、公費負担等)を記入すること。

なお、「指定訪問看護ステーション」に係る収益について、居宅サービス分を列3「ア 居宅サービス収益」に、医療分を列6「エ その他収益」にそれぞれ記入すること。

(注)

- 1 市町村が条例で独自に定める「居宅介護サービス費区分支給限度基準額(介護保険法第43条第1項)」を超える上乗せサービスに係る給付についても、含めること。

- 2 老人福祉法第10条の4に規定するやむを得ない理由により介護保険制度によるサービスを受けることが著しく困難と認められる場合における措置による居宅サービス収益も含めて記入すること。

列4 施設サービス収益

施設サービスの提供で得られる収益（保険給付，利用者の自己負担，公費負担等）を記入すること。

（注）

- 1 介護保険法施行法第13条に規定する特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置により得られる施設介護サービス費及び利用者負担を含めること。
- 2 介護保険法施行法第26条に規定する法施行時の老人保健施設入所者の経過措置により得られる医療費及び利用者負担についても，含めること。
- 3 老人福祉法第11条第1項第2号に規定するやむを得ない理由により介護保険制度によるサービスを受けることが著しく困難と認められる場合における措置収入についても，含めること。

列5 居宅介護支援等収益

居宅介護支援の提供（居宅サービス計画の作成）で得られる保険給付や，市町村が独自に条例で定めて行う介護サービスに係る市町村特別給付及び利用者負担を記入すること。

列6 その他収益

指定訪問看護ステーションが行う訪問看護等に係る医療保険給付やそれに伴う自己負担を記入すること。

列12 その他介護サービス収益

手数料及び使用料等の収入等について記入すること。

列15 介護サービス外収益

介護サービス事業の主たる営業活動以外から生じた収益を計上すること。

列23 資本費繰入収益

建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対し，一般会計から繰入を行う場合で，当該繰入金を長期前受金に計上することなく当該年度に収益計上した額を記入すること。

列24 雑収益

寄付金収入等を記入すること。

列26 介護サービス費用

介護サービス事業の主たる営業活動から生じた費用を計上すること。

列28 材料費

（21表）「費用構成表」の列24「材料費」の額と一致すること。材料費の詳細については，（21表）「費用構成表」の列24「材料費」の説明を参照すること。

列31 委託料

次に掲げる委託料を記入すること。

- （ア） 地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者が行う管理の代行に係る委託料
- （イ） 清掃業務・給食業務の委託等一定の業務委託に係る委託料等
- （ウ） 医療機関協力料

附帯事業に係る委託料は，同表列45「雑費用」，（21表）「費用構成表」列56「附帯事業費」に含めて記入し，

列31には含めないこと。

列33 その他介護サービス費用

(21表)「費用構成表」の列13「光熱水費」、列14「通信運搬費」、列15「修繕費」、列18「研究研修費」を含む。
その他、教養娯楽費（利用者用の新聞雑誌購読料等）、保育材料費（保育に必要な文具、絵本等費用や行事費用）、葬祭費、教育指導費（利用者の教育訓練に直接要した費用）、燃料費（灯油、重油等の燃料及び自動車用燃料費）、印刷製本費、消耗品費（用紙、文房具等事務に必要な消耗品費）、会議費（会議における茶菓代等）、広報費（パンフレット作成費等）、旅費交通費、保守点検料、保険料（自動車損害保険料等）等経常活動に伴う事業費及び事務費を記入すること。

列40 介護サービス外費用

介護サービス事業の主たる営業活動以外から生じた費用を計上すること。

列41 支払利息

(21表)「費用構成表」の列7「支払利息」の額と一致すること。

建設中の支払利息は記入しないこと。

列45 雑費用

(21表)「費用構成表」01行列56「附帯事業費」を含むこと。

(6) 21表「費用構成表」の記入方法

次の留意点以外は P.19（共通表）の作成要領によること。

1 の事業中に、異なる種類の施設を有する場合、施設の種別ごとに「21表」を作成すること。その時、按分が必要な場合、P.193「費用按分表」を参考に按分し、これによりがたい場合は、合理的な方法により取り扱って差し支えないものとする。

列1～6 職員給与費

(51表)「施設及び業務概況に関する調」の「損益勘定職員数」に記入した職員に係る職員給与費を記入すること。

列2 手当

通勤手当は税抜で計上した場合の額を記入すること。

列8 企業債利息

建設中の支払利息は記入しないこと。建設中の支払利息は（23表）「資本的収支に関する調」列19「建設利息」に記入すること。

列18 研究研修費

職員の研究研修に直接要した費用で、次に掲げる費用の合計額を記入すること。

・講師謝金、図書費、研修旅費、研修雑費、研究材料費等

列21～24 材料費

次に掲げる費用の合計額を記入すること。

(ア) 介護材料費

- ・布・紙オムツ等の直接消費されるもの
- ・寝具等利用者処遇に直接利用する1年未満に消費される介護消耗品
- ・食器等の1年以上利用者処遇に直接使用されるもののうち減価償却を行わない介護用品（器具）

(イ) 医療材料費

- ・医薬品
- ・検査用試薬、消毒薬、包帯、脱脂綿等の直接消費されるもの及び注射針、試験管等の1年未満に消費される診療材料
- ・聴診器や血圧計等1年以上使用されるもののうち減価償却を行わない医療消耗品

(ウ) 給食材料費

- ・利用者給食用の食品、食器用洗剤等

費用按分表

項 目		按分方法
1. 職員給与費	(1) 基本給	勤務時間割合で按分。 困難な場合は実際に配置する人員割合や届出人員割合で按分。
	(2) 手当	
	(3) 報酬	
	(4) 退職給付費	
	(5) 法定福利費	
	(6) 計	
2. 支払利息		施設の種別ごとの事業費割合で按分。 困難な場合は建物床面積割合で按分。
内 訳	(1) 企業債利息	
	(2) 一時借入金利息	
	(3) 他会計借入金等利息	
3.	(1) 減価償却費（建物）	施設の種別ごとの事業費割合で按分。困難な場合は建物床面積割合で按分。
	(2) 減価償却費（器械備品）	使用高の割合で按分。困難な場合は建物床面積割合で按分。
4. 光熱水費		メーター等による測定割合で按分。困難な場合は建物床面積割合で按分。
5. 通信運搬費		延利用者数割合で按分。
6. 修繕費		建物床面積割合で按分。
7. 研究研修費		研修内容、出席者等の実態に応じて、区分。困難な場合は延利用者数割合で按分。
8. 委託料		施設の種別ごとで実際に消費される額により按分。困難な場合は延利用者数の割合で按分。
9. 材料費	(1) 介護材料費	施設の種別ごとで実際に消費される額により按分。 困難な場合は、延利用者数の割合で按分。
	(2) 医療材料費	
	(3) 給食材料費	
	(4) 計	
10. その他		延利用者数の割合で按分。

(7) 22表「貸借対照表」の記入方法

会計区分ごとに作成し、次の留意点以外はP.24（共通表）の作成要領によること。

列69 当年度純利益

列70 当年度純損失

1事業の中で、2以上の介護サービス施設種別を経営している場合は、各施設種別ごとの(20表)「損益計算書」の列1「総収益」の金額の合計額から列25「総費用」の金額の合計額を差引き、その差額が正数の場合

は当年度純利益の金額欄に、負数の場合は当年度純損失の金額欄にそれぞれの差額を正数（「△」、「－」の符号はつけない）で記入すること。

列78 再掲経常利益

列79 再掲経常損失

1 事業の中で、2以上の介護サービス施設種別を経営している場合は、各施設種別ごとの（20表）「損益計算書」の列46「経常収益」の金額の合計額から列47「経常損失」の金額の合計額を差引き、その差額が正数の場合は再掲経常利益の金額欄に、負数の場合は再掲経常損失の金額欄にそれぞれの差額を正数（「△」、「－」の符号はつけない）で記入すること。

(8) 23表「資本的収支に関する調」の記入方法

次の留意点以外は P.31（共通表）の作成要領によること。

1の事業中に、異なる種類の施設を有する場合、施設の種別ごとに「23表」を作成し、資本的収入及び資本的支出について施設の種別ごとに分けて記入すること。また、按分が必要な場合、施設の種別ごとの事業費等で按分し、これによりがたい場合は、合理的な方法により取り扱って差し支えないものとする。

(9) 24表「企業債に関する調」の記入方法

会計区分ごとに作成し、次の留意点以外は P.39（共通表）の作成要領によること。

事業の有する介護サービス施設について、記入すること。

なお、厚生福祉施設整備事業債等により借入を行ったもののうち、介護サービス施設でない他の施設との合築等のため、まとめて1本で借入を行っているものは、介護サービス施設分の借入を事業費等による合理的な方法で按分し、記入すること。

(10) 25表「職種別給与に関する調」の記入方法

① 調査目的

この調査表は、企業管理者を除く「常勤職員」、「任期付職員（任期付短時間勤務職員）」、「再任用職員（再任用短時間勤務職員）」、「パートタイム会計年度任用職員」及び「フルタイム会計年度任用職員」について職種別にその職員数及び職員給与費を調査するものである。

② 全般的留意事項

この調査表は、21表「費用構成表」、23表「資本的収支に関する調」に記入された職員給与費について、それぞれの退職給付費及び法定福利費を控除した額の合算額を職種別に記入するものであること。なお「職種」は、職名にこだわらず現在従事している職種により分別して記入すること。

③ 個別的留意事項

【年間延職員数】 各月末の在籍職員数（管理者を除く。）の積上げを記入すること。したがって「年度末職員数」×12ヶ月＝「年間延職員数」となるので留意すること。

【年度末職員数】「施設及び業務概況に関する調」の職員数から管理者を除いたものを記入すること。

【基本給】 給料（職員の本俸。給料の調整額を含む。）、扶養手当及び地域手当の合計額を記入すること。

【手当】 退職手当、児童手当を含まないこと。

なお、通勤手当については税込みで計上した場合の額を記入すること。

【時間外勤務手当】 時間外勤務手当及び休日勤務手当を計上すること。

【特殊勤務手当】 次の手当以外の手当を計上すること。

管理職手当，初任給調整手当，扶養手当，地域手当，住居手当，通勤手当(税込み)，特
地勤務手当，寒冷地手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当，
期末手当，勤勉手当，退職手当，児童手当。

【期末勤勉手当】 期末手当及び勤勉手当を記入する。

【手当「その他」】 時間外勤務手当，休日勤務手当，特殊勤務手当，期末手当，勤勉手当，退職手当，児童
手当以外の手当を計上すること。

【報 酬】 地方公営企業法の一部を適用している事業において，パートタイム会計年度任用職員に
対する，地方自治法第203条の2第1項に規定する報酬を記入すること。

【延 年 齢】 年度末職員の延年齢（それぞれの職員の年度末現在における満年齢の積み上げ）を記入
すること。

【延 経 験 年 数】 年度末職員の初任給の決定の基礎となった学歴取得後の延経験年数を記入すること。従っ
て，当該地方公共団体の職員として在職した年数に換算された前歴の年数を加えたものであ
ること。なお，延経験年数は，それぞれの職員の経験年数を12進法で計算し，積み上げ後の
月数（端数）を五捨六入して整数で記入すること。例えば，134年6ヶ月は135と記入すること。

(11) 45表「企業債年度別償還状況調」の記入方法

会計区分ごとに作成し，次の留意点以外はP.44（共通表）の作成要領によること。

事業の有する介護サービス施設について，記入すること。

なお，厚生福祉施設整備事業債等により借入を行ったもののうち，介護サービス施設でない他の施設との合
築等のため，まとめて1本で借入を行っているものは，介護サービス施設分の借入を事業費等による合理的な
方法で按分し，記入すること。

その他事業

(1) 調査対象

地方財政法施行令第46条に定める事業以外の事業で、地方公営企業法を適用（一部適用を含む。）しているものを対象とする。（地方公営企業決算状況調査における法適用企業の調査対象事業を除く。）

なお、調査表の作成に当たっては、当該団体で「その他事業」を2種類以上経営している場合は、全表について、事業別に作成すること。また、1事業で2以上の施設を経営している場合には、50表「施設及び業務概況に関する調」について、施設別に作成すること。

(2) コードの記入方法

施設名コード

施設名コードとして設定した番号（各団体において「001」から順に設定し、原則として前年度と同じ番号とする。また、新規の施設がある場合は既存のコード番号の後に付け加え、廃止された施設がある場合はその施設名コード番号は欠番とする。）を記入すること。

経営主体別（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	一部事務組合営

黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名
1	経常利益を生じた事業（黒字）
2	経常損失を生じた事業（赤字）
3	建設中の事業
4	想定企業会計

20表「損益計算書」の46列「経常利益」、47列「経常損失」により記入すること。なお、「経常収支」が「0」である場合は黒字「1」とすること。

（注） 供用開始前（料金収入なし）の事業については、全表について建設中「3」を記入すること。

なお、建設中でも一部供用を開始し、料金収入がある事業については、コード番号「1」または「2」を記入すること。

従前は公営企業会計として特別会計を設置していたが、公営企業会計を廃止し、一般会計等において清算及び企業債の償還を行っている場合等においては、コード番号「4」を記入すること。

(3) 50表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

項	目	行	数	値	列番号
1. 事業開始年月日	1.明治	0	1		(1)
	2.大正				
	3.昭和				
	4.平成				
	5.令和				
2. 法適用年月日	3.昭和				(2)
	4.平成				
	5.令和				
3. 適用区分	条例全部			○	(3)
	条例財務			○	(4)
4. 管理者	設置			○	(5)
	非設置			○	(6)
5. 職員数	(1) 損益勘定所属職員				(7)
	(2) 資本勘定所属職員				(8)
	計				(9)
6. 指定管理者制度	代行制			○	
	利用料金制			○	
	無			○	

例えば平成5年4月1日であれば、平成「4」を選択し、「4050401」のように7桁の数字で記入する。
 なお、建設中の事業については、供用開始予定年月日を記入する。
 平成31年1月1日～平成31年4月30日→4310101～4310430 (5010101～5010430と記入しないこと。)
 令和元年5月1日～令和元年12月31日→5010501～5011231 (4310501～4311231と記入しないこと。)
 (以下、年月日の記入に当たってはこの例によることとし、他表においても同様とすること。)

法第2条第3項の規定に基づき条例又は規約により法の全部又は一部が適用されることとなった年月日を1列の方法に準じて記入する。

条例又は規約により法の全部を適用している場合には、「条例全部」を、また財務規定等を適用している場合には「条例財務」を選択する。

法第7条の規定により管理者が置かれている場合（条例で定めるところにより2以上の事業で1の管理者を設置している場合を含む。）には、「設置」を、また管理者が置かれていない場合には「非設置」を選択する。

記載要領はP.60によること。

項	目	行	記	入	欄
7.	事業の種類	0	1		(10)
8.	事業の内容				(11)
9.	施設の名称				(12)
10.	事業許可関係法令名				(13)
11.	企業債の名称				(14)

項	目	行	数	値
12. 管理者の情報	01 自治体職員	0	1	☐
	02 民間企業出身			☐
	03 学術・研究機関出身			☐
	04 その他			☐
01行06列のうち	常勤職員			
	会計年度任用職員（フルタイム）			
	会計年度任用職員（パートタイム）			
01行07列のうち	常勤職員			
	会計年度任用職員（フルタイム）			
	会計年度任用職員（パートタイム）			

指定管理者制度を導入しているか否かを選択する。導入している場合で指定管理者が料金を収入として直接収受する「利用料金制」をとっているものは、「利用料金制」を選択すること。

「管理者」（01行5列）において「設置」を選択した場合に、当該管理者の職歴について、該当するものを選択すること（複数選択可）。
 なお、「管理者」（01行5列）において、「非設置」を選択した場合、「管理者の情報」(01行15列)はいずれも選択しないこと。

「事業の内容」は具体的に分かりやすく記入すること。
 なお、診療所については、診療科目、病床数、救急告示の有無とその告示病床数を必ず記入すること。
 「施設の名称」は条例、規則等に規定する呼称を記入すること。
 「企業債の名称」は、調査年度末現在で企業債の残高のある事業については、当該企業債の名称（例えば、病院事業債、観光その他事業債等）を記入すること。

記載要領については、P.61を参照すること。

2. 法非適用企業

簡易水道事業

(1) 調査対象

簡易水道事業で、地方公営企業法を適用していないものを対象とする。

(2) コードの記入方法

現在給水人口段階区分（条件1）

コード番号	コード名
0	1万人超
1	7千人超～1万人以下
2	5千人超～7千人以下
3	4千人超～5千人以下
4	3千人超～4千人以下
5	2千人超～3千人以下
6	1千人超～2千人以下
7	1千人以下
8	建設中
9	想定企業会計

現在給水人口段階区分については、29表01行05行

現在給水人口と整合を図ること。

経営主体別区分（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	一部事務組合営

黒・赤字別区分（条件3）

コード番号	コード名
1	黒字
2	赤字
3	建設中
4	想定企業会計

収益的収支により記入すること。なお、収支が「0」である場合は黒字とすること。

また、供用開始前（料金収入なし）のものは、仮に収支が出た場合であっても、全表に建設中「3」を記入すること。

会計の廃止等に伴い、一般会計等において清算及び地方債の償還を行っている場合等においてはコード番号「4」を記入すること。

26表01行22列の収益的収支の収支差引と整合を図ること。

(3) 29表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

項 目			行	数 値
1. 事業開始年月日	(1) 事業創設認可 年 月 日	1. 明 治	0 1	
		2. 大 正		
		3. 昭 和		
		4. 平 成		
		5. 令 和		
	(2) 供用開始 年 月 日	1. 明 治		
		2. 大 正		
		3. 昭 和		
		4. 平 成		
		5. 令 和		
2. 施設	(1) 行政区域内現在人口(人)			
	(2) 計画給水人口(人)			
	(3) 現在給水人口(人)			
	チエック ((1)+(2)+(3))			
	(4) 導水管延長(m)			
	(5) 送水管延長(〃)			
	(6) 配水管延長(〃)			
	(7) 給水戸数(戸)			
	(8) 浄水場設置数			
3. 業務	(9) 配水池設置数			
	(1) 配水能力(m³/日)			
	(2) 年間総配水量(m³)			
	(3) 一日最大配水量(m³/日)			
	(4) 年間総有収水量(m³)			
	チエック ((1)+(2)+(3)+(4))			
4. 料金(家庭用)	(1) 給水原価			
	(2) 供給単価			
	(3) 料金(ア)基本水量(m³)			
	(イ)基本料金(円)			
	(ウ)超過料金(円/m³)			
	(エ)1ヶ月10m³当たり料金(円)			
	(オ)1ヶ月20m³当たり料金(円)			
	(4) 現行料金実施 年 月 日	3. 昭 和		
		4. 平 成		
		5. 令 和		

列番号
(1)

記入例 昭和45年4月1日 → 3450401
 なお、市町村合併があった場合は、新設・編入合併ともに最も古い団体の事業創設年月日を記入すること。
 平成31年1月1日～平成31年4月30日 → 4310101～4310430 (5010101～5010430と記入しないこと。)
 令和元年5月1日～令和元年12月31日 → 5010501～5011231 (4310501～4311231と記入しないこと。)
 (以下、年月日の記入に当たってはこの例によることとし、他表においても同様とすること。)

(2)

給水(一部給水を含む)を開始した年月日を記入すること。

(3)

当年度末日(3月31日)現在の住民基本台帳に記載されている人口を記入のこと。

(4)

簡易水道事業の認可に係る事業計画において定める給水人口を記入すること。ただし、変更の認可を受けたときは、当該変更の認可に係るものを記入のこと。

(5)

(6)

現に給水を行っている人口を記入すること。

(7)

(8)

現に水が供給されている戸数を記入すること。

(9)

(10)

現に稼働し又は稼働しうる状態にある配水施設的能力(公称能力)を記入すること。

(11)

(12)

1行13列(1)配水能力を超えないこと。

(13)

(14)

(15)

(16)

(17)

(18)

(19)

(20)

(21)

(22)

(23)

(24)

(25)

以下「料金」は税込み金額で記入すること。したがって、税抜きの料金設定をしている場合は1.1を乗じた額を記入すること。また、税込み料金単価設定を行っている場合はその額を記入すること。

用途別料金体系の場合は「家庭用」の料金を、口径別料金体系の場合は「口径13mm」の料金を記入し、その他の料金体系の場合は基本水量を「10m³」として記入のこと。また、「基本料金」にメーター使用料等は含めないこと。

「超過料金」は基本水量の直近上位の1m³当たりの額を記入すること。また、料金が単一でない場合は最も低い料金を記入すること。ただし、従量制をとっていない場合は記入しないこと。

口径別料金体系の場合は、口径13mmの1ヶ月10m³、20m³当たりの料金を記入すること。1ヶ月10m³当たり料金については、基本水量が10m³未満の場合は、実際に10m³使用したときの料金を記入し、基本水量が10m³を超えるところにあっては、10m³に換算した料金(メーター使用料等を含む)を記入する。その他の料金体系の場合は、前述の記載要領に準じて記入すること。

なお、給水区域が2以上あり、異なる料金体系の場合は、現在給水人口の多い方について記入すること。

消費税及び地方消費税転嫁のみのための料金改定を行った場合についても対象となること。

5. 職員数（人）	計				(26)	
	内訳	(1) 損益勘定 所属職員			(27)	
		うち	原水 関係職員			(28)
			浄水 関係職員			(29)
			配水 関係職員			(30)
	(2) 資本勘定 所属職員			(31)		
6.	簡易水道の数				(32)	
7.	当年度実質料金改定率（%）			(注)単位 0.1%	(33)	
8. 消火栓設置状況	(1) 前年度末現在数（個）	0	1		(34)	
	(2) 当年度設置数（個）				(35)	
	(3) 当年度設置総額（千円）				(36)	
	(4) 当年度維持管理費（千円）				(37)	
	(5) 当年度末現在数（個）				(38)	
9. 給水区	給水区面積（ha）				(39)	
		現在			(40)	
10.	計画年間給水量（m³）				(41)	
11. 料金改定年数					(42)	
	チエック（9.～11.）				(43)	
「01行7列・8列・9列」のうち、当該年度に更新した管路延長(m)	導水管				(44)	
	送水管				(45)	
	配水管				(46)	
「01行27列」の内訳	常勤職員				(47)	
	会計年度任用職員（フルタイム）				(48)	
	会計年度任用職員（パートタイム）				(49)	
「01行31列」の内訳	常勤職員				(50)	
	会計年度任用職員（フルタイム）				(51)	
	会計年度任用職員（パートタイム）				(52)	

記載要領は法適用水道事業の01表の「職員数」の記入方法を参照のこと。

当該市町村の設置する簡易水道の箇所数（認可数）について、本調査表の調査対象となっている特別会計に含まれるものを記入すること。

料金算定期間内における給水収益の増加率を記入する。当該年度に消費税及び地方消費税の転嫁のみを除く料金改定があった場合、1行25列（現行料金実施年月日）が当該年度であるのに記入されていない例があるため注意すること。入力にあたっては料金改定率の単位について、0.1%単位となっており、例えば1と入力すると0.1%と表示されることに注意すること。

消費税及び地方消費税転嫁のみによる料金改定の場合は記入せず、消費税及び地方消費税相当分を除いた部分の実質的な改定率を記入すること（0.1%単位で記入し、減の場合は前にマイナス（-）をつけること）。

なお、単なる対前年度比率ではなく、増減率を記入するものであること。

〔例〕 1,000円→1,230円の場合
○ 23.0% ×123.0%

また、当該年度に改定のあった場合のみ記入すること（前年度以前の改定や将来の改定予定の数値は記入しないこと）。

「(1)前年度末現在数」+「(2)当年度設置数」- 当年度撤去数=「(5)当年度末現在数」となることに留意すること。

上記については、本調査表の対象とする法非適用簡易水道事業に係るものについて記入すること（一般会計に資産計上しているものも含む）。

36列「(3)当年度設置総額（千円）」は、消火栓の設置に直接要した経費だけでなく、消火栓の設置に伴い増加する配水管（増設・口径の増大）、配水池、加圧装置等の水道施設の設置に要した経費（いわゆる増強経費）を含むものとする（一般会計からの繰出しの有無に関わらず記入すること）。

記入漏れ、桁誤りには十分に注意し、前年度等と比較して明らかに桁誤りではないか等を確認すること。

現に給水している給水区域の面積を記入すること。単位に注意すること。（1km²=100ha）

事業計画において定める給水量を記入すること。

記載要領については、P.61を参照すること。

前回料金実施年月日（料金改定を一度も行っていない場合は供用開始年月日）から現行料金実施年月日までの経過年数を右詰めで記入すること。

（例）現行料金実施年月日 令和元年10月1日

ー）前回料金実施年月日 平成26年4月1日

経過年数

5年6月0日→「0506」

（日は切り捨てること。）

導送配水管延長（7列～9列）のうち、当該年度において新たに布設した導送配水管で布設替に伴い布設した導送配水管延長を記入すること。ただし、表示単位はmであるので注意すること。

当該欄は「経営比較分析表」の管路更新率に使用し、記入漏れ、桁誤り等には注意すること。

(4) 26表「歳入歳出決算に関する調」の記入方法

イ. 営業外費用 (F)
(ア) 支払利息
i 地方債利息
ii その他借入金利息
(イ) その他

(17)
(18)
(19)
(20)
(21)

当該年度に支払われた地方債の利息（起債前借に係る分を含む。）を計上すること。

なお、水資源機構にかかる割賦負担金利息を含めて計上すること。

（但し、供用開始前における支払利息は列36「建設利息」へ）

一時借入金の利息、他会計借入金の利息及びその他借入金の利息を記入すること。

(2) 資本的支出 (I)
ア. 建設改良費
う 職員給与費
ち 建設利息

(33)
(34)
(35)
(36)

1行19列の「地方債利息」のうち、辺地債（1行61列）、過疎債（1行62列）、資本費平準化債（1行63列）、公営企業施設等整理債（1行64列）、災害復旧事業債（1行65列）又は未利用施設の利子に充てる企業債（1行66列）に係る地方債利息を記入すること。

01行19列のうち	辺地債分
	過疎債分
	資本費平準化債分
	公営企業施設等整理債分
	災害復旧事業債分
	未利用施設の利子に充てる企業債に係る分
01行49列（繰上償還分除く。）のうち	辺地債分
	過疎債分
	資本費平準化債分
	公営企業施設等整理債分
	災害復旧事業債分
	借換債分

(61)
(62)
(63)
(64)
(65)
(66)
(67)
(68)
(69)
(70)
(71)
(72)

1行49列の「地方債償還金」から繰上償還金分（1行50～52列）を控除した額のうち、辺地債（1行67列）、過疎債（1行68列）、資本費平準化債（1行69列）、公営企業施設等整理債（1行70列）、災害復旧事業債（1行71列）又は借換債（1行72列）に係る額を記入すること。

料金収入（打切決算未収分を含む）

(45)

当該年度に法の全部又は法の一部を適用したことによる打切決算によって未収分となった料金収入を含めて記入すること。なお、当該年度に法の全部又は法の一部を適用したことによる打切決算によって未収分となった料金収入がない場合は1行3列と同額を記入すること。

01行24列のうち	借換に係るもの
	02行63列のうち民間資金によるもの
	市中銀行
	市中銀行以外の金融機関
	市場公募債
	その他
	資本費平準化債に係るもの
01行35列の内訳	常勤職員
	会計年度任用職員（フルタイム）
	会計年度任用職員（パートタイム）
02行14列の内訳	常勤職員
	会計年度任用職員（フルタイム）
02行17列の内訳	常勤職員
	会計年度任用職員（フルタイム）

(63)
(64)
(65)
(66)
(67)
(68)
(69)
(70)
(71)
(72)
(73)
(74)
(75)
(76)
(77)
(78)

1行24列の「地方債」のうち、本年度に発行した資本費平準化債に係る額を記入すること。

01行35列のうち、「常勤職員」、「パートタイム会計年度任用職員」及び「フルタイム会計年度任用職員」の内訳を記入すること。なお、「任期付職員（任期付短時間勤務職員）」、「再任用職員（再任用短時間勤務職員）」については、「常勤職員」に含めること。

02行14列、02行17列のうち、「常勤職員」及び「フルタイム会計年度任用職員」の内訳を記入すること。なお、「任期付職員（任期付短時間勤務職員）」、「再任用職員（再任用短時間勤務職員）」については、「常勤職員」に含めること。

(5) 21表「費用構成表」の記入方法

項 目		行	金 額 (千円)	列 番 号
1. 職 員 給 与 費	(1) 基 本 給	0 1		(1)
	(2) 手 当			(2)
	(3) 報 酬			(3)
	(4) 退 職 給 与 金			(4)
	(5) 法 定 福 利 費			(5)
	(6) 計			(6)
2.	支 払 利 息			(7)
内 訳	(1) 地 方 債 利 息			(8)
	(2) 一 時 借 入 金 利 息			(9)
	(3) 他 会 計 借 入 金 等 利 息			(10)
				(11)
3.	動 力 費			(12)
4.	光 熱 水 費			(13)
5.	通 信 運 搬 費			(14)
6.	修 繕 費			(15)
7.	材 料 費			(16)
8.	薬 品 費			(17)
9.	路 面 復 旧 費			(18)
10.	委 託 料			(19)
	う ち 水 質 検 査			(20)
				(21)
				(22)
				(23)
				(24)
11.	負 担 金			(25)
12.	受 水 費			(26)
	う ち 資 本 費 相 当 額			(27)
13.	そ の 他			(28)
14.	小 計 (1～13)			(29)
15.	受 託 工 事 費			(30)
				(31)
16.	費 用 合 計			(32)
1. 職 員 給 与 費 内 訳	基 本 給	0 2		(1)
	会 計 年 度 任 用 職 員 (フルタイム)			(2)
	手 当			(3)
	常 勤 職 員			(4)
	会 計 年 度 任 用 職 員 (フルタイム)			(5)
	当 当			(6)
	会 計 年 度 任 用 職 員 (パートタイム)			(7)
	退 職 給 与 金			(8)
	常 勤 職 員			(9)
	会 計 年 度 任 用 職 員 (フルタイム)			(10)
	法 定 福 利 費			(11)
	常 勤 職 員			(12)
	会 計 年 度 任 用 職 員 (フルタイム)			(13)
	計			(14)
	会 計 年 度 任 用 職 員 (パートタイム)			(15)

29表「施設及び業務概況に関する調」の「(1) 損益勘定所屬職員」(27列)の欄に記入したパートタイム会計年度任用職員に対する、地方自治法第203条の2第1項に規定する報酬を記入すること。

26表1行14列(ア)職員給与費に記入した額と一致する。

26表1行18列(ア)支払利息に記入した額と一致する。

独立行政法人水資源機構に対する割賦負担金利息、起債前借に係る支払利息、財政再建債利息及び当年度に支払われた地方債の利息を記入し、建設中の支払利息については記入しない。

他会計からの長期借入金等に係る利息等を記入する。

施設の管理委託料等、事務・事業等(例えば、検針、庁舎清掃等)の委託に要する費用を記入する。

ダムなど共用利水施設等の維持管理費に対する負担金及び法令その他による負担金を記入する。

他の水道事業者から供給を受ける原水及び浄水の受水に要する費用を記入する。また、受水費のある事業にあっては、「うち資本費相当額」(27列)についても記入する。なお、資本費相当額は原水または浄水を供給している用水供給事業等の給水原価に占める資本費の割合を当該受水費に乗じて算出すること。

児童手当、報酬、謝礼を含めて記入する。

26表1行15列(イ)受託工事費に記入した額と一致する。

26表1行12列(2)総費用に記入した額と一致する。

「1. 職員給与費」のうち、「常勤職員」、「パートタイム会計年度任用職員」及び「フルタイム会計年度任用職員」の内訳をそれぞれ記入すること。なお、「任期付職員(任期付短時間勤務職員)」、「再任用職員(再任用短時間勤務職員)」については、「常勤職員」に含めること。

下水道事業（公共下水道，特定公共下水道，流域下水道，特定環境保全公共下水道，農業集落排水施設，漁業集落排水施設，林業集落排水施設，簡易排水施設，小規模集合排水処理施設）

(1) 調査対象

下水道事業（P.113）のうち公共下水道，特定公共下水道，流域下水道，特定環境保全公共下水道，農業集落排水施設，漁業集落排水施設，林業集落排水施設，簡易排水施設，小規模集合排水処理施設で，地方公営企業法を適用していないものを対象とする。

(2) コードの記入方法

事業別区分

コード番号	コード名
1	公共下水道
2	特定公共下水道
3	流域下水道
4	特定環境保全公共下水道
5	農業集落排水施設
6	漁業集落排水施設
7	林業集落排水施設
8	簡易排水施設
9	小規模集合排水処理施設

下水道事業を左の表の区分に従い分類し，記入すること。

人口別区分（条件1）

公共下水道（特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。以下同じ。），特定環境保全公共下水道，農業集落排水施設，漁業集落排水施設，林業集落排水施設，簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設については，年度末現在の住民基本台帳に登録された人口を次の区分に従い分類して記入すること。

コード番号	コード名
0	道府県
1	都及び指定都市
2	企業団及び一部事務組合
3	30万人以上
4	10万人以上～30万人未満
5	5万人以上～10万人未満
6	3万人以上～ 5万人未満
7	1万人以上～ 3万人未満
8	1万人未満
9	特定公共下水道，流域下水道

経営主体別区分（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	一部事務組合営

黒・赤字別区分（条件3）

コード番号	コード名
1	黒字
2	赤字
3	建設中
4	想定企業会計（都道府県代行等）

（26表）「歳入歳出決算に関する調」の列22「収益的収支 収支差引」により記入すること。なお、収支が「0」である場合は黒字とすること。

（注）1. 供用開始前（料金収入なし）のものは、仮に収支が出た場合であっても、全表に建設中「3」を記入すること。

2. 過疎下水道代行事業や県営農業集落排水事業などの都道府県代行制度を実施し、代行した施設の設置に係る元利償還金の支払いのみを都道府県が行っている事業、また、会計の廃止等に伴い、一般会計等において継承した企業債の償還及び清算に係る収支を、一般会計から分別して想定企業会計として経理している場合は、「4」を記入する。（以下、コード番号「3」及び「4」の事業を「未供用の事業」とする。）

3. 供用開始後間もない事業で料金収入がない場合又は雨水管のみ供用開始していて料金収入がない場合でも収益的収支により「1」か「2」に記入すること。

4. 下水道の建設には未だ着手していないが都道府県等が実施している流域下水道に建設費負担金を支払っているものは「4 想定企業会計」に区分すること。

規模別区分（条件4）

コード 番 号	区分	コード名（現在処理区域内人口段階区分）		
		公 共 下 水 道	特定環境保全公共下水道	農 業 集 落 排 水 施 設 漁 業 集 落 排 水 施 設 林 業 集 落 排 水 施 設
1	供用開始しているもの	都 道 府 県 及 び 指 定 都 市		
2		30万人以上	1万人以上	1万人以上
3		10万人以上～30万人未満	6千人以上～1万人未満	3千人以上～1万人未満
4		5万人以上～10万人未満	4千人以上～6千人未満	2千人以上～3千人未満
5		3万人以上～5万人未満	2千人以上～4千人未満	1千人以上～2千人未満
6		1万人以上～3万人未満	1千人以上～2千人未満	500人以上～1千人未満
7		1万人未満	1千人未満	500人未満
8		排 水 区 域 の み		
9	未供用の事業、特定公共下水道、流域下水道、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設			

公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設及び林業集落排水施設で供用開始（一部を含む。）をしているものは、「現在処理区域内人口」の区分に従い、「1」～「7」のいずれかのコードを記入すること。供用開始を行ったが、年度末現在、汚水の流入がなく、処理の実績がなかった場合でも、「現在処理区域内人口」の区分に従い、「1」～「7」のいずれかのコードを記入すること。

排水区域のみ「8」は、供用開始事業のうち、汚水処理施設が建設中のため雨水処理のみを行っている場合をいうものであり、個別の終末処理場を持たず流域下水道に接続している場合は「1」～「7」または「9」のいずれかのコードを記入すること。

なお、未供用の事業、特定公共下水道、流域下水道、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設については「9」を記入すること。

流域下水道接続関係区分（条件５）

コード番号	コード名
1	単独で終末処理を行っている事業
2	流域下水道に接続
3	他事業（流域下水道を除く。）に接続
4	その他

下水道事業のうち、終末処理を単独で行っているものは「１」、流域下水道において行っているもの（流域関連下水道）は「２」、他の事業（流域下水道を除く）の処理場で行っているものは「３」、一部について流域下水道を含む他事業の処理場で行っているもの等については「４」を記入すること。なお、流域下水道、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設については「１」を記入すること。

排除方式別区分（条件６）

コード番号	コード名
1	合流式
2	分流式
3	合流・分流併用

供用後年数（条件７）

コード番号	区 分	コード名
1	供用開始しているもの	供用後年数（条件７）
2		令和４年度以降
3		平成29年度～令和３年度
4		平成24年度～平成28年度
5		平成19年度～平成23年度
6		平成14年度～平成18年度
7		平成９年度～平成13年度
8	排水区域のみ	平成８年度以前
9		未供用の事業

供用開始年月日（10表１行２列）の属する年度に応ずる「１」～「７」のコードを記入すること。

供用開始を行ったが、年度末現在、汚水の流入がなく、処理の実績がなかった場合でも、供用開始年月日の属する年度により「１」～「７」のいずれかのコードを記入すること。

また、未供用の事業については「９」を記入すること。

会計単位（条件８）

下水道事業のうち、同一の特別会計で経理をされている事業について同一の数字を入れること。数字は「１」から順に記入するものとする。

例えば、公共下水道・特定環境保全公共下水道・特定地域生活排水処理施設を実施している団体において、公共下水道と特定環境保全公共下水道を同一の特別会計で経理し、特定地域生活排水処理施設は単独で特別会計を設置している場合は、公共下水道と特定環境保全公共下水道に「１」を、特定地域生活排水処理施設に「２」を記入すること。（数字の順は問わない。）

(3) 各表の記入方法

全表、税込みで記入すること（26表２行69列を除く）。

26表「歳入歳出決算に関する調」、32表「経営分析に関する調（一）」、40表「繰入金に関する調」及び52表「その他」以外の表については P.113以降の法適用企業の作成要領に準じて記入すること。なお、各表とも調査対象となる地方債は、農業集落排水施設にあっては、昭和61年度以降に発行された地方債、漁業集落排水施設にあっては、平成元年度以降に発行された地方債、林業集落排水施設及び簡易排水施設にあっては、平成7年度以降に発行された地方債であること。

(4) 26表「歳入歳出決算に関する調」の記入方法

次の留意点以外は P.47に準じて作成すること。

ア. 収益的収支について

1. 資本費平準化債のうち供用開始後の施設のうち未利用分に係る地方債利息相当額に対する起債分及び下水道事業債（特別措置分）のうち地方債利息相当額に対する起債分は、列1～列11に含めず、(02行)列21「収益的支出に充てた地方債」に記入する。
2. 列3「下水道使用料」には、原則下水道事業会計が直接収入した下水道使用料を記入すること。下水道使用料減免措置等相当額を、他会計が負担した場合におけるその額は、列10「他会計繰入金」に記入すること。なお、他都市受入水等がある場合は、10表1行52列の要領を踏まえ、各事業において適切に形状すること。
3. 列4「雨水処理負担金」には、「令和7年度の地方公営企業繰出金について」（令和7年4月1日付総財公第28号総務副大臣通知・以下「繰出基準」という。）第7の1に定める雨水処理に要する経費に対する他会計繰入金を記入すること。ただし、雨水処理施設の用地に係る地方債元金償還金等に対する他会計繰入金は列26「他会計補助金」に記入すること。
4. 列5「受託工事収益」には、工事以外の受託事業に係る収益が含まれること。
5. 列6「その他」には、都道府県の流域下水道が流域下水道関連市町村から収入した流域下水道管理運営費負担金が含まれること。
6. 列8「国庫補助金」には、水洗便所改造費に対する国庫補助金等、収益的収入にあたる国庫補助金を記入すること。また、起債の利子補給金があれば記入すること。ただし、補助率差額は列29「国庫補助金」に記入すること。
7. 列10「他会計繰入金」には、「繰出基準」に定める分流式下水道等に要する経費（用地に係る地方債元金償還金を除く。）、水質規制費、水洗便所等普及費、不明水処理費、高度処理費（高度処理施設の用地に係る地方債元金償還金を除く。）、高資本費対策経費、地方公営企業法の適用に要する経費及び広域化・共同化に要する経費、普及特別対策経費（雨水処理負担分を除く。）、繰出しに代えて臨時的に措置された下水道事業債（臨時措置分）、下水道事業債（特例措置分）、下水道事業債（特別措置分）等の元利償還金の利息分等に対する他会計繰入金を記入すること。また、「繰出基準」に定めるもの意外に地方財政法第6条ただし書に基づく他会計からの繰入金のうち、収益的収入に属するものがあれば本欄に記入すること。
8. 列15「受託工事費」には、工事以外の受託工事費が含まれること。
9. 列16「その他」には、流域下水道関連市町村が都道府県の流域下水道に対して支出した流域下水道管理運営費負担金が含まれること。
10. 列18「支払利息」には、建設中の支払利息は記入しないこと。建設中の支払利息は列36「建設利息」、(02

行) 列27「建設利息」に記入すること。

11. (02行) 列21「収益的支出に充てた地方債」には、「資本費平準化債」及び下水道事業債(特別措置分)等のうち収益的支出に充てた金額を含めること。

12. (02行) 列22「収益的支出に充てた他会計借入金」には、他会計借入金のうち収益的支出に充てた金額を記入すること。

13. (02行) 列69「下水道使用料(税抜き)」は、税抜き金額にて記入すること。(01行) 3列と同額は記入しないこと。

14. (02行) 列70「下水道使用料(打切決算未収分を含む)」は、法の全部又は一部を適用したことによる打切決算によって未収分となった料金収入を含めて記入すること。なお、法の全部又は一部を適用したことによる打切決算によって未収分となった料金収入がない場合や、法の全部又は一部を適用していない事業においては(01行) 3列と同額を記入すること(年度途中の打切決算に限らず、全ての事業が数値を計上すること)。

イ. 資本的収支について

15. 列24「地方債」には、「資本費平準化債」(供用開始後の施設のうち未利用部分に係る企業債利息相当額に係るものを除く)及び下水道事業債(特別措置分)のうち地方債元金償還金相当額に対する起債分を含めて記入すること。

16. 列26「他会計補助金」には、雨水処理費(用地に係る地方債元金償還金に限る。)、分流式下水道等に要する経費(用地に係る地方債元金償還金に限る。)、高度処理費(用地に係る地方債元金償還金に限る。))及び下水道事業債のうち臨時措置分、広域化・共同化分、普及特別対策分、特例措置分、特別措置分の元金相当分等に対する繰入金が含まれること。ただし、支払利息相当分に対する繰入(雨水処理負担金分を除く。)は、列10「他会計繰入金」に含めること。

17. 列29「国庫補助金」には、補助率差額が含まれること。

18. 列31及び列46「工事負担金」には、受益者負担金及び流域下水道が収入した流域下水道建設負担金が含まれること。

19. 列34「建設改良費」には、流域下水道関連市町村が、流域下水道に対して支出した流域下水道建設負担金が含まれること。

20. (02行) 列26「流域下水道建設費負担金」には、流域下水道関連市町村が、流域下水道に対して支出した流域下水道建設費負担金を記入すること。

21. (02行) 列27「建設利息」には、建設中の支払利息を記入すること。なお、10表「総事業費の使途内訳」にあつては、「建設利息」は、各施設費(管渠費、ポンプ場費、処理場費等)に振り分けられることに留意すること。

22. 「建設改良費の内訳」の(02行) 列28「その他」には、庁舎建設費等(管渠費、ポンプ場費、処理場費のいずれにも含まれないもの)を記入すること。管渠、ポンプ場、処理場に係る事務費、補償費、設計監督費等はそれぞれの項目に記入すること。

23. (02行) 列74「管渠費」～(02行) 列77「その他」の合計値は、(02行) 列49と一致すること。なお、(02行) 列26～(02行) 列28の内訳とすること。

24. (02行) 列78「管渠費」～(02行) 列81「その他」の合計値は、(02行) 列50と一致すること。なお、(02行) 列78～(02行) 列80はそれぞれ(02行) 列23～(02行) 列25の内訳とし、(02行) 列81は(02行) 列26～(02行) 列28の内訳とする。

(5) 32表「経営分析に関する調(一)」の記入方法

次の留意点以外はP.129に準じて作成すること。

1. 本表は、税込み金額にて記入し、借換債の発行による収入をもって償還した地方債元金償還金、「資本費平準化債」の発行による収入をもって償還した地方債元金償還金、自己資金をもって償還した繰上償還額、特別措置分の発行による収入をもって償還した地方債元金償還金等を除いて記入すること。
2. (02行) 列15「費用総合計」は、21表列32「費用合計」と一致するものではないことに留意すること。

(6) 40表「繰入金に関する調」の記入方法

次の留意点以外はP.135に準じて作成すること。

本表は26表と突合関係にあるため、計上にあたっては、作成要領P.9「(参考)「令和7年度の地方公営企業繰出金について」(令和7年4月1日付総財公第28号総務副大臣通知)の基準により示されている項目については、次の区分により記入すること」の表を必ず参照すること。

1. 列17及び列18「臨時財政特例債等」には、臨時財政特例債及び下水道事業債のうち特例措置分の利子償還金に対する他会計繰入金を記入すること。
2. 列27及び列28「その他」には、(02行) 列27及び列28「広域化・共同化に要する経費」、(02行) 列29及び列30「流域下水道の建設に要する経費」、(02行) 列31及び列32「地方公営企業法の適用に要する経費」、(02行) 列37及び列38「児童手当に要する経費」、(02行) 列39及び列40「補正予算債の償還に要する経費」、(02行) 列41及び列42「その他」の合計額について、「基準額」と「実繰入額」を記入する。

(7) 52表「その他」の記入方法

1. 本表における汚水処理費と雨水処理費との区分は、「公共下水道事業繰出基準の運用について」(昭和56年6月5日付け自治準企第153号自治省財政局準公営企業室長通知)によること。
2. 「地方債償還金総合計」(1列)は、決算年度の地方債償還金を記入すること。
3. 「公害防止事業債分」(2列)は公害防止計画に基づき実施された下水道事業(「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効後の財政措置について)(令和3年4月1日付総財調第6号・総財準第125号・2農振第3721号・2水港第2935号・国水環第154号・国水下第74号・国港計第49号・環政計発第2103299号 各都道府県知事、各指定都市市長あて総務省自治財政局長、農林水産作用農村振興局長、水産庁長官、国土交通省水管理・国土保全局長、国土交通省港湾局長、環境省総合環境政策統括官通知)における下水道事業債(以下、「旧公害防止対策事業分」という。)を含む。)に係る元金償還金を記入すること。なお、公害防止事業債(旧公害防止対策事業分を含む。)に係る借換債収入分を含むので、留意すること。
4. 「更新事業分」(列3)は、「平成16年度の下水道事業債の取扱いについて」(平成16年4月20日付け総財経第92号総務省自治財政局地域企業経営企画室長通知)の下水道事業債取扱い要領2(2)及び「平成17年度の下水道事業債の取扱いについて」(平成17年4月20日付け総財経第58号総務省自治財政局地域企業経営企画室長通知)の下水道事業債取扱い要領2(2)に定められた更新事業に係る地方債の元金償還金を記入すること。

5. 「普及特別対策債分」(列4)は、「下水道普及特別対策要綱について」(平成8年4月1日付自治準企第93号自治事務次官通知)に基づき実施される事業に係る元金償還金を記入すること。
6. 「臨時措置分」(列5)は、平成9年度以降の小規模集合排水処理施設整備事業、緊急下水道整備特定事業、農業集落排水緊急整備事業、平成12年度以降の流域下水道において一般会計繰出金に代えて臨時的に措置された下水道事業債の元金償還金について記入すること。
7. 「枠外債等分」(列6)は、26表「歳入歳出決算に関する調」の「(2)資本的支出」の「イ.地方債償還金」(列49)のうち、いわゆる枠外銀行等引受資金が充てられた地方債(外貨債を含む。以下「枠外債」という。)等の元金償還金を記入すること。

〈参考〉

枠外債とは、地方債計画の計画額を超えて許可された地方債の総称である。下水道事業債の枠外債には次のようなものがある。

ア 地方債計画上の区分から当然生じるもの

これは、現実に地方債を起こす必要が生じた場合のみ財政上真にやむを得ないものであるか否かを検討のうえ許可されるもので、次のようなものがある。

㊦ 下水道庁舎等

下水道庁舎及び職員宿舎の建設に要した経費(一般庁舎の建設負担金を含む。)として許可されたものなど(平成元年度分からは枠内債扱い。)

㊧ 取付道路

取付道路整備に要した経費として許可されたもの(平成元年度分からは枠内債扱い。)

㊨ 弾力運用分

昭和57年4月6日付自治準企第104号自治財政局準公営企業室長通知に基づき許可された地方債

イ 枠外用地分

国庫補助対象外の用地で、「枠外用地」として起債を許可されたもの(昭和61年度からは枠内債扱い。)

ウ 外貨債

エ その他枠外銀行等引受資金扱いとされたもの

地方債計画の資金枠等の都合で、枠外債扱いとされ許可されたものである。

“等”とは、以下のようものを記入する。

ア 財源対策債

- イ 平成4年度、平成5年度、平成7年度から平成14年度、平成16年度国の補正予算に伴い発行した下水道事業債のうち、通常の充当率を上回るもの。並びに平成4年度から平成12年度国の公共事業等予備費の使用に伴い発行した下水道事業債のうち、通常の充当率を上回るもの。

ウ 地域財政特例対策債

- エ 平成4年度及び平成5年度追加単独事業に係る受益者負担金等相当部分に充当された地方債

- オ 特定用地の先行取得に係る地方債の2%に相当する額(平成13年度から平成15年度の取得分については1%相当額)

- カ 供用開始前の下水道事業における受益者負担金又は分担金の資金不足分に充当された地方債

キ 災害復旧事業債

ク 水洗便所改造資金貸付金の原資に係る地方債

ケ 平成28年熊本地震減収対策企業債及び特別減収対策企業債

コ 公営企業の「用途廃止施設の処分に要する経費」に係る地方債（公営企業施設等整理債）

8. 「借換債収入分」（列7）は、地方債償還金のうち、借換債の発行による収入をもって償還した額を記入すること。従って、例えば資本費平準化債の償還を借換債をもって行った場合には、当年度においてはその額を列7に記入し、当該借換債を償還する際に資本費平準化債の項目に計上する。ただし、公害防止事業債（旧公害防止対策事業分を含む。）を充当している事業にあっては借換債の発行による収入をもって償還した額から公害防止事業債分（旧公害防止対策事業分を含む。）を除いた額を記入すること。
9. 「臨時財政特例債分」（8列）は、26表「歳入歳出決算に関する調」の「(2)資本的支出」の「イ.地方債償還金」（列49）のうち、臨時財政特例債及び下水道事業債のうち特例措置分の元金償還金を記入すること。
10. 「資本費平準化債（H16～）分」（10列）は、平成16年度以降に発行した「資本費平準化債」の元金償還金を記入すること。
11. 「広域化・共同化債分」（列11）は、下水道事業債（広域化・共同化分）の元金償還金を記入すること。
12. 「脱炭素債分」（列12）は、下水道事業債（脱炭素分）の元金償還金を記入すること。
13. 「特別措置分」（列13）は、下水道事業債（特別措置分）の元金償還金を記入すること。
14. 「繰上償還分」（列14）は、地方債償還金のうち自己資金をもって償還した繰上償還額を記入する。なお、借換債の収入をもって償還した額は「借換債収入分」（列7）に含めて記入すること。
15. 「01行2列のうち借換債収入分」（列15）は、本表（列2）のうち借換債の発行による収入をもって償還した額を記入すること。
16. 「地方債利息総合計」（16列）は、21表「費用構成表」の「(2)地方債利息」（8列）及び26表「歳入歳出決算に関する調」の「建設利息」（36列）（一時借入金に係る利息を除く。）を記入すること。
17. 「公害防止事業債分」（列17）は、公害防止計画に基づき実施された下水道事業（旧公害防止対策事業分を含む。）に係る地方債利息分を記入すること。
18. 「普及特別対策分」（19列）は、「下水道普及特別対策要綱について」（平成8年4月1日付自治準企第93号自治事務次官通知）に基づき実施される事業に係る地方債利息分を記入すること。
19. 「臨時措置分」（列20）は、平成9年度以降の小規模集合排水処理施設整備事業、緊急下水道整備特定事業、農業集落排水緊急整備事業、平成12年度以降の流域下水道において一般会計繰出金に代えて臨時的に措置された下水道事業債に係る利息分を記入すること。
20. 「枠外債等分」（21列）は、本表（列16）のうち、枠外債等分（(7)の説明参照）に係る利息分を記入すること。
21. 「臨時財政特例債等分」（22列）は、本表（列15）のうち、臨時財政特例債及び下水道事業債のうち特例措置分に係る地方債利息を記入する。
22. 「資本費平準化債（H16～）分」（24列）は、平成16年度以降に発行した「資本費平準化債」に係る地方債利息を記入すること。
23. 「広域化・共同化債分」（列25）は、下水道事業債（広域化・共同化分）に係る企業債利息を記入すること。

24. 「脱炭素債分」(列26)は、下水道事業債(脱炭素分)に係る企業債利息を記入すること。
25. 「特別措置分」(列27)は下水道事業債(特別措置分)に係る地方債利息を記入すること。
26. 「財政措置対象分(元金)」(列28)は、本表2列から14列の合計を、本表1列より控除した額を記入すること。
27. 「財政措置対象分(利息)」(列29)は、本表列17から列27の合計を、本表列16より控除した額を記入すること。
28. 「「01行02列」のうち、資本費平準化債収入分」(列30)は、本表列2のうち「資本費平準化債」の発行による収入をもって償還した額を記入すること。
29. 「「01行17列」のうち、資本費平準化債収入分」(列31)は、本表列17のうち「資本費平準化債」の発行による収入をもって償還した額を記入すること。
30. 「「01行28列」のうち、資本費平準化債収入分」(列32)は、本表列28のうち「資本費平準化債」の発行による収入をもって償還した額を記入すること。
31. 「「01行29列」のうち、資本費平準化債収入分」(列33)は、本表列29のうち「資本費平準化債」の発行による収入をもって償還した額を記入すること。
32. 「汚水に係る元利償還金」(列35～列48)は、供用開始後、建設中の区別なく、「元利償還金」をそれぞれ「汚水処理費」分と「雨水処理費」分とに区分し、そのうち汚水処理費分を記入すること。
- なお、32表2行16列の「汚水処理費」は公費負担部分等を控除した額であるが、当該列は「元利償還金」を単に「汚水処理費」と「雨水処理費」に区分したものである点に留意すること。
33. 「弾力運用分等分」(列36)は、本表35列のうち次の「弾力運用分等分」に係る元金償還額を記入すること。

ア 財源対策債

イ 平成4年度、平成5年度、平成7年度から平成14年度及び平成16年度国の補正予算に伴い発行した下水道事業債のうち、通常の充当率を上回るもの。並びに平成4年度から平成12年度国の公共事業等予備費の使用に伴い発行した下水道事業債のうち、通常の充当率を上回るもの。

ウ 地域財政特例対策債

エ 「昭和57年4月6日付け自治準企第104号自治省財政局準公営企業経営企画室長通知」に基づき許可された地方債(弾力運用分)

オ 平成4年度及び平成5年度追加単独事業に係る受益者負担金等相当部分に充当された地方債

カ 特定用地の先行取得に係る地方債の2%に相当する額(平成13年度から平成15年度の取得分については1%相当額)

キ 供用開始前の下水道事業における受益者負担金又は分担金の資金不足分に充当された地方債

ク 一般会計繰出金に代えて臨時的に措置された下水道事業債(臨時措置分)

ケ 災害復旧事業債

コ 下水道事業債(広域化・共同化分)

サ 下水道事業債(脱炭素分)

シ 水洗便所改造資金貸付金の原資に係る地方債

ス 平成28年度熊本地震減収対策企業債、震災減収対策企業債及び特別減収対策企業債

セ 公営企業の「用途廃止施設の処分に要する経費」に係る地方債（公営企業施設等整理債）

ソ 下水道事業債（特別措置分）

34. 「資本費平準化債収入分」（列37）及び「特別措置収入分」（列38）は、本表の（列35）のうち「資本費平準化債」及び下水道事業債（特別措置）の発行による収入をもって償還した企業債元金を記入するものであり、「資本費平準化債」の元金償還金を記入しないこと。
35. 「資本費平準化債収入分」（列45）及び「特別措置収入分」（列46）は、本表の（列43）のうち「資本費平準化債」及び下水道事業債（特別措置分）の発行による収入をもって償還した利息を記入するものであり、「資本費平準化債」の利息を記入しないこと。
36. 「「01行28列」のうち、雨水に係る分」（49列）は、財政措置対象分（元金）のうち、雨水分を記入すること。
37. 「「01行29列」のうち、雨水に係る分」（50列）は、財政措置対象分（利息）のうち、雨水分を記入すること。
38. （02行）列1～列50は、法の全部又は一部を適用したことによる打切決算によって未払分となった元利償還金を含めて記入すること。なお、法の全部又は一部を適用したことによる打切決算によって未払分となった元利償還金が無い場合や、法の全部または一部を適用したことによる打切決算によって未払分となった元利償還金が無い場合や、法の全部又は一部を適用していない事業においては、（01行）列1～列50と同額を記入すること。

(8) 「資本費平準化債」の記入方法について

平成18年度からの協議制移行に伴い、地方債省令及び同意等基準運用要綱上、従来の資本費平準化債については、①供用開始前の施設に係る企業債元金償還金相当額に対する起債分（以下「建中元金分」という。）、②供用開始後の施設のうち未利用施設に係る企業債利息相当額に対する起債分（以下「未利用利子分」という。）、③企業債元金償還金と減価償却費との差額に対する起債分（以下「平成16年度拡大分」という。）の3種類は準建設改良債、④供用開始前の施設に係る企業債利息相当額に対する起債分（以下「建中利子分」という。）は建設改良債として整理され、更に③のみが同意等基準上資本費平準化債と呼称されているが、決算統計においてはそれらあの「資本費平準化」の性質に着目し、便宜上これらすべてを引き続き「資本費平準化債」として次の通り整理する。

なお、26表、45表、52表においては、特に平成16年度以降に発行された「資本費平準化債」の合計額を求めている項目があるので留意されたい。

法非適用企業

①建中元金分(建設中の施設に係る元金償還金に対する起債分)

	発行企業債収入	償還利子	償還元金
26表 歳入歳出決算	1-24 資本的収入 (地方債) 2-45 うち資本費平準化債分	1-19 営業外費用 (地方債利息)	1-49 資本的支出 (地方債償還金) 2-47 資本費平準化債分
52表 その他	1-37 資本費平準化債(汚水分)	1-23,24 資本費平準化債分	1-9,10 資本費平準化債分

②未利用利子分(供用開始後の施設に係る企業債利息に対する起債分)

	発行企業債収入	償還利子	償還元金
26表 歳入歳出決算	2-21 収益的支出にあてた地方債	1-19 営業外費用 (地方債利息)	1-49 資本的支出 (地方債償還金) 2-47 資本費平準化債分
52表 その他	1-45 資本費平準化債(汚水分)	1-23,24 資本費平準化債分	1-9,10 資本費平準化債分

③平成16年度拡大分(企業債元金と減価償却費との差額に対する起債分)

	発行企業債収入	償還利子	償還元金
26表 歳入歳出決算	1-24 資本的収入 (地方債) 2-45 うち資本費平準化債分	1-19 営業外費用 (地方債利息)	1-49 資本的支出 (地方債償還金) 2-47 資本費平準化債分
52表 その他	1-37 資本費平準化債(汚水分)	1-24 資本費平準化債分	1-10 資本費平準化債分

④建中利子分(建設中の施設に係る企業債利息に対する起債分)

	発行企業債収入	償還利子	償還元金
26表 歳入歳出決算	1-24 資本的収入 (地方債)	1-19 営業外費用 (地方債利息)	1-49 資本的支出 (地方債償還金) 2-46 建設改良のための地方債 償還金
52表 その他	1-45 資本費平準化債(汚水分)	1-23,24 資本費平準化債分	1-9,10 資本費平準化債分

下水道事業（特定地域生活排水処理施設、個別排水処理施設）

(1) 調査対象

下水道事業（P.113参照）のうち特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設で、地方公営企業法を適用していないものを対象とする。

(2) コードの記入方法

事業別区分

コード番号	コード名
0	特定地域生活排水処理施設
1	個別排水処理施設

下水道事業を左の表の区分に従い分類し、記入すること。

人口別区分（条件1）

特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設については、年度末現在の住民基本台帳に登録された人口を次の区分に従い分類して記入すること。

コード番号	コード名
1	特定個別都及び指定都市
2	特定個別企業団及び一部事務組合
3	特定地域排水30万人以上
4	特定地域生活排水10万人以上～30万人未満
5	特定地域排水処理5万人以上～10万人未満
6	特定地域排水処理3万人以上～5万人未満
7	特定地域排水処理施設1万人以上～3万人未満
8	特定地域排水処理施設1万人未満

経営主体別区分（条件2）

コード番号	コード名
1	都道府県営
2	指定都市営
3	市営
4	町村営
5	一部事務組合営

黒・赤字別区分（条件3）

コード番号	コード名
1	黒
2	赤
3	建設中
4	想定企業会計（都道府県代行等）

（26表）「歳入歳出決算に関する調」の列22「収益的収支 収支差引」により記入する。なお、収支が「0」である場合は黒字とすること。

- （注） 1. 供用開始前（料金収入なし）のものは、仮に収支が出た場合であっても、全表に建設中「3」を記入すること。
2. 過疎下水道代行事業や県営農業集落排水事業などの都道府県代行制度を実施し、代行した施設の設置に係る元利償還金の支払いのみを都道府県が行っている事業については、「4」を記入する。（以下、コード番号「3」及び「4」の事業を「未供用の事業」とする。）
3. 供用開始後間もない事業で料金収入がない場合でも収益的収支により「1」か「2」を記入すること。

供用後年数（条件7）

コード番号	区分	コード名
1	供用開始しているもの	令和4年度以降
2		平成29年度～令和3年度
3		平成24年度～平成28年度
4		平成19年度～平成23年度
5		平成14年度～平成18年度
6		平成9年度～平成13年度
7		平成8年度以前
8	排水区域のみ	
9	未供用の事業	

供用開始年月日（10表1行2列）の属する年度に応ずる「1」～「7」のコードを記入すること。

また、未供用の事業については「9」を記入すること。

会計単位（条件8）

下水道事業のうち、同一の特別会計で経理をされている事業について同一の数字を入れること。数字は「1」から順に記入するものとする。

例えば、公共下水道・特定環境保全公共下水道・特定地域生活排水処理施設を実施している団体において、公共下水道と特定環境保全公共下水道を同一の特別会計で経理し、特定地域生活排水処理施設は単独で特別会計を設置している場合は、公共下水道と特定環境保全公共下水道に「1」を、特定地域生活排水処理施設に「2」を記入すること。（数字の順は問わない。）

(3) 各表の記入方法

全表、税込みで記入すること（26表2行69列を除く）。

10表「施設及び業務概況に関する調」、33表「経営分析に関する調(二)」、40表「繰入金に関する調」及び52表「その他」以外の表については P.113以降の法適用企業及び P.204以降の法非適用企業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設）の作成要領に準じて記入すること。

(4) 10表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

次の留意点以外は P.118に準じて作成すること。

なお、「7. 普及状況」は、供用開始した団体のみ記入し、未供用の団体については記入しないこと。

1. 列2「供用開始年月日」には、浄化槽の設置工事の完了年月日を記入すること。
2. 列10「現在排水区域内人口」及び列11「現在処理区域内人口」には、年度末現在の浄化槽設置済人口を記入する（住民が個人で設置した浄化槽は含めないこと。）。
3. 列12「現在水洗便所設置済人口」には、列11「現在処理区域内人口」のうち、水洗便所を設置しそれを使用している年度末現在の人口を記入すること。
4. 列27「浄化槽費」及び列29「その他」には、浄化槽等の設置に要した事業費（事務費等を含む。）を記入すること。
5. 列38「浄化槽設置基数」には、年度末現在において供用を開始している浄化槽の基数を記入すること。
6. 列39及び列40「処理方法別内訳」には、平成15年の改正前の下水道法施行令第6条第1項の表に定められた区分に準じて処理方法別に分類すること。なお、「高度処理」とは、「公共下水道事業繰出基準の運用について」（昭和61年5月27日付け自治準企第133号自治財政局準公営企業室長通知）4(1)に定めるものをいう。
7. 列43「計画処理能力」には、整備計画等における浄化槽の処理能力の合計値を記入すること。
8. 列44「現在処理能力」には、年度末現在において供用を開始している浄化槽の処理能力の合計値を記入すること。
9. 列49「年間総処理水量」、列50「汚水処理水量」、列52「年間有収水量」については、 m^3 単位で記入すること（表示単位に注意すること。）。

(5) 33表「経営分析に関する調(二)」の記入方法

次の留意点以外は P.131に準じて作成すること。

1. 列13「一般家庭用」について、浄化槽の人槽区分別に使用料を設定している団体においては、5人槽の場合（5人槽の区分のない団体においては、もっとも小さい人槽区分）の使用料を記入すること。
2. 「規模別水量」（列19～列26）については m^3 単位で記入すること（表示単位に注意すること。）。

(6) 40表「繰入金に関する調」の記入方法

次の留意点以外は P.135に準じて作成すること。

1. 基準額は、「繰出基準」に基づく金額を記入すること。その際、実繰入額の有無にかかわらず「基準額」は必ず記入すること。
2. 高資本費対策に要する経費に対する他会計繰入金は列13及び列14「高資本費対策経費」に記入すること。
3. 列21及び列22「個別排水処理事業に要する経費」については、個別排水処理施設整備事業に要する経費のうち、利子償還金に対する繰入額を記入すること。

(7) 52表「その他」の記入方法

次の留意点以外は P.137に準じて作成すること。

1. 「臨時措置分」（列5及び列19）は、平成9年度以降の個別排水処理施設整備事業において、一般会計繰出金に代えて臨時的に措置された下水道事業債に係る元利償還金をそれぞれ記入すること。

介護サービス事業

(1) 介護サービス事業

介護サービス事業は、介護サービスを提供し、その対価として介護報酬を得て行う事業である。

(2) 調査対象

介護サービス事業のうち、地方公営企業法を適用していないもので、次の6つの施設（以下、「介護サービス施設」という。）を対象とする。

1. 介護保険法第48条第1項第1号に規定する「指定介護老人福祉施設」。
2. 介護保険法第8条第28項に規定する「介護老人保健施設」。
3. 老人福祉法第20条の3に規定する「老人短期入所施設」で、介護保険法第70条第1項又は第115条の2第1項に規定する指定を受けたもの。
4. 老人福祉法第20条の2の2に規定する「老人デイサービスセンター」で、介護保険法第70条第1項、第78条の2第1項、第115条の2第1項、又は第115条の12第1項に規定する指定を受けたもの。
5. 「訪問看護ステーション（健康保険法第89条に規定する指定訪問看護を行う事業所）」で、介護保険法第70条第1項又は第115条の2第1項に規定する指定を受けたもの。
6. 介護保険法第8条第29項に規定する「介護医療院」

なお、同一会計内に介護サービス施設でない施設（例えば、地域福祉センター等）を含む場合は、その分を除いて報告すること。また、介護サービス事業を普通会計の中で行う場合であっても、当該事業に係る分を介護サービス事業決算統計として報告すること。

(3) コードの記入方法

事業コード（介護サービス施設種別コード）

コード番号	コード名
1	指定介護老人福祉施設
2	介護老人保健施設
3	老人短期入所施設
4	老人デイサービスセンター
5	指定訪問看護ステーション
6	介護医療院

介護サービス事業が有する施設の種類のに応じて、次のいずれかに該当する介護サービス施設種別コードを記入すること。

1事業内に、種類の異なる施設を有する場合は、施設の種類ごとに「21表」、「25表」、「26表」及び「51表」を作成すること。

例) 1の介護サービス事業で1つの指定介護老人福祉施設と2つの老人短期入所施設を有する場合、施設種別ごとに「51表」等を作成し、指定介護老人福祉施設については介護サービス施設種別コード「1」を、老人短期入所施設については介護サービス施設種別コード「3」を記入すること。

施設コード（会計毎に採番）

介護サービス事業は原則として会計単位で捉えることとし、その会計ごとに「001, 002, 003, …」を記入すること。よって、複数の会計を有する場合は、会計の数だけ施設コードを有することとなる。

人口区分（条件１）

コード番号	コード名
1	東京都 23区内及び指定都市
2	30万人以上
3	10万人以上～ 30万人未満
4	5 万人以上～ 10万人未満
5	3 万人以上～ 5 万人未満
6	1 万人以上～ 3 万人未満
7	1 万人未満

年度末現在の住民基本台帳に登録された人口により区分し，該当するコード番号を記入すること。なお，都道府県立及び一部事務組合立の施設については当該施設の所在する市町村の行政区域内人口によること。

経営主体別（条件２）

コード番号	コード名
1	都 道 府 県 営
2	指 定 都 市 営
3	市 営
4	町 村 営
5	一部事務組合営

黒・赤字別（条件３）

コード番号	コード名
1	黒 字
2	赤 字
3	建 設 中
4	想定企業会計

介護サービス施設の種別ごとに作成する「21表」,「25表」,「26表」及び「51表」については，(26表)「歳入歳出決算に関する調」列22「収支差引」（以下，「収益的収支」という。）により記入すること。なお，収益的収支が「0」である場合は黒字「1」とすること。

また，事業ごとに作成する「24表」及び「45表」については，施設の種別ごとの収益的収支の合計額により記入すること。

(注) 1事業で1介護サービス施設を経営する事業において，調査年度に介護サービス施設が建設中であり，介護サービスを行っていない場合は，建設中「3」と記入すること。また，介護サービス施設等の廃止等に伴い，普通会計等において継承した企業債の償還及び清算に係る収支を，普通会計等から分別して想定企業会計として経理している場合は，想定企業会計「4」と記入すること。なお，1事業で2以上の介護サービス施設を経営する事業において，営業中の介護サービス施設がある場合は，前記「黒字」又は「赤字」の区分によること。

経営形態別区分（条件4）

コード番号	コード名
1	指定管理者制度代行制
2	指定管理者制度利用料金制
3	直営
4	建設中

介護サービス施設の種別ごとに作成する「21表」,「25表」,「26表」及び「51表」について、地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者に施設の管理を行わせているか否かを選択すること。指定管理者が料金を直接収受する利用料金制を採用しているものは、「指定管理者制度利用料金制」を選択すること。

（注）当該年度において施設を建設中であり、業務を行っていない場合は、建設中「4」とすること。

なお、一の施設種別に複数の施設を有し、その一部の施設でのみ指定管理者制度を採用している場合は、規模等を勘案して主となるものを選択すること。

施設コードごとに作成する「24表」,「45表」については、選択の必要はない。

会計単位（条件5）

会計の区分に応じて採番（1, 2, 3, ……）し、施設コードが複数ある場合（会計が複数ある場合）は、会計単位においても同様の区分で採番すること。

（例）

施設コード001会計において指定介護老人福祉施設①と②、介護老人保健施設③、施設コード002会計において指定介護老人福祉施設④を運営している場合の区分は、下表のとおりである。

施設名	(21, 25, 26, 51表)				(24, 45表)		
	事業コード	施設コード	条件コード5		事業コード	施設コード	条件コード5
①	1	001	1		0	001	1
②							
③							
④	1	002	2		0	002	2

(4) 各表の記入方法

全表、税込みで記入すること。

24表「地方債に関する調」、45表「地方債年度別償還状況調」については、法適用企業の作成要領に準じて記入すること。

(5) 51表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

次の留意点以外は、P.185の作成要領によること。

列52 特別会計設置の有無 「介護サービス事業特別会計」を設置している場合は、「有」を、介護サービス事業を普通会計の中で行う場合は「無」を選択すること。

(6) 26表「歳入歳出決算に関する調」の記入方法

次の留意点以外は、P.47の作成要領によること。

1の事業中に、異なる種類の施設を有する場合、施設の種別ごとに「26表」を作成し、歳入歳出決算の収益及び費用について施設の種別ごとに分けて記入すること。費用について按分が必要な場合、P.193「費用按分表」を参考に按分し、これによりがたい場合は、合理的な方法により取り扱って差し支えないものとする。

列2 介護サービス収益 介護サービス事業の主たる営業活動から生じた収益を計上すること。

列3 料金収入 02行列45～列48までの合計と一致すること。

02行列45 居宅サービス収益 居宅サービスの提供で得られる収益（保険給付、利用者の自己負担、公費負担等）を記入すること。

なお、「指定訪問看護ステーション」に係る収益について、居宅サービス分を02行列45「ア 居宅サービス収益」に、医療分を02行列48「エ その他収益」にそれぞれ記入すること。

(注)

1 市町村が条例で独自に定める「居宅介護サービス費区分支給限度基準額（介護保険法第43条第1項）」を超える上乗せサービスに係る給付についても、含めること。

2 老人福祉法第10条の4に規定するやむを得ない理由により介護保険制度によるサービスを受けることが著しく困難と認められる場合における措置による居宅サービス収益も含めて、記入すること。

02行列46 施設サービス収益 施設サービスの提供で得られる収益（保険給付、利用者の自己負担、公費負担等）を記入すること。

(注)

1 介護保険法施行法第13条に規定する特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置により得られる施設介護サービス費及び利用者負担を含めること。

2 介護保険法施行法第26条に規定する法施行時の老人保健施設入所者の経過措置により得られる医療費及び利用者負担についても、含めること。

3 老人福祉法第11条第1項第2号に規定するやむを得ない理由により介護保険制度によるサービスを受けることが著しく困難と認められる場合における措置収入について

		も、含めること。
02行 列47	居宅介護支援 等収益	居宅介護支援の提供（居宅サービス計画の作成）で得られる保険給付や、市町村が独自に条例で定めて行う介護サービスに係る市町村特別給付及び利用者負担を記入すること。
02行 列48	その他収益	指定訪問看護ステーションが行う訪問看護等に係る医療保険給付やそれに伴う自己負担を記入すること。
列6	その他	手数料及び使用料等の収入等について記入すること。
列7	介護サービス 外収益	介護サービス事業の主たる営業活動以外から生じた収益を計上すること。
列11	その他	寄付金収入等を記入すること。
列13	介護サービス 費用	介護サービス事業の主たる営業活動から生じた費用を計上すること。
列14	職員給与費	（21表）「費用構成表」の列6「計」と一致すること。
列15	材料費	（21表）「費用構成表」の列24「材料費計」の額と一致すること。材料費の詳細については、（21表）「費用構成表」の列21～列24「材料費」の説明を参照すること。
列16	その他	（21表）「費用構成表」の列13「光熱水費」、列14「通信運搬費」、列15「修繕費」、列18「研究研修費」、列19「委託料」を含む。その他、教養娯楽費（利用者用の新聞雑誌購読料等）、保育材料費（保育に必要な文具、絵本等費用や行事費用）、葬祭費、教育指導費（利用者の教育訓練に直接要した費用）、燃料費（灯油、重油等の燃料及び自動車用燃料費）、印刷製本費、消耗品費（用紙、文房具等事務に必要な消耗品費）、会議費（会議における茶菓代等）、広報費（パンフレット作成費等）、旅費交通費、保守点検料、保険料（自動車損害保険料等）等経常活動に伴う事業費及び事務費を記入すること。
列17	介護サービス 外費用	介護サービス事業の主たる営業活動以外から生じた費用を計上すること。
列19	地方債利息	建設中の支払利息は記入しないこと。建設中の支払利息は、列36「建設利息」に記入すること。
列21	その他	（21表）「費用構成表」列27「附帯事業費」を含むこと。

(7) 21表「費用構成表」の記入方法

次の留意点以外は P.19の作成要領によること。

1 の事業中に、異なる種類の施設を有する場合、施設の種別ごとに「21表」を作成すること。按分が必要な場合、P.193「費用按分表」を参考に按分し、これによりがたい場合は、合理的な方法により取り扱って差し支えないものとする。

列1～6 職員給与費 （51表）「施設及び業務概況に関する調」の「損益勘定職員数」に記入した職員に係る職員給与費を記入すること。

列18 研究研修費 職員の研究研修に直接要した費用で、次に掲げる費用の合計額を記入すること。

・講師謝金，図書費，研修旅費，研修雑費，研究材料費等

列19 委託料 次に掲げる委託料を記入すること。

(ア) 地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者が行う管理の代行に係る委託料

(イ) 清掃業務・給食業務の委託等一定の業務委託に係る委託料等

(ウ) 医療機関協力料

附帯事業に係る委託料は、列27「附帯事業費」に含めて記入すること。

列21 材料費
～24 次に掲げる費用の合計額を記入すること。

(ア) 介護材料費

・布・紙オムツ等の直接消費されるもの

・寝具等利用者処遇に直接利用する1年未満に消費される介護消耗品

・食器等の1年以上利用者処遇に直接使用されるもののうち減価償却を行わない介護用品（器具）

(イ) 医療材料費

・医薬品

・検査用試薬，消毒薬，包帯，脱脂綿等の直接消費されるもの及び注射針，試験管等の1年未満に消費される診療材料

・聴診器や血圧計等1年以上使用されるもののうち減価償却を行わない医療消耗品

(ウ) 給食材料費

・利用者給食用の食品，食器用洗剤等

(8) 25表「職種別給与に関する調」の記入方法

次の留意点以外は、P.194の作成要領によること。

本表は、21表「費用構成表」及び26表「歳入歳出決算に関する調」に記入された職員給与費についてそれぞれの退職給与金及び法定福利費を控除した額の合算額を職種別に記入すること。

「年度末職員数」は、51表「施設及び概況に関する調」の職員数にかかるものを記入すること。

簡易水道事業、下水道事業及び介護サービス事業以外の事業

法適用企業の記載要領に準じて記入すること。

黒・赤字別（条件3）

コード番号	コード名
1	黒 字
2	赤 字
3	建 設 中
4	想 定 企 業 会 計

交通（船舶運航）事業、電気事業、港湾整備事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業、有料道路事業及び駐車場整備事業の黒・赤字別（条件3）については、以下により記入すること。

1. 収益的収支により記入すること。なお、収支が「0」である場合は黒字とすること。
2. コード番号「1」「2」「3」については、法適用企業の記載要領に準じて記入すること。
3. 会計の廃止等に伴い、一般会計等において継承した企業債の償還及び清算に係る収支を、一般会計等から分別して想定企業会計として経理している場合は、想定企業会計「4」とすること。

3. 地方独立行政法人（病院事業）

第1章 調査要領

第1 調査内容

- (1) 令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。以下同じ。）の決算の状況
- (2) 令和7年度の施設及び業務の状況

第2 調査対象事業及び調査期日等

- (1) 調査対象事業

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「地独法」という。）第81条に規定する公営企業型地方独立行政法人（以下「法人」という。）の行う病院事業（附属診療所，附属看護師養成所及び附帯事業を含む。）

- (2) 調査期日，黒・赤字別区分の取扱い，年度中途に異動があった場合の取扱い
法適用企業（病院事業）に準じる。

第3 報告期日等

法適用企業（病院事業）に準じる。

第4 調査表の種類及び作成（提出）枚数

- (1) 1法人につき病院ごとに1枚作成する表
施設及び業務概況に関する調（60表）
損益計算書（61表）
費用構成表（62表）
資本的収支に関する調（64表）
職種別給与に関する調（66表）
経営分析に関する調（一）（67表）
経営分析に関する調（二）（68表）
経営分析に関する調（三）（69表）
運営費負担金等に関する調（70表）
- (2) 1法人につき1枚（数施設の合計）作成する表（病院ごとは不要）で，施設コード「000」の綴りに折り込む表
貸借対照表（63表）
企業債に関する調（65表）
企業債年度別償還状況調（71表）

第2章 調査表作成要領

第1 調査表作成上の一般的留意事項

- (1) この調査は、法人が運営する病院事業の施設業務の概況及びその経営状況を把握し、経営分析・公表を行うことにより、企業の健全経営に資するための基礎資料とするとともに、地方財政計画策定のための参考資料としても活用するものであるため、作成に当たっては各条件コード及び数値の記入には正確を期すること。また、表間表内における突合等、関連数値について特に留意すること。
- (2) 調査表の作成に当たっては、法適用企業（病院事業）の調査表作成要領に準じること。
- (3) 各勘定科目への記入に当たっては、「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」（平成16年3月24日総務省告示第221号。以下「会計基準」という。）の第2章第2節「概念」に留意すること。
- (4) 法人の本部、事務局に係る決算の状況等については病院の調査表に含めて回答すること。（複数の病院を有する法人にあつては、適宜按分するなどして記入すること。）

第2 各調査表の作成

(1) 調査目的

1. 法適用企業（病院事業）のコードの記入方法に準じること。

なお、「団体コード」については、別途通知するコードを使用すること。

2. 「人口区分」は、当該病院の所在する市町村の行政区域内人口によること。

(2) 60表「施設及び業務概況に関する調」の記入方法

法適用企業（病院事業）の9表「施設及び業務状況に関する調」に準じて作成すること。

職員数については、調査対象年度末の常時雇用職員数（一般職に属する臨時又は非常勤の職員のうち、その職名の如何を問わず、常時勤務に服することを要する職員について定められている者で、その勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。）が18日（完全週休2日制を実施していない期間にあつては22日。ただし、4週6休制を実施している期間にあつては20日）以上ある月が引き続いて12箇月を超える職員を含む。）に役員を加えた数とする。

(3) 61表「損益計算書」の記入方法

法適用企業（病院事業）の20表「損益計算書」に準じて作成すること。

列28 材料費 （62表）「費用構成表」の列24「材料費計」と列25「給食材料費（患者用）」の合計額と一致すること。

列58 当期純損益 列57「目的積立金取崩額」を加えた額を記入すること。

(4) 62表「費用構成表」の記入方法

法適用企業（病院事業）の21表「費用構成表」に準じて作成すること。

列3 賃金 役員報酬を含めること。

列8 借入金利息 企業債（転貸債）に係る短期借入金利息と長期借入金利息の合算額を記入すること。

列9 未償還地方債償還債務 地独法第86条第1項の規定により移行型地方独立行政法人が負う債務に係る支払利息を記入すること。

- 列26 その他（医業費用） 医業費用のうち、交際費、燃料費、資産減耗費及びその他経費等の合計額を記入すること。
- 列28 その他（医業外費用） 医業外費用のうち、財務費用（支払利息を除く）、看護学院費、患者外給食材料費等を記入すること。
- 列29 費用合計 (61表)「損益計算書」の列26「営業費用」と列40「営業外費用」の合計額と一致すること。
- 列30 年間延職員数 各月末の在籍職員数（管理者及び臨時又は非常勤の職員を除く。）の積上げを記入すること。したがって「年度末職員数」×12カ月÷「年間延職員数」となるので留意すること。
- 列31 年度末職員数 「施設及び業務概況に関する調」の職員数から管理者及び臨時又は非常勤の職員数を除いたものを記入すること。

(5) 63表「貸借対照表」の記入方法

法適用企業（病院事業）の22表「貸借対照表」に準じて作成すること。

- 列23 資産見返負債 資産見返運営費負担金、資産見返運営費交付金、資産見返補助金等、資産見返寄付金、建設仮勘定見返負債、資産見返寄付金、建設仮勘定見返負債等の資産見返負債を記入すること。
- 列24 長期借入金 設立団体から借り入れた長期借入金の額を記入すること。
- 列25 移行前地方債償還債務 地独法第86条に基づく償還債務額を記入すること。
- 列26 引当金 修繕引当金、退職給付引当金等を記入すること。
- 列32 短期借入金 地独法第26条に基づき、中期計画に定めた短期借入金の限度額の規制を受ける短期借入金を記入する。

(6) 64表「資本的収支に関する調」の記入方法

法適用企業（病院事業）の23表「資本的収支に関する調」に準じて作成すること。

(7) 65表「企業債に関する調」の記入方法

法適用企業（病院事業）の24表「企業債に関する調」に準じて作成すること。

法適用企業（病院事業）にて想定企業会計として報告する地方独立行政法人移行前の未償還企業債の企業債残高は本表には含めないこと。

(8) 66表「職種別給与に関する調」の記入方法

法適用企業（病院事業）の25表「職種別給与に関する調」に準じて作成すること。

役員及び臨時又は非常勤の職員は含めないこと。

(9) 67表「経営分析に関する調（一）」の記入方法

法適用企業（病院事業）の27表「経営分析に関する調（一）」に準じて作成すること。

列13 年延医師数 各診療日（入院診療のみを行っている日を含む。）における職員数（パートタイム職員、臨時職員を含む。）の和を記入すること。

なお、常勤職員においては休日、出張等で実際に勤務していない日も含めて計算すること。すなわち1年間勤務した常勤職員1人は、通常365人として計上される。またパートタイム職員、臨時職員については実際に勤務した日数（短時間勤務の日数を含む。）を計上すること。

列14 年延看護部門職員数 助産師、看護師、准看護師、看護助手等（臨時、パート職員を含む。）の延人数を記入すること。

列48～58「年度末職員数」は、役員及び常時雇用する臨時又は非常勤職員を加算して記入すること。

(10) **68表「経営分析に関する調（二）」の記入方法**

法適用企業（病院事業）の28表「経営分析に関する調（二）」に準じて作成すること。

(11) **69表「経営分析に関する調（三）」の記入方法**

法適用企業（病院事業）の31表「経営分析に関する調（三）」に準じて作成すること。

(12) **70表「運営費負担金等に関する調」の記入方法**

地独法第85条第1項に定める設立団体が負担すべき経費として、「令和7年度の地方公営企業繰出金について」（令和7年4月1日付総財公第28号総務副大臣通知）及び「令和7年度における東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金について」（令和7年4月1日付総財公第29号総務副大臣通知）並びに「令和6年度能登半島地震に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金について」（令和6年3月21日付総財公第21号総務副大臣通知）に準じて設立団体が負担する運営費負担金を各負担項目に応じて記入すること。併せて地独法第42条に基づく設立団体からの運営費交付金も同様に記入すること。

**71行 合計のうち実
1列 負担(交付)額** (61表)「損益計算書」の列5「運営費負担金収益」、列6「運営費交付金収益」の計と一致すること。

**71行 合計のうち実
2列 負担(交付)額** (61表)「損益計算書」の列16「運営費負担金収益」、列17「運営費交付金収益」の計と一致すること。

**71行 合計のうち実
3列 負担(交付)額** (61表)「損益計算書」の列49「運営費負担金等」と一致すること。

(13) **71表「企業債年度別償還状況調」の記入方法**

法適用企業（病院事業）の45表「企業債年度別償還状況調」に準じて作成すること。

法適用企業（病院事業）にて想定企業会計として報告する地方独立行政法人移行前の未償還企業債の企業債残高は本表には含めないこと。

(注)

以下に示す調査表においては、地方独立行政法人法第2条第2項に規定される「特定地方独立行政法人」が採用する、「フルタイム会計年度任用職員」及び「パートタイム会計年度任用職員」を含んだ数値を計上すること。

なお、費用構成表（62表）、職種別給与に関する調（66表）において、「パートタイム会計年度任用職員」に対する「報酬」は、「給料」欄に計上すること。

- (1) 施設及び業務概況に関する調（60表）「5. 職員数」
- (2) 費用構成表（62表）「1. 職員給与費」, 「16. 給与に関する調」
- (3) 職種別給与に関する調（66表）
- (4) 経営分析に関する調（一）（67表）「3. 職員数」, 「8. 年度末職員数」
- (5) 経営分析に関する調（三）（69表）「2. 診療科目別医師数」

(参考資料) 令和7年度の地方公営企業繰出金について

最近における社会経済情勢の推移，地方公営企業の現状にかんがみ，地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら，地方公営企業の経営の健全化を促進し，その経営基盤を強化するため，毎年度地方財政計画において公営企業繰出金を計上することとしています。

その基本的な考え方は，下記のとおりですので，地方公営企業の実態に即しながら，運営していただくようお願いします。

なお，一般会計がこの基本的な考え方に沿って公営企業会計に繰出しを行ったときは，その一部について地方交付税等において考慮するものですので，御承知願います。

貴都道府県内市町村等に対しましても，周知されるようお願いします。

記

第1 上水道事業

1 消火栓等に要する経費

(1) 趣旨

公共消防のための消火栓に要する経費その他水道を公共の消防の用に供するために要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

消火栓の設置及び管理に要する経費，消火栓の設置に伴う水道管の増設，口径の増大等に要する経費等に相当する額とする。

2 公共施設における無償給水に要する経費

(1) 趣旨

公園その他の公共施設において水道を無償で公共の用に供するために要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

公共施設において水道を無償で公共の用に供するための施設の設置及び管理に要する経費に相当する額とする。

3 上水道の出資に要する経費

(1) 趣旨

上水道事業の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るための出資に要する経費である。

(2) 繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は，次に掲げる額の合計額とする。

ア 国庫補助（防災・安全交付金及び上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費（以下第1において「交付金等」という。）を財源とした都道府県補助を含む。）の対象となった水道水源施設及び水道広域化施設に係る建設改良費の3分の1

イ 国庫補助の対象となった水道水源施設（当該施設の建設改良に係る費用が建設仮勘定に計上されているものに限る。）に係る独立行政法人水資源機構に対する負担金の3分の1

ウ 「「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成31年1月25日付け総財第85号，生食発第0125第4号）により策定した「水道広域化推進プラン」に基づき広域化のために実施する地方単独事業並びに交付金等のうち広域化事業，運営基盤強化等事業及び水道施設共同化事業として補助を受けた事業に係る事業費（当該施設の建設改良費に係る国庫補助金等の企業債以外の特定財源を除く。以下3において同じ。）の2分の1

エ 国庫補助（交付金等を財源とした都道府県補助を含み，飛地区域簡易水道及び給水区域内無水源地域簡易水道に係る国庫補助に限る。）の対象となった未普及地域解消に資する施設に係る建設改良費の3分の1

オ 次に掲げる災害・安全対策事業に係る事業費

（ア）次に掲げる事業のうち，地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条の地区（人口及び産業の集積等の社会的条件，地勢等の自然的条件等を総合的に勘案して，地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区）を給水区域に含む水道事業者が，災害対策の観点から実施するもの

① 送・配水管の相互連絡管等の整備事業，配水池能力の増強事業，緊急遮断弁の整備事業，応急給水槽の整備事業及び自家発電設備の整備事業（主として施設運転用電力に係るものに限る。）に係る事業費の2分の1

なお，いずれの事業においても更新・改築事業を除くものとする。

② 浄水場，配水池等の基幹水道構造物の耐震化事業（更新・改築事業を対象とする。ただし，耐用年数を経過した施設の更新・改築事業は除く。）に係る事業費の4分の1

③ 前年度末時点で「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付け総財公第107号，総財第73号，総財準第83号）に基づく経営戦略（以下「経営戦略」という。）を策定した末端給水事業者が実施する水道管路（交付金等のうち水道管路緊急改善事業の対象となる管種に限る。以下同じ。）の耐震化事業に係る事業費（以下「耐震化事業費」という。）のうち通常の耐震化事業に上積みして実施するものの4分の1

この場合，耐震化事業費のうち通常の耐震化事業に上積みして実施するものとは，耐震化事業費から基準管路耐震化事業費（令和2年度から令和4年度の3か年に実施した耐震化事業費の平均又は有収水量1㎡当たり標準事業費（52円）に令和2年度から令和4年度の当該事業の平均有収水量を乗じて得た事業費のいずれか低い方）を控除して算出した事業費又は耐震化事業費に当該年度における管路更新率が基準管路更新率（令和2年度から令和4年度の全国の平均管路更新率（0.67%）又は同期間の当該事業の平均管路更新率のいずれか低い方。ただし，前々年度における有収水量1㎡当たりの給水収益（以下「供給単価」という。）が181円未満の事業については，当該事業の平均管路更新率とする。）を上回る割合を乗じて算出した事業費をいうものであること

④ ③の末端給水事業者のうち，前々年度における家庭用料金（13mm・20㎡）が3,332円以上かつ有収水量1㎡当たり資本費が74円以上の事業又は前々年度における供給単価が181円以上であって，有収水

量 1 m³当たりの資本費が148円以上若しくは有収水量 1 m³当たりの資本費が111円以上かつ有収水量 1 m³当たりの管路延長が0.114m以上のものについては、③の耐震化事業に係る事業費のうち通常の耐震化事業に上積みして実施するものの2分の1

- ⑤ 前年度末時点で経営戦略を策定した用水供給事業者が実施する水道管路の耐震化事業費のうち通常の耐震化事業に上積みして実施するものの4分の1

この場合、耐震化事業費のうち通常の耐震化事業に上積みして実施するものとは、耐震化事業費から令和2年度から令和4年度の3か年に実施した耐震化事業費の平均を控除して算出した事業費をいうものであること

- (イ) 土砂災害警戒区域における土砂流入防止壁その他土砂災害対策に必要な施設の整備事業（更新・改築事業を除く。）に係る事業費の2分の1
- (ウ) 津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域等における防水扉、止水堰その他浸水災害対策に必要な施設の整備事業（更新・改築事業を除く。）に係る事業費の2分の1
- (エ) 公共用水域の汚濁に起因する物質等を除去するために行う浄水場等の施設整備事業のうち次のいずれかの要件を満たすものに係る事業費の2分の1

- ① 水源水質について、トリハロメタン、有機フッ素化合物（PFOS又はPFOAに限る。）等人の健康に障害を与えるおそれのある物質の濃度が、人の健康を保持するのに必要なレベルを超えている、又は超えるおそれがあること

- ② クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するためのろ過施設又は紫外線処理施設を整備する場合において、水源水質中に大腸菌、嫌気性芽胞菌若しくはクリプトスポリジウム等が検出されたことがあること又は取水施設の上流等に糞便の処理施設等（し尿処理施設、下水の処理施設又は家畜糞尿の処理・貯留施設）が存在し、それらが検出されるおそれがあること

ただし、地表水の水を原水とする浄水場において紫外線処理施設のみを整備する場合にあっては、ろ過施設（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等）を備えていること

4 上水道の水源開発に要する経費

(1) 趣旨

ダム等の水源開発施設の建設に伴う資本費の増嵩に対処するため、独立行政法人水資源機構に対する負担金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

国庫補助の対象となった水道水源施設（当該施設の建設改良に係る費用が建設仮勘定に計上されているものを除く。）に係る独立行政法人水資源機構に対する負担金の3分の1とする。

5 上水道の高料金対策に要する経費

(1) 趣旨

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない上水道事業について、料金格差の縮小に資するため、資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象となる上水道事業は、前年度末時点で経営戦略を策定している次の事業とする。

- (ア) 末端給水事業のうち、前々年度における供給単価が181円以上であって、有収水量1 m³当たりの資本費が148円以上かつ有収水量1 m³当たりの給水原価が279円以上の事業
- (イ) 複数の簡易水道事業が事業統合して設置された上水道事業又は簡易水道事業が事業統合された上水道事業（以下「統合水道」という。）であって、平成27年4月2日以降に給水を開始したもののうち、事業統合前の上水道事業が（ア）を満たす場合又は事業統合前の簡易水道事業が第5の2（2）アに定める要件を満たす場合
- (ウ) 複数の上水道事業（統合水道を含む。）又は簡易水道事業が市町村の区域を越えて経営統合して設置された上水道事業（以下「広域水道」という。）であって、平成30年4月2日以降に給水を開始したもののうち、経営統合前の上水道事業が（ア）を満たす場合、経営統合前の統合水道が（イ）を満たす場合又は経営統合前の簡易水道事業が第5の2（2）アに定める要件を満たす場合

イ 繰出しの基準額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (ア) ア(ア)に該当する事業については、前々年度における有収水量1 m³当たりの資本費のうち148円を超える額に、前々年度における年間有収水量を乗じて得た額
- (イ) ア(イ)に該当する事業については、事業統合前の上水道事業又は簡易水道事業がなお事業統合前の給水区域をもって存続した場合に（ア）又は第5の2（2）により算定した基準額の合計額から統合水道に係る（ア）により算定した基準額（ア(ア)に該当しない事業は0）を控除した額に、次の表の率を乗じて得た額

経過年度の区分	乗率
給水を開始した日の属する年度の翌年度（給水を開始した日が4月1日の場合は給水を開始した日の属する年度。以下同じ。）から起算して1年目から5年目までの年度	1.0
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して6年目の年度	0.9
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して7年目の年度	0.7
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して8年目の年度	0.5
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して9年目の年度	0.3
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して10年目の年度	0.1

- (ウ) ア(ウ)に該当する事業については、経営統合前の上水道事業、簡易水道事業又は統合水道が、なお経営統合前の給水区域をもって存続した場合にそれぞれ（ア）又は第5の2(2)により算定した基準額の合計額から広域水道に係る（ア）により算定した基準額（ア(ア)に該当しない事業は0）を控除した額に、(イ)の表の率を乗じて得た額

6 統合水道に係る事業統合前の簡易水道の建設改良に要する経費

(1) 趣旨

統合水道の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るため、事業統合前の簡易水道事業に係る建設改良のために発行された企業債の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は次に掲げる額の合計額とする。

ア 統合水道に係る事業統合前の第5の1(2)アに規定する簡易水道の建設改良費について発行された企業債に係る元利償還金の100分の55

イ 統合水道に係る事業統合前の第5の1(2)イに規定する簡易水道の建設改良費について発行された企業債に係る元利償還金の2分の1

ただし、統合水道に係る事業統合前の第5の1(2)イただし書に規定する簡易水道の建設改良費について発行された企業債に係る元利償還金がある場合にあっては、当該元利償還金に相当する額を加えるものとする。

7 統合水道に係る事業統合後に実施する建設改良に要する経費

(1) 趣旨

経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るため、事業統合後に実施する建設改良のために発行された企業債（上水道事業分）の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は次に掲げる額の合計額とする。

ア 前年度末時点で経営戦略を策定した統合水道（平成19年度以降に事業統合したものに限る。イ及びウにおいて同じ。）のうち、前々年度における統合水道に占める旧簡易水道区域の給水人口比率の割合が10%以上又は有収水量1㎡当たりの資本費が83円以上若しくは有収水量1㎡当たりの給水原価が176円以上のものが地方単独事業として実施する旧簡易水道施設の建設改良のために発行された企業債（令和7年度に同意又は許可を得たもの（発行について地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものを含む。以下同じ。）に限る。）に係る元利償還金の2分の1

なお、旧簡易水道施設とは、簡易水道施設であった水道施設（平成19年4月1日以後の当該水道施設に係る簡易水道事業の廃止又は変更（他の簡易水道事業を譲り受けることに伴い、簡易水道事業以外の水道事業となったものに限る。）により簡易水道施設でなくなったものに限る。イにおいて同じ。）であること。

イ 統合水道が地方単独事業として実施する旧簡易水道施設の建設改良のために発行された企業債（令和3年度から令和6年度までの各年度に同意又は許可を得たもののうち、当該各年度における繰出しの基準に該当するものに限る。）に係る元利償還金の2分の1

ウ 統合水道が実施する国庫補助（交付金等を財源とした都道府県補助を含む。ただし、簡易水道再編推進事業及び生活基盤近代化事業に係るものに限る。）の対象となった建設改良のために発行された企業債に係る元利償還金の2分の1（ただし、旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域又は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条に規定する辺地において事業統合後に実施する建設改良のために発行された企業債（平成19年度から令和2年度までに同意又は許可を得たものに限る。）に係る元利償還金にあっては5分の3）

8 上水道の防災対策に要する経費

(1) 趣旨

水道施設が被災した際の応急給水のための設備（給水車、防災用井戸及び可搬式浄水設備）の整備のために発行された企業債の元利償還金について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

企業債（防災対策事業）の元利償還金に相当する額とする。

第2 工業用水道事業 消火栓等に要する経費

(1) 趣旨

公共消防のための消火栓に要する経費その他水道を公共の消防の用に供するために要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

消火栓の設置及び管理に要する経費、消火栓の設置に伴う水道管の増設、口径の増大等に要する経費等に相当する額とする。

第3 交通事業

1 軌道撤去及び路面復旧等に要する経費

(1) 趣旨

軌道事業の経営以外の理由により必要を生じた軌道敷の維持、修繕及び改良（以下「軌道敷の維持等」という。）並びに軌道の撤去及びこれに伴う路面の復旧（以下「軌道の撤去等」という。）に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

軌道事業の用に供する車両以外の車両が通行することにより必要を生じた軌道敷の維持等及び道路における交通の混雑を緩和するため当該軌道事業を経営する地方公共団体の長が必要と認めた場合に行う軌道の撤去等に要する経費並びに軌道の撤去等に係る企業債元利償還金に相当する額とする。

2 LRTシステムの整備に要する経費

(1) 趣旨

高機能路面電車システムであるLRTシステムの構築を促進するため、建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

国庫補助事業の対象となったLRTシステム整備事業に係る建設改良費の4分の1とする。

3 地下高速鉄道等の出資に要する経費

(1) 趣旨

地下高速鉄道事業、ニュータウン鉄道事業、都市モノレール事業及び新交通システム事業の経営基盤の強化

を図るための出資に要する経費である。

(2) 繰出しの基準

建設改良費（ニュータウン鉄道に係る開発者負担金を除く。）の20%とする。

4 地下高速鉄道の建設に要する経費

(1) 趣旨

地下高速鉄道の資本費負担の軽減を図り、その建設を推進するため、建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象は、国庫補助の対象となった地下高速鉄道整備事業に係る工事又は資産（車両を除く。）の取得に要する経費（総係費及び建設仮勘定利子を除く。輸送力増強を目的とする大規模改良工事にあっては、その2分の1とする。）に102%を乗じて得た額の80%とする。

イ 繰出しの基準額は、当該建設改良費に35%を乗じて得た額とする。

5 地下高速鉄道の緊急整備に要する経費

(1) 趣旨

地下鉄緊急整備事業実施要綱（平成6年3月31日付け鉄財第98号、自治企一第37号）による地下鉄緊急整備計画に基づき実施する路線の整備に係る建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象は、地下鉄緊急整備計画に基づき実施した地下鉄緊急整備単独事業とする。

イ 繰出しの基準額は、当該事業費から出資に要する経費を除く額について発行された企業債に係る元利償還金の3分の2とする。

6 ニュータウン鉄道の建設に要する経費

(1) 趣旨

ニュータウン鉄道の資本費負担の軽減を図り、その建設を推進するため、建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象は、国庫補助の対象となったニュータウン鉄道整備事業に係る工事又は資産（車両を除く。）の取得に要する経費（総係費、建設仮勘定利子及び開発者負担金を除く。）の80%とする。

イ 繰出しの基準額は、当該建設改良費に15%を乗じて得た額とする。

7 地方空港アクセス鉄道の整備に要する経費

(1) 趣旨

地方空港アクセス鉄道整備事業実施要綱（平成9年4月21日付け自治企一第36号）による地方空港アクセス鉄道整備計画に基づき実施する路線の整備に係る建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象は、地方空港アクセス鉄道整備計画に基づき実施する事業とする。

イ 繰出しの基準額は、次に掲げる額の合計額とする。

① 出資に要する経費当該事業費の20%

② 建設に要する経費

当該事業費から出資に要する経費を除く額について発行された企業債に係る利子支払額の50%

8 地下高速鉄道の利子負担の軽減に要する経費

(1) 趣旨

地下高速鉄道事業の経営改善を図るための企業債の利子負担の軽減に要する経費である。

(2) 繰出しの基準

平成25年度以降発行した地下鉄事業特例債の元金償還金とする。

9 地下鉄事業経営健全化対策に要する経費

(1) 趣旨

「地下鉄事業の経営健全化について」（平成15年4月21日付け総財企第70号）に基づく不良債務の解消のための繰出しに要する経費である。

(2) 繰出しの基準

地下鉄事業経営健全化対策における地下鉄事業経営健全化計画又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第23条に基づく経営健全化計画において、不良債務の解消及びその発生の抑制を図るために一般会計から繰り入れることとされている額のうち、地下鉄事業経営健全化対策において地方債をもって財源とすることができることとされている額の範囲内とする。

10 バス事業の職員に係る共済追加費用の負担に要する経費

(1) 趣旨

バス事業の職員に係る共済追加費用の負担に要する経費について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

バス事業の職員に係る共済追加費用の負担額とする。

11 バス事業及び路面電車事業のバリアフリー化の促進に要する経費

(1) 趣旨

バス事業及び路面電車事業のバリアフリー化を促進するため、バリアフリー型車両の導入に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

次に掲げる額の合計額とする。

ア 国庫補助の対象となったバリアフリー型車両（リフト付きバス車両に限る。）導入費のうち、一般車両を

導入する場合に比して増嵩する額（国庫補助金を除く。）

イ バリアフリー型車両導入のために発行された企業債（令和元年度以前に同意又は許可を得たものに限る。）の元利償還金のうち、一般車両を導入する場合に比して増嵩する経費に相当する額

第4 病院事業

1 病院の建設改良に要する経費

(1) 趣旨

病院の建設改良費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

病院の建設改良費（当該病院の建設改良に係る企業債及び国庫（県）補助金等の特定財源を除く。以下同じ。）及び企業債元利償還金（PFI事業に係る割賦負担金を含む。以下同じ。）のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額（建設改良費及び企業債元利償還金の2分の1（ただし、平成14年度までに着手した事業に係る企業債元利償還金にあつては3分の2）を基準とする。）とする。

2 へき地医療の確保に要する経費

(1) 趣旨

へき地における医療の確保を図るために必要な経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 地域において中核的役割を果たしている病院による巡回診療、へき地診療所等への応援医師又は代診医師の派遣及び訪問看護に要する経費等のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

イ 遠隔医療システムの運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

3 不採算地区病院の運営に要する経費

(1) 趣旨

不採算地区病院（不採算地区（当該病院の所在地から最寄りの一般病院までの到着距離が15キロメートル以上又は直近の国勢調査に基づく当該病院の所在地の半径5キロメートル以内の人口が10万人未満の地区をいう。以下同じ。）に所在する病院であつて、許可病床数が150床未満（感染症病床を除く。）のもの。）の運営に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

不採算地区病院の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

4 不採算地区に所在する中核的な病院の機能の維持に要する経費

(1) 趣旨

不採算地区に所在する中核的な病院の機能を維持するための経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

不採算地区に所在する許可病床数が100床以上500床未満（感染症病床を除く。）の病院であって、次のア及びイを満たすものについて、その機能を維持するために特に必要となる経費（3に掲げる経費を除く。）のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画（以下「医療計画」という。）において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置付けられていること。

イ へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること。

5 結核医療に要する経費

(1) 趣旨

結核医療の実施に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

医療法第7条第2項第3号に規定する結核病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

6 精神医療に要する経費

(1) 趣旨

精神医療の実施に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

医療法第7条第2項第1号に規定する精神病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

7 感染症医療に要する経費

(1) 趣旨

感染症医療の実施に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

医療法第7条第2項第2号に規定する感染症病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

8 リハビリテーション医療に要する経費

(1) 趣旨

リハビリテーション医療の実施に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

リハビリテーション医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

9 周産期医療に要する経費

(1) 趣旨

周産期医療の実施に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

周産期医療の用に供する病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

10 小児医療に要する経費

(1) 趣旨

小児医療の実施に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

小児医療（小児救急医療を除く。）の用に供する病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

11 救急医療の確保に要する経費

(1) 救急医療の確保に必要な経費

ア 趣旨

救急医療の確保に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

イ 繰出しの基準

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条の規定により告示された救急病院（以下「救急告示病院」という。）又は「救急医療対策の整備事業について」（昭和52年7月6日付け医発第692号）に基づく救命救急センター若しくは小児救急医療拠点病院又は小児救急医療支援事業を実施する病院における医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費に相当する額とする。

(2) 病院の防災対策に要する経費

ア 趣旨

病院の防災対策の取組に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

イ 繰出しの基準

次に掲げる病院が災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）の整備（耐震改修（給排水設備の耐震性能の確保工事を含む。）を含む。）に要する経費に相当する額とする。

- ① 医療計画に定められている災害拠点病院及び災害拠点精神科病院（以下「災害拠点病院等」という。）
- ② 地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に定められた耐震化を必要とする病院及

び土砂災害危険箇所に所在する病院

- ③ 救命救急センター，病院群輪番制病院，小児救急医療拠点病院，小児救急医療支援事業参加病院，共同利用型病院等

(3) 災害時における救急医療のために行う備蓄に要する経費

ア 趣旨

災害時における救急医療のために行う備蓄に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

イ 繰出しの基準

災害拠点病院等又は救急告示病院が災害時における救急医療のために行う診療用具，診療材料，薬品，水及び食料等（通常の診療に必要な診療用具，診療材料，薬品，水及び食料等を上回るものをいう。）の備蓄に要する経費に相当する額とする。

12 高度医療に要する経費

(1) 趣旨

高度な医療で採算をとることが困難であっても公立病院として行わざるを得ないものの実施に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

高度な医療の実施に要する経費のうち，これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

13 公立病院附属看護師養成所の運営に要する経費

(1) 趣旨

公立病院附属看護師養成所の運営に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

公立病院附属看護師養成所において看護師を養成するために必要な経費のうち，その運営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

14 院内保育所の運営に要する経費

(1) 趣旨

病院内保育所の運営に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

病院内保育所の運営に要する経費のうち，その運営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

15 公立病院附属診療所の運営に要する経費

(1) 趣旨

公立病院附属診療所の運営に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

公立病院附属診療所の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

16 保健衛生行政事務に要する経費

(1) 趣旨

集団検診、医療相談等保健衛生に関する行政として行われる事務に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

集団検診、医療相談等に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

17 経営基盤強化対策に要する経費

(1) 医師及び看護師等の研究研修に要する経費

ア 趣旨

医師及び看護師等の研究研修に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

イ 繰出しの基準

医師及び看護師等の研究研修に要する経費の2分の1とする。

(2) 保健・医療・福祉の共同研修等に要する経費

ア 趣旨

病院が中心となって行う保健・福祉等一般行政部門との共同研修・共同研究に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

イ 繰出しの基準

病院が中心となって行う保健・福祉等一般行政部門との共同研修・共同研究に要する経費の2分の1とする。

(3) 病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費

ア 趣旨

病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

イ 繰出しの基準

当該年度の4月1日現在の職員数が地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号。以下「施行法」という。）の施行の日における職員数に比して著しく増加している病院事業会計（施行法の施行日以降に事業を開始した病院事業会計を含む。）に係る共済追加費用の負担額の一部とする。

(4) 公立病院経営強化の推進に要する経費

ア 趣旨

「公立病院経営強化の推進について」（令和4年3月29日付け総財準第72号）に基づく公立病院経営強化プラン（以下「経営強化プラン」という。）の実施に伴い必要な経費の一部について繰り出すための経費である。

イ 繰出しの基準

- ① 経営強化プランの実施状況の点検、評価及び公表に要する経費とする。
 - ② 経営強化プラン（当分の間、「公立病院改革ガイドラインについて」（平成19年12月24日付け総経第134号）に基づく公立病院改革プラン及び「公立病院改革の推進について」（平成27年3月31日付け総経第59号）に基づく新公立病院改革プランを含む。以下③及び④において同じ。）に基づく公立病院の機能分化・連携強化等に伴い必要となる施設の除却等に要する経費及び施設の除却等に係る企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。
 - ③ 経営強化プランに基づく機能分化・連携強化等に伴い、新たな経営主体の設立又は既存の一部事務組合若しくは広域連合への加入に伴い経営基盤を強化し、健全な経営を確保するために要する額のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに対する出資に要する経費（④の経費を除く。）とする。
 - ④ 経営強化プランに基づく公立病院の機能分化・連携強化等に伴い、新たに必要となる建設改良費及び企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額（第4の1（2）の基準にかかわらず、建設改良費及び企業債元利償還金の3分の2を基準とする。）とする。
 - ⑤ 持続可能な質の高い地域医療提供体制の確保に向け病床機能の見直しに取り組む公立病院を支援するために、総務省及び当該見直しに関して専門的知見を有する者が連携して行う事業（公立病院医療提供体制確保支援事業）として実施される経営支援の活用に要する経費の2分の1とする。
- (5) 医師等の確保対策に要する経費

ア 医師の勤務環境の改善に要する経費

(ア) 趣旨

公立病院に勤務する医師の勤務環境の改善に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(イ) 繰出しの基準

国家公務員である病院等勤務医師について講じられる措置を踏まえて行う公立病院に勤務する医師の勤務環境の改善に要する経費のうち、経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められるものに相当する額とする。

イ 医師等の派遣等に要する経費

(ア) 趣旨

公立病院及び公立診療所並びに公的病院等（日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、社会福祉法人北海道社会事業協会、厚生農業協同組合連合会、国民健康保険団体連合会、普通国民健康保険組合、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、社会医療法人、健康保険組合、国家公務員共済組合連合会又は公立学校共済組合が開設した病院及び診療所をいう。以下同じ。）における医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師その他の医療従事者（以下「医師等」という。）の確保を図るため、これらの医療機関への医師等の派遣及び医師等の派遣を受けることに要する経費について繰り出すための経費（2に掲げる経費を除く。）である。

(イ) 繰出しの基準

- ① 公立病院及び公立診療所への医師等の派遣に要する経費とする。
- ② 不採算地区に所在する又は救急医療を担う公的病院等(病院にあっては、「地域医療構想を踏まえた「公的医療機関等2025プラン」策定について」(平成29年8月4日付け医政発0804第2号)に基づく「公的医療機関等2025プラン」を策定しているもの)に限り、診療所にあっては、医療法第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想(以下「地域医療構想」という。)を踏まえた病院の役割・機能の見直しに伴い診療所化したもの(地域医療構想の制度化前において国の施策を踏まえて診療所化したものを含む。)であって、医療計画において、同項第4号又は第5号に規定する事項の対応医療機関として位置付けられているものに限る。)への医師等の派遣に要する経費とする。
- ③ 公立病院及び公立病院附属診療所において医師等の派遣を受けることに要する経費とする。

ウ 遠隔医療システムの導入に要する経費

(ア) 趣旨

遠隔医療システムの導入に要する経費(企業債をもって財源とすることができるものを除く。)について繰り出すための経費である。

(イ) 繰出しの基準

遠隔医療システムの導入に要する経費(企業債をもって財源とすることができるものを除く。)とする。

第5 簡易水道事業

1 簡易水道の建設改良に要する経費

(1) 趣旨

簡易水道事業の資本費負担の軽減を図るため、建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は次に掲げる額の合計額とする。

ア 令和3年度以降に実施した建設改良に係る企業債元利償還金(6の防災対策事業に係る企業債元利償還金を除く。)の100分の55

イ 令和2年度までに実施した建設改良に係る企業債元利償還金(3の簡易水道未普及解消緊急対策事業に係る企業債元利償還金を除く。)の2分の1

ただし、平成14年度から令和2年度までの各年度に実施した事業にあっては、簡易水道の建設改良費(当該簡易水道の建設改良に係る国庫補助金等の企業債以外の特定財源を除く。)の10%に対する繰出しに代えて臨時的に発行した水道事業債の元利償還金に相当する額を加えるものとする。

2 簡易水道の高料金対策に要する経費

(1) 趣旨

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない簡易水道事業について、料金格差の縮小に資するため、資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象となる簡易水道事業は、前々年度における有収水量 1 m³当たりの資本費が162円以上かつ供給単価が177円以上の事業のうち、前年度末時点で経営戦略を策定している事業とする。

ただし、平成22年国勢調査において人口3万人以上の市町村（構成市町村の人口合計が3万人以上の一部事務組合及び広域連合を含む。）が実施する簡易水道事業にあつては、地方公営企業法を適用している事業に限る。

イ 繰出しの基準額は、前々年度における有収水量 1 m³当たりの資本費のうち162円を超える額に、前々年度における当該事業の年間有収水量を乗じて得た額の2分の1とする。

ただし、海水淡水化施設を保有する簡易水道事業にあつては次に掲げる額の合計額を加えるものとする。

- ① 前年度における当該施設の稼働に要した電気料金
- ② 当該年度における逆浸透膜の交換に要した経費

3 簡易水道未普及解消緊急対策事業に要する経費

(1) 趣旨

水道未普及地域の解消を図るために実施した配水支管の整備事業に係る企業債の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象となる簡易水道事業は、平成12年度以前に簡易水道未普及解消緊急対策事業実施要綱（平成10年4月1日付け厚生省発生衛第46号及び自治企二第46号共同通知）による簡易水道未普及解消緊急対策事業計画に基づき実施した事業とする。

イ 繰出しの基準額は、当該事業に係る企業債の元利償還金の3分の2とする。

4 簡易水道の事業統合推進に要する経費

(1) 趣旨

経営の効率化等を図る観点から簡易水道事業を事業統合するために要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

事業統合推進に要する経費の2分の1とする。

5 地方公営企業法の適用に要する経費

(1) 趣旨

経理内容の明確化、透明性の向上等を図る観点から簡易水道事業への地方公営企業法の適用を推進するため、地方公営企業法の適用に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は次に掲げる額の合計額とする。

ア 地方公営企業法の適用に要する経費に係る企業債（令和3年度以降に同意又は許可を得たものに限る。）

元利償還金の100分の55

イ 地方公営企業法の適用に要する経費に係る企業債（令和2年度以前に同意又は許可を得たものに限る。）

元利償還金の2分の1

6 簡易水道の防災対策に要する経費

(1) 趣旨

水道施設が被災した際の応急給水のための設備（給水車、防災用井戸及び可搬式浄水設備）の整備のために発行された企業債の元利償還金について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

企業債（防災対策事業）の元利償還金に相当する額とする。

第6 市場事業

1 市場における業者の指導監督等に要する経費

(1) 趣旨

卸売市場内の取引の公正を期するため、業者の指導監督に要する経費等の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

現場取引、卸売人の業務及び経理等に対する指導監督、その他流通改善対策等に要する経費として当該年度における営業費用の30%とする。

2 市場の建設改良に要する経費

(1) 趣旨

卸売市場の建設に伴う資本費の増嵩に対処するため、企業債の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

市場施設の建設改良に係る企業債の元利償還金（PFI事業に係る割賦負担金を含む。）の2分の1とする。

第7 下水道事業

1 雨水処理に要する経費

(1) 趣旨

雨水処理に要する経費について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額とする。

2 分流式下水道等に要する経費

(1) 趣旨

分流式下水道（「公共下水道事業繰出基準の運用について」（昭和56年6月5日付け自治準企第153号）に基づくものをいう。）等に要する資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

分流式の公共下水道（特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。）並びに特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

3 流域下水道の建設に要する経費

(1) 趣旨

広域的な水質保全を図る観点から流域下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第4号イに該当するものに限る。）の整備を推進するため、建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

都道府県にあっては、流域下水道の当該年度の建設改良費から当該建設改良に係る国庫補助金及び市町村からの建設費負担金を控除した額の40%（単独事業に係るものにあつては10%）、市町村にあっては、都道府県の流域下水道に対して支出した建設費負担金の40%（単独事業に係るものにあつては10%）とする。ただし、平成12年度から令和7年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

4 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費

(1) 趣旨

公共用水域の水質保全に資するために行う下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

特定施設の設置の届出の受理、計画変更命令、改善命令等に関する事務、排水設備等の検査に関する事務及び除害施設に係る指導監督に関する事務（専ら下水道の施設又は機能の保全のために行う事務を除く。）に要する経費に相当する額とする。

5 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費

(1) 趣旨

水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

水洗便所への改造命令及び排水設備に係る監督処分に関する事務に要する経費の2分の1とする。

6 不明水の処理に要する経費

(1) 趣旨

不明水の処理に要する経費について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

計画汚水量を定めるときに見込んだ地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費に相当する額とする。

7 高度処理に要する経費

(1) 趣旨

下水の高度処理に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

下水の高度処理に要する資本費及び維持管理費（特定排水に係るものを除く。）に相当する額の一部（2分の1を基準とする。）とする。

8 高資本費対策に要する経費

(1) 趣旨

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となっている下水道事業について、資本費負担の軽減を図ることにより経営の健全性を確保することを目的として、資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象となる下水道事業は、前年度末時点で経営戦略を策定している次の事業とする。

ただし、平成22年国勢調査において人口3万人以上の市町村（構成市町村の人口合計が3万人以上の一部事務組合及び広域連合を含む。）が実施する公共下水道及び特定環境保全公共下水道にあっては、地方公営企業法を適用している事業に限る。

処理区域内人口密度（人/ha）	乗率
25未満	0.6
25以上50未満	0.5
50以上75未満	0.4
75以上100未満	0.3
100以上	0.2
特定環境保全公共下水道等	0.6

※特定環境保全公共下水道等とは、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設をいう。

(ア) 供用開始30年未満の下水道事業（特定公共下水道及び流域下水道を除く。）のうち前々年度における有収水量1㎡当たりの算定対象資本費（資本費から、雨水処理に要する資本費及び分流式下水道等に要する

資本費に処理区域内人口密度の段階等に応じ次の表に定める率を乗じて得た額を控除した額とする。)が46円以上かつ有収水量1㎡当たりの使用料が150円以上の事業

(イ) 複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業であって、平成30年4月2日から令和4年3月31日までの間に統合後の供用を開始したもののうち、統合前の下水道事業が(ア)を満たす場合(この場合において、(ア)中「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする。)

(ウ) 「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」(平成30年1月17日付け総財準第1号、29農振第1698号、29水港第2464号、国下事第56号、環循適発第1801171号)により策定した「広域化・共同化計画」に基づき、複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業(一部の処理区を他事業に統合した場合を含む。)であって、令和4年4月1日以降に統合後の供用を開始したもののうち、統合前の接続元下水道事業が(ア)を満たす場合(この場合において、(ア)中「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする。)

イ 繰出しの基準額は、次に掲げる額の合計額とする。

(ア) ア(イ)に該当する事業については、前々年度における有収水量1㎡当たりの算定対象資本費のうち46円を超える額(次の表に定める算定対象資本費の段階ごとに、それぞれの段階に応じて定める率を乗じて得た額の合算額)に、前々年度における年間有収水量を乗じて得た額とする。ただし、前々年度における有収水量1㎡当たりの使用料が209円未満の場合、当該使用料を209円で除して得た率を乗じて得た額

地方公営企業法を適用している企業		地方公営企業法を適用しない企業	
算定対象資本費(円/㎡)	乗率	算定対象資本費(円/㎡)	乗率
46以上69未満	0.8	46以上69未満	0.8
69以上138未満	0.85	69以上276未満	0.85
138以上	0.95	276以上	0.95

(イ) ア(イ)に該当する事業については、統合前の下水道事業がなお統合前の処理区域をもって存続した場合に(ア)により算定した基準額(この場合において、(ア)中「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする。)の合計額から複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業に係る(ア)により算定した基準額(基準額が生じない場合は0)を控除した額に、次の表の率を乗じて得た額

経過年度の区分	乗率
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して1年目から5年目までの年度	1.0
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して6年目の年度	0.9
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して7年目の年度	0.7
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して8年目の年度	0.5
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して9年目の年度	0.3
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して10年目の年度	0.1

- (ウ) ア(ウ)に該当する事業のうち、統合前の接続元下水道事業が供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して、20年目以降に統合後の供用を開始したものについては、統合前の下水道事業がなお統合前の処理区域をもって存続した場合に(ア)により算定した基準額（この場合において、(ア)中「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする。）の合計額から複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業（一部の処理区を他事業に統合した場合を含む。）に係る（ア）により算定した基準額（一部の処理区を統合した場合にあっては、接続元下水道事業（存続した部分）に係る（ア）により算定した基準額を含む。基準額が生じない場合は0）を控除した額に、（イ）の表の率を乗じて得た額
- (エ) ア(ウ)に該当する事業のうち、統合前の接続元下水道事業が供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して、20年目に達するまでに統合後の供用を開始したものについては、統合前の下水道事業がなお統合前の処理区域をもって存続した場合に(ア)により算定した基準額（この場合において、(ア)中「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする。）の合計額から複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業（一部の処理区を他事業に統合した場合を含む。）に係る（ア）により算定した基準額（一部の処理区を統合した場合にあっては、接続元下水道事業（存続した部分）に係る（ア）により算定した基準額を含む。基準額が生じない場合は0）を控除した額に、次の表の率を乗じて得た額

経過年度の区分	乗率
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して1年目から5年目までの年度	1.0
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して6年目から統合前の接続元下水道事業が供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して29年目までの年度	$1 - \frac{a - (\beta + 5)}{30 - (\beta + 5)}$ a：統合前の接続元下水道事業が供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して当該年度までの年数 β：統合前の接続元下水道事業が供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して統合後の供用を開始した日の属する年度までの年数

9 広域化・共同化に要する経費

(1) 趣旨

広域化・共同化に要する資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 平成30年度以前に発行した下水道事業債（広域化・共同化分）の元利償還金の100分の55とする。

イ 「広域化・共同化計画」に基づき令和元年度以降に実施する広域化・共同化に要する資本費に次の率を乗じて得た額とする。

(ア) 合流式の公共下水道 7 / 10

(イ) 分流式の公共下水道

次に掲げる処理区域内人口密度に応じた率

① 25人/ha未満であるもの 8 / 10

- ② 25人/ha以上50人/ha未満であるもの 7/10
 - ③ 50人/ha以上75人/ha未満であるもの 6/10
 - ④ 75人/ha以上100人/ha未満であるもの 5/10
 - ⑤ 100人/ha以上であるもの 4/10
- (ウ) 公共下水道以外 8/10

※公共下水道以外とは、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設をいう。

ウ 「広域化・共同化計画」に基づき令和4年度以降に実施する事業のうち、公共下水道等（流域下水道を除く。）を流域下水道へ接続するために市町村（下水道事業を経営する一部事務組合を含む。）が実施する施設等の整備事業については、資本費にイで定める率に1/10を加えた率を乗じて得た額とする。

エ 「広域化・共同化計画」に基づき実施する事業のうち、地方債に関する省令（平成18年3月31日総務省令第54号）附則第8条第4号で定める情報システム又は情報通信機器の整備に係る地方債の元利償還金については、イで定める率を乗じて得た額とする。

10 地方公営企業法の適用に要する経費

(1) 趣旨

経理内容の明確化、透明性の向上等を図る観点から下水道事業への地方公営企業法の適用を推進するため、地方公営企業法の適用に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

地方公営企業法の適用に要する経費に充当した下水道事業債の元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

11 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費

(1) 趣旨

小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱（平成6年2月24日付け自治準企第5号）により整備される汚水等を集散的に処理する施設等の建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

建設改良に要する経費の30%とする。

ただし、平成9年度から令和7年度までの各年度に実施する事業にあつては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

12 個別排水処理施設整備事業に要する経費

(1) 趣旨

個別排水処理施設整備事業実施要綱（平成6年2月24日付け自治準企第7号）により整備される個別合併処理浄化槽の建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

建設改良に要する経費の30%とする。

ただし、平成9年度から令和7年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

13 下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費

(1) 趣旨

平成18年度の下水道事業に係る地方財政措置の変更に伴い発行した下水道事業債（特別措置分）の元利償還金について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

下水道事業債（特別措置分）の元利償還金に相当する額とする。

14 その他

(1) 趣旨

下水道普及特別対策要綱（平成8年4月1日付け自治準企第93号）により実施された事業に係る下水道事業債（普及特別対策分）並びに緊急下水道整備特定事業実施要綱（平成8年4月1日付け建設省都下公発第145号及び自治準第90号共同通知）及び農業集落排水緊急整備事業実施要綱（平成5年4月1日付け5構改D第41号及び自治準企第90号共同通知）により実施された事業に係る下水道事業債（臨時措置分）並びに平成5年度の国庫補助負担率の恒久化に伴い、平成12年度までに許可された下水道事業債（特例措置分）の元利償還金について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 下水道事業債（普及特別対策分）の元利償還金の100分の55とする。

イ 下水道事業債（臨時措置分）及び下水道事業債（特例措置分）の元利償還金に相当する額とする。

第8 港湾整備事業

離島における旅客上屋の整備に要する経費

(1) 趣旨

離島における旅客上屋の整備促進を図るため、企業債の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

離島における旅客上屋の建設改良に係る企業債の元利償還金の2分の1とする。

第9 その他

1 駐車場の整備促進に要する経費

(1) 趣旨

都市機能の確保、商店街振興等の観点から公営駐車場の整備促進を図るため、駐車場の建設費等の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

平成21年度までに建設に着手した駐車場の整備事業（「平成21年度の地方公営企業の繰出金について」（平成21年4月24日付け総財公第69号）の第11（2）アに規定する駐車場の整備事業であって、建設時において地方公営企業法を適用していなかったものに限る。）の建設費に係る企業債の利子支払額の10分の8とする。

2 公共施設等運営権方式の導入に要する経費

(1) 趣旨

民間の資金・ノウハウを導入し、公共施設の整備等における公共性及び安全性を確保しつつ、効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするため、公共施設等運営権方式を導入する場合にその準備に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

国庫補助事業の対象となった公共施設等運営権方式の導入に要する経費（国庫補助金等の特定財源を除く）の2分の1とする。

3 地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費

(1) 趣旨

地方公営企業の経営健全化に資するため、地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費の全部又は一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象となる事業は、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業で、前々年度において経常収益（基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費として一般会計から当該事業に係る特別会計に繰り入れられた額を除く。）の経常費用に対する不足額（以下「経常収支の不足額」という。）を生じているもの又は前年度において繰越欠損金があるものとする。

イ 繰出しの基準額は、アの事業の職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担額（前々年度における経常収支の不足額又は前年度における繰越欠損金のいずれか多い額を限度とする。）とする。

4 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費

(1) 趣旨

地方公営企業職員に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）に規定する児童手当の給付に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は、次に掲げる地方公営企業職員に係る児童手当の給付に要する経費の合計額とする。

ア 3歳に満たない児童に係る給付に要する経費の5分の3

イ 3歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童に係る給付に要する経費

5 臨時財政特例債の償還に要する経費

(1) 趣旨

臨時財政特例債の元利償還金について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

公営企業会計において発行した臨時財政特例債の元利償還金に相当する額とする。

6 地方公営企業法の適用に要する経費（簡易水道事業及び下水道事業を除く。）

(1) 趣旨

経理内容の明確化、透明性の向上等を図る観点から地方公営企業法の適用を推進するため、地方公営企業法の適用に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

地方公営企業法の適用に要する経費に係る企業債元利償還金の2分の1とする。

7 新型コロナウイルス感染症に係る減収対策のために発行する資金手当債の利子負担の軽減に要する経費

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により資金不足の発生又は拡大が見込まれる地方公営企業が発行する資金手当のための公営企業債（以下「特別減収対策企業債」という。）の利子負担の軽減に要する経費である。

(2) 繰出しの基準

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により、当該年度末に資金不足額が発生又は拡大すると見込まれる団体が発行した特別減収対策企業債の利子支払額の2分の1とする。

8 公営企業の脱炭素化の取組に要する経費

(1) 趣旨

「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）を踏まえ、公営企業の脱炭素化を推進するため、公営企業の脱炭素化の取組に要する経費について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

企業債（脱炭素化推進事業）の元利償還金（電動バスの導入に係る元利償還金を除く。上水道事業、工業用水道事業、電気事業・ガス事業にあっては、企業債（脱炭素化推進事業）の対象となる経費）に相当する額及びバス事業における電動バス導入費のうち、一般車両を導入する場合に比して増嵩する額とする。

9 災害応急対策等に要する経費

(1) 趣旨

一般会計又は他の特別会計に係る災害応急対策等に要する経費及び他の地方公共団体の応援等に要する経費について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

一般会計又は他の特別会計に係る災害応急対策等に要した額及び災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行った被災地域の応援等に要した額とする。

第10 留意事項

再生可能エネルギー固定価格買取制度等による売電事業に要する経費の取扱い

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度等の認定を受け売電を目的とする事業に要する経費は、第1から第9までに掲げる経費には含まないものとする。

(参考資料) 令和7年度における東日本大震災に係る地方公営企業施設の 災害復旧事業等に対する繰出金について

地方公営企業繰出金については、毎年度その基本的な考え方をお示ししているところですが、東日本大震災の被害の甚大性にかんがみ、被災した地方公営企業施設の早期復旧と経営安定等を図るため、平成23年5月2日に公布・施行された「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号。以下「特別財政援助法」という。)及び国の予算等を踏まえ、同震災に係る地方公営企業繰出金について下記のとおり取り扱うこととしましたので、地方公営企業の実態に即しながら、この趣旨に沿って適切に運営されるようお願いいたします。

貴都道府県内市町村等に対しましても、周知されるようお願いいたします。なお、詳細については別途お知らせいたします。

記

1 東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業に要する経費

(1) 趣旨

東日本大震災により被害を受けた地方公営企業施設の早期復旧を図るとともに企業経営の安定に資するため、特別財政援助法第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体及び特定被災地方公共団体が加入する一部事務組合等において実施される地方公営企業の災害復旧事業(以下「公営企業災害復旧事業」という。)に係る事業費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は、それぞれ次に掲げる額の合計額とする。ア 国庫補助負担金を伴う公営企業災害復旧事業

(ア) 国がその事業費の一部を補助又は負担する公営企業災害復旧事業の事業費の額(以下「国庫補助負担基本額」という。)から国庫補助負担金の額を控除した額に、通常の建設改良において一般会計から繰り出すこととされている割合に相当する率を乗じた額

(イ) 国庫補助負担基本額から国庫補助負担金の額及び(ア)の額を控除した額の2分の1

イ 国庫補助負担金を伴わない公営企業災害復旧事業

(ア) 公営企業災害復旧事業に要する経費に、通常の建設改良において一般会計から繰り出すこととされている割合に相当する率を乗じた額

(イ) 公営企業災害復旧事業に要する経費から(ア)の額を控除した額の2分の1

ウ 上記ア(イ)及びイ(イ)において「2分の1」とあるのは、公営企業災害復旧事業に要する経費の総額から国庫補助負担金の額並びに上記ア(ア)及びイ(ア)の額を控除した額が、当該地方公営企業の営業収益の100分の50を超え100分の100までの部分については「4分の3」、100分の100を超える部分については「10分の10」とする。

2 東日本大震災に係る地方公営企業関係の復興事業に要する経費

(1) 趣旨

福島再生加速化交付金（「福島復興再生特別措置法」（平成24年法律第25号）第46条第2項に規定する交付金を含む。）を受けて施行する地方公営企業関係の復興事業（以下「公営企業復興事業」という。）に係る事業費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は、公営企業復興事業の事業費の額から福島再生加速化交付金の額を控除した額に、通常の建設改良において一般会計から繰り出すこととされている割合に相当する率を乗じた額とする。

3 東日本大震災に係る減収対策のために発行する資金手当債の利子負担の軽減に要する経費

(1) 趣旨

東日本大震災に伴う料金の減免や事業休止等により資金不足の発生又は拡大が見込まれる地方公営企業が発行する資金手当のための公営企業債（以下「震災減収対策企業債」という。）の利子負担の軽減に要する経費である。

(2) 繰出しの基準

東日本大震災に伴う料金収入の減少等により、当該年度末に資金不足額が発生又は拡大すると見込まれる団体が発行した震災減収対策企業債の償還利子の2分の1とする。

4 災害応急対策等に要する経費

(1) 趣旨

一般会計又は他の特別会計に係る災害応急対策等に要する経費及び他の地方公共団体の応援等に要する経費について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

一般会計又は他の特別会計に係る災害応急対策等に要した額及び災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行った被災地域の応援等に要した額とする。

(参考資料) 令和6年能登半島地震に係る 地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金について

地方公営企業繰出金については、毎年度その基本的な考え方をお示ししているところですが、令和6年能登半島地震の被害の甚大性にかんがみ、被災した地方公営企業施設の早期復旧と経営安定等を図るため、同震災に係る地方公営企業繰出金について下記のとおり取り扱うこととしましたので、地方公営企業の実態に即しながら、この趣旨に沿って適切に運営されるようお願いいたします。

貴都道府県内市町村等に対しましても、周知されるようお願いします。

記

1 令和6年能登半島地震に係る地方公営企業施設の災害復旧事業に要する経費

(1) 趣旨

令和6年能登半島地震により被害を受けた地方公営企業施設の早期復旧を図るとともに企業経営の安定に資するため、地方公営企業の災害復旧事業に係る事業費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 水道事業（簡易水道事業を含む。以下同じ。）及び下水道事業（流域下水道、集落排水施設及び浄化槽に係る事業を含む。以下同じ。）

繰出しの対象となる経費は、①及び②に掲げる額の合計額から③に掲げる額を控除した額とする（①及び②については、能登半島地震発災以降当該年度までの総額）。

① 国が事業費の一部を補助又は負担する地方公営企業施設の災害復旧事業の事業費の額から国庫補助負担金の額を控除した額

② 国庫補助負担金を伴わない地方公営企業施設の災害復旧事業の事業費の額

③ 令和2年度から令和4年度までの当該事業の決算における「営業収益から受託工事収益の額及び雨水に係る負担金の額を控除した額」の平均額（経営規模の適正化を実施することその他の事情がある場合は、当該事業が定める収支計画における額等）

イ 港湾整備事業

繰出しの対象となる経費は、①及び②に掲げる額とする（年度ごとの額）。

① 国が事業費の一部を補助又は負担する地方公営企業施設の災害復旧事業の事業費の額から国庫補助負担金の額を控除した額の2分の1

② 国庫補助負担金を伴わない地方公営企業施設の災害復旧事業の事業費の額の2分の1

2 令和6年能登半島地震に係る減収対策のために発行する資金手当債の利子負担の軽減に要する経費

(1) 趣旨

令和6年能登半島地震に伴う料金の減免や事業休止等により資金不足の発生又は拡大が見込まれる地方公営

企業が発行する資金手当のための公営企業債（以下「令和6年能登半島地震減収対策企業債」という。）の利子負担の軽減に要する経費である。

(2) 繰出しの基準

令和6年能登半島地震に伴う料金収入の減少等により、当該年度末に資金不足額が発生又は拡大すると見込まれる団体が発行した令和6年能登半島地震減収対策企業債の償還利子の2分の1とする。

3 災害応急対策等に要する経費

(1) 趣旨

一般会計又は他の特別会計に係る災害応急対策等に要する経費及び他の地方公共団体の応援等に要する経費について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

一般会計又は他の特別会計に係る災害応急対策等に要した額及び災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行った被災地域の応援等に要した額とする。